

ご挨拶

日本貸金業協会 会長

山下 一



このたび、平成26年度の協会活動について報告するとともに、各関係資料及び公知情報などをお届けいたします。

日本貸金業協会設立から7年、貸金業法完全施行から5年が経過いたしました。平成26年度を振り返ってみますと、最大の課題でありました多重債務問題は資金需要者と貸金業者の双方の努力によって解決に向けて大きく前進しました。

また、もう一つの課題である貸金業界の健全な運営の確保という点についても、自主規制が機能する健全な業界に近づき、着実に改善がなされてきております。

このことは、協会員の皆さまが経営にあたってコンプライアンスと協会の定める自主規制基本規則を忠実に遵守していただいた結果であると皆さまに感謝いたしております。

一方で、貸金業者と貸付残高の減少は、減少幅こそ縮小してきてはいるものの未だ歯止めが掛からない状況にあった年度でもありました。

資金需要者の利益の保護を図ることは、即ち、貸金業界の健全な発展につながる原点であります。

小口・短期・無担保・緊急という預金取扱金融機関では、取扱が難しい金融マーケットの重要な担い手として、貸金業界が適切に資金供給機能を果たすことが出来るよう、協会としても自主規制機能のなお一層の浸透を図りつつ、協会員の皆さまから寄せられるご意見、ご要望の声を真摯に受け止め、社会から信任を得ることが出来るよう、新たな課題にも取り組み、更なるサービスの充実に努めて参ります。

今後とも、ご支援ご協力を賜りますよう宜しくお願い申し上げます。

目次

ご挨拶	1
-----	---

第1編 協会活動報告

第1章 協会活動概要	4
第2章 業務に関する事項	13
I. 自主規制部門	
1. 法令・諸規則等遵守の徹底・整備・充実	13
2. 相談・苦情・紛争解決対応	24
3. 監査の実施	40
II. 貸金戦略部門	
1. 広報・啓発活動	56
III. 主任者資格部門	
1. 貸金業務取扱主任者 資格試験・登録講習・主任者登録	58
IV. 各種建議要望	
1. 平成27年度政府税制改正に関する要望	64
第3章 総会・理事会・委員会・協議会・役員等	66

第2編 財務報告

平成26年度 財務諸表及び財産目録	74
-------------------	----

第3編 資料

第1章 統計資料（金融庁・月次統計・公知情報等）	92
付録 貸金業が担う資金供給機能等の現状と動向に関する調査結果報告	129
年表	143

第1編 協会活動報告

第1章 協会活動概要

本協会は、貸金業者の業務の適正な運営を確保し、もって貸金業の健全な発展と資金需要者等の利益の保護を図るとともに、国民経済の適切な運営に資することを目的としている。

平成26年度は自主規制機関としての協会の設立目的に則し、協会員が遵守すべき貸金業関係法令等についての指導、支援の更なる強化に努めるとともに、平成25年度において検討し浮き彫りとなった貸金業界の課題の解決に向けて引き続き検討を行い、庶民金融としての貸金業の確立と社会的地位の一層の向上を目指すため、次の業務を行った。

[自主規制部門]

1. 法令、諸規則等の遵守状況把握及び効果的指導の強化

(1) 関係部門との連携による協会員への個別指導の実施

監査結果、法令等違反事案、苦情事案等から指導が必要と判断した214協会員及び新規加入の58協会員計272協会員に対しJFSA-Learningの受講を推奨し、184協会員が受講、1,485名が講習を修了した。また、協会員からの法令・諸規則等に照らした実務相談などについて、4,049件個別に対応し指導を実施した。

(2) 社内規則の点検指導等による内部管理態勢確立の支援

「システムリスク管理態勢」、「反社会的勢力による被害の防止」、「経営者保証に関するガイドライン」に係る監督指針の改正等に伴い、平成26年7月末時点の全1,244協会員に社内規則の提出を求め、未整備の協会員に対し個別に指導を実施した。また、新規加入の51協会員の社内規則を点検指導したほか、協会加入促進として新規加入予定の31業者の社内規則策定支援を実施した。さらに、協会員に業務用書式の提供(販売)を行うとともに、交付・掲示・備付などが求められる書類等を協会ホームページに掲載し周知した。

(3) 協会員のコンプライアンス態勢強化のための提供機能の充実

協会員に無償提供している「法令判例等検索システム」について、収録データ件数のアップと利便性向上の為検索仕様の改善を行った。また、JFSA-Learningの学習テキスト及び設問・解説については、関係法令の改正等に対応し、必要な修正を行った。更に、協会員からの問い合わせや業務相談などについて、代表的なものは、FAQ等として機関紙(JFSAnews)のコンプラレポート等への掲載等により、協会員への指導に反映させた。

(4) 出稿広告の審査及び指導の継続実施

協会員の広告の出稿にあたり、広告審査基準等に基づき、新聞、雑誌、テレビ、電話帳の審査対象広告708件の審査を実施し、テレビCM 2,830件、新聞・雑誌16,999件、電話帳752件の出稿広告のモニタリングを行い、法令等違反のあった1協会員に対し個別指導を実施した。なお、協会員の要請に基づき、審査対象外広告142件を確認し、個別指導を実施した。また、インターネット広告におけるバナー広告やアフィリエイト広告の出稿状況を調査し不適切な出稿のあった協会員に是正指導するとともに、非協会員やヤミ金融業者の新聞やホームページでの出稿広告を調査し、法令等違反事案については監督官庁に報告し、併せて非協会員への指導及び該当ヤミ金融業者摘発等についての要請を行った。

(5) 反社会的勢力への対応

「反社会的勢力への対応」の徹底として、協会ホームページに「反社会的勢力への対応における留意点」及び「反社情報に係る重要なお知らせ」を掲載し周知するとともに、協会員の反社会的勢力への対応支援と

して、日本信用情報機構（JICC）及び全国暴迫センター等と協議のうえ、「特定情報照会サービス」を構築し平成26年7月より本年度に限り無償で同サービスの提供を開始した。

2. 諸規則等の改定・整備

- ①「システムリスク管理態勢」、「反社会的勢力による被害の防止」、「経営者保証に関するガイドライン」に係る監督指針等の一部改正案に対応した「自主規制基本規則」及び同細則の一部改正案について、協会員へ意見募集を行い、その結果を踏まえて各委員会及び理事会へ付議し、金融庁の認可等により協会ホームページに公表し協会員へ周知した。また、「特定情報照会サービス運営規則」の新設及び「自主規制基本規則」等の改正について自主規制会議等で承認後協会ホームページに公表し協会員へ周知した。更に、情報セキュリティー管理、サイバーセキュリティー管理等の「システムリスク管理態勢」に係る監督指針の一部改正案の公表に対応し、協会員に意見募集のうえ、当協会で行きまとめを行い、当局へ意見提出した。
- ②「犯罪収益移転防止法」における、「特定事業者の体制整備等の努力義務の拡充」等を追加した改正案の内容を協会ホームページに公表し協会員へ周知した。

3. 協会員に対する監査の実施

本協会の監査は、貸金業務の適正な運営と資金需要者等の信頼を確保することを目的として、協会員の手令若しくは定款、業務規程その他の規則の遵守状況並びに協会員の営業及び財産の状況等を定款に基づき実施している。

協会の監査には一般監査と特別監査があり、一般監査は、協会員の主たる営業所及び従たる営業所等に訪問して帳簿等を監査する「実地監査」と、協会員から本協会に提出を求めた報告書等に基づいて監査する「書類監査」がある。特別監査は、法令・諸規則に抵触するおそれのある苦情が多数寄せられた協会員、監督官庁からの要請があった協会員及び実態把握が必要と認められた協会員に対し行う「機動的監査」と、協会の書類監査等で改善報告を求めた協会員に対して実地監査により点検を行う「フォローアップ監査」がある。

平成26年度は、実地監査と書類監査の更なる活用による効率的な監査の実施に配意しつつ、協会員の規模・特性等に応じた監査手法、監査項目の選択を行うなど監査対象協会員に適合した監査及び改善指導を実施した。

(1) 実地監査

実地監査については、123協会員に対して実施した。このうち一般監査は、109協会員に対して実施し、特別監査は、書類監査のフォローアップ監査として書類監査報告書で指摘が多かった協会員及び特に実態把握が必要と認められた協会員、計14協会員に対して実施した。

実地監査の結果、指摘事項があった48協会員、指摘件数88件について、改善指導等を行った。

(2) 書類監査

書類監査については、平成26年12月末現在の全協会員（1,238協会員）を対象に、業務実態に即した書類監査を平成27年1月から2月にかけて実施した。

監査結果については、平成27年6月に協会員あてに通知するとともに、法令等に抵触するおそれの指摘があった67協会員、指摘件数170件に対して、改善報告書の提出を求めた。

(3) 行政との連携

本協会が実施する監査に関し自主規制機関としての機能を発揮するためには、行政庁等との連携が不可欠である。このため、「貸金業者向けの総合的な監督指針」に基づき、監督当局との連携強化に努めているところである。

具体的には、実地監査に併せた登録行政庁、消費者団体及び警察への訪問による情報交換を行ったほ

か、登録行政庁への監査結果等の情報提供に加え、行政庁主催の会議への参加等、協会の監査業務等について説明を行った。

(4)貸金業法完全施行後の貸金業の実態把握

平成22年度から継続している経営者質問において、法改正の影響や見直し項目に対する協会の考え方は概ね把握できたため、平成26年度は協会会員への指導・育成を図ることにより貸金業界の健全化をより推し進める観点から、協会会員が今後如何に貸金業を営んで行こうとしているかの実態把握を行うことを目的とし、協会会員の経営上の課題や資金需要者に対する経営者の考え方まで踏み込んだヒアリングを実施した。

4. 法令等違反に対する措置及び指導

- ①法令等違反の届出が552事案あり、定款等に基づき2協会員に対して処分、9協会員に対して文書による注意を行い、改善指導を行った。
- ②協会員における法令等違反の再発等の防止については、処分等の対象となった協会員に対しては、再発等防止のための改善策等の策定及び実行状況等についての報告を求めるとともに、処分等は不要であるとされた事案についても、規律委員会での審議の結果をそれぞれの協会員に通知する際に、改めて法令等違反の再発等の防止について注意喚起を行った。
- ③規律委員会が開催された都度、同委員会でも審議された法令等違反事案の一部をJFSAnewsで紹介し、協会員に法令等違反の発生防止について改めて注意を喚起した。

5. 相談・苦情・紛争解決対応

貸金業相談・紛争解決センター（以下「相談・紛争解決センター」という。）は、貸金業界における指定紛争解決機関（金融ADR）として、「資金需要者等からの相談及び苦情の申立て等に対し、中立公正な対応と迅速かつ適切な解決に努め、資金需要者等の利益の保護を図る」ことを目的として業務を行っている。

平成26年度の事業計画における相談・紛争解決センターの基本方針及び相談・苦情・紛争解決受付状況（概要）は以下のとおりである。

【平成26年度事業計画（基本方針）】

(1)資金需要者等の利益の保護及び貸金業務への信頼の確保

相談・苦情・紛争解決事案に対して中立・公正な立場で迅速・丁寧に対応するとともに、事案内容に応じた適切な処理を行い、資金需要者等の利益の保護を図ることをもって貸金業務への信頼を確保する。

(2)情報収集・分析・発信機能の強化

相談・苦情事案における資金需要者等の動向や生の声等から有効情報を選別し、貸金業者への指導に活用するとともに協会内自主規制部門へのフィードバックを行う。

(3)資金需要者等の一層の相談機会を拡充

他の関係機関との多面的な連携を通じて、協会認知度の一層の向上を図り、資金需要者等の利用機会の拡充に繋げる。

(4)相談員の相談対応力向上及びカウンセラーの養成

相談員の実務能力向上を図るための教育訓練を継続実施する。

(5)協会員における顧客対応の側面支援

前年度（平成25年度）に実施した業務研修会を踏まえ、カウンセリング手法を活用した業務の一層の推進及び定着化を図るための支援を行う。

(6)支部のサポート強化

支部が行う資金需要者等からの相談・苦情・紛争解決対応のサポート、協会員及び行政機関等との連携強化に係る活動を支援する。

【平成26年度 相談・苦情・紛争解決受付状況（概要）】

▶総アクセス数

平成26年度（平成26年4月1日～平成27年3月31日）における受付件数は、「相談」が34,294件、「苦情」が94件であり、相談・苦情の小計は、34,388件であった。また、「紛争」の12件を加えた総アクセス数は34,400件となっている。

▶相談

相談として対応した件数は、34,294件であり、月間の平均件数は2,857件であった。

前年度との比較では、-1,670件（-4.6%）であった。

▶苦情

苦情として受理した件数は94件であり、月間の平均件数は7.8件であった。前年度との比較では、-1件（-1.1%）であった。

▶紛争

紛争事案の受理件数は12件であり、前年度との比較では-5件（-29.4%）であった。

▶貸付自粛

協会の各都道府県支部を窓口として、「登録」が1,952件であり、前年度と比較すると+206件（+11.8%）であった。また、「撤回」の644件、「訂正」の5件を合わせた処理合計は、2,601件で、同+287件（+12.4%）であった。

▶広報・講演等活動状況

- ・平成26年10月20日、10月22日の両日、消費者と深いかかわりをもつ消費者団体（14団体）へ、第4回目となる活動報告会を開催した。
- ・平成26年12月、国民生活センター理事長・理事等との第2回目となる意見交換会を実施し、一層の連携強化を図った。
- ・144か所の消費生活センターを対象としてアンケート調査を実施し、多重債務関連相談の受付状況及び貸金業界に対する消費者の声等の収集を行った。
- ・財務局、国民生活センター、消費生活センター、消費者団体等の要請に基づき、当該機関等が消費生活相談員等の対応能力向上を目的として実施する研修に講師を派遣した。
- ・一層の連携強化による資金需要者等の相談機会拡充を目的として、全国の主要な消費生活センター133か所に対して延べ223回の訪問を行なった。
- ・東京都多重債務問題対策協議会が主催する「一都三県ヤミ金融被害防止合同キャンペーン（平成26年6月9日、11月18日）へ参加・協力した。
- ・協会ホームページ「家計管理診断・消費行動診断サイト」について、利用者にとってわかりやすく活用しやすいサイトとなるよう必要な改修を行った。
- ・金融ADR制度リーフレットを作成し、行政庁及び消費生活センター等へ配布した。
- ・協会員からの要請に基づき、融資及び返済等の相談に従事する社員に対し、顧客対応におけるカウンセリング手法を活用したアプローチ方法を提案した。
- ・指定紛争解決機関として、相談・苦情・紛争解決の受付及び処理状況並びに関連情報等を加入貸金業者（非協会員含む）に提供するため、「センターだより」を4回発行した。

[貸金戦略部門]

1. 積極的な広報の実施

業界の社会的評価の向上と協会の認知度向上を図ることを目的に、業界健全化の進展状況や自主規制機関としての活動状況について以下のとおり、広報活動を行った。

(1) 「季刊JFSA」の刊行

業界健全化の進展状況や業界の課題について、広く社会の理解を得るため、「貸金業の課題に関する論点整理」や公益理事インタビュー等を掲載した「季刊JFSA」を平成26年4月末と11月末に刊行し、協会員や業界関係者等に広く配布した。

(2) 年次報告書の刊行

平成25年度の協会活動や統計情報、貸金業の課題を掲載した「平成25年度 年次報告書」を平成26年9月末に刊行し、協会員や業界関係者等に広く配布した。

(3) 調査研究結果等の公表

調査研究の結果等を、協会の定期刊行物や協会ホームページ等で公表するとともに、金融庁及び日本銀行各記者クラブへのニュースリリースを行った。

(4) 「JFSAnews」の刊行

協会員の法令等遵守態勢の確立支援を図るため、また協会活動状況等をお知らせするため、「JFSAnews」を毎月刊行し、協会員等に配布した。

(5) その他

- ①協会ホームページを通じて協会活動等に関する情報をタイムリーに発信した。
- ②業界誌に協会活動の記事を寄稿し、協会活動を広く広報した。

2. 資金需要者等への金融に関する知識の普及及び啓発

貸金業に係る金融知識の普及及び啓発、ヤミ金融の被害防止等に関する注意喚起、貸金業相談・紛争解決センターの活動等を通じて、資金需要者等の利益の保護を図ることを目的とした啓発活動を次のとおり行った。

(1) 資金需要者等を対象としたリーフレット類の製作及び配布

- ①小冊子「ローン・キャッシングQ&A BOOK」を17万部製作し、各自治体の成人式及び消費生活センター等へ無償配布した。
- ②金銭教育教材「くらしとローン・クレジット」を希望する教育機関等に継続して配布した。
- ③ヤミ金融被害防止ポスター及びリーフレットを継続して配布した。
- ④貸金業相談・紛争解決センター案内リーフレットを継続して配布した。
- ⑤金融ADR制度リーフレットを継続して配布した。

(2) 講師派遣・出前講座の実施

高等学校、大学のほか、一般消費者等を対象とした消費者啓発のための出前講座を延べ6回実施し、325人の参加があった。また、講師派遣として相談窓口担当者向け講座を延べ22回（参加者861人）、企業向け講座を延べ10回（参加者187人）実施した。

(3)協会ホームページの活用

協会ホームページ内の悪質業者一覧の掲載更新を行い、資金需要者等にヤミ金融との接触防止に関する注意喚起を行った。

(4)その他

- ①東京都、神奈川県、千葉県、埼玉県の一都三県が開催した「一都三県ヤミ金融被害防止合同キャンペーン」(平成26年6月、11月)に参加し、当協会を含む全14機関が特設会場において消費者啓発教材等の配布や、キャンペーングッズの街頭配布を行った。
- ②金融庁の依頼により多重債務者向け相談窓口の案内ポスターを協会員に配布し、掲示協力依頼した。(平成26年9月、10月)

3. 貸金業の現状等に係る調査研究の実施

(1)調査研究活動の概要

改正貸金業法の完全施行から4年が経過し、資金需要者等に対して貸金業が担う社会的役割及び健全な資金供給機能が的確に発揮されているのかなど、協会がこれまで継続して検証してきた業界動向等の実態把握を目的として、「資金需要者」と「貸金業者」を対象とした各種調査を次のとおり行った。

実施時期	実施内容	対象	備考
平成26年11月～平成27年1月	貸金業者向け調査	協会員、非協会員	平成27年3月27日 公表
平成26年11月～12月	資金需要者向け調査	資金需要者	
平成26年4月～平成27年3月	月次実態調査 (※平成27年3月末現在55社)	協会員	毎月公表

(2)調査結果の公表

- ①統計資料としての連続性の観点や、自主規制機関としての位置付け等を鑑み、実施した各アンケート調査結果をひとつに取りまとめ、「貸金業が担う資金供給機能等の現状と動向に関する調査結果報告」として公表を行った。
- ②貸金業界のトレンドを捉えた統計情報として、月次で「月次統計資料」の公表を行った。

4. 法令等に関する調査研究及び政府等への建議要望

貸金業に関する税制の諸問題を調査研究し、次のとおり政府等に建議要望した。

- ①平成26年7月16日、金融庁に提出した。
- ②平成26年10月22日、民主党「財務・金融部門会議」において要望した。
- ③平成26年10月28日、自由民主党「予算・税制等に関する政策懇談会」において要望した。

5. 研修の実施

全国10地区で開催された地区協議会と併設して業務研修会を開催し、当協会自主規制部門担当部長による「反社会的勢力への対応について」をテーマにした講義及びそれに関する質疑応答を行った。協会員、非協会員合計で850業者1,212人の出席があった。また、東京と大阪にて、協会員を対象とした「マイナンバー制度」に関する業務説明会を開催し、内閣府担当者及び特定個人情報保護委員会事務局担当者より内容の説明があった。

6. 協議会活動状況

- ①平成26年6月19日から7月24日にかけて全国10箇所で開催し、第7回定時総会報告を含む協会運営状況の報告を行った。協会員からは、協会運営上の要望事項等を聴取し、意見交換を通じて相互の理解促進を図った。
- ②平成26年12月5日に地区協議会正副会長懇談会を開催し、地区協議会開催状況及びその他協会の諸活動について報告を行うとともに、協会の中期的活動の方向性について意見交換を行った。

[自主規制・貸金戦略部門]

1. 法令・諸規則等の改定検討

貸金業関係法令等における貸金業務の課題について、平成26年度も金融庁と意見交換を行った。

[主任者資格部門]

1. 資格試験の実施

- ①全国17試験地（19会場）において平成26年度貸金業務取扱主任者資格試験を1回実施した。
- ②試験の結果

試験日	平成26年11月16日（日）
受験申込者数	11,549人
受験者数	10,169人
受験率	88.05%
合格者数	2,493人
合格率	24.52%
合格基準点	30点
合格発表日	平成27年1月9日（金）

2. 主任者登録事務の実施

貸金業務取扱主任者の登録（登録更新含む）及び変更等に関する事務を正確かつ迅速に実施した。（平成26年4月1日から平成27年3月31日）

登録申請書受理件数	3,564件
登録完了通知発送件数	2,706件
更新完了通知発送件数	1,234件
登録の変更・取消し・拒否件数	2,548件
登録抹消件数	1,111件
平成27年3月31日現在登録主任者数	29,391人

3. 登録講習事務の実施

(1) 登録講習

- ①平成26年度貸金業務取扱主任者講習実施計画に基づき、全国10地域において、平成23年度に主任者登録を受け更新時期を迎えた者を中心として14回の登録講習を実施した。
- ②講習の実施及び結果

受講申込者数	2,197人
受講者数	2,151人
受講率	97.9%
修了者数	2,151人

③マイページを活用した主任者活動支援策の実施

主任者活動の支援を目的として、主任者専用サイト（マイページ）に掲載している、貸金業法及び関係法令等の改正状況、貸金業に関する各種判例、金融検査結果事例集等の関係資料を新規作成及び更新した。

【総務部門】

(1) 協会員数の推移（平成26年4月～27年3月）

	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	計
加入	6	3	3	5	2	5	9	3	4	7	4	3	54
退会	▲4	0	▲2	▲2	0	▲1	0	▲4	0	▲1	▲1	▲5	▲20
廃業	▲3	▲2	▲5	0	▲1	▲6	▲8	▲4	▲2	▲13	▲3	▲12	▲59
不更新	▲1	0	0	0	0	▲2	0	0	0	0	▲1	▲1	▲5
登録取消	0	0	0	0	0	0	▲1	0	0	0	▲1	0	▲2
月末協会員数	1,244	1,245	1,241	1,244	1,245	1,241	1,241	1,236	1,238	1,231	1,229	1,214	
協会加入率	59.2%	59.4%	59.4%	59.6%	59.6%	59.8%	60.1%	60.0%	60.1%	60.4%	60.7%	60.4%	

(2) 協会加入促進

- ①平成26年度の協会加入は54業者であり、平成27年3月末日で協会員数は1,214協会員となった。前年度末に比べ協会員数は32協会員減少したが、加入率は1.4%上昇し、60.4%となった。
- ②本部と支部連携の下、社内規則策定や登録申請手続きの支援を行う「貸金業者登録申請に関する支援制度」を活用し、新規貸金業者登録及び登録更新を迎える非協会員業者を中心に加入促進を実施した。
- ③新規登録業者及び非協会員の情報取得のため、支部と各行政庁との連携強化を促し、非協会員との接点強化と支援制度の有効活用による加入促進活動を推進した。
- ④貸金業者登録の手続きが円滑にできるよう非協会員向けの支援制度や、反社会的勢力への態勢整備のため協会員向けの支援策として新たに提供を開始した「特定情報照会サービス」を協会ホームページ、機関誌「季刊JFSA」及び「貸金業相談・紛争解決センターだより」で積極的に広報し、加入促進を図った。
- ⑤貸金業者登録の更新を迎え、更新手続き準備に入る非協会員に対してダイレクトメールにより協会の支援制度や協会加入メリットの案内を送付し、協会加入を促した。
- ⑥主要行政庁への直接訪問や財務局主催の貸金業監督者合同会議等で協会活動の理解を深めるとともに非協会員に対して協会員と同等の態勢整備を促すような行政からの指導・監督をお願いし、行政庁との連携強化と加入推奨を依頼した。
- ⑦東京都が主催する「登録更新時研修会」に参加して協会の自主規制機能を始め、協会業務を説明するとともに、非協会員向けの支援制度や特定情報照会サービスなどを紹介し、加入促進を実施した。

(3)財務局及び都道府県行政への協力

- ①貸金業者の登録申請・更新・変更等の申請書類の受付事務を財務局や各都道府県から委託を受け、円滑に業務処理を行った。
- ②「貸金業登録申請書・届出書」や「事業報告書」、「業務報告書」の様式とその記載の手引きをホームページの協会員専用サイトに掲載し、協会員の事務負担軽減を図った。
- ③機関紙「JFSAnews」及び「貸金業相談・紛争解決センターだより」を活用し、貸金業務取扱主任者の登録講習・更新申請漏れの防止や登録申請書や変更届を提出する際の注意点を告知し、注意喚起を図った。

(4)本部組織の改正

自主規制機関としての業務運営や協会員へのサービス業務等が定着しつつある一方で、協会員数や会費収入の減少等、協会を取り巻く環境が大きく変化してきているため、より一層の業務の合理化、効率化を図る観点から、平成27年度に向け一部の部門の担当業務の他部門への移管等に係る組織の見直しを行った。

(5)規則の改正

- ①平成26年6月10日の第7回定時総会において定款の改正が決議されたことを受け、「研修規則」及び「研修規則に関する細則」並びに「人事推薦合同委員会規則」について所要の改正を行った。
- ②一部の部門の担当業務の他部門への移管等に係る本部組織の改正に伴い、「事務局運営規則」の改正を行った。

(6)内部監査の実施及び役職員のコンプライアンスの徹底

協会業務の整備及び運用状況を検証し、業務の有効性を評価することにより、内部管理態勢の定着と安定を図ることを目的として、本部8部署及び12都道府県支部を対象に内部監査（支部においては書面監査）を実施した。また、自主規制機関としての役職員のコンプライアンス向上のための研修を行うなど周知徹底を図った。

第2章 業務に関する事項

I. 自主規制部門

1 法令・諸規則等遵守の徹底・整備・充実

1. 法令改正等対応

(1) 「犯罪による収益の移転防止に関する法律の一部を改正する法律」対応

金融庁から事前に説明があったことを踏まえ、疑わしい取引の判断方法の明確化、コルレス契約締結時の厳格な確認、事業者が行う体制整備等の努力義務の拡充等を主な内容とする「犯罪による収益の移転防止に関する法律の一部を改正する法律」に関し、その改正案の概要等を、平成26年9月29日及び平成26年10月15日に協会ホームページに掲載し協会員に対し周知を図った。なお、同法は平成26年11月27日に公布された。

(2) 「印紙税法」改正対応

平成26年4月23日付「[領収証]等に係る印紙税の非課税範囲の拡大に関する周知について(依頼)」による金融庁からの依頼を踏まえ、「印紙税法」の一部改正により、平成26年4月1日以降に作成される「金銭又は有価証券の受取書」について、従来は記載された受取金額3万円未満のものが非課税とされていたが5万円未満に変更されたこと等に関し、平成26年4月25日に「[領収証]等に係る印紙税の非課税範囲の拡大に関する金融庁からの周知要請について」を協会ホームページに掲載し協会員に対し周知を図った。

(3) 「消費税転嫁対策特別措置法」の遵守に関する周知徹底要請

「消費税転嫁対策特別措置法」に関しては、平成25年12月19日付「金融庁からの消費税転嫁対策特別措置法の遵守についての要請について」により、協会員に対応を要請していたところであるが、貸金業者が公正取引委員会から同法に反する行為があったとして是正勧告を受け、金融庁から、平成27年3月27日付「消費税転嫁対策特別措置法の遵守に関する周知徹底についての要請」が本協会あて発出された。

それを踏まえ、平成27年3月30日に「消費税転嫁対策特別措置法の遵守に関する周知徹底要請について」を協会ホームページに掲載し、同様の行為の有無の確認及び発見された場合の可及的速やかな是正等を協会員に対し要請した。

(4) 「貸金業者向けの総合的な監督指針」改正対応

- ① 反社会的勢力との関係遮断に係る「貸金業者向けの総合的な監督指針」の一部改正(平成26年2月25日改正案公表、平成26年6月4日適用)について、金融庁のパブリックコメントの回答結果(平成26年6月4日公表)を協会ホームページにおいて周知するとともに、協会の意見書とそれに対する金融庁の考え方を取りまとめ、貸金業関連資料として掲載した。
- ② 上記①の改正等を踏まえ、「貸金業の業務運営に関する自主規制基本規則」、「業務の適正な運営に関する社内規則策定にあたっての細則」、「社内規則策定ガイドライン(「個別ガイドライン」及び「規程記載例)」の見直しを行い、平成26年6月10日、一部改正を行った(詳細は後記参照)。
- ③ 情報セキュリティー管理、サイバーセキュリティー管理等、システムリスク管理態勢の強化等に係る「貸金業者向けの総合的な監督指針」の一部改正案(平成27年2月13日公表)について、平成27年2月16日協会ホームページにおいて周知するとともに協会員に意見等を求めた。また、寄せられた意見等を集約等し、意見書として平成27年3月13日に金融庁へ提出した(本協会提出意見及び金融庁の考え方については協会ホームページ「貸金業関連資料」に掲載)。

(5)「経営者保証ガイドライン」対応

「経営者保証ガイドライン」に関し、一般社団法人全国銀行協会が取りまとめた「『経営者保証に関するガイドライン』保証債務履行時における実務対応に係る意見交換会」での質疑応答の概要を平成26年4月4日協会ホームページに掲載した。また、金融庁の「『経営者保証に関するガイドライン』の活用に係る参考事例集」(平成26年6月4日公表、12月25日更新)、一般社団法人全国銀行協会及び日本商工会議所の経営者保証に関するガイドライン研究会「『経営者保証に関するガイドライン』Q & A の一部改定」(平成26年10月1日公表)をそれぞれ平成26年6月12日、10月2日、12月26日に協会ホームページに案内文書に掲載し協会員に対し周知を図った。

2. 適切な業務の確保に係る周知・要請

- (1)ソフトウェアの脆弱性を悪用したサイバー攻撃の事例が報告されたことを受け、協会ホームページに「OpenSSLの脆弱性について」(平成26年4月16日、6月12日)、「Apache Strutsに関する脆弱性について」(平成26年4月28日)、「Internet Explorerの未修正の脆弱性について」(平成26年5月2日、5月7日)を掲載し、注意喚起を行った。
- (2)株式会社整理回収機構より、サービサー機能を活用した反社債権の買取り制度の積極的な活用について協力要請があったことを受け、当該制度の説明資料を平成26年4月28日に協会ホームページに掲載し協会員に対し周知を図った。また、同制度の利便性を高めるため、同機構が行うアンケート調査への協力要請を平成26年12月25日に協会ホームページにて行った。
- (3)株式会社全銀電子債権ネットワークが有する「でんさいネット商標」等の取扱いにつき、商標法、著作権法及び不正競争防止法等に反し、無断で当該商標等が使用されているという同社からの指摘を踏まえ、平成26年12月3日協会ホームページにて当該商標の取扱いに関する注意喚起を行った。
- (4)「反社会的勢力による被害の防止」対応
 - ①平成26年6月の「貸金業者向けの総合的な監督指針」の一部改正により、反社会的勢力との関係遮断に向けた取組みの推進が求められたことを踏まえ、反社会的勢力への対応における論点や注意点等につき検討を行い、「反社会的勢力への対応における留意点」を取りまとめた(平成26年9月1日協会ホームページに掲載)。
 - ②反社情報を一元的に管理したデータベースの構築体制等が求められることとなったことを踏まえ、「反社情報に係る重要なお知らせ」を平成26年9月17日に協会ホームページに掲載、協会員及び非協会員に対し周知した。また、協会員の当該対応の対応支援として、日本信用情報機構(JICC)及び全国暴力追放運動推進センター等と協議の上、「特定情報照会サービス」を構築し、平成26年7月より同サービスを提供し、平成27年2月からは、事後検証の態勢整備を支援する「フィードバックサービス」も開始した。

3. 社内規則の支援及び指導

(1)社内規則策定ガイドライン(「個別ガイドライン」及び「規程記載例」)の一部改正

「貸金業の業務運営に関する自主規制基本規則」及び「業務の適正な運営に関する社内規則策定にあたっての細則」の一部改正に伴い、平成26年6月10日に社内規則策定ガイドラインについて所要の改正を行った。

主な改正については、「貸金業者向けの総合的な監督指針」で一部改正された、「システムリスク管理態勢」、「経営者保証に関するガイドライン」及び「反社会的勢力による被害の防止」に係るものとなる。

(2)全協会員の社内規則の点検

本協会では、平成23年度に全協会員の社内規則を点検したが、新たに、平成26年7月末時点の全協会員1,243業者を対象に社内規則策定ガイドラインの平成26年度の改正項目を重点に全件点検を行った。

点検結果については、本年1月に各協会員へ通知し、修正等が必要な社内規則については個別に指導した。なお、平成26年7月以降に加入した協会員については、加入申請時に社内規則の点検を全件実施している。

(3)貸金業者登録申請の支援

平成26年度に貸金業者登録申請の支援として31業者の社内規則策定の相談及び支援を実施した。
なお、支援した当該業者については本協会へ加入している。

4. 業務研修会等の開催

(1)業務研修会の概要

本協会では、毎年度、全国10地区において、各地区内のすべての貸金業者（協会未加入業者を含む）を対象として、貸金業務に必要な知識の向上を図るための研修を実施しており、本年度は下記の日程で、「反社会的勢力への対応」をテーマに講義を行い、各会場合計で1,212名が出席した。

研修会出席者には、講演内容に関するアンケートを実施した。その結果によると、[表1]のとおり、「良かった」「普通」との回答が9割を超えている。

平成26年度業務研修会開催実績（開催日順）

地区	開催日	会場
沖縄県	6月19日(木)	パシフィックホテル沖縄(那覇市)
東北	6月24日(火)	ハーネル仙台(仙台市青葉区)
北海道	6月26日(木)	ホテルさっぽろ芸文館(札幌市中央区)
東海	7月1日(火)	愛知県産業労働センター・ウインクあいち(名古屋市中村区)
近畿	7月2日(水)	大阪会館(大阪市中央区)
北陸	7月3日(木)	金沢勤労者プラザ(金沢市)
四国	7月8日(火)	アルファあなぶきホール(高松市)
中国	7月9日(水)	ホテルセンチュリー21広島(広島市)
関東	7月18日(金)	砂防会館別館シェーンバツハサボー(千代田区)
九州	7月24日(木)	アクロス福岡(福岡市中央区)

[表1] アンケート集計結果

地区	良かった		普通		不満		無回答	
	件数	割合	件数	割合	件数	割合	件数	割合
沖縄	13	40.6%	18	56.3%	1	3.1%	0	0.0%
東北	21	39.6%	29	54.7%	2	3.8%	1	1.9%
北海道	16	36.4%	25	56.8%	3	6.8%	0	0.0%
東海	22	31.4%	43	61.4%	3	4.3%	2	2.9%
近畿	43	30.9%	84	60.4%	7	5.0%	5	3.6%
北陸	9	40.9%	13	59.1%	0	0.0%	0	0.0%
四国	16	47.1%	18	52.9%	0	0.0%	0	0.0%
中国	12	36.4%	17	51.5%	4	12.1%	0	0.0%
関東	141	37.8%	207	55.5%	21	5.6%	4	1.1%
九州	35	34.7%	57	56.4%	8	7.9%	1	1.0%
合計	328	36.4%	511	56.7%	49	5.4%	13	1.4%

(2)説明会等の概要

平成28年1月から利用が開始されるマイナンバー（社会保障・税番号制度）の概要と民間事業者の対応などについて、協会員を対象に、下記の3会場で説明会を実施した。講師には、同制度を管轄する内閣官房社会保障改革担当室と特定個人情報保護委員会の各担当者を招いた。

現状では、マイナンバーは貸金業の業務に対して直接の影響はないと考えられるが、民間事業者として、税や社会保障などの手続きにおいてマイナンバーの取り扱いが必要になることから、各回とも多数の参加者が集まり、制度開始に向けて必要な諸準備について、熱心に説明を聞く姿が見られた。

開催日	会場	参加者数
平成27年3月13日	東京会場(損保会館)	149協会員(204名)
平成27年3月18日	大阪会場(AP大阪淀屋橋)	124協会員(152名)
平成27年3月26日	東京会場(損保会館)	124協会員(192名)

5. コンプライアンス態勢強化のためのサービス提供

(1) 学習支援プログラムの提供

貸金業法等が求める貸金業者のコンプライアンス態勢を確立し、貸金業関係法令等に基づく適正な業務の遂行を確保するべく、協会の従業員を対象とした学習支援プログラム「JFSA-Learning」による研修・指導を実施した。

平成26年度における受講対象は、前年と同様に①新規入会協会員、②法令等違反届・監査結果、資金需要者からの苦情等から指導が必要と判断された協会員とした。

また、平成26年度は、監督指針（経営者保証に関するガイドライン、システムリスク管理態勢、反社会的勢力への対応）等の改正に伴い、コンテンツの改訂を行った。

学習支援プログラム「JFSA-Learning」

法令等遵守態勢整備の観点から、協会が必要と判断した協会員に無償提供するe-ラーニング機能（インターネットを活用した教育システム）を活用した学習システムであって、協会員の従業員への貸金業法に基づく研修・指導をサポートするもの。

平成24年7月から実施している本プログラムは、学習テキストと、学習テキストを基に作成された理解度テストの二つから構成され、理解度テストに解答することで学習の理解度が測定できる。

平成26年度学習支援プログラム「JFSA-Learning」実施結果

【合計】

受講状況	対象協会員	受講協会員	全受講生が修了した協会員	修了した受講生数
	272社 / 5,184名	184社 (67.6%) / 1,902名	101社 (54.9%) / 583名	1,679名

【内訳】

《新規入会協会員》

受講状況	対象協会員	受講協会員	全受講生が修了した協会員	修了した受講生数
	58社 / 399名	44社 (75.9%) / 216名	28社 (63.6%) / 156名	165名

《指導対象協会員》

受講状況	対象協会員	受講協会員	全受講生が修了した協会員	修了した受講生数
	214社 / 4,785名	140社 (65.4%) / 1,686名	73社 (52.1%) / 427名	1,514名

(2) 法令・判例等検索システムの提供

協会員の要望に応じて平成23年7月より、協会員に対して、法令・判例等に照らした業務の適切性、適正性確保のインフラ整備のためのツールとして「法令・判例等検索システム」を協会員専用サイトにおいて無償提供している。

「法令・判例等検索システム」は単に法令と判例のデータベースではなく、協会独自のカスタマイズとして、行政・協会の処分事例、協会の各種規定及び行政のパブリックコメントを収録しており、法令や各種規定の改正、制定に適時対応し、収録データの充実を図っている。

「法令・判例等検索システム」の主な内容

収録データ	
▶ 法 令	約11,000法令
▶ 判 例	約23万件
▶ 更新頻度	随時

6. 問合せ等に対する指導の実施及び業務用書式等の改訂による内部管理態勢確立の支援

(1) 電話等による協会員からの業務上の各種問合せへの対応状況

協会員からの法令や諸規則等に照らした実務相談や社内規則策定、さらには広告出稿審査等に係る相談や問合せ等に対応している。

協会員からの各種問合せ件数

(単位:件)

分類 \ 年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度
社内規程等	152	541	1,518	217	728	1,402
広告勧誘等	1,457	1,411	840	565	536	380
法令等解釈	4,249	5,470	1,607	1,679	1,633	1,201
書書類関係	296	734	220	208	216	146
ID/パスワード	5	0	0	—	—	—
JFSA-Learning 関係	—	—	—	316	309	251
その他	476	942	244	488	214	669
計	6,635	9,098	4,429	3,473	3,636	4,049
(月平均)	553	758	369	289	303	337

平成26年度は、総問合せ件数4,049件となり、前年度比413件の増加となった。

分類項目に目を向けると、「社内規程等」については、平成26年度は、平成26年6月より適用となった改正監督指針を踏まえた「社内規則策定ガイドライン（「個別ガイドライン」及び「規程記載例」）」の改定及び平成26年8月より実施している協会員の社内規則の点検等に関する問合せが増加し、前年度比674件増の1,402件となった。

また、「法令等解釈」、「JFSA-Learning 関係」、「広告勧誘等」、「書書類関係」については、いずれも前年度から減少となった一方で、「その他」として、平成26年7月より開始した「特定情報照会サービス」及び平成27年2月より開始した「フィードバックサービス」関連の問い合わせが増加した。

なお、代表的な問合せ内容については、FAQ等として協会ホームページに掲載する他、機関紙に「コンプラレポート」等として掲載している。

(2) 業務用書式及び法定交付書類等のひな型の提供等

貸金業者の業務支援として、貸金業法において交付・掲示・備付等が規定されている書類等（以下、「法定交付書類等」という。）に関し、業務用書式を販売している。また、当該書式を協会ホームページにも掲載している。

その他、販売をしていない「法定交付書類等」についても同様にホームページに掲載している。

業務用書式及び法定交付書類等のひな型一覧

	書式名	根拠法令等
1	※借入申込書(顧客カード)	監督指針II-2-13-(1)①口
2	従業者証明書	法12条の4第1項
3	従業者名簿	法12条の4第2項
4	貸付条件表	法14条
5	○貸付契約事前説明書	法16条の2第1項
6	※連帯保証契約概要説明書	法16条の2第3項
7	○※連帯保証契約詳細説明書	法16条の2第3項
8	※連帯保証契約詳細説明書補足説明書	法16条の2第3項
9	○※借用証書	法17条第1項
10	○※連帯保証契約書	法17条第3項
11	※領収書	法18条
12	特定公正証書作成事前説明書	法20条第3項
13	債権譲渡通知書(譲渡人が譲受人に対し交付する通知)	法24条第1項
14	借入計画書(事業資金/つなぎ融資/創業資金)	施行規則10条の23第2項第4号
15	交渉経過記録簿(法19条帳簿の一部)	施行規則16条第1項第7号
16	個人情報取扱同意書(CIC社申込書用)	法41条の36第1項
17	個人情報取扱同意書(CIC社契約書用)	法41条の36第2項
18	※個人情報取扱同意書(JICC社申込書用)	法41条の36第1項
19	※個人情報取扱同意書(JICC社契約書用)	法41条の36第2項

(注) ○印があるひな型については、協会員以外の方も協会ホームページで確認可能。
 ※印があるひな型については、協会員向けの業務用書式として協会拠点支部等にて販売。

7. 出稿広告の審査・支援・指導

(1) 広告出稿審査の年度別実施状況

協会員の重要な営業活動である広告が、かつて誇大広告や多重債務者への引き金となる等問題視されたこと等を踏まえ、資金需要者等による業者及び商品選択にきわめて大きな影響を与えることから、「貸金業の業務運営に関する自主規制基本規則」第43条に基づき、平成20年8月の新聞・雑誌より順次テレビ、電話帳に出稿される個人向け無担保無保証貸付けの契約に係る広告について事前の出稿審査を実施しており、また、広告出稿審査対象の広告が、協会の承認を受けて出稿されているかどうかのモニタリング調査を平成20年10月から実施している。

広告出稿審査の新規申請件数

(単位:件)

媒体(審査開始時期)	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度
新聞・雑誌(H20年8月より)	662	570	866	403	351	281	455
電話帳(H21年8月より)	—	179	264	194	192	137	160
テレビ(H20年9月より)	31	92	113	103	146	106	77
合計	693	841	1,243	700	689	524	692
初回承認率※	63.6%	62.1%	60.7%	72.7%	94.5%	98.3%	97.5%

(注) 初回承認率(初回申請で改善要請を受けることなく1回で承認された広告の割合)は“協会員の自主規制ルール理解度の目安”と考えており、平成24年度以降は4媒体平均90%以上となり、自主規制ルールが順当に浸透してきている。

(2) 広告出稿のモニタリング調査結果

広告出稿審査対象の広告が、協会の承認を受けて出稿されているかどうかのモニタリング調査を、平成20年10月から実施している。

また、テレビについては、「貸金業の業務運営に関する自主規制基本規則」第48条に定める「放送時間帯」等を遵守しているかどうかのモニタリング調査を平成20年4月から実施している。

新聞・雑誌、電話帳の未承認広告の割合(未承認件数/調査件数)・テレビの自主規制違反件数(全出稿件数にしめる割合)

	新聞・雑誌	電話帳	テレビ
平成20年度	17.2%(666/3,872)	—	2件(—)
平成21年度	1.3%(192/14,322)	—	4件(0.09%)
平成22年度	0.9%(211/23,595)	13.9%(132/948)	1件(0.03%)
平成23年度	0.45%(86/19,304)	1.6%(17/1,053)	2件(0.05%)
平成24年度	0.04%(6/16,755)	0%(0/800)	4件(0.11%)
平成25年度	0.01%(2/16,242)	0%(0/779)	0件(0%)
平成26年度	0%(0/16,999)	0%(0/752)	2件(0.07%)

モニタリング調査を始めた平成20年度は、協会の承認を受けずに出稿された新聞広告の割合が17.2%あったが、当該広告を出稿していた協会員に対する指導及び広告関係団体等に対する協力要請を行った結果、平成26年度の未承認広告は、新聞・雑誌、電話帳すべて0となり、広告出稿状況は大幅に健全化した状態となっている。

また、広告出稿審査の対象外である貸付種類(有担保貸付、事業者向貸付等)及び広告媒体(チラシ等)合計320件について、協会員からの確認依頼に対応し適正な広告出稿の支援を行った。更に、協会員129社のホームページ及びインターネット広告(バナー、アフィリエイト広告等)において、多重債務者や生活困窮者に対して借入を誘引するような表現がある2,283サイトのモニタリング調査や個別指導を行った。

(3) 出稿広告の健全化に向けた対応状況

適正な広告が出稿されるための取り組みとして、公益社団法人日本広告審査機構(JARO)等の広告関係団体と連携した活動を実施している。

また、非協会員の新聞広告等の調査結果について監督官庁へ情報提供を行い、ヤミ金融やクレジットカードショッピング枠の現金化等の悪質な業者の広告についても監視等を実施している。

なお、テレビCMにおいて、自主規制対象外となる企業広告が近年増加してきている。企業広告については、企業理念、経営方針、企業の社会的責任など、一般消費者をはじめ社会から信頼・支持されるものとして、社会に対する自社の姿勢を明確に表現する内容のCMを限定的に企業広告としているが、その適格性審査を平成26年度も厳格に行った。

8. 法令等違反届出状況と措置状況

(1) 協会員からの法令等違反に係る届出状況

本協会では、定款第12条の規定に基づき、協会員に対して、行政当局による立入検査、本協会の実地監査、協会員自らによる社内調査等において、法令等に違反する行為があったことを認識したときは、協会に「法令等違反に係る届出書」を提出することを求めている。

この定款の規定に基づき、本協会発足から平成26年度末までに、協会員から提出された法令等違反届出事案の総件数は3,705件となっている。

また、ここ最近の法令等違反届出の提出状況を見ると、平成24年度は前年度から252件増加の666件、平成25年度は前年度から154件増加の820件と、いずれも前年度を大幅に上回り、増加傾向となっていたが、平成26年度は552件と前年度から268件の大幅な減少となり、2年度連続の増加から減少に転じている。

次に、平成26年度における法令等違反届出の内容を見ると、

- ・ 指定信用情報機関への情報提供関係（法第41条の35）が233件
- ・ 取立て行為の規制関係（法第21条）が40件（※）
（※取立て行為の規制に関する違反は、大半が催告書面に係る事案である。）
- ・ 契約締結時の書面の交付関係（法第17条）が36件
- ・ 変更の届出関係（法第8条）が34件

となっており、これらの事案で全体の6割強を占めている。

なお、平成26年度における前年度からの減少268件の内訳を見ると、指定信用情報機関への情報提供に係る事案が75件の減少、契約締結時の交付書面に係る事案が73件の減少となっているが、このうち、指定信用情報機関への情報提供に係る事案については、制度導入(平成22年)以降、前年度まで大幅な増加を続けていたが、平成26年度において初めて減少に転じている。

この指定信用情報機関への情報提供に係る事案が減少に転じたのは、当該業務を他の協会員から受託している業務受託者(協会員)において、指定信用情報機関に登録されている情報と自社が保有する情報について点検等を進める中で、システム等の不具合などを要因とする提供情報の内容誤り、あるいは情報そのものの未提供などの不備事象が業務委託元である各協会員の顧客に波及し、該当顧客を抱えた各協会員が法令等違反届出の提出に至ったという事案が相当数を占めていたところであるが、こうした業務受託先における指定信用情報機関への登録情報と自社情報との点検作業等がほぼ終了したことによるものと思われる。

法令等違反届出状況

(単位:件)

該当条文等	年度		平成19～22年度		平成23年度		平成24年度		平成25年度		平成26年度		合計	
	会員数	事案数	会員数	事案数	会員数	事案数	会員数	事案数	会員数	事案数	会員数	事案数	会員数	事案数
8条(変更の届出)	187	283	50	82	47	65	42	56	27	34	353	520		
12条の2 (業務運営に関する措置)	6	6	13	13	11	11	10	11	3	3	43	44		
12条の3 (貸金業務取扱主任者)	23	23	1	2	3	3	2	2	1	1	30	31		
12条の6(禁止行為)	16	19	0	0	1	1	1	1	2	2	20	23		
12条の8 (利息、保証料等に係る制限等)	2	2	1	2	13	16	5	6	4	4	25	30		
13条(返済能力の調査)	64	66	16	22	19	38	23	34	15	25	137	185		
14条(貸付条件等の掲示)	45	45	12	12	9	9	8	8	4	4	78	78		
15条(貸付条件等の広告等)	37	40	8	9	16	17	10	13	7	7	78	86		
16条の2 (保証)契約締結前の書面の交付)	43	44	37	38	44	47	44	47	15	15	183	191		
17条(契約締結時の書面の交付)	92	114	45	48	42	51	65	109	28	36	272	358		
18条(受取証書の交付)	51	55	9	9	21	23	21	34	23	33	125	154		
19条(帳簿の備付け)	75	82	13	13	16	18	14	20	20	30	138	163		
19条の2(帳簿の閲覧)	6	7	1	1	1	6	2	9	1	4	11	27		
21条(取立て行為の規制)	49	66	12	13	20	22	31	52	27	40	139	193		
22条(債権証書の返還)	22	24	2	2	7	10	10	18	4	9	45	63		
24条(債権譲渡等の規制)	17	18	5	5	3	3	1	1	4	4	30	31		
41条の35(個人信用情報の提供)	6	6	27	40	96	178	103	308	85	233	317	765		
出資法5条2項 (高金利の処罰)	22	22	1	1	1	1	2	2	0	0	26	26		
自主規制基本規則	111	144	21	32	12	19	5	5	7	11	156	211		
その他(注)	175	187	61	70	112	128	56	84	47	57	451	526		
合計(※)	1,049	1,253	335	414	494	666	455	820	324	552	2,657	3,705		

(注) その他のうち主なもの。

11条3項(無登録営業等の禁止)、12条の4(証明書の携帯等)、24条の6の2(開始等の届出)、24条の6の9・10(事業報告書の提出等)

(※) 合計欄の会員数は、各条項の会員数を加算したもの。

(2)「法令等違反届出事案等にかかる措置基準」の一部改正

協会員から提出された「法令等違反に係る届出書」は、「規律委員会」において個別事案ごとに協会員に対する処分の要否について審議が行われるが、この「規律委員会」における審議を円滑かつ効率的に進めることを目的に策定し、平成24年4月1日から施行されている「法令等違反届出事案等にかかる措置基準」について、平成25年6月1日の一部改正に続き、平成26年度においても規律委員会での個別審議の省略を相当とする事案についての対象範囲の拡大などに関して見直しを行い、平成26年10月1日からは、改正後の基準に基づいて事務局措置案の作成が行われている。

(3)協会員に対する措置状況

協会員から提出された「法令等違反に係る届出書」については、定款第56条に基づいて設置された「規律委員会」において個別事案ごとに審議を行ったうえで、「自主規制会議」あるいは「理事会」を経て、協会員に対する処分等の措置が決定されている。

平成20年度から平成26年度までに措置を行った協会員は延べ345協会員であり、このうち本協会監査部による書類監査に伴っての措置が255協会員、法令等違反に伴う措置が90協会員となっている。

法令等違反に伴う措置については、定款第21条に基づく処分である除名、会員権停止、譴責を行った協会員が25協会員、定款第22条に基づく勧告を行った協会員が13協会員、定款第5条による文書注意を行った協会員が52協会員となっている。

平成26年度は、合計8回の規律委員会が開催され審議が行われた結果、措置協会員数（書類監査関連の1協会員を除く）は11協会員となっており、前年度と同数となっている。

なお、措置の内容においては、文書注意が前年度の4協会員から9協会員へと増加した一方、定款第22条に基づく勧告は前年度の5協会員から該当協会員なしとなっている。

措置状況

(単位:協会員数)

		除名	会員権停止	譴責	勧告	文書注意	計
平成20年度	法令等違反	0	5	0	4	7	16
	書類監査	0	81	26	27	55	189
	計	0	86	26	31	62	205
平成21年度	法令等違反	0	1	0	0	6	7
	書類監査	6	50	1	0	0	57
	計	6	51	1	0	6	64
平成22年度	法令等違反	3	3	2	0	10	18
	書類監査	2	5	0	0	0	7
	計	5	8	2	0	10	25
平成23年度	法令等違反	0	2	1	3	6	12
	書類監査	0	1	0	0	0	1
	計	0	3	1	3	6	13
平成24年度	法令等違反	0	2	2	1	10	15
	書類監査	0	0	0	0	0	0
	計	0	2	2	1	10	15
平成25年度	法令等違反	0	0	2	5	4	11
	書類監査	0	0	0	0	0	0
	計	0	0	2	5	4	11
平成26年度	法令等違反	0	2	0	0	9	11
	書類監査	0	1	0	0	0	1
	計	0	3	0	0	9	12
合計	法令等違反	3	15	7	13	52	90
	書類監査	8	138	27	27	55	255
	計	11	153	34	40	107	345

(4) 協会員における法令等違反発生の防止

協会員における法令等違反の再発等の防止については、処分等の対象となった協会員に対しては、再発等防止のための改善策等の策定及び実行状況等についての報告を求めるとともに、処分等は不要であるとされた事案についても、規律委員会での審議の結果をそれぞれの協会員に通知する際に、改めて法令等違反の再発等の防止について注意喚起を行っている。

また、規律委員会が開催された都度、同委員会でも審議された法令等違反事案の一部をJFSAnewsで紹介し、協会員に法令等違反の発生防止について改めて注意を喚起している。

8. 個人情報情報の漏えい等に係る報告について

本協会は、「個人情報保護指針」により、協会員において個人情報情報の漏えい事案等の事故が発生した場合には、直ちに金融庁および本協会への報告を求めている。

平成26年度は、714件の「個人情報情報の漏えい等に係る報告」が提出されており、前年度の678件から36件の増加となっている。

個人情報情報の漏えい等に係る報告（平成26年4月1日～平成27年3月31日）

（単位：件）

漏えい等の態様		漏えい等を起こした者			
		従業員	配送業者	業務委託先	その他
① 配送等における誤配	467	68	379	18	2
② FAX 誤送信	21	18	0	1	2
③ メール誤送信	8	7	0	1	0
④ 誤手交	12	10	2	0	0
⑤ 口頭漏えい	4	3	0	1	0
⑥ 誤廃棄	17	11	2	4	0
⑦ 紛失	98	46	47	5	0
⑨ 盗難	8	1	3	2	2
⑩ 不正アクセス	65	0	0	24	41
⑪ その他	14	8	0	4	2
総計	714	172	433	60	49

（注）「個人情報情報の漏えい等に係る報告」については、上記以外に、顧客側からの住所変更の届出が未済となっていたことから、当該顧客の前住所へ送付したことにより、個人情報情報の漏えいに至ったとする報告が611件提出されている。

9. コンピュータシステム障害等についての資料の提出について

コンピュータシステムを用いて大量に業務処理を行う貸金業者においては、システム障害が発生した場合には、資金需要者等の社会経済生活等に影響を及ぼすおそれがあるほか、その影響は単に一貸金業者にとどまらないことから、行政当局（財務局等）は、平成25年7月以降、コンピュータシステム障害等が発生した場合には、逐次に障害等に係る報告を求めており、これに併せて、本協会も同様の報告を求めている。

平成26年度は254件の「障害発生報告書」が提出されており、前年度の95件から大幅な増加となっている。

コンピュータシステム障害の原因別報告状況

(単位：件)

脅威の類型	コード番号	説明	平成25年度		平成26年度	
			協会員数	事案数	協会員数	事案数
サイバー攻撃をはじめとする意図的要因	1-1	外部からのサイバー攻撃による障害	2	6	50	87
	1-2	コンピュータウイルスへの感染による障害	0	0	0	0
	1-3	その他の意図的要因による障害	0	0	11	11
非意図的要因	2-1	ソフトウェアの不具合等による障害	34	65	53	87
	2-2	ハードウェア等物理的な不具合等による障害	3	5	16	25
	2-3	設定ミス、操作ミス、外部委託管理上の問題等による障害	7	8	10	16
	2-4	その他の非意図的要因による障害	1	1	2	2
災害や疾病	3	災害や疾病による障害	1	1	0	0
他分野の障害からの波及	4-1	利用する電気通信サービスからの波及による障害	4	4	18	19
	4-2	利用する電力利用からの波及による障害	0	0	1	1
	4-3	利用する水道供給からの波及による障害	0	0	0	0
	4-4	その他の波及による障害	0	0	0	0
その他	5	上記の脅威の類型以外の理由による障害	3	5	6	6
計			55	95	167	254

2 相談・苦情・紛争解決対応

貸金業相談・紛争解決センター（以下「相談・紛争解決センター」という。）では、事業計画における基本方針及び紛争解決等業務に関する規則・細則、貸付自粛対応に関する規則等に基づき、平成26年度において相談・苦情・紛争解決手続等を以下のとおり実施した。

1. 各規則に定める業務内容

「相談」

資金需要者等から「登録業者かどうか確認したい」、「契約内容を確認したい」などの相談を受け助言等を行う一般相談及び「多額の借金を抱え返済に困っている」、「借金の整理方法がわからない」といった返済困難等に対応する債務相談を行う。

また、相談対応の一環として、「借金は整理できたが、家計管理が苦手で今後の生活が不安」、「依存的な行動（ギャンブルや買い物癖）が治らない」等を訴えるケースでは、多重債務の再発防止を目的とした生活再建支援カウンセリングを行う。

「苦情」

貸金業務等のトラブルに関して、資金需要者等（申立人）から貸金業者（相手方）に対する不満足の表明があった場合は苦情として受け付け、必要に応じて業務の是正や改善のための措置を求める等の対応を行う。なお、苦情が解決しない場合は、紛争解決手続への移行申立が可能となっている。

「紛争」

資金需要者等と貸金業者との貸金業務関連の紛争につき、相談・紛争解決センターの紛争解決委員（弁護士）が、専門性を活かしつつ中立公正な立場から当事者に資料の提出を求め、当事者への聴聞を実施したうえで和解案を提示し、適切な解決を図る。

「貸付自粛」

浪費癖や借り癖のある消費者が、貸金業者に対して貸付を求めた際、貸付に応じないように協会を通じて、貸付自粛情報を信用情報機関（株式会社日本信用情報機構、株式会社シー・アイ・シー）へ登録する。

2. 受付体制

相談・紛争解決センターでは、資金需要者等からの相談・苦情・紛争解決等の申し出に対して、相談受付課、苦情受付課、紛争受付課の職員等が対応を行った。また、支部においては、簡易な相談及び貸付自粛申告に応じるとともに、苦情・紛争解決の申立てに際しては速やかに相談・紛争解決センターへ引継いだ。

なお、紛争解決手続においては、第三者委員会として「相談・紛争解決委員会」を設置しており、同委員会の推薦に基づいて弁護士3名を紛争解決委員候補として委嘱している。

3. 相談・苦情・紛争解決等業務の受付状況（概況）

(1) 総アクセス数

平成26年度（平成26年4月1日～平成27年3月31日）における相談、苦情の受付件数は、「相談」が34,294件、「苦情」が94件であり、相談・苦情の小計は、34,388件（前年度対比-1,671件、-4.6%）であった。また、「紛争」の12件を加えた総アクセス数は34,400件（同-1,676件、-4.6%）となっている。

「相談」、「苦情」におけるアクセス方法別では、電話による受け付けが34,127件（99.2%）、相談・紛争解決センターや都道府県支部相談窓口への来訪による受け付けが169件（0.5%）、文書によるものが69件（0.2%）、その他が23件（0.1%）であった。

総アクセス数

(単位:件、%)

	平成24年度	平成25年度	平成26年度												年度計	
			4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月		前年度対比 増減率
相談	39,623	35,964	2,901	2,775	2,745	2,882	2,562	2,891	3,033	2,458	2,616	3,058	2,947	3,426	34,294	-4.6%
苦情	117	95	12	8	13	7	4	9	5	5	11	7	6	7	94	-1.1%
小計	39,740	36,059	2,913	2,783	2,758	2,889	2,566	2,900	3,038	2,463	2,627	3,065	2,953	3,433	34,388	-4.6%
紛争	7	17	1	1	5	0	1	0	0	2	0	0	2	0	12	-29.4%
合計	39,747	36,076	2,914	2,784	2,763	2,889	2,567	2,900	3,038	2,465	2,627	3,065	2,955	3,433	34,400	-4.6%

※「紛争」は平成22年10月1日より業務を開始

(2)受付状況の推移(相談・苦情)

「相談」、「苦情」の年度別推移では、「相談」が前年度(平成25年度)対比-1,670件(-4.6%)、「苦情」が同-1件(-1.1%)、「相談・苦情」の小計では同-1,671件(-4.6%)であった。相談・苦情ともに平成21年度以降、連続して減少傾向となっている。

(3)アクセス者の属性(相談・苦情)

「相談・苦情」アクセス者の男女別分類では、「女性」が17,221件(50.1%)、「男性」が17,022件(49.5%)、不明が145件(0.4%)であった。また、債務を抱えた本人と本人以外(配偶者・親族等)に分類すると、「債務者本人」が、26,536件(77.2%)、「親族」が3,227件(9.4%)、「配偶者」が1,743件(5.1%)、友人や会社上司などの「私的第三者」が422件(1.2%)等であった。

4. 相談

(1)貸金業法完全施行以降における相談内容のトレンド

相談受付件数は、平成21年度の48,138件をピークに、平成22年度が46,263件、平成23年度が42,886件、平成24年度が39,623件、平成25年度が35,964件と減少傾向が続いている。

平成26年度の相談内容を貸金業法が完全施行された平成22年度と比較すると、多重債務等の返済に関する相談の「返済困難」が-2,084件(-69.3%)、融資先の紹介を求める「融資関連」が-2,968件(-55.2%)、過払金関連相談の「過払金」が-3,100件(-90.4%)であり、過去5年間におけるトレンドとして、多重債務に起因する相談の減少傾向が見られる。なお、「業者の連絡先」が+4,915件(+55.2%)となっているが、ほとんどが、平成22年10月の指定紛争解決機関としての業務開始以降、貸金業者から顧客宛に送付される書面に相談・紛争解決センターの電話番号が表示されたことで、「貸金業者に電話が繋がらない」等の問い合わせに至ったものである。

(2)受付件数

「相談」として対応した件数は34,294件であり、月間の平均件数は2,857件であった。前年度との比較では-1,670件(-4.6%)となっている。

アクセス方法別では、電話による受付が34,058件(99.3%)、相談・紛争解決センターや支部相談窓口への来訪が168件(0.5%)、文書が62件(0.2%)等であった。

(3)相談内容

分類別の内訳は、貸金業者に連絡を取りたいが電話が繋がらない等の「業者の連絡先」が13,814件(40.3%)と最も多く、次いで貸付自粛制度に関する「貸付自粛依頼・撤回」が5,208件(15.2%)、契約内容を確認したいなどの「契約内容」が5,160件(15.0%)、融資先を紹介してほしいといった「融資関連」が

2,412件(7.0%)、貸金業登録の有無を確認したいとする「登録業者確認」が927件(2.7%)、多重債務等により返済に支障をきたしたことによる「返済困難」が924件(2.7%)等であった。

相談内容別推移

(単位:件、%)

分類	年度 平成25年度	平成26年度												年間計		
		4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	前年度対比 増減率	構成比	
業者の連絡先	13,714	1,014	1,035	1,097	1,097	1,027	1,159	1,249	1,063	1,211	1,304	1,142	1,416	13,814	+0.7%	40.3%
貸付自粛依頼・撤回	4,592	450	409	446	391	412	513	416	350	338	491	474	518	5,208	+13.4%	15.2%
契約内容	5,802	526	441	381	482	378	425	479	359	365	429	419	476	5,160	-11.1%	15.0%
融資関連	2,490	213	224	186	225	179	169	187	163	170	221	220	255	2,412	-3.1%	7.0%
登録業者確認	1,280	93	94	92	98	51	96	77	44	65	75	77	65	927	-27.6%	2.7%
返済困難	1,084	85	76	98	80	55	85	84	59	57	64	71	110	924	-14.8%	2.7%
ヤミ金融・違法業者被害なし	870	56	72	56	67	75	58	86	50	56	47	75	78	776	-10.8%	2.3%
信用情報	920	80	70	61	75	61	68	61	54	39	75	61	68	773	-16.0%	2.2%
身分証明書等の紛失等	525	40	44	46	45	44	33	44	33	40	48	46	43	506	-3.6%	1.5%
ヤミ金融・違法業者被害あり	567	46	49	50	49	43	44	39	27	21	32	32	46	478	-15.7%	1.4%
過払金	451	35	23	14	32	19	26	26	48	23	22	37	23	328	-27.3%	1.0%
返済義務	323	27	16	16	24	22	13	35	17	22	23	26	27	268	-17.0%	0.8%
金利・計算方法	131	7	5	12	12	4	11	10	4	13	5	6	12	101	-22.9%	0.3%
帳簿の開示	68	5	5	7	10	5	4	2	2	2	5	6	5	58	-14.7%	0.2%
ダイレクトメール	68	1	0	3	4	6	6	5	4	7	4	5	5	50	-26.5%	0.1%
自己破産・調停・民事再生手続き	30	4	3	2	2	4	6	2	2	4	6	5	3	43	+43.3%	0.1%
保証人関係	46	2	1	3	4	1	1	4	1	0	2	3	3	25	-45.7%	0.1%
手数料	20	1	0	2	0	0	1	1	2	0	1	2	2	12	-40.0%	0.0%
その他	2,983	216	208	173	185	176	173	226	176	183	204	240	271	2,431	-18.5%	7.1%
計	35,964	2,901	2,775	2,745	2,882	2,562	2,891	3,033	2,458	2,616	3,058	2,947	3,426	34,294	-4.6%	100.0%

(4)対応結果

資金需要者等からの相談に対して助言や情報提供等による対応を行っているが、その結果、「協会の指導による処理・是正・助言等」が21,865件(63.8%)、次いで「情報提供」が7,479件(21.8%)、「他機関への紹介」が3,444件(10.0%)等であった。

なお、「他機関への紹介(3,444件)」において案内した先は、個人情報情報の開示等に関する「信用情報機関」が1,312件(38.1%)と最も多く、次いでヤミ金被害関連の相談先である「警察」が587件(17.0%)、全般的な法律相談機関としての「法テラス」が440件(12.8%)、監督官庁である「都道府県」が266件(7.7%)、債務整理等を担う機関としての「弁護士会・司法書士会」が213件(6.2%)、日本クレジットカウンセリング協会が74件(2.1%)等であった。

(5)生活再建支援カウンセリング

①実施状況

多重債務者への相談対応の一環として、家計収支のバランスを崩した相談者に対して、心理カウンセリングを用いた生活再建のための支援を行っている。平成26年度において、新規相談者123人(債務者本人:42人、親族・配偶者:81人)に対し515回の面接相談及び電話相談(以下「面接等」という。)を実施した。

また、前年度からの継続相談者122人(債務者本人:38人、親族・配偶者:84人)に対して行った面接等790回を合わせると、平成26年度における面接等の合計は、245人(前年度対比+26人、+11.9%)、1,305回(同+151回、+13.1%)であった。1,305回のうち面接相談が295回(22.6%)、電話相談が1,010回(77.4%)である。

本業務は、相談・紛争解決センター内の有資格者(産業カウンセラー3名、認定心理士2名、心理相談員2名、FP技能士2名、消費生活相談関連資格4名)を中心とした生活再建支援カウンセリングチーム6名が担当した。※複数資格保有者あり

相談者の人数と面接回数

新規/継続	本人/本人以外		合計	
	債務者本人	本人以外 (親族・配偶者)		
新規相談者	相談者数	42人	81人	123人
	面接回数	160回	355回	515回
継続相談者	相談者数	38人	84人	122人
	面接回数	246回	544回	790回
合計	相談者数	80人	165人	245人
	面接回数	406回	899回	1,305回

②相談者と債務者本人の関係（新規相談者123人）

カウンセリングを行った新規相談者の属性を分類すると、債務を抱えた本人が42人（34.2%）、配偶者が56人（45.5%）、両親等の親族が25人（20.3%）であった。

配偶者・親族が65.8%を占めているが、その相談内容は、債務者本人の問題行動の改善方法について相談したいというものであり、“債務者本人が立ち直るための重要な支援者となり得る人物”という観点から、こうした相談者の要望に基づき生活再建支援カウンセリングを行っている。

③相談内容（新規相談者123人）

相談者が抱える問題を整理し、優先的に取り組む課題として相談者と合意したものを分類すると、「ギャンブル癖を治したい」が50人（40.7%）、「家族関係を改善したい」が33人（26.8%）、「金銭感覚を見直したい」が26人（21.2%）、「浪費癖を治したい」が9人（7.3%）、「買物癖を直したい」が3人（2.4%）、「返済方法を見直したい」が2人（1.6%）であった。

(6)ヤミ金被害等に関する相談状況

①受付件数

平成26年度におけるヤミ金被害関連の相談は、1,254件であり、月間の平均件数は、104件であった。受付件数は、平成24年度まで減少傾向が続き、平成25年度において増加に転じたものの、平成26年度は、前年度対比-183件（-12.7%）となった。

1,254件の内訳は、「勝手に振り込まれたあげく脅迫的な取り立てにあっている」など、金銭的な被害を被っていることによる相談の「ヤミ金融・違法業者被害あり」が478件（38.1%）、「登録業者かどうか事前に確認したい」といった被害を被る前段階での相談の「ヤミ金融・違法業者被害なし」が776件（61.9%）であった。後者はヤミ金による被害を水際で回避することができたケースである。

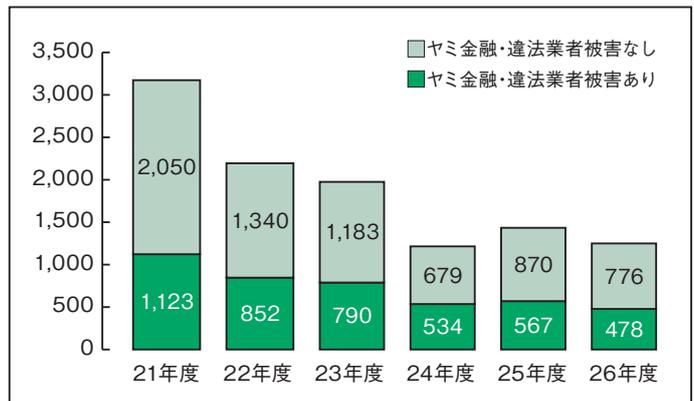
②対処

相談者への対処としては、「協会の指導による処理・是正・助言等」が608件（48.5%）、警察等を案内した「他機関への紹介」が560件（44.7%）等であった。

協会では入手したヤミ金関連情報を金融庁等関係行政庁及び警察当局へ報告するほか、協会ホームページに被害の実例や手口を掲載して資金需要者等へ注意を呼びかけている。

受付件数年次別推移

(単位:件)



5. 苦情

(1) 貸金業法完全施行以降における苦情内容のトレンド

苦情件数は、平成21年度の785件をピークに、平成22年度が352件、平成23年度が247件、平成24年度が117件と減少しており、平成25年度においては95件、平成26年度は94件と推移している。

平成26年度の苦情受理件数を貸金業法が完全施行された平成22年度と比較すると、-258件（-73.3%）と大幅に減少している。

なお、分類別構成比については、大きな変動は見られない。

(2) 受付件数

「苦情」として処理した件数は94件であり、月間の平均件数は7.8件であった。前年度との比較では-1件（-1.1%）であった。

94件のうち、電話による申立ては69件（73.4%）、次いで文書によるものが7件（7.4%）、相談・紛争解決センターや支部相談窓口への来訪による申立てが1件（1.1%）、その他が17件（18.1%）である。その他については、ほとんどが行政窓口や日本クレジットカウンセリング協会等からの対応要請があったものである。

なお、94件のうち、協会員に対するものが92件、非協会員に対するものが2件であった。登録行政庁の管轄別では、財務局登録業者が64件、都道府県知事登録業者が30件である。

(3) 苦情内容

分類別の内訳は、「事務処理」が28件（29.8%）、「契約内容」が21件（22.3%）、「取立て行為」及び「帳簿の開示」が各々16件（17.0%）、「個人情報」が6件（6.4%）、「過払金」が4件（4.3%）、「広告・勧誘（詐称以外）」が2件（2.1%）、「融資関連」が1件（1.1%）であった。このうち「事務処理」においては、前年度対比+3件（+12.0%）である。

苦情内容別推移

（単位：件、%）

分類	年度 平成25年度	平成26年度												年度計		
		4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	前年度対比 増減率	構成比	
事務処理	25	1	1	3	1	2	2	1	1	7	4	2	3	28	+12.0%	29.8%
契約内容	28	2	5	6	1	1	2	1	1	0	0	2	0	21	-25.0%	22.3%
取立て行為	16	1	1	1	0	0	2	2	1	3	1	1	3	16	±0.0%	17.0%
帳簿の開示	10	4	1	3	3	1	0	1	0	1	2	0	0	16	+60.0%	17.0%
個人情報	5	2	0	0	1	0	0	0	1	0	0	1	1	6	+20.0%	6.4%
過払金	5	2	0	0	0	0	1	0	1	0	0	0	0	4	-20.0%	4.3%
広告・勧誘 (詐称以外)	2	0	0	0	1	0	1	0	0	0	0	0	0	2	±0.0%	2.1%
融資関連	4	0	0	0	0	0	1	0	0	0	0	0	0	1	-75.0%	1.1%
金利	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	-	-
年金担保	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	-	-
過剰貸付け	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	-	-
行政当局詐称・ 登者詐称	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	-	-
保証契約	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	-	-
その他	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	-	-
合計	95	12	8	13	7	4	9	5	5	11	7	6	7	94	-1.1%	100.0%

(4)処理結果

協会に寄せられた苦情94件に対して事実確認等を行い、中立公正な対応に努めた結果、「協会による処理・是正・助言等」により解決したものが83件(88.3%)、「紛争受付課へ移行」が6件(6.4%)、「打ち切り(連絡不能で120日が経過したため)」が1件(1.1%)であった。平成27年3月末現在における継続中の事案は4件である。

なお、1件に関しては、協会員に法令・協会自主規制基本規則への違反のおそれがあることから、協会内関係部署に対して個別に報告を行い、同部署より当該貸金業者へ指導を行った。

(5)苦情事例 ※ここで紹介する事例は、申立人のプライバシー保護の観点から、相談・紛争解決センターで受理した実際の事案をもとにその本質を損なわない範囲で編集したものを掲載している。

事例①	契約内容
申立内容	A社からキャッシング枠をゼロにするとの連絡があった。理由を尋ねると『書類の返送がないためです』との回答だった。少し前、A社から届いた書類があったが無視していた。こんなことでキャッシング枠をゼロにされては納得できない。キャッシング枠を元に戻さない場合は裁判に訴えるしかないので、早急に回答してほしい。
処理結果	<p>【A社へ確認の結果】 協会からA社へ確認したところ、『収入証明送付依頼書(返送なき場合は、キャッシング枠がゼロになる旨記載)』を送付したが、返送されなかったため、融資枠をゼロとし、その旨を通知した。その後、申立人より照会があった際に、収入確認等ができないためと説明したが、納得されなかった。</p> <p>【申立人への連絡】 申立人へ確認内容を伝えると、「法律に基づいた対応なら仕方ないが、A社の手続きについて納得が出来ないため、紛争解決手続きを申立したい」と申出があり、後日、紛争解決手続へ移行した。</p>

事例②	事務処理
申立内容	B社のカードでショッピング及びキャッシングを利用している。キャッシングの利息を軽減するつもりで、引き落とし前に一部返済しようと考え、銀行ATMで入金したところ、残額が表示されたため、あわてて追加で表示された金額を入金した。その後、B社へ連絡すると、全てショッピング分に入金されているとのことであった。間違っって入金したことを伝え、1回目分をキャッシングの返済に充て、2回目分は返金して欲しいと依頼したが、『1回目分はキャッシングに振替えるが、返金はできない』との回答だった。返金できないとの理由に納得できないし、年金生活で大変なので2回目分は返して欲しい。
処理結果	<p>【B社へ確認の結果】 協会からB社に確認したところ、ATMにて入金された2回目分は申立人の操作のとおり、ショッピングに充当されていた。申立人より、「ボタンを押し間違えた」との連絡を受けた際、2回目分の返金要請について、担当者の認識が誤っていたため、一旦処理したATM入金は返金できないと応答してしまった。本日、2回目分を申立人の口座へ返金した。申立人に迷惑をかけ大変申し訳なく、今後同様のミスを避けるため関係各部署に徹底を図るとの回答。</p> <p>【申立人への連絡】 申立人へ確認内容を伝えると、「処理を間違えた自分が悪いが、納得できなかったため協会に申立てた。返金してもらって解決できた」と対応終了に了承した。</p>

6. 紛争

(1) 指定紛争解決機関としての運営態勢

協会は、紛争解決等業務に関する規則に基づき、外部有識者7名で構成する「相談・紛争解決委員会」を設置し、相談・苦情・紛争解決業務における中立公正かつ適確な運営の確保を図っている。

紛争解決手続においては、紛争解決委員候補（3名）の中から委員会委員長により選任された委員が聴聞を実施し、和解案の作成及び当事者への提示を行う。また、当該事案の報告を受けた相談・紛争解決委員会は、紛争解決委員候補との意見交換等を通じて情報等の共有を図っている。

なお、紛争解決終了事案は、定期的に協会ホームページ等において公表している。

< 相談・紛争解決委員会 >

※平成27年3月31日現在

■ 委員長	深澤 武久	弁護士（元最高裁判所判事・元東京弁護士会会長）
■ 副委員長	中津川 彰	弁護士（元最高検察庁総務部長検事・元日本公証人連合会会長）
■ 副委員長	渡邊 剛男	弁護士（元名古屋高等裁判所民事部総括判事）
■ 委員	大木 美智子	一般財団法人消費科学センター理事長
■ 委員	田中 清	東京経営者協会顧問
■ 委員	高木 伸	一般社団法人全国銀行協会 副会長兼専務理事
■ 委員	片岡 義広	顧問弁護士 片岡総合法律事務所
■ オブザーバー	二村 浩一	顧問弁護士 山下・柘・二村法律事務所
■ オブザーバー	山下 一	日本貸金業協会 自主規制担当執行責任者（会長）

< 紛争解決委員候補 >

■ 紛争解決委員候補	五十嵐 裕美	弁護士 東京弁護士会（第46期）
■ 紛争解決委員候補	福崎 真也	弁護士 東京弁護士会（第49期）
■ 紛争解決委員候補	飯田 豊浩	弁護士 第一東京弁護士会（第56期）

(2) 手続実施基本契約の締結状況

貸金業法第12条の2の2により、貸金業者は、指定紛争解決機関との間で手続実施基本契約を締結することとなり、協会は、平成22年10月1日からすべての登録貸金業者と手続実施基本契約を締結している。

平成27年3月末現在の全登録貸金業者数は、2,011社（協会員1,214社、非協会員797社）であり、うち契約締結貸金業者は2,003社で、契約率は99.6%である。残る8社は、新規登録業者であり、契約締結の手続き中である。

(3)紛争解決手続の受理件数

平成26年度における紛争事案の受理件数は12件であり、前年度との比較では-5件（-29.4%）であった。

分類別の内訳は、「過払金」が3件、「契約内容」が2件、「事務処理」が2件、「帳簿の開示」が2件、「個人情報」が1件、「その他」が2件であった。

受付件数年次推移

(単位:件)

	分類	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度	合計
受理件数	契約内容	1	2	1	6	2	12
	過払金	4	1	1	4	3	13
	融資関連	0	2	0	0	0	2
	帳簿の開示	0	1	1	0	2	4
	過剰貸付	0	0	0	1	0	1
	個人情報	0	0	0	0	1	1
	事務処理	0	0	0	0	2	2
	その他	0	1	4	6	2	13
	合計	5	7	7	17	12	48

※その他は、債務不存在等

(4)対応結果

平成26年度に紛争解決手続を実施した事案21件（平成25年度からの繰越し事案9件を含む）については、平成26年度において16件が紛争解決手続を終了した。終了事由は、「和解成立」が8件、「取下げ」が4件（内、3件は手続外で和解）、「不調」が4件であった。

対応結果

(単位:件)

	分類	和解成立	取下げ	不調	計
26年度 終了事案	契約内容	1	3	2	6
	過払金	3	0	0	3
	個人情報	1	0	0	1
	事務処理	0	0	2	2
	その他	3	1	0	4
	合計	8	4	4	16

※取下げとは、手続外で実質的和解に至った等により申立人が取下書を提出した事案であり、不調とは、和解成立に至らなかった事案をいう。

(5)紛争事例（本年度における既済事案）

※ここで紹介する事例は、申立人のプライバシー保護の観点から、相談・紛争解決センターで受理した実際の事案をもとにその本質を損なわない範囲で編集したものを掲載している。

事例①

類型	契約内容	受理日	平成26年1月14日
申立人	資金需要者	終了日	平成26年4月21日（聴聞回数：2回）
相手方	貸金業者	終了事由	取下げ（手続外で和解成立）
紛争の概要	申立人は、事業資金として、相手方から、数億円の融資を受けたが、業績が悪化したため、支払額を減額することの合意のもと、担保物件の売却を相手方に依頼し、買い受け希望者も見つかった。しかし、その後、業績が上向き、支払額を元の約定どおりにすると共に、今までの減額分を支払うことで、担保物件の売却を取りやめてほしい旨を相手方に打診したが、相手方は、売却は既定方針であるとして受け入れなかった。しかし、担保物件を売却しても債務が残ることから、売却を強要するのは、債権者の優越的地位の濫用であるので、従前の弁済を続けることを前提に、申立人が事業を継続する形での解決を求める。		
紛争解決の状況	紛争解決委員が当事者双方から聴聞を行った後、双方が聴聞の席上で協議し、本件手続外で従前のおり返済を続けていく合意ができた結果、申立人が本件申立を取下げた。		

事例②

類型	その他（債務不存在）	受理日	平成26年6月25日
申立人	資金需要者	終了日	平成26年10月9日（聴聞回数：2回）
相手方	貸金業者	終了事由	取下げ（手続外で和解成立）
紛争の概要	信用情報機関に、申立人の相手方との契約に係る延滞情報が載せられているが、本契約については身に覚えがない上、契約書を確認すると、名前の読み仮名が誤っているなど不審な点が多く、第三者が申立人名義を勝手に使って行ったもので無効である。申立人は、債務がないことの確認及び信用情報機関に載せられている延滞情報の削除の手続を求める。		
紛争解決の状況	紛争解決委員は、両当事者から2回にわたる聴聞を実施した結果、本件手続において、申立人と相手方との間の契約の有無を確定することが難しい一方、消滅時効期間が経過していたことから、申立人に対し、消滅時効の主張の可能性を示唆したところ、申立人がその旨の主張を追加し、それを受けて、相手方も当該契約に係る債権放棄の処理をし、信用情報機関に申立人の延滞情報を削除する手続をとった旨を述べたことから、事実上の和解となったため、申立人は本件申立を取下げた。		

事例③

類型	個人情報	受理日	平成26年11月18日
申立人	資金需要者	終了日	平成27年3月10日（聴聞回数：2回）
相手方	貸金業者	終了事由	和解成立
紛争の概要	簡易裁判所において申立人と相手方との間に和解が成立、弁済したが、当該和解の条項に基づき、相手方は、申立人または申立人代理人弁護士に契約書を返還すべきところ、誤って第三者に普通郵便で送付した。この行為は、個人情報保護法及び日本貸金業協会の個人情報保護指針に反するものであり、その結果、申立人は精神的苦痛を受けたことから、相手方に対し慰謝料を請求する。		
紛争解決の状況	紛争解決委員は、一般的な裁判事例に近い和解案を提示し、当事者双方がそれを応諾した結果、和解が成立した。		

7. 貸付自粛

(1) 受付件数

各都道府県支部を窓口として貸付自粛における「登録」、「撤回」、「訂正」の申告を受付けているが、平成26年度において「登録」が1,952件であり、前年度と比較すると+206件（+11.8%）であった。また、「撤回」の644件、「訂正」の5件を合わせた処理合計は、2,601件、同+287件（+12.4%）であった。

受付件数推移

(単位：件、%)

年度 分類	平成 24 年度	平成 25 年度	平成26年度												年度計	
			4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月		前年度対比 増減率
登録	1,593	1,746	170	164	176	156	160	160	169	134	138	161	168	196	1,952	+11.8%
撤回	555	567	51	55	62	50	45	60	48	46	30	68	61	68	644	+13.6%
訂正	6	1	0	0	0	0	1	0	0	1	1	1	1	0	5	+400.0%
合計	2,154	2,314	221	219	238	206	206	220	217	181	169	230	230	264	2,601	+12.4%

(2) 法定代理人等による申告

「登録」1,952件のうち、本人以外からの申告は53件であった。内訳は、親権者（対象者が未成年）が13件、成年後見人が11件、保佐人が18件、補助人が9件、親族等（本人が行方不明）が2件であった。

8. 広報・講演等活動状況

協会は設立以来、貸金業法改正の目的である資金需要者等の利益の保護に向けた活動の一環として、消費者団体及び各地の消費生活センター等との一層の連携強化による資金需要者等の相談機会拡充を図ってきた。その目的のもと、本年度において、広報・講師派遣等活動を次のとおり実施した。

(1) 消費者団体への活動報告会の開催

平成26年10月20日、22日の両日、主婦会館プラザエフ（東京都千代田区）において、消費者と深いかわりをもつ消費者団体（14団体）への活動報告会「健全な貸金市場をめざして～貸金業界としての社会的責任をはたすために～」を開催した。

報告会は、貸金市場の状況や貸金業界の健全化に向けた協会の活動状況の理解促進を目的として平成23年度より開催しており、本年度で4回目となる。質疑応答では、「貸金業者が協会員になるための資格とはどのようなものか」、「協会員が出稿する新聞等広告の事前審査の基準とはどのようなものか」、「ヤミ金被害に関する相談が増えているが協会としてどのような対策を講じているのか」などの質問が寄せられた。

なお、本報告会の概要を協会の季刊誌JFSA vol.17に掲載・公表した。

参加団体

(敬称略)

10月20日	10月22日
<ul style="list-style-type: none"> ■ 特定非営利活動法人消費者機構日本 ■ 公益財団法人生活総合研究所 ■ 日本生活協同組合連合会 ■ 一般社団法人全国消費者団体連絡会 ■ 東京都地域消費者団体連絡会 ■ 一般財団法人日本産業協会 ■ 公益社団法人日本消費生活アドバイザー・コンサルタント協会 	<ul style="list-style-type: none"> ■ 一般財団法人主婦会館 ■ 主婦連合会 ■ 一般財団法人消費科学センター ■ 公益社団法人全国消費生活相談員協会 ■ 全国生活学校連絡協議会 ■ 全国地域婦人団体連絡協議会 ■ 一般財団法人日本消費者協会



向かって左から菊一常務執行役、山下会長、下谷内公益理事

(2) 国民生活センターとの意見交換会の実施

平成26年12月9日、昨年度に引き続き第2回目となる国民生活センターとの意見交換会を実施した。この意見交換会は、“多重債務問題の解決に向けた一層の連携強化”を目的としており、国民生活センターより、理事長、理事、相談情報部課長、総務部課長等の皆様、協会からは会長、常務執行役、貸金業相談・紛争解決センター長等が出席した。

(3) 消費生活センターへのアンケート調査の実施

消費生活センターとの連携に係る一層の改善と今後の効果的な活動につなげることを目的として、平成24年度に引き続き、全国の主要な消費生活センター144か所に対し協会の認知度及び消費者の声等を収集するためのアンケート調査を実施し133か所から回答を得た。調査結果の概要（一部抜粋）は以下のとおりである。

① 調査項目

- ▷消費生活センターにおける多重債務関連相談の受付状況
- ▷協会の指定紛争解決機関（金融ADR）業務の認知度
- ▷消費生活センターにおける多重債務再発防止のための取組状況
- ▷協会の貸付自粛申告制度の認知度
- ▷協会ホームページ「一般のみなさまへ」の印象
- ▷消費生活センターにおける消費者教育・啓発活動の実施状況
- ▷消費生活センターの皆さまからの「ご意見」
- ▷消費生活センターに寄せられた「消費者の声」

② 調査結果

❖消費生活センターにおける多重債務関連相談の受付状況

- ▶消費生活センターが平成25年度において受付けた多重債務関連相談件数は、有効回答のうち約9割のセンターが前年度対比減少したとしており、多重債務関連相談は平成24年度に続き2期連続して減少傾向となっている。
- ▶相談内容は、「多重債務等による返済困難」、「過払金に関する相談」、「ヤミ金に関する相談」が上位を占める。
- ▶相談対応において案内した外部専門機関は、「弁護士（会）」、「法テラス」、「司法書士（会）」が上位を占め、法的解決以外の専門窓口としては、「警察」、「信用情報機関」及び貸金業務に関する総合的な相談窓口としての「日本貸金業協会」等である。
- ▶多重債務者の主な借入先は、「消費者金融会社」、「クレジットカード会社」、「銀行・信用金庫」等である。

❖消費生活センターにおける多重債務再発防止のための取組状況

- ▶消費生活センターで受付けた多重債務関連の相談では、「買い物癖・ギャンブル癖等により債務を抱えたことによる相談」、「何度肩代わりしても借金を繰り返すという配偶者・親族からの相談」が上位を占める。

▶それらの相談者に対して案内した機関は、「福祉関連等の行政窓口」が最も多く、次いで「精神保健福祉センター」、「日本貸金業協会」等となっている。

❖消費生活センターに寄せられた消費者の声

- ▶息子がギャンブル依存で多重債務になってしまった。対処方法を相談したい。
- ▶過払金が発生しているのではないかと思う。計算方法を知りたい。
- ▶貸金業者の会社名が変わったり、債権が譲渡されたりしていて自分がどこから借りていたかわからない。

※結果概要について、協会の季刊誌JFSA vol.18に掲載・公表した。

(4)行政機関・消費生活センター等への講師派遣

財務局、国民生活センター、消費生活センター、消費者団体、行政機関、社会福祉協議会等からの要請に基づき、当該団体が多重債務相談における消費生活相談員の対人援助スキル向上を目的として実施する研修会へ講師を派遣し、カウンセリング手法を活用したアプローチ法及び家計管理支援の方法等について講演を行った。(延べ22団体、受講者数861名) …P.38表㊤参照

平成26年度においては、生活困窮者自立支援法の施行(平成27年4月)を踏まえ、その実施主体となり得る社会福祉協議会よりカウンセリングを活用した家計管理支援方法に関する講演依頼が増加した。



千葉県社会福祉協議会
(H.26.6.19、11.28、H27.3.20)



国民生活センター (H26.9.10)

(5)消費生活センターへの訪問活動の継続的推進

協会では、平成21年度より本部及び支部の役職者が、全国の主要な消費生活センターを継続的に訪問し、自主規制機関としての役割や多重債務問題等の解決に向けた活動状況の案内を通じて、多重債務を抱える資金需要者への告知等、協会の利用促進に係る協力をお願いしている。平成26年度において、133か所の消費生活センターに対して延べ223回の訪問を行った。

(6)東京都が行うヤミ金融被害防止に係るキャンペーンへの参加・協力

東京都多重債務問題対策協議会主催による「一都三県ヤミ金融被害防止合同キャンペーン(平成26年6月9日、11月18日)」に参加・協力し、通行人へヤミ金融による被害防止を呼びかけるフレーズ入りキャンペーングッズの配布及び協会展示コーナーの設置・運営等を通じてヤミ金融被害についての啓発活動を行った。



キャンペーングッズの配布
(新宿駅西口駅頭にて)

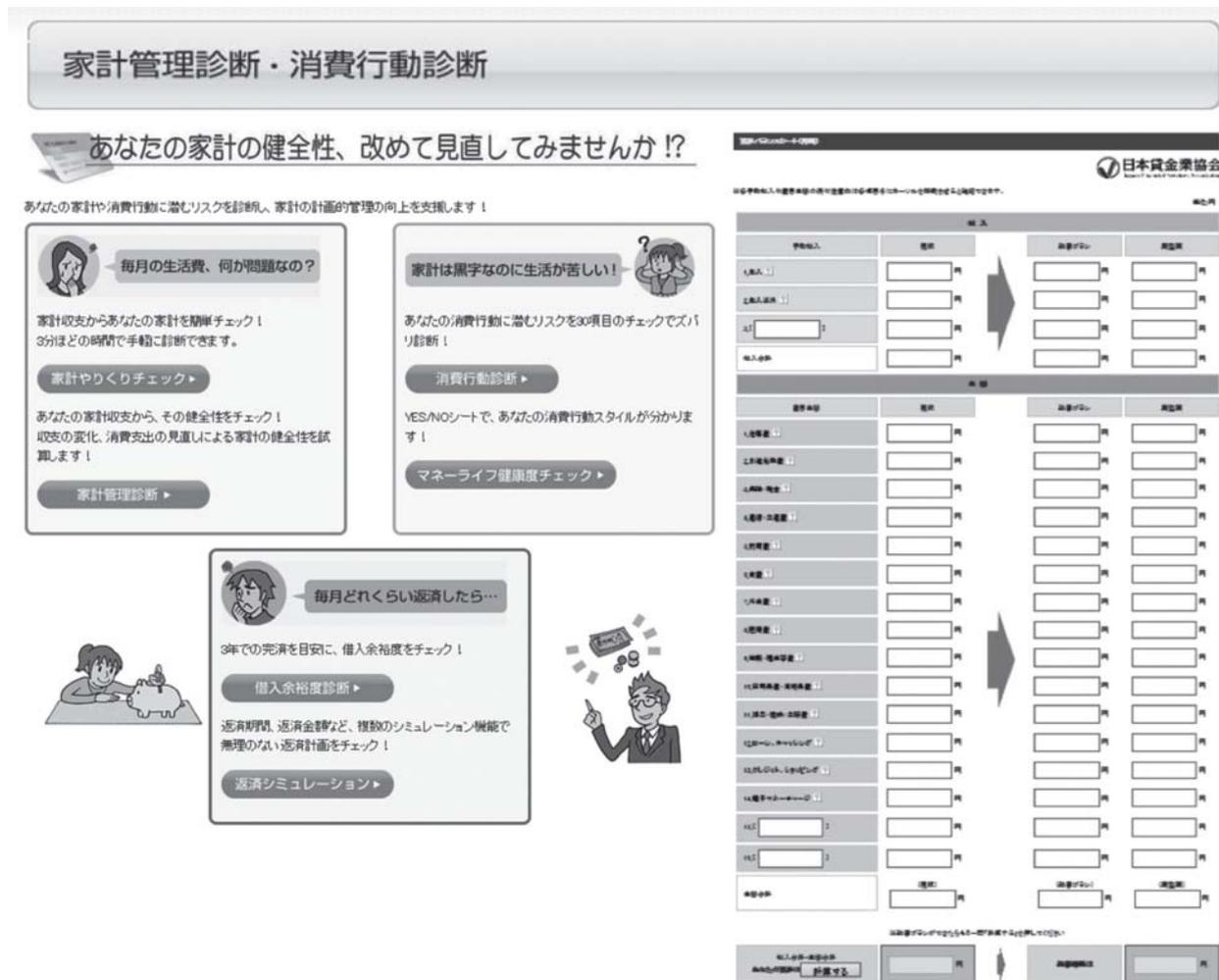


協会展示コーナー
(新宿駅西口広場イベントコーナーにて)

(7)協会ホームページの改修

協会ホームページ「家計管理診断・消費行動診断サイト」について、消費者にとってわかりやすく利用しやすいサイトとすべく必要な改修を行い、平成26年8月に更新した。主な改修内容は、従来の目次型からビジュアル型への変更及び家計バランスシートの印刷を可能にしたこと、家計支出の節約術紹介コーナーを新設したことなどである。

【ホームページ「一般のみなさまへ」】



[参照] 協会ホームページ：トップ > 一般のみなさまへ > 家計管理診断・消費行動診断
 (<http://www.j-fsa.or.jp/personal/diagnosis/>)

(8)金融ADR制度リーフレットの新規作成

平成25年8月に金融庁が策定した「指定紛争解決機関向けの総合的な監督指針」を踏まえ、紛争解決等業務に関する情報の積極的公表の観点より、資金需要者等の更なる利便性向上及び内容の充実を図ることを目的として、平成26年8月に「金融ADR制度リーフレット」を新たに作成し、行政庁及び全国の主な消費生活センター等へ配布した。



[参照] 協会ホームページ：トップ > 貸金業者のみなさまへ > 【定期刊行物】パンフレット PDF
 (<http://www.j-fsa.or.jp/moneylender/publications/index.php>)

(9) 協会員における相談対応の側面支援

協会員からの要請に基づき、お客様からの融資及び返済等の相談に従事する社員に対し、対応におけるカウンセリング手法を活用したアプローチ法及び家計管理支援方法の習得を目的とした社内研修会に講師を派遣した。(延べ6社、受講者数94名) …P.38表⑩参照



社内研修会風景

<参考>

協会では、業務研修会(平成25年度)において、協会員及び非協会員に対し、融資申込み及び返済相談等、お客様とのあらゆる接点において、多重債務者の早期発見と適切な対処等に繋げることを目的とする「カウンセリング手法を活用したアプローチの導入」を提案した。以後、貸金業相談・紛争解決センターでは、協会員からの要請に基づく講師派遣に対応し、お客様とのコミュニケーション及び家計管理支援方法等の習得を支援している。

(10) 「センターだより」の発行

相談・紛争解決センターでは、指定紛争解決機関としての役割に則り、貸金業界における苦情・紛争事案の発生を未然に防止することを目的として、加入貸金業者(非協会員を含む)に対し、相談・苦情・紛争解決の受付け及び処理状況並びに関連情報等を「センターだより」としてまとめ、四半期ごとに発行している。平成26年度において、以下のとおり実施した。

- ◆平成26年 5月31日発行 Vol.14
- ◆平成26年 8月31日発行 Vol.15
- ◆平成26年 11月30日発行 Vol.16
- ◆平成27年 2月28日発行 Vol.17



9. 行政機関との連携等

(1)金融トラブル連絡調整協議会における報告

金融庁が主催する金融ADRの中立性・公正性の確保、改善等を目的とした同協議会（関係行政庁、消費者団体、指定紛争解決機関、弁護士、学識経験者等で構成）に貸金業法に基づく指定紛争解決機関として参加し、当協会における紛争解決等業務への取組状況について報告した。（平成26年5月29日及び平成26年12月4日開催）

(2)行政による多重債務者問題対策に係る会議体への参加

多重債務問題改善プログラム等に基づき行政が主催する多重債務者対策協議会等に構成員・オブザーバーとして参加（本部職員・支部職員）し、協会における多重債務者問題への取り組み状況等の報告を通じて一層の連携強化を図った。（38都道府県、48回開催）

平成26年度 講師派遣先一覧

〔行政機関・消費生活センター等〕表①

開催日	実施先	対象者	テーマ	受講者数
平成26年 5月8日	社会福祉法人 三重県社会福祉協議会	相談員	低所得者を対象とした相談におけるカウンセリングと家計支援	38名
6月19日	社会福祉法人 千葉県社会福祉協議会	相談員	生活困窮者を対象とした家計支援	70名
7月22日	福井県消費生活センター	相談員	より良い相談業務のために	12名
7月25日	一般財団法人 日本消費者協会	相談員	カウンセリングの手法を学ぶ	22名
7月28日	愛媛県県民環境部管理局県民生活課	相談員・職員	貸金業界の動向および相談対応のポイント	23名
8月22日	藤沢市役所 納税課	相談員・職員	多重債務者の掘り起こし	38名
8月26日	千葉市消費生活センター	相談員・職員	生活困窮者・多重債務者等にかかる対応	28名
8月26日	福井県消費生活センター	相談員	より良い相談業務のために	15名
9月10日	独立行政法人国民生活センター	相談員・職員	生活再建に向けた家計管理方法と聴き取り・助言のポイント	147名
11月7日	藤沢市役所 納税課	相談員・職員	生活困窮者・多重債務者等にかかる対応について ～窓口から相談機関へつなぐために～	46名
11月13日	社会福祉法人 富山県社会福祉協議会	相談員・職員	生活再建に向けた家計管理方法と聴き取り・助言のポイント	30名
11月14日	財務省 中国財務局	相談員・職員	生活困窮者を対象とした家計支援	53名
11月20日	千葉県旭市消費生活センター	相談員	生活再建に向けた家計管理方法と聴き取り・助言のポイント	14名
11月27日	埼玉県狭山市消費生活センター	相談員	生活再建に向けた家計管理方法と聴き取り・助言のポイント	11名
11月28日	社会福祉法人 千葉県社会福祉協議会	相談員・支援員	生活困窮者を対象とした家計支援	40名
12月12日	財務省 北海道財務局	相談員・職員	生活再建に向けた家計管理方法と聴き取り・助言のポイント	44名
平成27年 1月23日	仙台市消費生活センター	相談員	多重債務相談への対応	48名
1月29日	日野市企画部市長公室市民相談	相談員・職員	生活困窮者・多重債務等にかかる対応について ～窓口から相談機関へつなぐために～	19名
1月30日	高知市市民生活課（高知市消費生活センター）	相談員・職員	生活再建に向けた家計管理方法と聴き取り・助言のポイント	28名
3月10日	社会福祉法人 三重県社会福祉協議会	相談員	生活再建に向けた家計管理方法と聴き取り・助言のポイント	50名
3月13日	社会福祉法人 魚沼市社会福祉協議会	相談員	生活困窮者に対する家計支援	37名
3月20日	社会福祉法人 千葉県社会福祉協議会	相談員・支援員	家計相談支援の実践	48名

〔協会員〕表②

開催日	実施先	対象者	テーマ	受講者数
平成26年 9月4日	りそなカード株式会社大阪管理部	社員	顧客対応の基本スキル	16名
9月4日	りそなカード株式会社大阪管理部	社員	カウンセリング機能強化に向けて	40名
10月28日	SMBCコンシューマーファイナンス株式会社	社員	カウンセリング実務研修	14名
11月6日	SMBCコンシューマーファイナンス株式会社	社員	カウンセリング実務研修	12名
平成27年 2月20日	ダイレクトワン株式会社	社員	カウンセリングスキルアップ研修	12名

【参考】相談・苦情・紛争解決における主要計数年次推移

(単位:件)

		平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度
■相談						
相談受付数(全体)		46,263	42,886	39,623	35,964	34,294
前年度対比増減率		-3.9%	-7.3%	-7.6%	-9.2%	-4.6%
相談内容 (上位6項目)	業者の連絡先	8,899	11,920	14,208	13,714	13,814
	貸付自粛依頼・撤回	5,030	4,668	4,564	4,592	5,208
	契約内容	4,873	7,332	6,730	5,802	5,160
	融資関連(借入相談等)	5,380	3,174	2,715	2,490	2,412
	登録業者確認	4,569	3,438	2,010	1,280	927
	返済困難	3,008	1,724	1,268	1,084	924
対応結果	協会指導による処理・是正・助言等	32,441	29,532	24,923	21,545	21,865
	情報提供	4,932	7,060	9,773	8,337	7,479
	他機関への紹介	8,767	6,153	4,101	4,064	3,444
	非協会員への協力要請	12	9	0	0	0
	あっせん	0	0	0	0	0
	その他	111	132	826	2,018	1,506
他機関への紹介	信用情報機関	2,967	2,224	1,516	1,452	1,312
	警察	549	478	386	679	587
	法テラス	899	632	497	540	440
	都道府県	1,195	1,024	604	406	266
	弁護士会・司法書士会	1,048	507	281	225	213
	消費生活センター	224	181	141	113	102
	金融庁・財務局	724	389	214	98	63
	クレジットカウンセリング協会	318	88	73	83	74
	裁判所	161	62	40	41	41
	その他	682	568	349	427	346
	■苦情					
相談受付数(全体)		352	247	117	95	94
前年度対比増減率		-55.2%	-29.8%	-52.6%	-18.8%	-1.1%
苦情内容 (上位6項目)	契約内容	59	53	30	28	21
	事務処理	20	30	17	25	28
	取立て行為	77	46	25	16	16
	帳簿の開示	85	54	19	10	16
	個人情報(21年10月より集計)	28	19	8	5	6
	過払金	21	19	9	5	4
	対応結果	協会による処理・是正・助言等	322	228	111	86
紛争受付課へ移行		1	3	0	5	6
打ち切り		15	7	1	3	1
他機関への紹介		5	2	0	0	0
取り下げ		5	1	0	0	0
非協会員への協力要請		0	0	0	0	0
その他		2	2	3	0	0
継続中		2	4	2	1	4
他機関への紹介	都道府県	1	0	-	-	-
	金融庁・財務局	1	0	-	-	-
	裁判所	0	0	-	-	-
	弁護士会・司法書士会	0	0	-	-	-
	警察	1	0	-	-	-
	その他 ※法テラス	2	2	-	-	-
	■紛争					
相談受付数(全体)		5	7	7	17	12
前年度対比増減率		-	+40.0%	±0.0%	+142.9%	-29.4%
分類	契約内容	1	2	1	6	2
	過払金	4	1	1	4	3
	融資関連	0	2	0	0	0
	帳簿の開示	0	1	1	0	2
	過剰貸付	0	0	0	1	0
	個人情報	0	0	0	0	1
	事務処理	0	0	0	0	2
	その他	0	1	4	6	2
対応結果	和解成立	3	2	3	4	8
	取下げ	0	2	4	4	4
	不調	0	2	2	1	4
	継続中(次年度へ繰越し)	(2)	(3)	(1)	(9)	(5)

※「紛争」は平成22年10月より業務を開始

3 監査の実施

1. 平成26年度監査計画

(1) 監査の方針

- ① 本協会の監査は、協会の法令・定款・その他諸規則の遵守状況及びそれらを遵守するための内部管理態勢の整備状況などを確認するほか、これまでの監査結果等を踏まえつつ、協会の業態・規模等に応じた、効率的で実効的な監査を実施する。
- ② 監査の実施に当たっては、協会自身による自己改善努力を活かしつつ、指導的な監査を基本とするが、重大な法令等違反に対しては、厳正な監査を行う。
- ③ 書類監査と実地監査の更なる活用により、協会の実態把握に努めるとともに、コンプライアンス態勢等が不十分な協会員に対しては、自主規制各部門と連携して指導強化を図る。
- ④ 実地監査における経営者との面談等を通じ、経営状況及び貸金業法等に対する意見・要望等について引き続き情報を収集する。

(2) 重点事項

平成26年度の監査は次の項目を重点項目として、点検・検証する。

① 資金需要者保護のための重点項目

- イ. 過剰貸付けを防止する観点から、「過剰貸付けの防止（個人信用情報の提供等を含む。）」について
- ロ. 取引の適正化を確保する観点から、「書面の交付義務」及び「取立て行為」について

② 貸金業者の健全性確保のための重点項目

- イ. 内部管理態勢の充実を図る観点から、「法令等遵守態勢」及び「経営管理（業務検証、研修等）」について
- ロ. 反社会的勢力を排除する観点から、その「態勢整備」について
- ハ. 貸金業務の適正な運営を確保する観点から、「貸金業務取扱主任者の機能発揮」について

(3) その他監査計画に掲げた主な事項

- ① 実地監査対象会員数は、110協会員程度とする。このうち、3/4程度は消費者向貸金業者（無担保、有担保）とする。
- ② 書類監査は、引き続き全協会員を対象に年1回実施する。

(4) 協会員に対する指摘事例等の周知徹底

法令・諸規則等の遵守の徹底及び違反行為の再発防止に資するため、実地監査結果に係る具体的な指摘事例集及び書類監査に係る改善の手引等を作成し全協会員に周知するとともに、問題点の解説を行う。

2. 監査の手法等

(1) 実地監査

① 監査手法について

実地監査の精度を維持しつつ短期間監査の増加等により効率化を図るとともに、監査業務の合理化を目的として、監査用携帯パソコンを導入した。

② 監査マニュアル等の見直し

平成26年2月1日施行の「経営者保証に関するガイドライン」に関連して改定された「自己検証リスト」の使用状況を確認する点検を追加した。

実地監査の重点項目とした貸金業務取扱主任者の点検項目として、主任者の「勤務状況」と「役割・権限の発揮状況」を追加した。

消費税率引き上げにより改定された「債務の弁済の費用から除かれるATM利用料」の金額変更及び

「ATM利用料変更に係る17条書面交付が不要となる特例」の説明を追加した。

③監査対象先の選定

実地監査の対象候補会員の選定にあたっては、以下のことを考慮して選定した。

- イ. 平成25年度に引き続き、貸金業法改正の要因となった多重債務者問題にフォーカスした監査として「消費者向貸金業者（無担保、有担保）」を全体の3/4程度実施する。
- ロ. 実地監査で1会員当たりの指摘件数が多い「事業者向貸金業者」も優先実施対象とする。
- ハ. 実地監査と書類監査との相互連携強化の観点から、書類監査で不備が多かった協会員を優先的に実地監査の対象とする。
- ニ. 今年度の大手協会の監査として、融資残高が300億円以上で、有人店舗が2店舗以上ある協会員を2社程度対象とする。
- ホ. 登録行政庁の立入検査との重複等がないように、登録行政庁と事前調整したうえで選定する。
- ヘ. 登録行政庁及び協会各部からの監査要請には随時対応する。

④指摘事例集の作成

- イ. 実地監査の指摘事項の中から、協会員が貸金業務の適正な運営を確保するにあたって、参考になると考えられる事例を取りまとめた「指摘事例集」を作成した。
- ロ. 特に、指摘件数が多かった「書面交付」「返済能力の調査」等に関連する指摘事例を掲載することで、協会員に法令等の再確認を促した。
- ハ. 全協会員へ配付するとともに、研修資料として活用した。
- ニ. 研修会に講師として招請された際に、監査情報として提供した。

⑤管理態勢面、業務運用面等の良い事例の収集

協会の内部管理態勢等の改善に資するとの観点から、実地監査において、各協会の管理態勢面及び業務運用面等における「良い事例」を収集した。

(2)書類監査

①基本的な考え方

評価結果が「おおむね良好」と判断される協会の比率が90%以上に定着してきたことから、新たなステージとして、より重点を絞り込んだ重点監査方式とした。

誤回答や事実に基づかない安易な回答を防止するための設問改正を加えつつ、「法令等改正があったもの」、「協会監査重点事項」、「実地監査で指摘が多い事項」に絞り重点的に設問化した。

なお、初めて書類監査を受ける協会員、協会監査を内部監査に利用するなど現方式（自主規制基本規則第11条関係を網羅した設問）を希望する協会員には現方式の報告書を採用した。

②監査報告書の改訂について

- イ. 法令等改正に伴う追加・修正（自主規制基本規則、監督指針改正への対応）
 - (a)システムリスク管理態勢
 - (b)経営者保証に関するガイドラインの融資慣行としての浸透・定着等
 - (c)反社会的勢力による被害の防止
- ロ. 協会監査重点事項
 - 過剰貸付の防止、書面の交付、取立て行為、主任者の機能発揮等
- ハ. 実地監査で指摘が多い事項
 - 貸付条件、従業員名簿、立入検査届、公表物、帳簿の備付等
- ニ. 証跡資料の提出
 - 「貸付条件表」

③対象協会員及び実施の概要について

- イ. 対象協会員
 - 監査通知発信時点の全協会員（直近理事会承認分まで）＝平成26年12月末現在の協会員（1,238協会員）
（監査対象期間 平成26年4月1日～平成27年2月19日）
- ロ. スケジュール

- (a)平成27年1月19日(月) 監査通知発送
- (b)平成27年2月19日(木) 監査回答締切
- (c)平成27年6月1日(月) 結果通知発送

ハ. 設問数

	設問数	
	重点監査	標準監査
共通事項	16	29
個人向け貸付け	22	35
法人向け貸付け	11	23
計	49	87

④結果通知及び改善指導について

提出された「書類監査報告書」及び「添付資料」の回答内容に基づいて、全詳細設問について回答内容を点検・評価した。指摘事項の有無により、4通りの結果通知を行った。

イ. 指摘事項なしの場合

指摘は認められなかった、引き続きコンプライアンス及び内部管理態勢の充実・強化に努めることを伝えた。

ロ. 「改善・見直しの必要がある事項」がある場合

改善・見直しが必要な事項が認められたことを通知し、自己改善を指示した。

ハ. 「法令等に抵触するおそれがある事項」がある場合

法令等に抵触するおそれがある事項が認められたことを通知するとともに、放置すると行政庁の処分につながるおそれがあるので改善報告書の提出を求め、改善を確認した。

ニ. 「法令等に抵触するおそれがある事項」と「改善・見直しの必要がある事項」がある場合

法令等に抵触するおそれがある事項が認められたことを通知するとともに、放置すると行政庁の処分につながるおそれがあるので改善報告書の提出を求め、改善を確認した。

3. 監査結果について

1 実地監査

(1)監査結果の概要

平成26年度の実地監査は、123協会員に対し実施した（内訳：一般監査109協会員、特別監査14協会員）。監査結果については、指摘有の協会員は48協会員（前年度43協会員）で、その割合は39%（同41%）と前年度に比べ若干の改善が見られた。

また、指摘件数は88件（同85件）で、実施した1協会員当たりの指摘件数は0.7件（同0.8件）と前年度とほぼ同水準であった。

指摘内容は、「書面交付」「交渉経過の記録」「返済能力の調査」に関するものが多く、また、改善指導では、「反社会的勢力に対する基本方針の公表」「加入指定信用情報機関の名称の公表」「ホームページの修正」「立入検査に係る届出書」に関するものが多く見受けられている。なお、実地監査で把握した監査先協会の管理態勢面や業務運用面における良い事例も参考情報として掲載した。

監査実施後の対応は、監査結果通知を交付するとともに、法令等違反の指摘があった協会員に対しては、改善及び再発防止についての書面の提出を求めた。また、不適切な取扱として指摘した事案のうち、監査期間中に改善を確認できなかったものは、監査終了後の一定期間内に改善完了の報告を求める等、実効的な監査の実施に努めた。

実施数及び指摘件数

(単位:件)

		平成26年度				平成25年度				
A	実施会員数	123会員 (うち特別監査14会員)			B/A	105会員 (うち特別監査9会員)			B/A	
B	指摘有の会員数	48会員 (うち特別監査6会員)			39%	43会員 (うち特別監査6会員)			41%	
指摘項目		指摘件数等			(改善指導)	指摘件数等			(改善指導)	
		法令等違反	不適切な取扱			法令等違反	不適切な取扱			
一般監査	貸金業法	65件	20件	45件	251件	65件	18件	47件	186件	
	自主規制関連	5件	2件	3件		1件	-件	1件		
	その他法令	1件	-件	1件		3件	-件	3件		
	小計	指摘件数	71件	22件	49件	251件	69件	18件	51件	186件
	指摘有の会員数	42会員	10会員	37会員	96会員	37会員	9会員	35会員	86会員	
特別監査	貸金業法	14件	8件	6件	31件	15件	5件	10件	32件	
	自主規制関連	2件	2件	-件		-件	-件	-件		
	その他法令	1件	1件	-件		1件	-件	1件		
	小計	指摘件数	17件	11件	6件	31件	16件	5件	11件	32件
	指摘有の会員数	6会員	3会員	3会員	11会員	6会員	3会員	5会員	8会員	
総計	C	指摘件数	88件	33件	55件	282件	85件	23件	62件	218件
	D	指摘有の会員数	48会員	13会員	40会員	107会員	43会員	12会員	40会員	94会員
		指摘有の1会員当たりの指摘件数(C/D)	1.8	2.5	1.4	2.6	2.0	1.9	1.6	2.3
		実施した1会員当たりの指摘件数(C/A)	0.7	0.3	0.4	2.3	0.8	0.2	0.6	2.1

「不適切な取扱」とは

- ① 「法令・諸規則等」に抵触していると認められるもののうち、軽微な不備で、監査期間中に改善が完了したことを確認した事案及び監査期間中に改善に着手しており自主的な改善完了が期待できる事案。
- ② 「法令・諸規則等」で明示されている違反行為に類似した行為と判断した事案。

「改善指導」とは

- ① 現行法令等に照し改善を要すると認められる事案。
- ② 抵触している「法令・諸規則等」の該当条文が努力義務規定の事案。

「その他法令」とは

貸金業法・自主規制基本規則以外で貸金業務に適用される法令で、犯罪による収益の移転防止に関する法律、出資法等である。

(2)指摘内容

指摘内容としては、「書面交付（貸金16条の2、17条）」「返済能力調査（貸金13条）」「交渉経過記録（貸金19条）」に関するものが多く見受けられた。

指摘内容

(単位:件)

法令等	指摘の概要	平成26年度		平成25年度	
		法令等違反	不適切な取扱	法令等違反	不適切な取扱
貸金8条	変更の届出が未提出	-	-	-	3
貸金12条の2	資金需要者等に係る情報の管理態勢不備	-	-	-	1
貸金12条の3	貸金業務取扱主任者の設置要件不適合、貸金業務取扱主任者の役割発揮不十分	1	1	-	6
貸金12条の4	従業者名簿・従業者証明書の未作成、従業者名簿の記載不備	1	-	-	1
貸金13条	返済能力調査の未実施、記録不備	7	1	4	3
貸金13条の2	過剰貸付け等の禁止	2	1	2	-
貸金14条	貸付条件等の揭示不備	-	2	-	2
貸金16条の2	契約締結前書面の未交付、記載不備	5	6	9	8
貸金17条	契約締結時書面の未交付、記載不備	4	32	3	27
貸金18条	受取証書の未交付、記載不備	2	1	2	-
貸金19条	帳簿の記載不備、交渉記録の記載・保存不備	4	6	1	5
貸金21条	催告書の記載不備	-	1	-	-
貸金24条の6の2	開始等の届出が未提出	-	-	-	1
貸金41条の35	個人情報情報の未提供	-	-	1	-
貸金41条の36	個人情報情報の提供等に係る同意の未取得	2	-	1	-
貸金業法計		28	51	23	57
自主11条	社内態勢の未整備、社内規則の未改定	3	-	-	1
自主22条	借入意思の確認不足、記録不備	1	3	-	-
自主規制基本規則計		4	3	-	1
犯収6条	取引時確認の記録漏れ	1	1	-	4
その他法令計		1	1	-	4
総計		33	55	23	62

貸金:貸金業法

自主:貸金業の業務運営に関する自主規制基本規則

犯収:犯罪による収益の移転防止に関する法律

(3)改善指導

平成25年度と同様に「反社会的勢力に対する基本方針の公表」「立入検査に係る届出書」の漏れと「ホームページの修正」が多かったが、平成26年度では「加入指定信用情報機関の名称の公表」に多くの改善指導事項が見受けられた。

改善指導の内容

(単位:件)

改善指導の概要	平成26年度	平成25年度
反社会的勢力に対する基本方針の公表	47	28
加入指定信用情報機関の名称の公表	47	17
ホームページの修正 ・貸付条件の表示に不備がある。 （担保の要否等法定事項の一部が未表示、不明確・不適切な条件表示等） ・指定紛争解決機関の表示がない。 ・審査を行う旨、啓発文言、返済シミュレーションの表示がない。 ・協会員番号の表示が協会推奨方式と相違する。 ・借入意欲をそそるなどの不適切な勧誘表現がある。等	37	40
届出事項 ・立入検査に係る届出書の未提出。等	35	27
指定紛争解決機関の名称の公表	21	15
研修（周知徹底） ・実施記録を作成・保存していない。等	17	10
貸付条件表の掲示内容 ・年利率を小数点第一位まで表示していない。 ・主な返済の例の記載がない。等	13	9
社内規則の策定 ・犯罪収益移転防止法の改正等に伴う事項が社内規則に未反映。等	11	19
反社会的勢力の排除条項の追加	8	7
取引時確認記録 ・改正犯罪収益移転防止法が求める取引目的等の確認・記録漏れ。	7	10
業務検証 ・社内規則で定める頻度で自己検証を行っていない。 ・実施内容が形式的又は検証項目が不足している。 ・検証リストが自社の業務に合致していない。等	7	7
内部監査 ・内部監査が形骸化している。 ・内部管理部門の責任者が内部監査を実施している。等	6	3
従業者証明書 ・携帯を必要とする者に交付していない。等	4	2
従業者名簿 ・従業者証明書番号が誤って記載されている。等	3	2
個人情報保護宣言の公表 ・内容が古く協会ガイドラインに準拠した社内規則と整合していない。	3	5
貸金業者登録票 ・大きさが法定の寸法に達していない。 ・登録有効期間等が更新前の内容となっている。等	1	4
重要な使用人の登録 ・営業所等の業務を統括する者を登録していない。	1	2
借入れの意思の確認 ・借入申込書の本人記載欄の一部が記入漏れとなっている。等	—	3
その他 ・貸金業者登録簿の業務の種類・方法が実態と相違。 ・債権証書を返還した旨の記録を残していない。 ・交渉経過記録に交渉の相手方を「先方」と記載のため特定できない。 ・機微情報（本籍地）を黒塗りしていない。 ・個人過剰貸付けに係る審査過程の記録が不十分。等	14	8
総計	282	218

(4) 実地監査からみた、管理態勢面、業務運用面等の良い事例

以下については、協会の内部管理態勢等の改善に資するとの観点から、実地監査で収集した良い事例を取りまとめたものである。

① 経営管理等

- ・ 社長がコンプライアンス・プログラムの実践状況を3ヶ月毎にモニタリングし、その結果を記録しているほか、毎月1回、貸金業務取扱主任者の役割発揮状況を確認している。(消費者向無担保・従事者5名)
- ・ 社長を委員長とするコンプライアンス委員会を設置し、四半期ごとにコンプライアンス・プログラムの進捗状況や貸金業務取扱主任者の活動状況等を同委員会に報告させるなど、経営陣が積極的に法令等遵守態勢の確立・推進に関与している。(消費者向無担保・従事者300名超)
- ・ コンプライアンス・プログラムの策定部署であるコンプライアンス委員会が、全部室を対象に、同プログラムに基づく自主検証および内部研修の実施状況を監督している。また、内部監査室が同プログラムの実効性を内部監査で検証している。(事業者向有担保・従事者50名超)

② 業務検証

- ・ 自社の業務内容に見合った検証事項を7種類のチェックシートにとりまとめ、店長が各々の検証事項について3ヶ月毎に業務検証を実施しているほか、毎月1回、各従業員の業務日誌を確認している。また、顧客情報管理や書面交付、取立て行為等の重点検証事項については、社長が毎月1回、実施状況を確認している。(消費者向無担保・従事者5名)
- ・ 全ての電話の受発信を自動録音して音声サーバーに保存しており、毎月1回、管理者が全職員の音声ファイルを各種の条件で抽出して交渉内容の適切性や交渉経過記録の正確性を検証し、問題点があれば是正・改善を指示している。(消費者向無担保・従事者100名超)

③ 内部監査

- ・ 個人の業者で他に従事者はいないため、監督指針の「自己検証リスト」に基づいて実際の業務内容に合わせた「内部管理確認リスト」を作成し、月1回、自己検証を行っている。同リストにはトピックス欄を設け、当月のコンプライアンスに関する記事(外部研修会参加や協会書類監査の受検など)を記載している。(消費者向無担保・従事者1名)
- ・ 監査に当たっては、監査対象部署の業務処理項目についてリスクの洗い出しと評価を行い、リスクアプローチによる監査を実施している。また、内部監査で指摘した事項については、フォローアップ監査を実施して改善施策とその実行状況を確認し、その結果を経営陣に報告している。(消費者向無担保・従事者300名超)

④ 委託先の管理

- ・ 顧客情報管理を含むシステム関連業務を外部に委託しているが、毎月1回、委託先を訪問して委託業務の実施状況を確認しているほか、年2回、委託先から委託業務に係る社内検査の結果報告書を徴求するなど、委託先の適切な管理に努めている。(信販会社・従事者50名超)

⑤ 社員教育

- ・ 社員のスキルアップの一環として、貸金業務取扱主任者の資格取得に全社を挙げて取り組んでおり、常勤職員の約8割が取得している。(信販会社・従事者50名超)
- ・ 社員の法令等に対する理解を深めるため、理解度テスト(10問程度)を毎月実施している。(消費者向無担保・従事者3名)
- ・ 社員教育に関し、テーマ毎に当該業務担当部署に研修を企画させ、また、経験年数等に応じた研修を実施するなど実効ある研修に力を入れて取り組んでいる。(信販会社・従事者200名超)

⑥ 反社会的勢力への対応

- ・ 契約書に暴力団排除条項を導入しているが、さらに「反社会的勢力ではないことの表明・確約に関する同意書」の提出を顧客に求めるなど、排除の徹底を図っている。(事業者向無担保・従事者30名超)

⑦ 顧客情報の安全管理

- ・ 顧客情報の漏えいを防ぐため、借入申込書や返済能力調査記録等はコピー不能の用紙を用いている。(消費者向無担保・従事者200名超)

- ・事務所内への携帯電話等の通信機器の持ち込みを禁止するとともに、身の回り品は従業員に支給したスケルトンバッグに入れて持ち込ませるなど、情報の不正持ち出しを防止する措置を講じている。また、フロア全体が確認できる複数の防犯カメラの設置や、権限を付与された者以外はPC上の顧客情報を印刷できない設定とするなど、統制環境を整えている。(消費者向無担保・従事者300名超)

⑧相談及び助言

- ・申込み受付時には必ず来店を求めて対面審査を行い、返済についても来店を原則としているなど、顧客との対面でのコミュニケーション(カウンセリング機能)を重視しており、顧客の家計状況等を把握して適切なアドバイスができるよう努めている。(消費者向無担保・従事者2名)
- ・多重債務等が懸念される顧客については、早期のカウンセリングに努め、必要に応じて公的相談機関を紹介している。(消費者向無担保・従事者200名超)

⑨与信

- ・面談により詳細な調査を行ったうえで必要最小限の額を貸付けることを創業以来のモットーとしている。また、総量規制の範囲内であっても、他社分と合わせた毎月の返済額が月収の1/3を超えることとなる貸付けを禁じている。(消費者向無担保・従事者200名超)
- ・契約に当たっては必ず顧客に来店を求め、人柄、話し方などにポイントをおいて審査している。(消費者向無担保・従事者5名)

⑩業務の効率化等

- ・業容は小規模であるが、入出金処理や償還表の作成等がシステム化されており、正確で効率的な業務処理が行われている。(消費者向無担保・従事者2名)
- ・電話による申し込みの受け付けについては、後日のトラブルを避けるために録音、パソコンに落とし込んで管理している。また、JICCの情報もスキャンしてパソコンで管理しており、効率とリスクを考慮して業務を遂行している。(消費者向無担保・従事者6名)

⑪その他

- ・問合せ対応や勧誘等全ての通話を録音するとともに、担当者が対応記録をシステムに入力している。これをもとに、顧客対応の品質向上を目的とした検証を行っている。(消費者向無担保・従事者100名超)

(5) 実地監査の実施状況

監査日数別の会員数

監査日数	一般監査		特別監査	
	平成 26 年度	平成 25 年度	平成 26 年度	平成 25 年度
1 日間	0 会員	0 会員	0 会員	1 会員
2 日間	12 会員	12 会員	5 会員	1 会員
3 日間	66 会員	31 会員	6 会員	3 会員
4 日間	25 会員	50 会員	3 会員	4 会員
5 日間	6 会員	3 会員	0 会員	0 会員
合計	109 会員	96 会員	14 会員	9 会員

資本金別の会員数

資本金	一般監査		特別監査	
	平成 26 年度	平成 25 年度	平成 26 年度	平成 25 年度
1 億円以上	11 会員	12 会員	1 会員	0 会員
5 千万円以上～1 億円未満	29 会員	25 会員	2 会員	1 会員
2 千万円以上～5 千万円未満	21 会員	21 会員	1 会員	1 会員
2 千万円未満	13 会員	28 会員	2 会員	2 会員
個人事業者	35 会員	10 会員	8 会員	5 会員
合計	109 会員	96 会員	14 会員	9 会員

融資残高別の会員数

融資残高	一般監査		特別監査	
	平成 26 年度	平成 25 年度	平成 26 年度	平成 25 年度
200 億円以上	2 会員	2 会員	0 会員	0 会員
10 億円以上～200 億円未満	19 会員	25 会員	2 会員	1 会員
1 億円以上～10 億円未満	42 会員	51 会員	3 会員	3 会員
5 千万円以上～1 億円未満	18 会員	10 会員	2 会員	1 会員
5 千万円未満	28 会員	8 会員	7 会員	4 会員
合計	109 会員	96 会員	14 会員	9 会員

貸金業務従事者数別の会員数

貸金業務従事者数	一般監査		特別監査	
	平成 26 年度	平成 25 年度	平成 26 年度	平成 25 年度
1 人	21 会員	9 会員	4 会員	2 会員
2 人～3 人	43 会員	35 会員	5 会員	5 会員
4 人～5 人	12 会員	14 会員	2 会員	1 会員
6 人～9 人	13 会員	11 会員	2 会員	0 会員
10 人～19 人	7 会員	10 会員	0 会員	0 会員
20 人以上	13 会員	17 会員	1 会員	1 会員
合計	109 会員	96 会員	14 会員	9 会員

業態区分別の会員数

業態区分	平成 26 年度		平成 25 年度	
	実施会員数	登録会員数	実施会員数	登録会員数
1：消費者向無担保貸金業者	72 会員	461 会員	73 会員	513 会員
2：消費者向有担保貸金業者	11 会員	103 会員	4 会員	106 会員
3：消費者向住宅向貸金業者	3 会員	30 会員	1 会員	28 会員
4：事業者向貸金業者	21 会員	294 会員	13 会員	321 会員
5：手形割引業者	3 会員	51 会員	4 会員	59 会員
6：クレジットカード会社	5 会員	143 会員	5 会員	148 会員
7：信販会社	2 会員	36 会員	1 会員	38 会員
8：流通・メーカー系会社	2 会員	20 会員	1 会員	23 会員
9：建設・不動産業者	2 会員	30 会員	1 会員	32 会員
10：質屋	0 会員	3 会員	2 会員	3 会員
11：リース会社	2 会員	34 会員	0 会員	36 会員
12：日賦貸金業者	0 会員	1 会員	0 会員	4 会員
13：非営利特例対象法人	0 会員	1 会員	0 会員	1 会員
合計	123 会員	1,207 会員	105 会員	1,312 会員

13：非営利特例対象法人は25年度に新設された業態区分

2 書類監査

(1) 監査結果の概要

平成26年度書類監査は、監査計画に基づき、全協会員を対象に実施した（平成26年12月末日現在協会員1,238会員）。

今回の書類監査では法令等改正があったものや実地監査等で指摘があった事項等を重点的に設問化し、より詳細に確認する重点監査方式に変更した。

監査結果については、法令等に抵触するおそれの指摘があった協会員が67会員（構成比5.7%）と前年度（79会員6.5%）とほぼ同じ水準であった。また、改善・見直しの指摘がある協会員は123会員（構成比10.5%）で前年より増加したが、これは監督指針改正に伴い今年度重点的に設問化した「反社会的勢力による被害の防止」や「システムリスク管理態勢」に関する理解不足や態勢不備等によるものである。

指摘事項が認められた協会員に対しては、状況の確認と改善の実施を求め、特に法令等に抵触するおそれの指摘がある協会員については、その改善報告の提出を求め、また、改善への対応状況によっては特別監査の実施を検討することとしている。

① 監査報告書提出状況

提出状況	平成26年度（5月20日現在）		平成25年度	
	会員数	（前年増減）	会員数	（前年増減）
監査対象数	1,238会員	▲2.4%	1,268会員	▲4.8%
（廃業等）	▲61会員	27.1%	▲48会員	▲18.6%
評価対象数	1,177会員	▲3.5%	1,220会員	▲4.1%

※監査通知発送日：平成27年1月19日（監査対象期間平成26年4月1日～平成27年2月19日）

※廃業等の内訳は、退会11会員、廃業42会員、不更新3会員、登録取消2会員、未提出3会員。

② 監査結果

平成26年度評価	会員数	（構成比）	指摘件数	（内訳）	
				法令等に抵触	改善・見直し
法令等に抵触するおそれの指摘がある	67会員	（5.7%）	390件	170件	220件
改善・見直しの指摘がある	123会員	（10.5%）	241件	—	241件
指摘事項はない	987会員	（83.8%）	—	—	—
合計	1,177会員	100.0%	631件	170件	461件

平成25年度評価	会員数	（構成比）	指摘件数	（内訳）	
				法令等に抵触	改善・見直し
法令等に抵触するおそれの指摘がある	79会員	（6.5%）	336件	152件	184件
改善・見直しの指摘がある	65会員	（5.3%）	104件	—	104件
指摘事項はない	1,076会員	（88.2%）	—	—	—
合計	1,220会員	100.0%	440件	152件	288件

※「法令等に抵触するおそれがある」事項とは、貸金業法、施行規則、その他関係法令及び協会定款、自主規制基本規則に定められた事項に対し、態勢が未整備または未実施との回答があったものをいう。

※「改善・見直しの必要がある」事項とは、監督指針、社内規則策定ガイドライン等に照らし、改善が必要と認められるものをいう。

（注）今回実施した証跡確認事項（貸付条件表の点検）については、203会員において軽微な記載ミスが認められたので別途、改善・見直しの指摘とした。

(参考) 書類監査における評価の状況 (過去3カ年)

評価	平成 26 年度		平成 25 年度		平成 24 年度	
	会員数	構成比 (%)	会員数	構成比 (%)	会員数	構成比 (%)
法令等に抵触するおそれの指摘がある	67	6	79	7	128	10
改善・見直しの指摘がある	123	10	65	5	145	11
指摘事項はない	987	84	1,076	88	1,000	79
計	1,177	100	1,220	100	1,273	100

(2) 指摘内容 (法令等に抵触するおそれがある事項)

法令等		指摘の概要	平成 26 年度 指摘件数	平成 25 年度 指摘件数
貸金業法	貸金 8 条	登録事項変更等の届出態勢未整備	5	4
	貸金 12 条の 8	利息、保証料等に係る制限についての実態確認不備	1	2
	貸金 12 条の 9	相談及び助言が出来る団体紹介の態勢未整備	-	14
	貸金 13 条	資料の未取得等返済能力調査の不備	33	16
	貸金 14 条	貸付条件等の揭示不備	3	1
	貸金 16 条の 2	契約締結前書面の未交付、記載事項の不備	2	5
	貸金 17 条	契約締結時書面の未交付、記載事項の不備	6	11
	貸金 18 条	領収書の未交付、記載事項の不備	-	3
	貸金 19 条	帳簿の備付けの不備、交渉経過の記録不備	6	7
	貸金 21 条	取立て行為規制の遵守不備	-	1
	貸金 23 条	貸金業者登録票の不備	1	-
	貸金 24 条	債権譲渡に関する態勢不備	-	3
	貸金 41 条の 35	個人情報情報の未提供	3	1
	貸金 41 条の 36	個人情報取得の同意未取得、記録不備	5	1
	貸金 41 条の 37	指定信用情報機関の名称未公表	6	1
	施行 10 条の 6	周知徹底 (研修等) の未実施	2	2
	施行 10 条の 7	貸金業務取扱主任者の要件不足	1	1
	施行 10 条の 9 の 2	従業者名簿の記載事項等の不備	17	6
	施行 10 条の 18	返済能力調査の記録不備	15	4
	施行 12 条の 2	契約締結前書面記載事項の不備	1	-
施行 13 条	契約締結時書面記載事項の不備	2	-	
施行 15 条	受取証書の記載事項等の不備	1	-	
施行 26 条の 25	不祥事件の届出の未提出	7	-	
貸金業法計			117	83
自主規制基本規則	定款 12 条	各種届出書等の未提出	-	13
	定款 施行 6 条	報告書等の未提出	1	-
	自主 4 条	法令遵守態勢の未整備	1	1
	自主 5 条	不祥事件等に対する態勢の未整備	-	3
	自主 15 条	担保徴求状況の未確認	-	1
	自主 22 条	借入意思確認の記録不備	6	2
	自主 24 条	保証人の調査未実施、書面の未交付	8	5
	自主 32 条	事業実態確認書類の未徴求	5	3
	自主 34 条	保証人の調査未実施、書面の未交付	1	4
	自主 58 条	ホームページへの明示事項等の不備	1	4
	自主 66 条	勧誘の未承諾及び記録不備	-	4
	自主 69 条	送付した書面の内容未記入	2	1
自主規制基本規則計			25	41
その他	犯収法	取引時確認の記録の保存不備	14	15
	紛争解決	指定紛争解決機関の名称未公表、交付書面への未記載	14	13
その他法令計			28	28
総計			170	152

貸金：貸金業法
 施行：貸金業法施行規則
 定款：日本貸金業協会定款

自主：貸金業の業務運営に関する自主規制基本規則
 犯収法：犯罪による収益の移転防止に関する法律
 紛争解決：紛争解決等業務に係る手続実施基本契約条項

(3)指摘内容(改善・見直しの必要がある事項)

指摘の概要	平成26年度	平成25年度
	指摘件数	指摘件数
反社会的勢力による被害の防止について ・反社情報等による審査態勢の不備 ・反社会的勢力に対する基本方針の未公表等	98	42
システムリスク管理態勢について ・セキュリティレベル維持向上対策の不足 ・外部委託管理態勢の不備等	71	—
過剰貸付の防止について ・経営者保証ガイドライン対応態勢の未整備 ・貸付審査や返済能力調査に関する検証の不備 ・審査基準や審査内容の見直し未実施等	43	29
立入検査に係る届出について ・「立入検査に係る届出書」の未提出	36	30
書面の交付義務について ・契約締結時書面の記載内容の不備 ・債権証書返還に関する記録の不備等	33	25
契約に関する説明について ・契約時の説明に関する実施記録の不備等	27	28
個人顧客情報の安全管理措置等について ・機微情報の取り扱い態勢の未整備 ・個人情報の漏えいに対する態勢の未整備等	24	27
帳簿の閲覧・謄写や取引履歴の開示について ・帳簿の備え付けに関する検証の不備 ・取引履歴の開示を行った内容の記録の不備等	13	6
取立て行為について ・業務の検証と記録保存の不備等	8	6
取引時確認、疑わしい取引の届出について ・取引時確認にあたり記録する項目の不備等	7	8
貸金業務取扱主任者について ・主任者の設置状況や機能の検証と記録の不備等	4	7
その他 ・組織態勢の未整備 ・相談および助言、苦情および紛争等への対応態勢不備 ・内部監査結果の記録と保存の不備等	97	80
総計	461	288

(4) 監査結果の詳細分析

① 指摘の状況の協会員属性に基づく分類

イ. 資本金別会員数

資本金別	会員数	指摘なし	指摘1件	2件	3件	4件以上
10億円以上	83	72	6	3	1	1
1億～10億円未満	120	102	12	4	0	2
1億円未満	681	563	43	35	16	24
0(個人)	293	250	16	9	4	14
合計	1,177	987	77	51	21	41

ロ. 取り扱い貸付別会員数

業態別	会員数	指摘なし	指摘1件	2件	3件	4件以上
1.個人向け貸金業者	822	685	62	35	16	24
2.法人向け貸金業者	355	302	15	16	5	17
合計	1,177	987	77	51	21	41

※書類監査報告書の回答状況(個人向け回答または法人向け回答)により分類した。

ハ. 協会加入年数別会員数

加入年数別	会員数	指摘なし	指摘1件	2件	3件	4件以上
加入2年以上(書類監査3回目以上)	1,081	921	68	45	17	30
加入1年以上(書類監査2回目)	44	35	5	1	1	2
加入1年未満(書類監査1回目)	52	31	4	5	3	9
合計	1,177	987	77	51	21	41

ニ. 登録先別会員数

登録先別	会員数	指摘なし	指摘1件	2件	3件	4件以上
財務局	272	216	31	15	4	6
都道府県	905	771	46	36	17	35
合計	1,177	987	77	51	21	41

② 貸付条件表の点検結果

貸付条件表の写しの提出を受け、記載状況等を確認した。

	会員数	構成比
指摘事項はない	935	79.4%
指摘事項がある	242	20.6%
合計	1,177	100%

(主な指摘内容)

賠償額の元本に対する割合を小数点第一位まで表示していない	102会員
貸付利率を小数点第一位まで表示していない	83会員
主な返済例の内容に不備がある	77会員
貸付の種類ごとに作成していない	60会員
担保について記載がない	29会員

4. 行政庁等との連携（監査に関する情報の共有等）

(1) 監査計画の調整

平成26年度の監査計画策定に当たっては、金融庁と協議し、策定後は金融庁、関東財務局、同東京財務事務所及び東京都へ説明した。

また、監査計画は、協会員に通知するとともに、全ての登録行政庁へ送付した。

(2) 実地監査及び書類監査実施についての調整

実地監査の監査対象協会員選定に当たっては、年間計画（「平成26年度実地監査について」）に基づき対象協会員を選定し、効率的な監査を実施するために、当該協会員の登録行政庁と調整のうえ決定している。また、実施に当たっては、当該行政庁と事前に情報交換し効果的な監査を実施した。

書類監査については、監査スケジュール及び監査設問事項等について金融庁と意見交換を行った。

(3) 監査結果情報の共有

① 実地監査結果

実地監査結果については、監査先協会員に監査結果通知書を交付する都度、監査先の登録行政庁へ通知書の写しをメールで送付した。また、金融庁に対しては、全ての監査結果通知書の写しを登録行政庁への送付に併せて、送付した。

実地監査の結果、特に重大な法令等違反が指摘された監査先の登録行政庁に対しては、監査結果等について直接説明し、監督当局による指導等の強化を要請した。

② 書類監査結果

書類監査結果については、協会員に対する監査結果通知後、登録行政庁へ結果一覧を送付した。

また、金融庁に対しては、全ての協会員の評価結果を送付した。

(4) 行政訪問の状況

登録行政庁等とは、本協会が行った監査結果を取りまとめた「監査結果について」及びその改善状況等について意見・情報の交換を行うなど、一層の連携強化を図った。

訪問年月日	訪問先	訪問内容等
平成26年 4月16日	金融庁（検査局）	平成25年度実地監査の実施状況及び平成26年度監査計画等について
平成26年 4月17日	金融庁（監督局）	平成25年度実地監査の実施状況及び平成26年度監査計画等について
平成26年 4月18日	東京都	平成25年度実地監査の実施状況及び平成26年度監査計画等について
平成26年 4月18日	関東財務局	平成25年度実地監査の実施状況及び平成26年度監査計画等について
平成26年 6月25日	金融庁	平成25年度監査結果の説明等
平成26年 6月26日	東京都	平成25年度監査結果の説明等
平成26年 7月15日	関東財務局東京財務事務所	平成25年度監査結果の説明等
平成26年 7月15日	関東財務局	平成25年度監査結果の説明等
平成26年11月21日	関東財務局	協会監査の充実強化について
平成26年12月16日	金融庁	平成26年度上期実地監査の状況説明及び平成27年度書類監査について
平成27年 3月24日	金融庁	平成27年度監査計画等について

(5) 実地監査に併せた、登録行政庁、消費者団体及び警察への訪問状況

実地監査の実施に併せて、監査部長等が実地監査先の登録行政庁、消費者団体及び警察署を訪問し、本協会の活動状況を説明した。また地域における貸金業界の動向並びに資金需要者の状況等についても意見及び情報交換した。

訪問先	箇所数
登録行政庁	35
消費者団体	25
警察署等	21

(6)登録行政庁による立入検査の状況等

①検査周期等について

協会員からの届出ベースで登録行政庁による立入検査の状況を見ると、平成21年度は281社で、検査実施率9.4%（検査周期10.6年）であったものが、完全施行以降上昇傾向を示し、平成26年度では478社で、検査実施率38.4%（同2.6年）と、この間、検査による監督・指導は約4倍程度、充実・強化されている。

特に、都道府県知事登録協会員の検査については、平成21年度の201社、実施率7.7%（同12.9年）から平成26年度は432社、実施率44.5%（同2.3年）と約5.6倍に向上し、検査周期4年未満の県は、平成21年度は3県から平成26年度は32都道府県となっている。

また、財務局登録協会員の検査実施率は20%前後で推移しているが、立入日数は態勢検査の導入等により、平成21年度4.7日から平成26年度は7.8日と長期化の傾向にある。

これらの要因としては、この間に登録業者数が6,178社から2,113社と66%減少したこともあるが、改正貸金業法の完全施行により貸金業の重要性が認識された結果だと思われる。

登録行政庁（財務局）による立入検査の状況

登録行政庁	平成21年度					平均検査日数※4	平成26年度					平均検査日数※4	
	登録業者数※1	協会員数※2			検査率※3		登録行政庁	登録業者数※1		協会員数※2			検査率※3
		H21年3月末	H21年3月末	被立入検査				H26年3月末	21年度との増減比較	H26年3月末	被立入検査		
関東財務局	228	166	38	22.9%	6.5	関東財務局	149	▲79	127	17	13.4%	16.6	
都県計	2,074	834	40	4.8%	1.2	都県計	787	▲1,287	336	137	40.8%	1.1	
関東管内合計	2,302	1,000	78	7.8%	3.3	関東管内合計	936	▲1,366	463	154	33.3%	2.7	
近畿財務局	70	62	9	14.5%	4.4	近畿財務局	37	▲33	37	7	18.9%	16.6	
府県計	1,111	481	59	12.3%	1.3	府県計	321	▲790	178	57	32.0%	0.9	
近畿管内合計	1,181	543	68	12.5%	1.7	近畿管内合計	358	▲823	215	64	29.8%	2.6	
北海道財務局	9	8	1	12.5%	3.0	北海道財務局	6	▲3	5	2	40.0%	5.0	
道計	192	114	5	4.4%	1.4	道計	51	▲141	39	29	74.4%	1.0	
北海道管内合計	201	122	6	4.9%	1.3	北海道管内合計	57	▲144	44	31	70.5%	1.3	
東北財務局	32	32	9	28.1%	2.0	東北財務局	22	▲10	21	3	14.3%	3.3	
県計	280	162	27	16.7%	1.1	県計	74	▲206	53	14	26.4%	1.0	
東北管内合計	312	194	36	18.6%	1.3	東北管内合計	96	▲216	74	17	23.0%	1.4	
東海財務局	29	27	5	18.5%	2.2	東海財務局	22	▲7	21	4	19.0%	3.8	
県計	411	230	11	4.8%	1.0	県計	146	▲265	93	79	84.9%	1.0	
東海管内合計	440	257	16	6.2%	1.4	東海管内合計	168	▲272	114	83	72.8%	1.1	
北陸財務局	10	9	2	22.2%	3.0	北陸財務局	7	▲3	7	1	14.3%	3.0	
県計	121	75	6	8.0%	2.8	県計	37	▲84	24	3	12.5%	1.0	
北陸管内合計	131	84	8	9.5%	2.9	北陸管内合計	44	▲87	31	4	12.9%	1.5	
中国財務局	23	23	4	17.4%	1.0	中国財務局	17	▲6	17	6	35.3%	1.8	
県計	277	178	13	7.3%	1.0	県計	92	▲185	65	30	46.2%	1.0	
中国管内合計	300	201	17	8.5%	1.2	中国管内合計	109	▲191	82	36	43.9%	1.1	
四国財務局	20	20	2	10.0%	1.1	四国財務局	13	▲7	13	4	30.8%	6.8	
県計	231	111	7	6.3%	1.1	県計	51	▲180	33	9	27.3%	1.0	
四国管内合計	251	131	9	6.9%	1.3	四国管内合計	64	▲187	46	13	28.3%	2.8	
九州財務局	20	17	6	35.3%	3.2	九州財務局	10	▲10	10	1	10.0%	3.0	
県計	252	128	13	10.2%	1.0	県計	54	▲198	32	15	46.9%	1.0	
九州管内合計	272	145	19	13.1%	1.7	九州管内合計	64	▲208	42	16	38.1%	1.1	
福岡財務支局	27	25	3	12.0%	4.3	福岡財務支局	16	▲11	14	0	0.0%	0.0	
県計	564	213	19	8.9%	1.1	県計	133	▲431	73	52	71.2%	1.0	
福岡管内合計	591	238	22	9.2%	1.5	福岡管内合計	149	▲442	87	52	59.8%	1.0	
沖縄総合事務局	5	4	1	25.0%	6.0	沖縄総合事務局	3	▲2	3	1	33.3%	14.0	
県計	192	71	1	1.4%	1.0	県計	65	▲127	45	7	15.6%	1.0	
沖縄管内合計	197	75	2	2.7%	3.5	沖縄管内合計	68	▲129	48	8	16.7%	2.6	
財務局計	473	393	80	20.4%	4.7	財務局計	302	▲171	275	46	16.7%	7.8	
都道府県計	5,705	2,597	201	7.7%	1.2	都道府県計	1,811	▲3,894	971	432	44.5%	1.5	
総合計	6,178	2,990	281	9.4%	2.2	総合計	2,113	▲4,065	1,246	478	38.4%	2.1	

※当表は協会員より本協会に届出された「立入検査に係る届出書」のデータを基に数値化しています。

※1 貸金登録者数は各年度の前期末（3月末）のデータです。

※2 協会員数は各年度の前期末（3月末）のデータです。

※3 検査率（検査実施率）は、「被検査会員数」÷「協会員数」です。

※4 平均検査日数が1%未満のケースは、「立入検査に係る届出書」に立入検査期間が未記載のため、未カウント部分があることを示します。

②登録行政庁による検査と本協会の監査による連携

本協会による平成26年度の実地監査数は123社で、これだけで監査周期をみると約10年かかることになるが、これを補完するために書類監査を毎年、全協会員を対象に実施している。

また、この書類監査の結果や本協会が保有する会員情報等に基づいて、協会の指導を必要とする度合いが高いと判断した協会員に対しては、優先して実地監査を行っているほか、上記の登録行政庁の検査状況にも配慮しつつ、効率的で実効的な監査を実施している。

【参考】平成27年度監査計画

平成27年度の監査計画は、平成26年度監査における監査結果及び貸金業界を取り巻く状況などを考慮して策定した（平成27年5月1日公表）。

(1)監査の基本方針

- ①本協会の監査は、協会員の法令・定款・その他諸規則の遵守状況及びそれを遵守するための内部管理態勢の整備及びその運用状況などを確認するほか、協会員の業態及び規模に応じ、重点を絞込んだ監査方式等により、効率的で実効的な監査を実施する。
- ②監査の実施に当たっては、協会員の業務運営に関する自己改善努力を活かしつつ、指導的な監査を基本とするが、重大な法令等違反に対しては、厳正な監査を行う。
- ③書類監査と実地監査の連携強化により、協会員の実態把握に努めるとともに、コンプライアンス態勢等が不十分な協会員に対しては、自主規制各部門と連携して指導強化を図る。
- ④その他、監査の透明性を図るため、監査手法や監査チェック項目について公表を行う。なお、実地監査における経営者との面談等を通じ、経営状況及び貸金業法等に対する意見・要望等について引き続き情報を収集する。

(2)監査の重点項目

平成27年度は次の項目を重点項目として、点検・検証する。

①資金需要者保護のための重点項目として

- イ. 過剰貸付けを防止する観点から、「過剰貸付けの防止（個人情報情報の提供等を含む。）」について
- ロ. 取引の適正化を確保する観点から、「書面交付」及び「取立て行為」について
- ハ. 個人情報漏洩防止の観点から、「個人顧客情報の安全管理措置等」について

②貸金業者の健全性確保のための重点項目として

- イ. 内部管理態勢の充実を図る観点から、「法令等遵守態勢」及び「経営管理（業務検証、研修）等」について
- ロ. 反社会的勢力を排除する観点から、その「態勢整備」と「運用状況」について
- ハ. 貸金業務の適正な運営を確保する観点から、「貸金業務取扱主任者の機能発揮」について

(3)その他監査計画に掲げた主な事項

- ①実地監査対象会員数は120協会員程度とするが、このうち90社程度は消費者向貸金業者（無担保、有担保）とする。なお、選定に当たっては登録行政庁と重複等が無いように調整を行う。
- ②書類監査は、全協会員を対象に、下半期に1回実施する。

Ⅱ. 貸金戦略部門

1 広報・啓発活動

1. 広報活動

業界の社会的評価の向上と協会の認知度向上を図ることを目的に、業界健全化の進展状況や自主規制機関としての活動状況について以下のとおり、広報活動を行った。

(1)「季刊JFSA」の刊行

業界健全化の進展状況や業界の課題について、「貸金業の課題に関する論点整理」や公益理事インタビュー等を掲載した「季刊JFSA」を刊行し、協会員や業界関係者等に広く配布した。

(2)「JFSAnews」の刊行

協会員の法令等遵守態勢の確立支援を図るため、また協会活動状況等を掲載した「JFSAnews」を毎月刊行した。

(3)調査研究結果等の公表

調査研究の結果等を、協会の定期刊行物や協会ホームページ等で公表した。

(4)その他

- ①協会ホームページを通じて協会活動等に関する情報をタイムリーに発信した。
- ②業界誌に協会活動の記事を寄稿し、協会活動を広く広報した。

2. 消費者教育

貸金業に係る金融知識の普及及び啓発、ヤミ金融の被害防止等に関する注意喚起、貸金業相談・紛争解決センターの活用等を通じて、資金需要者等の利益の保護を図ることを目的とした啓発活動を次のとおり行った。

(1)資金需要者等を対象としたリーフレット類の製作及び配布

- ①小冊子「ローン・キャッシングQ&A BOOK」を各自治体の成人式及び消費生活センター等へ無償配布した。
- ②金銭教育教材「くらしとローン・クレジット」を希望する教育機関等に継続して配布した。
- ③ヤミ金融被害防止ポスター及びリーフレットを継続して配布した。
- ④貸金業相談・紛争解決センター案内リーフレットを継続して配布した。
- ⑤金融ADR制度リーフレットを継続して配布した。

(2)高等学校、大学のほか、一般消費者等を対象とした消費者啓発のための出前講座の実施

出前講座実施風景



平成26年度出前講座実施一覧

実施日	主催団体等	テーマ	受講者数
平成26年 6月5日	日本大学商学部	ローンの特徴と役割及び金融トラブルについて	170名
6月12日	明治大学	ローンと信用	18名
7月2日	静岡県裾野市消費者団体協議会	老人貧乏にならないためのお金の準備	52名
9月20日	一般社団法人 高知県トラック協会	金銭トラブルを防ごう～金融トラブルの事例と防止策について～	37名
12月11日	千葉市消費生活センター	金融トラブル、多重債務問題の事例や解決法などについて	23名
平成27年 1月27日	茅ヶ崎市市民安全全部市民相談課 消費生活センター	クレジットカードの正しい使い方及び金融トラブル防止について	25名
合計			325名

3. 調査・研究活動

(1) 調査研究活動の概要

協会がこれまで継続して検証してきた業界動向等の実態把握を目的として、「資金需要者」と「貸金業者」を対象とした各種調査を次のとおり行った。

実施時期	実施内容	対象	備考
平成26年11月～ 平成27年1月	貸金業者向け調査	協会員、非協会員	平成27年3月27日公表
平成26年11月～12月	資金需要者向け調査	資金需要者	
平成26年4月～ 平成27年3月	月次実態調査 (※平成27年3月末現在55社)	協会員	毎月公表

(2) 調査結果の公表

- ① 統計資料としての連続性の観点や、自主規制機関としての位置付け等を鑑み、実施した各アンケート調査結果をひとつに取りまとめ、「貸金業が担う資金供給機能等の現状と動向に関する調査結果報告」として公表を行った。
- ② 貸金業界のトレンドを捉えた統計情報として、月次で「月次統計資料」の公表を行った。
- ③ 平成25年度の協会活動や統計情報、貸金業の課題を掲載した「平成25年度年次報告書」を平成26年9月末に刊行し、協会員や業界関係者等に広く配布した。

4. 法令等に関する調査研究及び政府等への建議要望

貸金業に関する税制の問題を調査研究し、平成27年度税制改正要望を策定のうえ、次のとおり政府等に建議要望した。

- (1) 平成26年7月16日、金融庁へ要望書を提出した。
- (2) 同年10月22日、民主党「財務・金融部門会議における税制改正要望等団体ヒアリング」に要望書を提出した。
- (3) 同年10月28日、自由民主党「予算・税制に関する政策懇談会」に要望書を提出した。

Ⅲ. 主任者資格部門

1 貸金業務取扱主任者 資格試験・登録講習・主任者登録

1. 業務の概要

本協会は、貸金業務取扱主任者資格試験の実施に関する事務を行う指定試験機関として平成21年6月18日に内閣総理大臣の指定を受け、平成26年度は第9回目となる資格試験を実施した。また、登録講習機関として、平成26年度は平成23年度に主任者の登録を受けその更新時期を迎えた者を主たる対象者として、全国で14回の登録講習を実施した。さらに、登録更新に係る事務を含め、金融庁長官からの委任に基づく主任者登録事務を実施した。

■ 貸金業務取扱主任者制度と貸金業者の責務

平成15年8月に創設された貸金業務取扱主任者の制度は、改正貸金業法の完全施行時（平成22年6月）から、国家資格である資格試験に合格し登録を受けた貸金業務取扱主任者を、営業所または事務所ごとに法令で定める数を配置し、貸金業の業務に従事する者に対する助言・指導等を通じて貸金業者の法令遵守の徹底を図る制度に改正されました。

貸金業者は、貸金業務取扱主任者がその果たすべき役割及び権限等（①役職員に対し助言・指導を行うこと、②役職員は、貸金業務取扱主任者の助言・指導が法令等に反している場合等の例外事由に該当しない限り、貸金業務取扱主任者の助言を尊重し、指導に従う義務があること、③役職員が正当な理由なく、貸金業務取扱主任者の助言を尊重せず、指導に従わなかった場合の措置）を記載した貸金業務取扱主任者に関する社内規則等を、当該貸金業者の事業規模・特性に応じて策定しなければなりません。

また、貸金業者は、貸金業務取扱主任者が適切に助言・指導を行うことができるよう、社内規則等を役職員に周知徹底するとともに、貸金業務取扱主任者自身に対し、その役割及び果たすべき責務等を自覚させるための指導を行わなければなりません。

更に、貸金業者は、貸金業務取扱主任者の機能が十分に発揮される態勢が整備されているか、内部管理部門等による定期的な点検等によりその状況を把握・検証し、その結果に基づき態勢の見直しを行うなどの実効性を確保する必要があります。

2. 資格試験の実施

全国17試験地（19会場）において、平成26年度貸金業務取扱主任者資格試験を1回実施した。

(1) 試験の実施結果

試験実施結果

試験日	平成26年11月16日（日）
試験地及び会場数	全国17試験地・19会場
受験申込者数	11,549人
受験者数	10,169人
受験率	88.05%
合格者数	2,493人
合格率	24.52%
合格基準点	50問中30問正解
合格発表日	平成27年1月9日（金）

(2)合格者の概要

①年齢別構成

	20歳代以下	30歳代	40歳代	50歳代	60歳代以上
構成比	21.8%	32.1%	27.8%	16.0%	2.3%
合格率	20.9%	24.5%	25.2%	28.7%	34.8%

※平均年齢 39.0歳

②男女別構成

	男性	女性
構成比	74.2%	25.8%
合格率	26.8%	19.7%

③試験地別構成

試験地	札幌	仙台	千葉	東京	埼玉	横浜	高崎	名古屋	金沢
構成比	2.3%	3.0%	4.8%	41.7%	6.2%	9.1%	1.1%	6.8%	0.8%

試験地	大阪	京都	神戸	広島	高松	福岡	熊本	沖縄
構成比	11.6%	1.8%	2.2%	1.5%	1.1%	4.3%	0.8%	0.9%

(注)小数点以下第2位を四捨五入のため、構成比の合計は100.0%にならないことがある。

(3)試験結果の推移

試験結果推移

(単位：人、点)

	第1回	第2回	第3回	第4回	第5回	第6回	第7回	第8回	第9回	(累計)
試験日	平成21年 8月	平成21年 11月	平成21年 12月	平成22年 2月	平成22年 11月	平成23年 11月	平成24年 11月	平成25年 11月	平成26年 11月	—
申込者数	46,306	17,780	16,254	9,908	13,547	12,300	11,520	11,021	11,549	150,185
受験者数	44,708	16,597	12,101	8,867	12,081	10,966	10,088	9,571	10,169	135,148
受験率	96.5%	93.3%	74.4%	89.5%	89.2%	89.2%	87.6%	86.8%	88.1%	90.0%
合格者数	31,340	10,818	7,919	5,474	3,979	2,393	2,599	2,688	2,493	69,703
合格率	70.1%	65.2%	65.4%	61.7%	32.9%	21.8%	25.8%	28.1%	24.5%	—
合格基準点	30	30	33	31	30	27	29	30	30	—

(4)科目別設問形式別出題数の推移

設問形式	法及び関係法令		貸付けの実務		資金需要者保護		財務・会計		全体		計	
	適切	適切でない	適切	適切でない	適切	適切でない	適切	適切でない	適切	適切でない		
第1回試験	4択	10	18	7	4	3	2	1	1	21	25	46
	個数	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	穴埋め	0	0	0	0	0	0	1	0	1	0	1
	組合せ	2	0	1	0	0	0	0	0	3	0	3
	全体	12	18	8	4	3	2	2	1	25	25	50
第2回試験	4択	14	16	5	6	2	2	0	1	21	25	46
	個数	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	穴埋め	0	0	0	0	0	0	2	0	2	0	2
	組合せ	0	0	1	0	1	0	0	0	2	0	2
	全体	14	16	6	6	3	2	2	1	25	25	50
第3回試験	4択	9	17	8	5	1	2	0	2	18	26	44
	個数	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	穴埋め	1	0	0	0	0	0	1	0	2	0	2
	組合せ	2	0	0	0	2	0	0	0	4	0	4
	全体	12	17	8	5	3	2	1	2	24	26	50
第4回試験	4択	10	18	7	4	1	2	1	0	19	24	43
	個数	1	0	1	0	0	0	0	0	2	0	2
	穴埋め	0	0	0	0	1	0	1	0	2	0	2
	組合せ	1	0	1	0	0	0	1	0	3	0	3
	全体	12	18	9	4	2	2	3	0	26	24	50
第5回試験	4択	6	11	6	6	1	1	0	0	13	18	31
	個数	2	0	1	0	1	0	1	0	5	0	5
	穴埋め	1	0	0	0	1	0	1	0	3	0	3
	組合せ	6	1	2	0	1	0	1	0	10	1	11
	全体	15	12	9	6	4	1	3	0	31	19	50
第6回試験	4択	5	10	8	6	0	2	1	1	14	19	33
	個数	4	0	0	0	1	0	0	0	5	0	5
	穴埋め	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	組合せ	8	0	1	0	2	0	1	0	12	0	12
	全体	17	10	9	6	3	2	2	1	31	19	50
第7回試験	4択	7	11	6	8	0	2	1	1	14	22	36
	個数	4	0	0	0	1	0	0	0	5	0	5
	穴埋め	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	組合せ	5	0	1	0	2	0	1	0	9	0	9
	全体	16	11	7	8	3	2	2	1	28	22	50
第8回試験	4択	4	14	9	6	1	3	1	1	15	24	39
	個数	5	0	0	0	0	0	0	0	5	0	5
	穴埋め	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	組合せ	4	0	0	0	1	0	1	0	6	0	6
	全体	13	14	9	6	2	3	2	1	26	24	50
第9回試験	4択	7	12	8	7	2	3	2	1	19	23	42
	個数	3	0	0	0	0	0	0	0	3	0	3
	穴埋め	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	組合せ	5	0	0	0	0	0	0	0	5	0	5
	全体	15	12	8	7	2	3	2	1	27	23	50

※各科目共、「適切」な問題の後に「適切でない」問題を出題しています。

出題問題及び正答は、協会ホームページに掲載していますのでご確認ください。

3. 登録講習の実施

(1) 講習の実施

① 開催日別実施結果

開催日	実施場所	受講申込者数	受講者数	受講率	修了者数
5月27日	東京	436	429	98.4	429
6月25日	大阪	217	215	99.1	215
7月1日	沖縄	27	27	100.0	27
7月10日	金沢	24	24	100.0	24
7月15日	高松	16	16	100.0	16
7月24日	仙台	48	48	100.0	48
7月29日	東京	252	246	97.6	246
7月31日	広島	36	36	100.0	36
8月5日	札幌	55	54	98.2	54
8月28日	福岡	109	106	97.2	106
9月2日	名古屋	78	78	100.0	78
10月2日	東京	502	486	96.8	486
12月18日	大阪	142	139	97.9	139
2月3日	東京	255	247	96.9	247
平成26年度計		2,197	2,151	97.9	2,151

② 開催場所別実施結果

開催場所	実施回数	受講者数	修了者数	構成比率
札幌	1回	54	54	2.5
仙台	1回	48	48	2.2
東京	4回	1,408	1,408	65.5
名古屋	1回	78	78	3.6
金沢	1回	24	24	1.1
大阪	2回	354	354	16.5
高松	1回	16	16	0.7
広島	1回	36	36	1.7
福岡	1回	106	106	4.9
沖縄	1回	27	27	1.3
計(10地域)	14回	2,151	2,151	100.0

③講習会場における質疑応答

講習第3時限目と第5時限目の質疑応答において、54件の質問があり会場講師が回答した。

質問テーマと質問数

テーマ	質問数
①貸金業の定義(範囲)	8
②グループ内における貸付	7
③外部委託・信用情報の目的外利用・経営者保証に関するガイドライン	3
④反社会的勢力への対応	7
⑤犯罪収益移転防止法	3
⑥民法(債権関係)改正	1
⑦利息・損害金・媒介契約	6
⑧書面の交付	3
⑨返済能力の調査・総量規制・除外貸付・例外貸付	6
⑩取引履歴の開示・債権証書の返還	3
⑪債権譲渡・債権回収・その他	7
合計	54

4. 主任者登録の実施

(1)主任者登録に関する事務手続等の周知

- ①平成26年度講習受講者に「主任者登録の手引き」を配布し、登録更新等の事務手続きを周知した。
- ②平成26年度試験合格者に主任者登録の申請に係る書類等を発送し、主任者登録関係事務手続きを周知するとともに、主任者登録に関するお問合せ窓口において問合せ対応を実施した。
- ③主任者登録の更新には、法定講習の受講が義務付けられている。平成26年度の最終の講習(平成27年2月3日)から平成27年度講習の開始(平成27年5月12日)までの約90日間、講習の不開催期間があるため、主任者登録の更新漏れを起こさないよう、注意文書を協会ホームページ及び機関紙 JFSAnews(平成26年10月号)に掲載するとともに、更新対象の主任者個人に文書を発送し注意喚起を行った。

(2)主任者登録に関する事務処理状況

平成26年4月1日から平成27年3月31日までの主任者登録に関する事務処理件数は以下の通り。

(単位:件)

登録申請書受理件数	3,564
登録完了通知発送件数	2,706
更新完了通知発送件数	1,234
登録拒否件数	0
登録変更件数	2,546
登録取消件数	2
登録抹消件数	1,111

(3)主任者の登録と更新の状況

平成27年3月末現在、登録を受けた貸金業務取扱主任者の数は29,391名です。

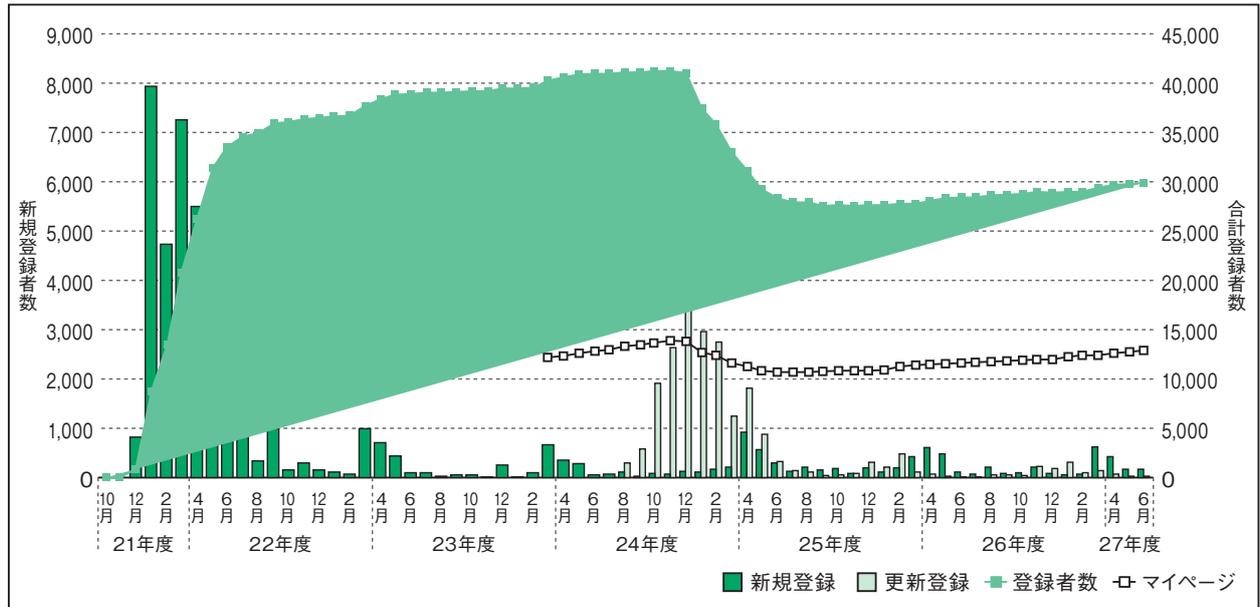
(単位:件)

	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度
登録件数(更新以外)	20,749	16,952	2,525	1,697	3,510	2,706
更新登録件数	0	0	0	16,127	4,561	1,234

※主任者登録の有効期間は3年であり、登録の更新を受けない場合、当該主任者登録は有効期限の満了をもって抹消される。

貸金業務取扱主任者数の推移

(単位:人)



(4)マイページ登録の推進と主任者活動支援情報の提供

①マイページ登録の推進

主任者登録の変更に係る事務手続きの簡素化及び主任者活動支援のための有効情報の提供手段として、マイページ登録を推進した。

	平成23年3月末	平成24年3月末	平成25年3月末	平成26年3月末	平成27年3月末
登録主任者数	37,708名	40,219名	32,988名	27,796名	29,391名
マイページ登録者数	8,945名	12,179名	11,641名	11,375名	12,433名
登録率	23.7%	30.2%	35.3%	40.9%	42.3%

②マイページ掲載資料の拡充

講習受講者から主任者活動の支援策として要望の多い事項について関係資料を作成し、平成25年9月からマイページ(主任者専用サイト)に掲載を開始し、都度更新を実施している。

※更新は、ホームページでの告知、マイページ登録者及び団体責任者宛てに案内メールにて周知

マイページに掲載している関係資料

1	貸金業法及び関係法令等の改正状況
2	貸金業法施行令及び施行規則の改正状況
3	「貸金業者向けの総合的な監督指針」の改正状況
4	パブリックコメントの概要とその回答(分野別資料)
5	貸金業に関する主な最高裁判例(要旨)
6	国民生活センターの貸金業に関する公表事例
7	金融検査結果事例集(貸金業者に関する事例)
8	協会監査による指摘内容と改善指導内容
9	実地監査指摘事例集
10	協会への法令等違反届出事案数の推移
11	貸金業に関する利用者からの相談事例等(金融庁)
12	紛争解決手続終結事案(日本貸金業協会)
13	苦情処理終結事案(日本貸金業協会)
14	貸金業者に係る苦情等の受付状況の推移(金融庁)
15	貸金業者に係る苦情等の受付状況の推移(日本貸金業協会)
16	人事・労務管理に関する基礎実務の手引き

IV. 各種建議要望

1 平成27年度政府税制改正に関する要望

貸金業界に求められる、預金取扱金融機関にはできない少額、無担保、短期、緊急という資金を庶民や零細事業者に供給する金融機関としての資金供給機能を確保するためには、実情に配慮した税制面の整備を進めることが重要になってくる。

このような観点から、本協会では、設立以来、毎年度の税制改正に当たり、貸金業に關係する税制問題を広く検証し、主務官庁である金融庁を始めその他関係機関に対して意見具申をしてきた。

平成26年度においては、貸金業界を取り巻く環境は依然厳しい状況が続く中、貸金業法改正から6年が経過した現在も利息返還請求はいまだ収束せず、貸金業者のコスト負担は増加の傾向にあるという現状を踏まえ、次のとおり要望事項をとりまとめた。

1. 貸金業界の適切な資金供給機能を確保するために

(1) 過払利息返還に係る法人税還付等の特例の適用

貸金業者が受け取る利息については、益金としてそれぞれ受取年度において収益計上し、各年度の決算に応じて納税を行ってきたが、平成18年1月の最高裁判所の判決により、利息制限法所定の制限を超過する利息を収受することが基本的に否定され、それ以降、利息に対する返還請求が増加し、いまだに収束が見られない。

これら返還した利息は、過去それぞれの受取年度において益金として計上し納税を行ったものである。

このような実態を踏まえ、当該納税分について、還付請求ができる特例、若しくは、損失分の全額の繰越控除を認めていただく特例等、租税救済措置を講じていただきたい。

(2) 破産債権の取扱いの見直し

個人の債務者が破産手続開始の申立てを行った場合、実際にはそのほとんどが回収できないことから、会計上は全額損金に計上している。一方、税務上、形式基準として認められている貸倒引当金の繰入限度額は債権金額の50%までとなっているため、早期に損金算入することが困難な状況になっている。

このような実態を踏まえ、会計上と税務上の差異を解消して手続きの整合性を図り、税務上の貸倒引当金の繰入限度額を100%に引き上げていただきたい。

(3) 個人向け金銭債権への貸倒れ基準の適用

貸金業者は、貸金業法第21条により金銭債権の取り立て行為について規制されており、特に個人の債務者に対して税法が求める十分な債権保全の手段を尽くすことは、過度な取立てと誤解される恐れもある。

また、現状では、金銭債権について貸倒れと判定する期間基準等がないため、延滞した個人の債務者との交渉に困難を要している。

このような実態を踏まえ、法人税法基本通達9-6-3「一定期間取引停止後弁済がない場合等の貸倒れ」のような期間基準を、貸金業者の貸付けによる担保保全の無い個人向け金銭債権に対しても定めていただきたい。

(4) 法令で発行が義務付けられた書面への課税の廃止を含めた印紙税制度の見直し

印紙税制度に関しては、各方面から、その制度の根幹からあり方を検討し見直すべきとの意見が付されているところであるが、特に貸金業者においては、法令により発行が義務付けられた文書があり、当該文書には、課税の可能性があるものと課税されるものが存在する。そのため、事務の過度の負担感や税負担の不公平感のある制度となっている。

このような実態を踏まえ、制度上の問題を解決するため、印紙税制度を抜本的に見直し、税負担の公平性を期していただきたい。

(5) 欠損金の繰越控除制度および繰戻還付制度の見直し

欠損金の繰越控除制度は、平成24年度の税制改正で期間が7年から9年に延長された一方で、中小法人等以外の法人では控除限度額が所得金額の80%に制限された。当該制限により実質上赤字法人へも課税されることになり、財務の悪化につながっている。

このような実態を踏まえ、赤字法人の経営体力回復と企業経営の長期安定化に資するため、欠損金の繰越控除制度は、繰入限度額を100%に戻し、繰越期間を欧米主要国並み（20年以上）に延長していただきたい。

また、現在、中小企業者等を除き適用が停止されている繰越還付制度は、還付期間が前年度だけであり、過去2年度分まで期間を延長し、全法人に適用していただきたい。

2. 経済の活性化と制度の簡素化のために（参考事項）

（※以下の各項目は貸金業に固有の問題ではないため「参考事項」とした）

(1) 登録免許税の負担軽減・簡素化

登録免許税は、手数料的な性格であることを踏まえ、有担保貸付時に資金需要者に負担のかかる抵当権等の設定登記をはじめとする、登録免許税の税率を低額の定額税率とする等、軽減・簡素化していただきたい。

(2) 住宅取得の促進に資する特別控除制度の恒久化

住宅取得、住生活の安定確保及び向上をさらに進めるため、長期的な見通しと資金需要者の負担軽減が図られるよう、住宅借入金等の所得税額の特別控除制度の恒久化を図っていただきたい。

(3) 地方税の申告・納税等の事務の簡素化

地方税の申告・納税にあたっては、各地方自治体により様式が異なり、一元化した事務を行うことが出来ない。

そのため、個別に申告・納税しなければならない等、複数の都道府県に事務所を設置している企業にとっては、非常に大きな事務負担となっている。

また、資本金1億円超の企業においては、外形標準課税制度が導入されているが、その課税標準は多岐にわたって細かく規定され、申告等の事務手続きにおいて、全国規模で事業所を有する企業には多大な負担がかかっている。さらにその課税標準は、事業所税とも重複している。

近年の厳しい経済情勢のもとでは、このような多大な事務負担は法人の経営そのものにもかかわってることから、納税・申告を一元化し、外形標準課税の課税標準、事業所税の存在意義について見直すことによって、地方税の申告・納税等の事務の簡素化を図っていただきたい。

第3章 総会・理事会・委員会・協議会・役員等

1. 総会

平成26年6月10日、第7回定時総会を開催し、次の議案を付議し、すべて原案どおり承認可決した。

- 第1号 平成25年度事業報告書承認に関する件
- 第2号 平成25年度財務諸表及び財産目録承認に関する件
[平成25年度監査報告]
- 第3号 平成26年度事業計画書(案)承認に関する件
- 第4号 平成26年度予算書(案)承認に関する件
- 第5号 定款の改正に関する件
- 第6号 役員(理事・監事)選任に関する件

2. 理事会

本年度中、理事会を14回開催し、協会への入退会、定款の改正、本部組織の改正、支部事務所の移転、「貸金業の業務運営に関する自主規制基本規則」及び「業務の適正な運営に関する社内規則策定にあたっての細則」・「監査に関する業務規則」・「研修規則」及び「研修規則に関する細則」・「特定情報照会サービス運営規則」・「人事推薦合同委員会規則」・「事務局運営規則」の一部改正、平成27年度事業計画及び収支予算(案)など本協会の業務運営に関する重要事項について審議、承認した。

(1)第1回理事会(平成26年4月1日)(書面による理事会)

①審議事項

- 第1号 代議員候補者の推薦に関する件

(2)第2回理事会(平成26年4月22日)

①審議事項

- 第1号 本協会への新規加入承認に関する件
- 第2号 本協会からの退会承認に関する件
- 第3号 平成25年度事業報告書(案)承認に関する件
- 第4号 平成25年度決算報告書(案)承認に関する件
- その他

②報告事項

- i 自主規制会議報告
- ii 貸金戦略会議報告
- iii 総務委員会報告
- iv その他

(3)第3回理事会(平成26年5月13日)

①審議事項

- 第1号 本協会への新規加入承認に関する件
- 第2号 定款の改正に関する件
- 第3号 役員(理事・監事)候補者選任に関する件
- 第4号 第7回定時総会に付議すべき議案に関する件
- 第5号 「貸金業の業務運営に関する自主規制基本規則」及び「業務の適正な運営に関する社内規則策定にあたっての細則」の一部改正に関する件
- 第6号 「特定情報照会サービス運営規則」の制定に関する件
- 第7号 「事務局運営規則」の一部改正に関する件
- その他

②報告事項

- i 自主規制会議報告
- ii 貸金戦略会議報告
- iii 総務委員会報告
- iv その他

(4)第4回理事会(平成26年6月2日)(書面による理事会)

①審議事項

- 第1号 「特定情報照会サービス運営規則」の一部改正に関する件

②報告事項

- i 自主規制会議報告
- ii 相談・紛争解決委員会報告

(5)第5回理事会(平成26年6月10日)

①審議事項

- 第1号 会長選任に関する件(定款第32条第1項)
- 第2号 自主規制会議議長選任に関する件(同第50条第5項)
- 第3号 貸金戦略会議議長選任に関する件(同第51条第5項)
- 第4号 総務委員会委員長選任に関する件(同第52条第4項)
- 第5号 副会長承認に関する件(同第32条第2項、第3項)
- 第6号 副会長の順位に関する件(同第35条第1項)
- 第7号 本協会への新規加入承認に関する件(定款第16条)
- 第8号 本協会からの退会承認に関する件(定款第19条)
- その他

(6)第6回理事会(平成26年7月16日)

①審議事項

- 第1号 本協会への新規加入承認に関する件
- 第2号 本協会からの退会承認に関する件
- 第3号 自主規制会議委員選任に関する件
- 第4号 貸金戦略会議委員選任に関する件
- 第5号 総務委員会委員選任に関する件
- 第6号 研修規則及び「研修規則」に関する細則の一部改正に関する件
- 第7号 人事推薦合同委員会規則の一部改正に関する件

②報告事項

- i 貸金戦略会議報告
- ii その他

(7)第7回理事会(平成26年8月20日)(書面による理事会)

①審議事項

- 第1号 本協会への新規加入承認に関する件
- 第2号 「監査に関する業務規則」の一部改正に関する件
- 第3号 相談・紛争解決委員会委員選任に関する件
- 第4号 紛争解決委員候補の同意に関する件

②報告事項

- i 自主規制会議報告
- ii 貸金戦略会議報告
- iii 総務委員会報告
- iv 相談・紛争解決委員会報告

(8)第8回理事会(平成26年9月17日)

①審議事項

- 第1号 本協会への新規加入承認に関する件
- 第2号 本協会からの退会承認に関する件
- 第3号 負担金未納の貸金業者(非会員)に対する手続実施基本契約の解除に関する件
その他

②報告事項

- i 自主規制会議報告
- ii 相談・紛争解決委員会報告
- iii 試験委員会報告
- iv その他

(9)第9回理事会(平成26年10月15日)(書面による理事会)

①審議事項

- 第1号 本協会への新規加入承認に関する件
- 第2号 支部事務所の移転に関する件

②報告事項

- i 自主規制会議報告
- ii 貸金戦略会議報告
- iii 総務委員会報告

(10)第10回理事会(平成26年11月19日)

①審議事項

- 第1号 本協会への新規加入承認に関する件
- 第2号 本協会からの退会承認に関する件
- 第3号 支部事務所の移転に関する件
その他

②報告事項

- i 自主規制会議報告
- ii 貸金戦略会議報告
- iii 総務委員会報告
- iv 相談・紛争解決委員会報告
- v その他

(11)第11回理事会(平成26年12月17日)(書面による理事会)

①審議事項

第1号 本協会への新規加入承認に関する件

②報告事項

i 自主規制会議報告

(12)第12回理事会(平成27年1月21日)(書面による理事会)

①審議事項

第1号 本協会への新規加入承認に関する件

第2号 本協会からの退会承認に関する件

②報告事項

i 自主規制会議報告

(13)第13回理事会(平成27年2月18日)

①審議事項

第1号 本協会への新規加入承認に関する件

第2号 本協会からの退会承認に関する件

第3号 本部組織の改正に関する件

その他

②報告事項

i 自主規制会議報告

ii 貸金戦略会議報告

iii 総務委員会報告

iv 試験委員会報告

v その他

(14)第14回理事会(平成27年3月18日)

①審議事項

第1号 本協会への新規加入承認に関する件

第2号 本協会からの退会承認に関する件

第3号 平成27年度事業計画(案)承認に関する件

第4号 平成27年度収支予算(案)承認に関する件

第5号 事務局運営規則の一部改正に関する件

第6号 常務執行役の選任承認に関する件

第7号 事務局長の選任承認に関する件

その他

②報告事項

i 自主規制会議報告

ii 貸金戦略会議報告

iii 総務委員会報告

iv 相談・紛争解決委員会報告

v その他

3. 自主規制会議、貸金戦略会議、総務委員会、相談・紛争解決委員会、試験委員会

(1) 自主規制会議

11回（平成26年4月22日、5月13日、5月30日（書面による会議）、7月24日（書面による会議）、9月17日、10月10日（書面による会議）、11月19日、12月15日（書面による会議）、平成27年1月15日（書面による会議）、2月18日、3月18日）開催

- ① システムリスク管理態勢、反社会的勢力による被害の防止、経営者保証に関するガイドライン等の改正による「貸金業者向けの総合的な監督指針」の一部改正に伴い、自主規制基本規則の改正と、それに関連し、社内規則策定ガイドラインの改正を行った。
- ② 法令等違反届出事案について、措置を審議した。
- ③ 「特定情報照会サービス」に関して、運営規則等の制定を行った。
- ④ 改選期にあたり、自主規制会議関係の委員会委員の選任を行った。

(2) 貸金戦略会議

8回（平成26年4月16日（書面による会議）、5月12日（書面による会議）、6月4日（書面による会議）、7月29日、9月26日、10月28日、平成27年2月16日、3月16日）開催

- ① 改正貸金業法の完全施行から4年が経過し、資金需要者等に対して貸金業が担う社会的役割及び健全な資金供給機能が的確に発揮されているのか等、協会がこれまで継続して検証してきた業界動向等の実態把握を目的として、「資金需要者」及び「貸金業者」を対象とした各種調査等を行い、公表した。
- ② 平成27年度税制改正要望を策定のうえ、政府等に建議要望した。
- ③ 業務研修会を、全国10地区で開催された地区協議会と併設して開催した。
- ④ 地区協議会正副会長と意見交換をした。
- ⑤ 協会員と協会との連携強化について意見交換を行った。

(3) 総務委員会

7回（平成26年4月17日、5月8日（書面による会議）、8月14日（書面による会議）、10月9日（書面による会議）、11月13日（書面による会議）、平成27年2月12日、3月12日）開催

平成25年度事業報告書及び決算報告書（案）、平成27年度予算編成方針、平成27年度事業計画及び収支予算（案）、定款の改正、「事務局運営規則」の一部改正、本部組織の改正、支部事務所の移転、財務部会委員の選任等について、理事会に付議又は報告した。

(4) 相談・紛争解決委員会

5回（平成26年5月20日、7月30日（書面による会議）、9月9日、11月14日（書面による会議）、平成27年3月11日）開催

負担金未納貸金業者に対する措置の理事会への発議について審議等するとともに、紛争解決手続事案の進捗、金融トラブル連絡調整協議会、相談・苦情・紛争受付状況等について報告した。

(5) 試験委員会

2回（平成26年9月16日、12月11日）開催

平成26年度貸金業務取扱主任者資格試験の試験問題の決定、合格基準点及び合格者の決定を行うとともに、平成27年度資格試験問題の作問方針等の決定を行った。

4. 委員会等

(1) 自主ルール委員会

10回（平成26年4月18日、5月9日（書面による会議）、5月28日、8月25日（書面による会議）、9月26日（書面による会議）、11月13日、12月9日（書面による会議）、平成27年1月9日（書面による会議）、2月13日（書面による会議）、3月9日（書面による会議））開催

① 広告審査小委員会

12回（平成26年4月16日、5月21日（書面による会議）、6月18日、7月17日、8月21日（書面による会議）、9月18日、10月16日、11月20日、12月18日、平成27年1月15日（書面による会議）、2月19日、3月19日）開催

(2) 規律委員会

8回（平成26年4月10日、5月29日、9月9日、10月7日、11月12日、12月10日（書面による会議）、平成27年2月6日、3月12日）開催

(3) 企画調査委員会

2回（平成26年10月20日、平成27年3月5日）開催

(4) 人事推薦合同委員会

3回（平成26年4月1日、5月7日、7月2日※全て書面による会議）開催

(5) 財務部会

2回（平成26年4月17日、平成27年2月12日）開催

5. 協議会

10地区各1回（計10回）（平成26年6月19日（沖縄県）、6月24日（東北地区）、6月26日（北海道地区）、7月1日（東海地区）、7月2日（近畿地区）、7月3日（北陸地区）、7月8日（四国地区）、7月9日（中国地区）、7月18日（関東地区）、7月24日（九州地区）開催

地区協議会正副会長懇談会 1回（平成26年12月5日）開催

6. 行政との意見交換会

金融庁（総務企画局、監督局、検査局の3局合同）

2回（平成26年4月22日、10月15日）開催

7. 役員等の異動

(1)会長の就退任

- ①平成26年6月10日付退任 常任理事：飯島 巖
- ②平成26年6月10日付新任 常任理事：山下 一

(2)副会長の就退任

- ①平成26年6月10日付退任 常任理事：神内博喜、会員理事：佐々木宗平
- ②平成26年6月10日付再任 公益理事：内田公三、会員理事：木下盛好
- ③平成26年6月10日付新任 常任理事：鈴木 哲、会員理事：和田哲哉

(3)公益理事の就退任

- ①平成26年6月10日付退任 川本裕子、三谷 紘、吉野直行
- ②平成26年6月10日付再任 内田公三、下谷内富士子
- ③平成26年6月10日付新任 池尾和人、田島優子、山本和彦

(4)会員理事の就退任

- ①平成26年5月23日付退任 山下 一
- ②平成26年6月10日付退任 佐々木宗平
- ③平成26年6月10日付再任 大岩秀幸、片岡龍郎、木下盛好、幸野良治
- ④平成26年6月10日付新任 西田宜正、和田哲哉

(5)常任理事の就退任

- ①平成26年6月10日付退任 飯島 巖、神内博喜
- ②平成26年6月10日付新任 山下 一、鈴木 哲

(6)会員監事の就退任

- ①平成26年6月10日付退任 奥田榮造、矢野利平
- ②平成26年6月10日付新任 籠谷 修司、羽生正弘

(7)常任監事の就退任

- ①平成26年6月10日付退任 田中 実
- ②平成26年6月10日付新任 成宮克佳

(8)常務執行役の就退任

- ①平成26年4月1日付再任 菊一 護
- ②平成27年3月31日付退任 菊一 護

(9)事務局長の退任

平成27年3月31日付退任 笠井 明

第2編 財務報告



平成26年度 財務諸表及び財産目録

平成26年度決算においては、全会計（一般会計と4特別会計）合計の財務諸表（貸借対照表、正味財産増減計算書）と、各会計別にそれぞれ内訳表を作成している。また、財産目録を作成している。

なお、収支計算書についても参考として作成している。

1. 貸借対照表

(1) 資産の部

「未収会費・加入金」は、未収会費16件1,941千円、「未収金」は紛争解決負担金、行政協力事務受託費で2,692千円、「前払費用」は本部・支部の家賃等前払分で15,412千円、「前払金」は講習会場費、地区協議会会場費、切手・証紙・回数券期末残高で3,780千円、「貯蔵品」は平成27年度使用予定の講習教材で46,054千円、「棚卸商品」は業務用書式、貸金業関係法令集で4,696千円などとなり、流動資産合計は707,996千円で、前年度に比し73,260千円増額となった。この主な要因は「普通預金」に講習受講料（平成27年度分）の前受金224,148千円が入金となったためである。

また、固定資産の「基金」は加入金当期繰入額10,800千円を含め213,110千円、「長期活動目的特定資産」は、前年度と変わらず2,684,178千円、「退職給付引当資産」は、当期取崩額58,671千円、当期資産化額10,000千円で184,783千円となり、固定資産合計3,314,335千円で、前年度に比し31,227千円減額となった。資産合計は4,022,331千円で前年度に比し42,032千円増額となった。

(2) 負債の部

「未払金」は、委託費、未払賞与（夏期賞与分）などで一般会計分101,864千円、特別会計分11,231千円の合計113,095千円となり、また、「前受金」は登録講習受講料27年度分で224,148千円、「未払法人税等」は法人住民税均等割で3,472千円、流動負債合計は、348,827千円で前年度に比し174,486千円増額となった。

固定負債の「退職給付引当金」は役員退職慰労引当金を含め、当期取崩58,671千円、当期引当46,071千円で261,648千円となったことから、「固定負債合計」347,581千円で前年度に比し3,325千円増額となり、負債合計は、696,408千円で前年度に比し177,812千円増額となった。

(3) 正味財産の部

基金が213,110千円、指定正味財産が2,684,178千円、一般正味財産が428,634千円で、「正味財産合計」は3,325,923千円となった。

①貸借対照表（平成27年3月31日現在）

（単位：千円）

科 目	当 年 度	前 年 度	増 減
I 資産の部			
1. 流動資産			
現金預金	632,978	550,272	82,705
現金	1,685	1,685	-
普通預金	531,292	348,587	182,705
定期預金	100,000	200,000	△ 100,000
未収会費・加入金	1,941	1,717	223
未収金	2,692	8,545	△ 5,853
前払費用	15,412	15,706	△ 293
前払金	3,780	1,714	2,066
仮払金	440	76	363
立替金	-	305	△ 305
貯蔵品	46,054	50,589	△ 4,534
棚卸商品	4,696	5,807	△ 1,111
流動資産合計	707,996	634,736	73,260
2. 固定資産			
(1) 基金			
基金(預金)	213,110	202,310	10,800
基金合計	213,110	202,310	10,800
(2) 特定資産			
長期活動目的特定資産(預金)	2,684,178	2,684,178	-
退職給付引当資産(預金)	184,783	233,455	△ 48,671
特定資産合計	2,868,962	2,917,634	△ 48,671
(3) その他固定資産			
建物附属設備	18,762	21,214	△ 2,451
什器備品	5,875	8,289	△ 2,414
ソフトウェア	0	0	-
電話加入権	298	298	-
敷金	123,232	127,473	△ 4,241
ソフトウェア(リース資産)	27,190	56,744	△ 29,553
什器備品(リース資産)	56,903	11,598	45,305
その他固定資産合計	232,262	225,618	6,644
固定資産合計	3,314,335	3,345,562	△ 31,227
資産合計	4,022,331	3,980,299	42,032

(単位:千円)

科 目	当 年 度	前 年 度	増 減
II 負債の部			
1. 流動負債			
未払金	113,095	149,917	△ 36,822
仮受金	195	220	△ 24
前受金	224,148	13,947	210,200
前受会費	-	60	△ 60
源泉所得税預り金	6,691	5,969	722
社会保険料等預り金	560	301	259
未払消費税等	663	452	211
未払法人税等	3,472	3,472	-
流動負債合計	348,827	174,340	174,486
2. 固定負債			
リース未払金	85,932	70,006	15,925
退職給付引当金	261,648	274,248	△ 12,599
固定負債合計	347,581	344,255	3,325
負債合計	696,408	518,596	177,812
III 正味財産の部			
1. 基金			
基金	213,110	202,310	10,800
(うち基金への充当額)	(213,110)	(202,310)	(10,800)
2. 指定正味財産			
寄付金(指定寄付)	2,684,178	2,684,178	-
(うち特定資産への充当額)	(2,684,178)	(2,684,178)	(-)
3. 一般正味財産			
一般正味財産	428,634	575,213	△ 146,579
(うち特定資産への充当額)	(184,783)	(233,455)	(△ 48,671)
正味財産合計	3,325,923	3,461,702	△ 135,779
負債及び正味財産合計	4,022,331	3,980,299	42,032

②貸借対照表内訳表 (平成27年3月31日現在)

(単位:千円)

科 目	一般会計	事業 特別会計	資格試験 特別会計	主任者登録 特別会計	登録講習 特別会計	内部取引消去	合 計
I 資産の部							
1. 流動資産							
現金預金	381,768	4,437	82,294	2,758	161,719	-	632,978
現金	1,154	372	68	19	70	-	1,685
普通預金	280,614	4,064	82,225	2,738	161,649	-	531,292
定期預金	100,000	-	-	-	-	-	100,000
未収会費・加入金	1,941	-	-	-	-	-	1,941
未収金	2,692	-	-	-	-	-	2,692
前払費用	15,412	-	-	-	-	-	15,412
前払金	1,348	-	-	-	2,432	-	3,780
仮払金	440	-	-	-	-	-	440
貯蔵品	-	-	-	-	46,054	-	46,054
棚卸商品	-	4,696	-	-	-	-	4,696
他会計未収金	96,689	-	112,000	-	-	△ 208,689	-
流動資産合計	500,292	9,133	194,294	2,758	210,206	△ 208,689	707,996
2. 固定資産							
(1) 基金							
基金(預金)	213,110	-	-	-	-	-	213,110
基金合計	213,110	-	-	-	-	-	213,110
(2) 特定資産							
長期活動目的特定資産(預金)	2,684,178	-	-	-	-	-	2,684,178
退職給付引当資産(預金)	184,783	-	-	-	-	-	184,783
特定資産合計	2,868,962	-	-	-	-	-	2,868,962
(3) その他固定資産							
建物附属設備	17,395	-	1,366	-	-	-	18,762
什器備品	5,243	-	632	-	-	-	5,875
ソフトウェア	-	-	-	-	-	-	-
電話加入権	298	-	-	-	-	-	298
敷金	123,232	-	-	-	-	-	123,232
ソフトウェア(リース資産)	15,692	-	-	-	11,498	-	27,190
什器備品(リース資産)	29,761	-	27,142	-	-	-	56,903
その他固定資産合計	191,623	-	29,141	-	11,498	-	232,262
固定資産合計	3,273,695	-	29,141	-	11,498	-	3,314,335
資産合計	3,773,988	9,133	223,435	2,758	221,704	△ 208,689	4,022,331
II 負債の部							
1. 流動負債							
未払金	101,864	1,060	2,154	2,671	5,344	-	113,095
仮受金	-	-	69	-	126	-	195
前受金	-	-	-	-	224,148	-	224,148
源泉所得税預り金	6,666	-	-	-	25	-	6,691
社会保険料等預り金	560	-	-	-	-	-	560
未払消費税等	663	-	-	-	-	-	663
未払法人税等	3,472	-	-	-	-	-	3,472
一般会計未払金	-	60,720	9,691	12,928	13,349	△ 96,689	-
他会計未払金	-	-	-	112,000	-	△ 112,000	-
流動負債合計	113,226	61,780	11,914	127,599	242,994	△ 208,689	348,827
2. 固定負債							
リース未払金	46,983	-	27,153	-	11,795	-	85,932
退職給付引当金	261,648	-	-	-	-	-	261,648
固定負債合計	308,632	-	27,153	-	11,795	-	347,581
負債合計	421,859	61,780	39,068	127,599	254,789	△ 208,689	696,408
III 正味財産の部							
1. 基金							
基金	213,110	-	-	-	-	-	213,110
(うち基金への充当額)	(213,110)	(-)	(-)	(-)	(-)	(-)	(213,110)
2. 指定正味財産							
寄付金(指定寄付)	2,684,178	-	-	-	-	-	2,684,178
(うち特定資産への充当額)	(2,684,178)	(-)	(-)	(-)	(-)	(-)	(2,684,178)
3. 一般正味財産							
一般正味財産	454,840	△ 52,647	184,366	△ 124,841	△ 33,085	-	428,634
(うち特定資産への充当額)	(184,783)	(-)	(-)	(-)	(-)	(-)	(184,783)
正味財産合計	3,352,129	△ 52,647	184,366	△ 124,841	△ 33,085	-	3,325,923
負債及び正味財産合計	3,773,988	9,133	223,435	2,758	221,704	△ 208,689	4,022,331

2. 正味財産増減計算書

経常収益計は、1,684,410千円となっており、うち一般会計は1,534,217千円で、大半を占める「受取会費」は1,486,283千円、紛争解決手続負担金収益は40,704千円となった。

特別会計については、「物品販売収益」は5,551千円、「試験受験料収益」は98,166千円（@8,500×11,549人）、「主任者登録手数料収益」は11,191千円（@3,150×3,553人）、「主任者講習受講料収益」は35,020千円（@15,940×2,197人）となった。

経常費用は、事業費1,431,926千円、管理費395,542千円、計1,827,468千円となった。

事業費の「給料手当」は740,641千円で、期中の退職職員等により、前年度に比し、19,808千円の減額となった。

「委託費」は118,537千円で、一般会計はアンケート調査などで合計48,312千円となっており、特別会計は、業務委託費用などで合計70,224千円となっている。

「コンサルティング賛助会費」は、日本クレジットコンサルティング協会へ、前年度に比し5,000千円減額の110,000千円を拠出した。

「賃借料」は支部事務所賃借料等で105,807千円となっている。

管理費の「役員等報酬」は83,361千円、「給料手当」は、管理部門担当職員分89,983千円となっている。

「賃借料」は一般会計負担分本部事務所賃借料で88,300千円となった。

この結果、当期経常増減額はマイナスの143,058千円、うち一般会計は、マイナスの73,558千円となった。

当期経常外増減額はマイナスの49千円となった。

これにより、「当期一般正味財産増減額」は、マイナスの146,579千円、「基金」については、当期加入金繰入により10,800千円増額となり、正味財産期末残高は3,325,923千円となった。

①正味財産増減計算書（平成26年4月1日から平成27年3月31日まで）

（単位：千円）

科 目	当年度	前年度	増 減
I 一般正味財産増減の部			
1. 経常増減の部			
(1) 経常収益			
① 基金運用益	50	48	1
基金受取利息	50	48	1
② 特定資産運用益	2,536	4,189	△ 1,653
特定資産受取利息	2,536	4,189	△ 1,653
③ 受取会費	1,486,283	1,539,452	△ 53,169
受取会費	1,486,283	1,539,452	△ 53,169
④ 行政事務協力収益	4,235	4,344	△ 109
行政事務受託収益	3,958	3,961	△ 2
代行政事務手数料収益	4	14	△ 9
証紙収益	273	369	△ 96
⑤ 紛争解決手続収益	40,846	44,256	△ 3,409
紛争解決手続負担金収益	40,704	44,129	△ 3,424
紛争解決手続手数料収益	142	127	15
⑥ 物品販売収益	5,551	5,962	△ 410
物品販売収益	5,551	5,962	△ 410
⑦ 試験受験料収益	98,166	93,678	4,488
試験受験料収益	98,166	93,678	4,488
⑧ 登録手数料収益	11,191	15,759	△ 4,567
主任者登録手数料収益	11,191	15,759	△ 4,567
⑨ 講習受講料収益	35,020	49,693	△ 14,672
主任者講習受講料収益	35,020	49,693	△ 14,672
⑩ 雑収益	528	998	△ 470
受取利息	235	370	△ 135
雑収益	293	628	△ 335
経常収益計	1,684,410	1,758,383	△ 73,973
(2) 経常費用			
① 事業費	1,431,926	1,520,895	△ 88,969
給料手当	740,641	760,449	△ 19,808
臨時雇賃金(人材派遣料)	20,778	27,382	△ 6,603
退職給付費用	34,036	33,721	314
福利厚生費	110,652	115,060	△ 4,407
物品仕入費用	3,928	4,111	△ 182
物品破棄費用	-	218	△ 218
委託費	118,537	126,716	△ 8,179
諸謝金	24,620	22,715	1,905
広報費	10,069	17,929	△ 7,859
カウンセリング賛助会費	110,000	115,000	△ 5,000
会場費	6,211	7,896	△ 1,684
印刷製本費	15,044	17,653	△ 2,609
会議費	3,580	5,376	△ 1,795
旅費交通費	32,810	33,988	△ 1,178
通信運搬費	28,870	30,563	△ 1,693
租税公課	117	78	39
新聞図書費	557	619	△ 61
消耗備品費	2,828	794	2,033
消耗品費	4,111	4,204	△ 93
システム開発費	189	-	189
情報収集研修費	2,842	3,801	△ 958
リース料	11,257	23,874	△ 12,616

(単位:千円)

科目	当年度	前年度	増減
支払手数料	660	932	△ 272
光熱水料費	6,421	6,650	△ 229
賃借料	105,807	116,270	△ 10,463
保険料	10	10	-
保守費	30,097	33,984	△ 3,887
諸団体費	333	322	11
修繕費	266	379	△ 112
事務所費	2,857	3,256	△ 398
雑費	3,784	6,932	△ 3,148
②管理費	395,542	410,677	△ 15,135
役員等報酬	83,361	94,534	△ 11,173
給料手当	89,983	87,506	2,476
臨時雇賃金	2,393	4,232	△ 1,839
退職給付費用	12,035	12,227	△ 192
福利厚生費	23,598	20,580	3,018
諸謝金	1,692	1,484	208
顧問料	8,216	7,815	401
印刷製本費	1,091	971	120
委託費	22	-	22
会議費	4,247	4,206	40
旅費交通費	5,036	5,262	△ 225
通信運搬費	8,781	12,644	△ 3,862
租税公課	1,741	1,774	△ 33
新聞図書費	308	443	△ 135
消耗備品費	22	2	20
消耗品費	3,644	3,812	△ 167
情報収集研修費	24	21	3
リース料	47	277	△ 230
支払手数料	3,020	3,022	△ 2
光熱水料費	4,663	4,524	139
賃借料	88,300	93,749	△ 5,449
保険料	587	559	27
保守費	77	92	△ 14
修繕費	48	0	47
事務所費	2,293	2,230	63
慶弔費	7,921	267	7,654
減価償却費	41,657	47,497	△ 5,839
リース支払利息	598	844	△ 245
雑費	121	91	30
経常費用計	1,827,468	1,931,573	△ 104,105
評価損益等調整前当期経常増減額	△ 143,058	△ 173,189	30,131
評価損益等計	-	-	-
当期経常増減額	△ 143,058	△ 173,189	30,131

(単位:千円)

科目	当年度	前年度	増減
2. 経常外増減の部			
(1) 経常外収益			
① 寄付金収益	-	1,009	△ 1,009
寄付金収益	-	1,009	△ 1,009
経常外収益計	-	1,009	△ 1,009
(2) 経常外費用			
① 固定資産等除却損	49	3,447	△ 3,398
建物附属設備除却損	-	1,241	△ 1,241
什器備品除却損	49	207	△ 157
ソフトウェア除却損	-	1,999	△ 1,999
経常外費用計	49	3,447	△ 3,398
当期経常外増減額	△ 49	△ 2,438	2,388
税引前当期一般正味財産増減額	△ 143,107	△ 175,628	32,520
法人税、住民税及び事業税	3,472	3,472	-
当期一般正味財産増減額	△ 146,579	△ 179,100	32,520
一般正味財産期首残高	575,213	754,314	△ 179,100
一般正味財産期末残高	428,634	575,213	△ 146,579
II 指定正味財産増減の部			
① 受取寄付金	-	4,013	△ 4,013
受取寄付金	-	4,013	△ 4,013
当期指定正味財産増減額	-	4,013	△ 4,013
指定正味財産期首残高	2,684,178	2,680,165	4,013
指定正味財産期末残高	2,684,178	2,684,178	-
III 基金増減の部			
① 基金受入額	10,800	11,600	△ 800
基金受入額	10,800	11,600	△ 800
当期基金増減額	10,800	11,600	△ 800
基金期首残高	202,310	190,710	11,600
基金期末残高	213,110	202,310	10,800
IV 正味財産期末残高	3,325,923	3,461,702	△ 135,779

②正味財産増減計算書内訳表（平成26年4月1日から平成27年3月31日まで）

（単位：千円）

科 目	一般会計	事業 特別会計	資格試験 特別会計	主任者登録 特別会計	登録講習 特別会計	内部取引消去	合 計
I 一般正味財産増減の部							
1. 経常増減の部							
(1) 経常収益							
① 基金運用益	50	-	-	-	-	-	50
基金受取利息	50	-	-	-	-	-	50
② 特定資産運用益	2,536	-	-	-	-	-	2,536
特定資産受取利息	2,536	-	-	-	-	-	2,536
③ 受取会費	1,486,283	-	-	-	-	-	1,486,283
受取会費	1,486,283	-	-	-	-	-	1,486,283
④ 行政事務協力収益	4,235	-	-	-	-	-	4,235
行政事務受託収益	3,958	-	-	-	-	-	3,958
代行事務手数料収益	4	-	-	-	-	-	4
証紙収益	273	-	-	-	-	-	273
⑤ 紛争解決手続収益	40,846	-	-	-	-	-	40,846
紛争解決手続負担金収益	40,704	-	-	-	-	-	40,704
紛争解決手続手数料収益	142	-	-	-	-	-	142
⑥ 物品販売収益	-	5,551	-	-	-	-	5,551
物品販売収益	-	5,551	-	-	-	-	5,551
⑦ 試験受験料収益	-	-	98,166	-	-	-	98,166
試験受験料収益	-	-	98,166	-	-	-	98,166
⑧ 登録手数料収益	-	-	-	11,191	-	-	11,191
主任者登録手数料収益	-	-	-	11,191	-	-	11,191
⑨ 講習受講料収益	-	-	-	-	35,020	-	35,020
主任者講習受講料収益	-	-	-	-	35,020	-	35,020
⑩ 雑収益	265	-	133	115	12	-	528
受取利息	204	-	26	-	2	-	235
雑収益	61	-	107	115	10	-	293
経常収益計	1,534,217	5,552	98,300	11,307	35,032	-	1,684,410
(2) 経常費用							
① 事業費	1,235,054	14,976	78,674	37,759	65,461	-	1,431,926
給料手当	685,325	6,930	16,128	12,096	20,160	-	740,641
臨時雇賃金(人材派遣料)	20,778	-	-	-	-	-	20,778
退職給付費用	34,036	-	-	-	-	-	34,036
福利厚生費	102,214	1,128	2,436	1,827	3,045	-	110,652
物品仕入費用	-	3,928	-	-	-	-	3,928
委託費	48,312	193	46,411	10,153	13,466	-	118,537
諸謝金	20,360	-	432	28	3,799	-	24,620
広報費	10,069	-	-	-	-	-	10,069
カウンセリング賛助会費	110,000	-	-	-	-	-	110,000
会場費	-	-	-	-	6,211	-	6,211
印刷製本費	5,943	-	3,306	1,981	3,813	-	15,044
会議費	3,479	-	101	-	-	-	3,580
旅費交通費	30,983	-	166	72	1,587	-	32,810
通信運搬費	18,027	620	5,104	3,910	1,208	-	28,870
租税公課	68	-	38	-	10	-	117
新聞図書費	522	-	35	-	-	-	557
消耗備品費	2,828	-	-	-	-	-	2,828
消耗品費	2,665	-	173	157	1,114	-	4,111
システム開発費	189	-	-	-	-	-	189
情報収集研修費	2,842	-	-	-	-	-	2,842
リース料	7,675	-	756	2,699	126	-	11,257
支払手数料	172	-	17	261	208	-	660
光熱水料費	6,079	35	102	76	127	-	6,421
賃借料	94,769	2,128	1,983	1,512	5,413	-	105,807
保険料	-	10	-	-	-	-	10
保守費	20,506	-	1,463	2,959	5,167	-	30,097
諸団体費	333	-	-	-	-	-	333
修繕費	266	-	-	-	-	-	266
事務所費	2,857	-	-	-	-	-	2,857
雑費	3,745	-	15	22	1	-	3,784

(単位:千円)

科 目	一般会計	事業 特別会計	資格試験 特別会計	主任者登録 特別会計	登録講習 特別会計	内部取引消去	合 計
② 管理費	372,721	-	2,462	9,318	11,040	-	395,542
役員等報酬	83,361	-	-	-	-	-	83,361
給料手当	89,983	-	-	-	-	-	89,983
臨時雇賃金	2,393	-	-	-	-	-	2,393
退職給付費用	12,035	-	-	-	-	-	12,035
福利厚生費	23,598	-	-	-	-	-	23,598
諸謝金	1,692	-	-	-	-	-	1,692
顧問料	8,216	-	-	-	-	-	8,216
印刷製本費	1,091	-	-	-	-	-	1,091
委託費	22	-	-	-	-	-	22
会議費	4,247	-	-	-	-	-	4,247
旅費交通費	5,036	-	-	-	-	-	5,036
通信運搬費	8,781	-	-	-	-	-	8,781
租税公課	1,741	-	-	-	-	-	1,741
新聞図書費	308	-	-	-	-	-	308
消耗備品費	22	-	-	-	-	-	22
消耗品費	3,644	-	-	-	-	-	3,644
情報収集研修費	24	-	-	-	-	-	24
リース料	47	-	-	-	-	-	47
支払手数料	3,020	-	-	-	-	-	3,020
光熱水料費	4,663	-	-	-	-	-	4,663
賃借料	88,300	-	-	-	-	-	88,300
保険料	587	-	-	-	-	-	587
保守費	77	-	-	-	-	-	77
修繕費	48	-	-	-	-	-	48
事務所費	2,293	-	-	-	-	-	2,293
慶弔費	7,921	-	-	-	-	-	7,921
減価償却費	19,146	-	2,450	9,274	10,785	-	41,657
リース支払利息	288	-	11	43	254	-	598
雑費	121	-	-	-	-	-	121
経常費用計	1,607,775	14,976	81,136	47,078	76,501	-	1,827,468
評価損益等調整前当期経常増減額	△ 73,558	△ 9,423	17,163	△ 35,770	△ 41,469	-	△ 143,058
評価損益等計	-	-	-	-	-	-	-
当期経常増減額	△ 73,558	△ 9,423	17,163	△ 35,770	△ 41,469	-	△ 143,058
2. 経常外増減の部							
(1) 経常外収益							
経常外収益計	-	-	-	-	-	-	-
(2) 経常外費用							
① 固定資産等除却損	49	-	-	-	-	-	49
什器備品除却損	49	-	-	-	-	-	49
経常外費用計	49	-	-	-	-	-	49
当期経常外増減額	△ 49	-	-	-	-	-	△ 49
税引前当期一般正味財産増減額	△ 73,607	△ 9,423	17,163	△ 35,770	△ 41,469	-	△ 143,107
法人税、住民税及び事業税	3,472	-	-	-	-	-	3,472
過年度法人税等調整額	-	-	-	-	-	-	-
当期一般正味財産増減額	△ 77,079	△ 9,423	17,163	△ 35,770	△ 41,469	-	△ 146,579
一般正味財産期首残高	531,920	△ 43,223	167,203	△ 89,070	8,384	-	575,213
一般正味財産期末残高	454,840	△ 52,647	184,366	△ 124,841	△ 33,085	-	428,634
II 指定正味財産増減の部							
当期指定正味財産増減額	-	-	-	-	-	-	-
指定正味財産期首残高	2,684,178	-	-	-	-	-	2,684,178
指定正味財産期末残高	2,684,178	-	-	-	-	-	2,684,178
III 基金増減の部							
① 基金受入額	10,800	-	-	-	-	-	10,800
基金受入額	10,800	-	-	-	-	-	10,800
当期基金増減額	10,800	-	-	-	-	-	10,800
基金期首残高	202,310	-	-	-	-	-	202,310
基金期末残高	213,110	-	-	-	-	-	213,110
IV 正味財産期末残高	3,352,129	△ 52,647	184,366	△ 124,841	△ 33,085	-	3,325,923

3. 財務諸表に対する注記

(1)重要な会計方針

「公益法人会計基準」(平成20年4月11日、平成21年10月16日改正内閣府公益認定等委員会)を採用している。

①棚卸資産の評価基準及び評価方法

棚卸商品については最終仕入原価法による。

②固定資産の減価償却の方法

定額法による減価償却を実施している。

なお、リース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの以外のファイナンス・リース取引で、平成20年3月31日以前の契約については通常の賃貸借処理とし、同4月1日以降の契約については新会計基準による。

③引当金の計上基準

退職給付引当金 …………… 職員に対する引当金のほかに、常勤役員等に対する退職慰労引当金を含み、それぞれの計上基準は、退職金規程及び常勤役員等退職慰労金規則に基づく期末要支給額に相当する金額を計上している。

④消費税等の会計処理

消費税等の会計処理は、税込方式によっている。

(2)特定資産の増減額及びその残高

特定資産の増減額及びその残高は、次のとおりである。

(単位:千円)

科 目	前期末残高	当期増加額	当期減少額	当期末残高
特定資産				
長期活動目的特定資産 (預金) (注1)	2,684,178	-	-	2,684,178
退職給付引当資産 (預金) (注2)	233,455	10,000	58,671	184,783
合 計	2,917,634	10,000	58,671	2,868,962

(注1) 長期活動目的特定資産については、旧各協会等からの寄付のうち、将来の活動のために留保しておく資産である。

(注2) 退職給付引当資産については、将来の退職給付のために留保した資産である。

(3) 特定資産の財源等の内訳

特定資産の財源等の内訳は、次のとおりである。

(単位：千円)

科 目	当期末残高	(うち指定正味財産 からの充当額)	(うち一般正味財産 からの充当額)	(うち負債に 対応する額)
特定資産				
長期活動目的特定資産 (預金)	2,684,178	(2,684,178)	-	-
退職給付引当資産 (預金)	184,783	-	-	(184,783)
合 計	2,868,962	(2,684,178)	-	(184,783)

(4) 固定資産の取得価額、減価償却累計額及び当期末残高

固定資産の取得価額、減価償却累計額及び当期末残高は、次のとおりである。

(単位：千円)

科 目	取得価額	減価償却累計額	当期末残高
建物附属設備	36,065	17,303	18,762
什器備品	25,259	19,383	5,875
什器備品(リース資産)	71,078	14,174	56,903
ソフトウェア(リース資産)	184,404	157,213	27,190
合 計	316,807	208,075	108,732

(5) 未収会費・加入金の内訳

(単位：千円)

未収会費	平成26年度上期以前	372
	平成26年度下期	1,569
	合計	1,941

※退会・除名・廃業・不更新・取消業者に係る未収会費・加入金は含まない。

(6) 基金の増減額及びその残高

基金の増減額及びその残高は、次のとおりである。

(単位：千円)

科 目	前期末残高	当期増加額	当期減少額	当期末残高
基金				
基金(預金)(注)	202,310	10,800	-	213,110

(注) 基金については、会員の加入金であり、定款第66条の定め及び経理規則第31条に基づき、基金として受け入れている。

4. 附属明細書

(1)基金及び特定資産の明細

財務諸表に対する注記に記載のとおりである。

(2)引当金の明細

(単位：千円)

科目	期首残高	当期増加額	当期減少額		期末残高
			目的使用	その他	
退職給付引当金	274,248	46,071	58,671	-	261,648

5. 財産目録

財産目録（平成27年3月31日現在）

(単位：千円)

貸借対照表科目		場所・物量等	使用目的等	金額
(流動資産)				
現金預金				632,978
現金		手元保管	運転資金として	1,685
普通預金		三菱東京UFJ銀行他	運転資金として	531,292
定期預金		三井住友信託銀行	運転資金として	100,000
未収会費・加入金		会費未収分	会費の未収分	1,941
未収金		行政事務受託手数料等未収分	行政事務受託手数料等の未収分	2,692
前払費用		本・支部家賃前払分等	事務所の平成27年4月分賃借料等	15,412
前払金		証紙在庫分等	証紙等の在庫分	3,780
仮払金		支部敷金仮払分	支部の敷金仮払分	440
貯蔵品		講習用教材在庫分	講習用教材の在庫分	46,054
棚卸商品		法令集等在庫分	法令集等の在庫分	4,696
流動資産合計				707,996
(固定資産)				
基金	基金(預金)	加入金振替分(みずほ銀行他)	本協会の業務運営を円滑にするための資産	213,110
特定資産	長期活動目的特定資産(預金)	寄付分	旧各協会等からの寄付金	2,684,178
	退職給付引当資産(預金)	三井住友銀行他	退職給付引当金見合の引当資産	184,783
その他固定資産	建物附属設備	本部間仕切工事等	本部間仕切工事等	18,762
	什器備品	本部倉庫設備等	本部倉庫設備等	5,875
	ソフトウェア	統計分析用ソフト	統計分析用ソフト	0
	電話加入権	支部電話加入権	支部の電話加入権	298
	敷金	本・支部事務所敷金等	本・支部事務所敷金等	123,232
	ソフトウェア(リース資産)	グループウェアソフト等	グループウェアソフト等	27,190
	什器備品(リース資産)	本部サーバ等	本部サーバ等	56,903
固定資産合計				3,314,335
資産合計				4,022,331
(流動負債)				
	未払金	費用等未払分	法令・判例システム費用等の未払分	113,095
	仮受金	講習未受講者等の仮受分	講習未受講者等の仮受分	195
	前受金	講習受講料前受分	平成27年度講習受講料の前受分	224,148
	源泉所得税預り金	源泉所得税預り金等	職員・弁護士他の給与・報酬支給に伴う源泉所得税等	6,691
	社会保険料等預り金	社会保険料預り金等	職員の社会保険料等の預り分	560
	未払消費税等	消費税未払分	消費税の未払分	663
	未払法人税等	法人税未払分	法人住民税均等割の未払分	3,472
流動負債合計				348,827
(固定負債)				
	リース未払金	グループウェアソフト等未払分	グループウェアソフト等のリース債務	85,932
	退職給付引当金	役員退職給付引当分	役員に対する退職金の引当分	261,648
固定負債合計				347,581
負債合計				696,408
正味財産				3,325,923

6. 収支計算書(参考)

①収支計算書(平成26年4月1日から平成27年3月31日まで)

(単位:千円)

科 目	予算額	決算額	差 異	備 考
I 事業活動収支の部				
1. 事業活動収入				
① 基金運用収入	-	50	△ 50	
② 特定資産運用収入	4,100	2,536	1,563	
③ 加入金収入	10,400	10,800	△ 400	
④ 会費収入	1,506,000	1,486,283	19,716	
⑤ 行政事務受託収入	4,290	4,235	54	
⑥ 紛争解決手続収入	40,400	40,846	△ 446	
⑦ 物品販売収入	5,360	5,551	△ 191	
⑧ 試験受験料収入	89,250	98,166	△ 8,916	
⑨ 登録手数料収入	12,285	11,191	1,093	
⑩ 講習受講料収入	33,474	35,020	△ 1,546	
⑪ 雑収入	262	528	△ 266	
事業活動収入計	1,705,821	1,695,210	10,610	
2. 事業活動支出				
① 事業費支出	1,535,578	1,455,844	79,733	
② 管理費支出	377,943	379,234	△ 1,291	
③ 法人税、住民税及び事業税	-	3,472	△ 3,472	
事業活動支出計	1,913,521	1,838,550	74,970	
事業活動収支差額	△ 207,700	△ 143,339	△ 64,360	
II 投資活動収支の部				
1. 投資活動収入				
① 特定資産取崩収入	32,018	58,671	△ 26,653	
② 敷金戻り収入	-	7,138	△ 7,138	
投資活動収入計	32,018	65,810	△ 33,792	
2. 投資活動支出				
① 基金取得支出	10,400	10,800	△ 400	
② 特定資産取得支出	-	10,000	△ 10,000	
③ 敷金支出	-	2,896	△ 2,896	
投資活動支出計	10,400	23,696	△ 13,296	
投資活動収支差額	21,618	42,113	△ 20,495	
III 財務活動収支の部				
1. 財務活動収入				
財務活動収入計	-	-	-	
2. 財務活動支出				
財務活動支出計	-	-	-	
財務活動収支差額	-	-	-	
IV 予備費支出	53,800	-	53,800	
当期収支差額	△ 239,882	△ 101,226	△ 138,655	
前期繰越収支差額	460,395	460,395	-	
次期繰越収支差額	220,513	359,169	△ 138,655	

② 収支計算書内訳表 (平成26年4月1日～平成27年3月31日まで)

(単位:千円)

科 目	一般会計			事業特別会計			資格試験特別会計		
	予算額	決算額	差 異	予算額	決算額	差 異	予算額	決算額	差 異
I 事業活動収支の部									
1. 事業活動収入									
① 基金運用収入	-	50	△ 50	-	-	-	-	-	-
② 特定資産運用収入	4,100	2,536	1,563	-	-	-	-	-	-
③ 加入金収入	10,400	10,800	△ 400	-	-	-	-	-	-
④ 会費収入	1,506,000	1,486,283	19,716	-	-	-	-	-	-
⑤ 行政事務受託収入	4,290	4,235	54	-	-	-	-	-	-
⑥ 紛争解決手続収入	40,400	40,846	△ 446	-	-	-	-	-	-
⑦ 物品販売収入	-	-	-	5,360	5,551	△ 191	-	-	-
⑧ 試験受験料収入	-	-	-	-	-	-	89,250	98,166	△ 8,916
⑨ 登録手数料収入	-	-	-	-	-	-	-	-	-
⑩ 講習受講料収入	-	-	-	-	-	-	-	-	-
⑪ 雑収入	260	265	△ 5	2	-	1	-	133	△ 133
事業活動収入計	1,565,450	1,545,017	20,432	5,362	5,552	△ 190	89,250	98,300	△ 9,050
2. 事業活動支出									
① 事業費支出	1,297,064	1,236,461	60,602	19,002	14,976	4,025	80,217	80,528	△ 311
② 管理費支出	377,943	379,234	△ 1,291	-	-	-	-	-	-
③ 法人税、住民税及び事業税	-	3,472	△ 3,472	-	-	-	-	-	-
事業活動支出計	1,675,007	1,619,167	55,839	19,002	14,976	4,025	80,217	80,528	△ 311
事業活動収支差額	△ 109,557	△ 74,149	△ 35,407	△ 13,640	△ 9,423	△ 4,216	9,033	17,771	△ 8,738
II 投資活動収支の部									
1. 投資活動収入									
① 特定資産取崩収入	32,018	58,671	△ 26,653	-	-	-	-	-	-
② 敷金戻り収入	-	7,138	△ 7,138	-	-	-	-	-	-
投資活動収入計	32,018	65,810	△ 33,792	-	-	-	-	-	-
2. 投資活動支出									
① 基金取得支出	10,400	10,800	△ 400	-	-	-	-	-	-
② 特定資産取得支出	-	10,000	△ 10,000	-	-	-	-	-	-
③ 敷金支出	-	2,896	△ 2,896	-	-	-	-	-	-
投資活動支出計	10,400	23,696	△ 13,296	-	-	-	-	-	-
投資活動収支差額	21,618	42,113	△ 20,495	-	-	-	-	-	-
III 財務活動収支の部									
1. 財務活動収入									
財務活動収入計	-	-	-	-	-	-	-	-	-
2. 財務活動支出									
財務活動支出計	-	-	-	-	-	-	-	-	-
財務活動収支差額	-	-	-	-	-	-	-	-	-
IV 予備費支出	50,000	-	50,000	-	-	-	2,000	-	2,000
当期収支差額	△ 137,939	△ 32,036	△ 105,902	△ 13,640	△ 9,423	△ 4,216	7,033	17,771	△ 10,738
前期繰越収支差額	419,102	419,102	-	△ 43,223	△ 43,223	-	164,600	164,600	-
次期繰越収支差額	281,163	387,066	△ 105,902	△ 56,863	△ 52,647	△ 4,216	171,633	182,371	△ 10,738

(単位:千円)

科 目	主任者登録特別会計			登録講習特別会計			合 計		
	予算額	決算額	差 異	予算額	決算額	差 異	予算額	決算額	差 異
I 事業活動収支の部									
1. 事業活動収入									
① 基金運用収入	-	-	-	-	-	-	-	50	△ 50
② 特定資産運用収入	-	-	-	-	-	-	4,100	2,536	1,563
③ 加入金収入	-	-	-	-	-	-	10,400	10,800	△ 400
④ 会費収入	-	-	-	-	-	-	1,506,000	1,486,283	19,716
⑤ 行政事務受託収入	-	-	-	-	-	-	4,290	4,235	54
⑥ 紛争解決手続収入	-	-	-	-	-	-	40,400	40,846	△ 446
⑦ 物品販売収入	-	-	-	-	-	-	5,360	5,551	△ 191
⑧ 試験受験料収入	-	-	-	-	-	-	89,250	98,166	△ 8,916
⑨ 登録手数料収入	12,285	11,191	1,093	-	-	-	12,285	11,191	1,093
⑩ 講習受講料収入	-	-	-	33,474	35,020	△ 1,546	33,474	35,020	△ 1,546
⑪ 雑収入	-	115	△ 115	-	12	△ 12	262	528	△ 266
事業活動収入計	12,285	11,307	977	33,474	35,032	△ 1,558	1,705,821	1,695,210	10,610
2. 事業活動支出									
① 事業費支出	52,765	47,255	5,509	86,530	76,622	9,907	1,535,578	1,455,844	79,733
② 管理費支出	-	-	-	-	-	-	377,943	379,234	△ 1,291
③ 法人税、住民税及び事業税	-	-	-	-	-	-	-	3,472	△ 3,472
事業活動支出計	52,765	47,255	5,509	86,530	76,622	9,907	1,913,521	1,838,550	74,970
事業活動収支差額	△ 40,480	△ 35,948	△ 4,531	△ 53,056	△ 41,589	△ 11,466	△ 207,700	△ 143,339	△ 64,360
II 投資活動収支の部									
1. 投資活動収入									
① 特定資産取崩収入	-	-	-	-	-	-	32,018	58,671	△ 26,653
② 敷金戻り収入	-	-	-	-	-	-	-	7,138	△ 7,138
投資活動収入計	-	-	-	-	-	-	32,018	65,810	△ 33,792
2. 投資活動支出									
① 基金取得支出	-	-	-	-	-	-	10,400	10,800	△ 400
② 特定資産取得支出	-	-	-	-	-	-	-	10,000	△ 10,000
③ 敷金支出	-	-	-	-	-	-	-	2,896	△ 2,896
投資活動支出計	-	-	-	-	-	-	10,400	23,696	△ 13,296
投資活動収支差額	-	-	-	-	-	-	21,618	42,113	△ 20,495
III 財務活動収支の部									
1. 財務活動収入									
財務活動収入計	-	-	-	-	-	-	-	-	-
2. 財務活動支出									
財務活動支出計	-	-	-	-	-	-	-	-	-
財務活動収支差額	-	-	-	-	-	-	-	-	-
IV 予備費支出									
予備費支出	-	-	-	1,800	-	1,800	53,800	-	53,800
当期収支差額	△ 40,480	△ 35,948	△ 4,531	△ 54,856	△ 41,589	△ 13,266	△ 239,882	△ 101,226	△ 138,655
前期繰越収支差額	△ 88,891	△ 88,891	-	8,807	8,807	-	460,395	460,395	-
次期繰越収支差額	△ 129,371	△ 124,839	△ 4,531	△ 46,048	△ 32,782	△ 13,266	220,513	359,169	△ 138,655

7. 収支計算書に対する注記

(1)資金の範囲

資金の範囲には、現金、普通預金、定期預金、未収会費・加入金、未収金、前払費用、前払金、仮払金、貯蔵品、棚卸商品、未払金、仮受金、前受金、源泉所得税預り金、社会保険料等預り金、未払消費税等、未払法人税等を含めている。

なお、前期末及び当期末残高は、下記(2)に記載するとおりである。

(2)次期繰越収支差額に含まれる資産及び負債の内訳

(単位：千円)

科 目	前期末残高	当期末残高
現 金	1,685	1,685
普 通 預 金	348,587	531,292
定 期 預 金	200,000	100,000
未 収 会 費 ・ 加 入 金	1,717	1,941
未 収 金	8,545	2,692
前 払 費 用	15,706	15,412
前 払 金	1,714	3,780
仮 払 金	76	440
立 替 金	305	-
貯 蔵 品	50,589	46,054
棚 卸 商 品	5,807	4,696
合 計	634,736	707,996
未 払 金 (注1)	149,917	113,095
仮 受 金	220	195
前 受 金	13,947	224,148
前 受 会 費	60	-
源 泉 所 得 税 預 り 金	5,969	6,691
社 会 保 険 料 等 預 り 金	301	560
未 払 消 費 税 等	452	663
未 払 法 人 税 等	3,472	3,472
合 計	174,340	348,827
次 期 繰 越 収 支 差 額	460,395	359,169

(注1) 未払金期末残高には、未払賞与相当額(前期75百万円、当期70百万円)が含まれる。

第3編 資料



第1章 統計資料（金融庁・月次統計・公知情報等）

金融庁 貸金業関係資料

1. 貸金業者数の推移等

(1) 各年度末の推移

貸金業者の長期的な推移

(単位:社)

	平成11年 3月末	平成12年 3月末	平成13年 3月末	平成14年 3月末	平成15年 3月末	平成16年 3月末	平成17年 3月末	平成18年 3月末	平成19年 3月末
財務局登録	1,195	1,168	1,090	1,000	929	839	762	702	664
都道府県登録	29,095	28,543	27,896	26,551	25,352	22,869	17,243	13,534	11,168
合計	30,290	29,711	28,986	27,551	26,281	23,708	18,005	14,236	11,832
	平成20年 3月末	平成21年 3月末	平成22年 3月末	平成23年 3月末	平成24年 3月末	平成25年 3月末	平成26年 3月末	平成27年 3月末	
財務局登録	580	473	409	349	330	315	302	299	
都道府県登録	8,535	5,705	3,648	2,240	2,020	1,902	1,811	1,712	
合計	9,115	6,178	4,057	2,589	2,350	2,217	2,113	2,011	

(注) 財務局・都道府県からの提出資料に基づき作成。

出典:金融庁「貸金業関係資料集」

(2) 財務局、都道府県別

財務局、都道府県別貸金業者の推移 (平成27年3月末)

(単位:社)

	平成27年		平成27年		平成27年
関東財務局	144	東北財務局	22	四国財務局	13
東京都	588	宮城県	35	香川県	5
神奈川県	48	岩手県	6	徳島県	7
埼玉県	34	福島県	4	愛媛県	22
千葉県	25	秋田県	11	高知県	15
山梨県	8	青森県	10	小計	49
栃木県	8	山形県	4	四国管内合計	62
茨城県	11	小計	70	九州財務局	11
群馬県	12	東北管内合計	92	熊本県	17
新潟県	8	東海財務局	21	大分県	6
長野県	6	愛知県	70	宮崎県	11
小計	748	静岡県	38	鹿児島県	15
関東管内合計	892	三重県	20	小計	49
近畿財務局	39	岐阜県	11	九州管内合計	60
大阪府	174	小計	139	福岡財務支局	16
京都府	38	東海管内合計	160	福岡県	97
兵庫県	61	北陸財務局	7	佐賀県	8
奈良県	9	富山県	13	長崎県	22
和歌山県	10	石川県	10	小計	127
滋賀県	5	福井県	11	福岡管内合計	143
小計	297	小計	34	沖縄総合事務局	3
近畿管内合計	336	北陸管内合計	41	沖縄県	64
北海道財務局	6	中国財務局	17	小計	64
北海道	47	広島県	32	沖縄管内合計	67
小計	47	山口県	22		
北海道管内合計	53	岡山県	28	財務局計	299
		鳥取県	4	都道府県計	1,712
		島根県	2	総合計	2,011
		小計	88		
		中国管内合計	105		

出典:金融庁「貸金業関係資料集」

2. 貸付残高の推移

(1) 消費者向、事業者向別の貸付残高（各年度末）

貸付残高の推移（平成14年～平成26年）

（単位：億円）

	平成14年3月末	平成15年3月末	平成16年3月末	平成17年3月末	平成18年3月末	平成19年3月末	平成20年3月末
消費者向貸付残高	201,196	200,470	196,550	198,574	209,005	203,053	179,191
事業者向貸付残高	236,958	267,466	271,489	234,932	204,853	233,674	235,707
合計	438,154	467,937	468,040	433,506	413,858	436,727	414,898
	平成21年3月末	平成22年3月末	平成23年3月末	平成24年3月末	平成25年3月末	平成26年3月末	
消費者向貸付残高	157,281	126,477	95,519	78,315	67,790	62,287	
事業者向貸付残高	221,186	172,880	165,225	167,731	164,696	167,082	
合計	378,467	299,357	260,745	246,048	232,488	229,371	

（注）貸金業者から提出された業務報告書に基づき作成。

出典：金融庁「貸金業関係資料集」

(2) 業態別の貸付残高（各年度末）

貸付残高の推移（平成14年～平成26年）

（単位：億円・%）

	貸付残高												
	平成14年3月末	平成15年3月末	平成16年3月末	平成17年3月末	平成18年3月末	平成19年3月末	平成20年3月末	平成21年3月末	平成22年3月末	平成23年3月末	平成24年3月末	平成25年3月末	平成26年3月末
消費者向無担保貸金業者	119,341 (12.3)	120,074 (0.6)	117,169 (▲2.4)	116,720 (▲0.4)	117,403 (0.6)	108,601 (▲7.5)	89,659 (▲17.4)	72,853 (▲18.7)	53,497 (▲26.6)	36,600 (▲31.6)	30,792 (▲15.9)	26,995 (▲12.3)	25,909 (▲4.0)
消費者向有担保貸金業者	2,877 (4.4)	2,187 (▲24.0)	2,288 (4.6)	1,824 (▲20.3)	1,285 (▲29.6)	2,408 (87.4)	1,653 (▲31.4)	1,933 (16.9)	1,351 (▲30.1)	1,861 (37.7)	1,460 (▲21.5)	1,492 (2.2)	1,568 (5.1)
消費者向住宅向貸金業者	12,427 (▲17.5)	8,067 (▲35.1)	7,226 (▲10.4)	5,751 (▲20.4)	9,183 (59.7)	7,154 (▲22.1)	6,992 (▲2.3)	6,158 (▲11.9)	5,719 (▲7.1)	6,282 (9.8)	6,031 (▲4.0)	6,358 (5.4)	6,358 (0.0)
事業者向貸金業者	178,909 (▲0.6)	222,336 (24.3)	228,062 (2.6)	193,333 (▲15.2)	160,580 (▲16.9)	177,810 (10.7)	178,547 (0.4)	168,546 (▲5.6)	121,551 (▲27.9)	115,275 (▲5.2)	112,852 (▲2.1)	112,014 (▲0.7)	111,642 (▲0.3)
手形割引業者	3,697 (▲13.5)	2,702 (▲26.9)	2,679 (▲0.9)	2,385 (▲11.0)	2,206 (▲7.5)	2,348 (6.4)	1,597 (▲32.0)	961 (▲39.8)	770 (▲19.9)	615 (▲20.1)	644 (4.7)	593 (▲7.9)	556 (▲6.2)
クレジットカード会社	16,233 (26.0)	16,828 (3.7)	16,202 (▲3.7)	14,706 (▲9.2)	23,345 (58.7)	25,413 (8.9)	26,334 (3.6)	24,635 (▲6.5)	22,381 (▲9.1)	18,817 (▲15.9)	15,908 (▲15.5)	13,783 (▲13.4)	13,524 (▲1.9)
信販会社	51,917 (▲16.3)	47,702 (▲8.1)	50,870 (6.6)	53,093 (4.4)	53,504 (0.8)	57,293 (7.1)	55,509 (▲3.1)	54,434 (▲1.9)	46,746 (▲14.1)	38,532 (▲17.6)	32,923 (▲14.6)	28,371 (▲13.8)	26,602 (▲6.2)
流通・メーカー系会社	5,632 (▲18.2)	5,412 (▲3.9)	6,765 (25.0)	6,903 (2.0)	6,552 (▲5.1)	6,631 (1.2)	4,044 (▲39.0)	4,317 (6.8)	8,463 (96.0)	7,559 (▲10.7)	6,107 (▲19.2)	7,964 (30.4)	8,761 (10.0)
建設・不動産業者	12,085 (▲32.3)	9,248 (▲23.5)	7,313 (▲20.9)	5,507 (▲24.7)	5,432 (▲1.4)	6,010 (10.6)	5,731 (▲4.6)	4,962 (▲13.4)	3,800 (▲23.4)	2,368 (▲37.7)	2,268 (▲4.2)	2,207 (▲2.7)	2,259 (2.4)
質屋	988 (▲26.3)	425 (▲57.0)	437 (2.8)	240 (▲45.1)	198 (▲17.5)	251 (26.8)	141 (▲43.8)	132 (▲6.4)	113 (▲14.4)	90 (▲20.4)	63 (▲30.0)	66 (4.8)	62 (▲6.1)
リース会社	33,350 (▲4.8)	32,375 (▲2.9)	28,416 (▲12.2)	32,379 (13.9)	33,495 (3.4)	42,496 (26.9)	44,543 (4.8)	39,435 (▲11.5)	34,891 (▲11.5)	32,730 (▲6.2)	36,988 (13.0)	32,639 (▲11.8)	32,081 (▲1.7)
日賦貸金業者	694 (▲8.0)	576 (▲17.0)	607 (5.4)	660 (8.7)	672 (1.8)	307 (▲54.3)	142 (▲53.7)	95 (▲33.1)	69 (▲27.4)	2 (▲97.1)	0 (▲100.0)	0 (-)	0 (-)
非営利特例対象法人	- (-)	- (-)	- (-)	- (-)	- (-)	- (-)	- (-)	- (-)	- (-)	7 (-)	6 (▲14.3)	2 (▲66.7)	44 (2,100.0)
合計	438,154 (▲1.6)	467,937 (6.8)	468,040 (0.0)	433,506 (▲7.4)	413,858 (▲4.5)	436,727 (5.5)	414,898 (▲5.0)	378,467 (▲8.8)	299,357 (▲20.9)	260,745 (▲12.9)	246,048 (▲5.6)	232,488 (▲5.5)	229,371 (▲1.3)

（注1）貸金業者から提出された業務報告書に基づき作成。

出典：金融庁「貸金業関係資料集」

（注2）カッコ内の数字は対前年伸び率（%）。

(参考) 貸金業者の業態分類

業態	定義
①消費者向無担保貸金業者	消費者向貸付残高が合計貸付残高の5割超で、かつ、消費者向貸付残高のうち無担保(除住宅向)貸付残高が最も多いもののうち、⑥~⑫のいずれにも該当しないもの
②消費者向有担保貸金業者	消費者向貸付残高が合計貸付残高の5割超で、かつ、消費者向貸付残高のうち有担保(除住宅向)貸付残高が最も多いもののうち、⑥~⑫のいずれにも該当しないもの
③消費者向住宅向貸金業者	消費者向貸付残高が合計貸付残高の5割超で、かつ、消費者向貸付残高のうち住宅向貸付残高が最も多いもののうち、⑥~⑫のいずれにも該当しないもの
④事業者向貸金業者	事業者向貸付残高が合計貸付残高の5割超で、かつ、⑤~⑫のいずれにも該当しないもの
⑤手形割引業者	事業者向貸付残高が合計貸付残高の5割超で、かつ、事業者向貸付残高のうち手形割引残高が5割以上(全国事業者金融協会に加盟しているものにあつては2割5分超)のものうち、⑥~⑫のいずれにも該当しないもの
⑥クレジットカード会社	日本クレジットカード協会に加盟しているもの(⑦~⑫と重複する場合には⑥が優先する)
⑦信販会社	包括信用購入あっせん業者又は個別信用購入あっせん業者として登録を受けているもの(⑧~⑫と重複する場合には⑦が優先する)
⑧流通・メーカー系会社	電気機械器具関係の特例民法法人等、自動車関係の特例民法法人等に加盟しているもの(関係会社が同法人に加盟している場合も含む)または、日本百貨店協会、日本チェーンストア協会、日本商店連盟、日本専門店会連盟に加盟しているもの(関係会社が同協会等に加盟している場合も含む)(⑨、⑩と重複する場合には⑧が優先する)
⑨建設・不動産業者	建設・不動産関係の特例民法法人等に加盟しているもの(⑩と重複する場合には⑨が優先する)
⑩質屋	質屋の許可を受けているもの(⑧、⑨、⑩と重複する場合には⑩が優先する)
⑪リース会社	(社)リース事業協会に加盟しているもの
⑫日賦貸金業者	日賦貸金業者として登録されているもの(⑧~⑩と重複する場合には⑫が優先する)
⑬非営利特例対象法人	上記にかかわらず、非営利特例対象法人として貸金業登録されているもの

出典:金融庁「貸金業関係資料集」

(3)財務局・都道府県別の貸付残高（平成26年3月末）

財務局・都道府県別の貸付残高

（単位：億円）

	業者数	消費者向 貸付残高	事業者向 貸付残高	貸付残高 計
関東財務局	143	47,582	45,077	92,659
東京都	460	1,385	88,830	90,216
神奈川県	45	706	7,597	8,304
埼玉県	27	4	151	156
千葉県	24	4	48	53
山梨県	8	4	11	16
栃木県	8	28	8	37
茨城県	11	2	22	25
群馬県	13	3	772	775
新潟県	9	1	18	20
長野県	7	3	111	115
小計	612	2,146	97,573	99,720
関東管内合計	755	49,728	142,650	192,379
近畿財務局	36	6,123	754	6,878
大阪府	168	347	13,072	13,420
京都府	44	46	907	954
兵庫県	56	37	201	238
奈良県	9	10	21	32
和歌山県	10	12	5	17
滋賀県	3	0	0	0
小計	290	454	14,208	14,663
近畿管内合計	326	6,578	14,963	21,542
北海道財務局	6	865	210	1,075
北海道	49	471	629	1,100
小計	49	471	629	1,100
北海道管内合計	55	1,336	840	2,176
東北財務局	22	134	43	178
宮城県	34	58	776	835
岩手県	5	8	0	9
福島県	4	0	1	1
秋田県	14	7	13	21
青森県	11	27	8	36
山形県	4	1	0	1
小計	72	104	801	906
東北管内合計	94	239	845	1,085
東海財務局	20	2,423	256	2,680
愛知県	71	348	3,531	3,880
静岡県	39	67	178	245
三重県	19	15	3	19
岐阜県	11	4	48	52
小計	140	435	3,761	4,197
東海管内合計	160	2,859	4,017	6,877
北陸財務局	7	41	18	60
富山県	15	4	147	151
石川県	11	11	57	68
福井県	11	5	5	10
小計	37	21	209	231
北陸管内合計	44	62	228	291
中国財務局	17	268	456	724
広島県	31	33	673	706
山口県	21	36	4	40
岡山県	27	15	31	46
鳥取県	3	1	2	3
島根県	2	0	1	2
小計	84	87	712	800
中国管内合計	101	356	1,168	1,524
四国財務局	13	166	8	175
香川県	4	5	1	6
徳島県	6	2	8	10
愛媛県	23	12	24	36
高知県	16	49	57	107
小計	49	68	91	160
四国管内合計	62	235	99	335
九州財務局	10	165	4	169
熊本県	17	15	23	38
大分県	7	9	14	24
宮崎県	12	25	31	57
鹿児島県	16	26	64	90
小計	52	77	134	211
九州管内合計	62	242	138	381
福岡財務支局	16	414	640	1,055
福岡県	89	104	1,343	1,447
佐賀県	7	0	0	1
長崎県	23	18	44	62
小計	119	123	1,388	1,511
福岡管内合計	135	537	2,029	2,567
沖縄総合事務局	3	85	0	86
沖縄県	55	24	97	122
小計	55	24	97	122
沖縄管内合計	58	110	98	209
財務局計	293	58,271	47,472	105,743
都道府県計	1,559	4,016	119,609	123,627
総合計	1,852	62,287	167,082	229,371

(注1)貸金業者から提出された業務報告書に基づき作成。

出典：金融庁「貸金業関係資料集」

(注2)業者数は、業務報告書提出業者（2,084）のうち、貸付残高のない業者（232）を除いたものである。

3. 業態別貸付金利 (平成26年3月末)

業態別貸付金利

業態	業者数	消費者向貸付					事業者向貸付			合計		
		残高 (億円)	(構成比)	金利 (%)	うち 無担保残高 (億円)	金利 (%)	残高 (億円)	(構成比)	金利 (%)	残高 (億円)	(構成比)	金利 (%)
消費者向無担保 貸金業者	487	25,084	40.3%	16.07	23,352	16.30	825	0.5%	10.13	25,909	11.3%	15.89
うち大手	7	22,028	35.4%	16.13	20,368	16.37	690	0.4%	10.11	22,719	9.9%	15.94
うち大手以外	480	3,055	4.9%	15.68	2,983	15.81	134	0.1%	10.26	3,190	1.4%	15.51
消費者向有担保 貸金業者	100	1,260	2.0%	4.22	29	15.27	307	0.2%	4.84	1,568	0.7%	4.35
消費者向住宅向 貸金業者	44	5,436	8.7%	3.36	18	3.48	922	0.6%	3.95	6,358	2.8%	3.45
事業者向貸金業者	665	1,567	2.5%	5.60	315	13.07	110,074	65.9%	1.23	111,642	48.7%	1.29
手形割引業者	107	4	0.0%	9.98	2	8.93	552	0.3%	9.52	556	0.2%	9.62
クレジットカード 会社	132	7,234	11.6%	14.61	7,042	14.93	6,289	3.8%	1.54	13,524	5.9%	8.53
信販会社	100	17,503	28.1%	13.52	16,124	14.44	9,099	5.4%	2.40	26,602	11.6%	9.72
流通・メーカー系 会社	21	279	0.4%	3.39	43	11.56	8,481	5.1%	0.68	8,761	3.8%	0.76
建設・不動産業者	81	308	0.5%	7.63	5	5.13	1,950	1.2%	3.55	2,259	1.0%	4.11
質屋	26	6	0.0%	16.14	3	16.88	55	0.0%	7.40	62	0.0%	8.28
リース会社	72	3,599	5.8%	2.14	24	3.51	28,481	17.0%	2.55	32,081	14.0%	2.50
日賦貸金業者	3	-	-	-	-	-	0	0.0%	18.57	0	0.0%	18.57
非営利特例対象 法人	14	4	0.0%	2.87	4	2.87	39	0.0%	2.76	44	0.0%	2.77
合計	1,852	62,287	100.0%	12.67	46,965	15.41	167,082	100.0%	1.62	229,371	100.0%	4.62

(注1) 貸金業者から提出された業務報告書に基づき作成。「金利」は「平均約定金利」である。 出典：金融庁「貸金業関係資料集」

(注2) 「消費者向無担保貸金業者」の「大手」とは、貸付残高500億円超の業者である。

(注3) 業者数は、業務報告書提出業者(2,084)のうち、貸付残高のない業者(232)を除いたものである。

4. 業態別貸付件数、1件当たり平均貸付残高（平成26年3月末）

業態別貸付件数、1件当たり平均貸付残高

業態	業者数	消費者向貸付						事業者向貸付			合計	
		件数 (件)	残高 (億円)	1件当たり 平均貸付 残高 (千円)	うち 無担保件数 (件)	うち 無担保残高 (億円)	1件当たり 平均貸付 残高 (千円)	件数 (件)	残高 (億円)	1件当たり 平均貸付 残高 (千円)	件数 (件)	残高 (億円)
消費者向無担保 貸金業者	487	5,171,943	25,084	485	5,103,004	23,352	458	51,800	825	1,593	5,223,743	25,909
うち大手	7	4,156,578	22,028	530	4,097,774	20,368	497	40,890	690	1,687	4,197,468	22,719
うち大手以外	480	1,015,365	3,055	301	1,005,230	2,983	297	10,910	134	1,228	1,026,275	3,190
消費者向有担保 貸金業者	100	47,780	1,260	2,637	10,827	29	268	2,633	307	11,660	50,413	1,568
消費者向住宅向 貸金業者	44	57,925	5,436	9,385	2,645	18	681	42,020	922	2,194	99,945	6,358
事業者向貸金業者	665	161,235	1,567	972	146,828	315	215	63,886	110,074	172,298	225,121	111,642
手形割引業者	107	296	4	1,351	232	2	862	31,306	552	1,763	31,602	556
クレジットカード 会社	132	3,081,666	7,234	235	3,079,098	7,042	229	49,473	6,289	12,712	3,131,139	13,524
信販会社	100	14,861,032	17,503	118	14,840,721	16,124	109	210,715	9,099	4,318	15,071,747	26,602
流通・メーカー系 会社	21	23,784	279	1,173	21,348	43	201	2,627	8,481	322,840	26,411	8,761
建設・不動産業者	81	7,474	308	4,121	1,221	5	410	8,088	1,950	24,110	15,562	2,259
質屋	26	2,084	6	288	1,865	3	161	771	55	7,134	2,855	62
リース会社	72	34,949	3,599	10,298	7,303	24	329	14,684	28,481	193,959	49,633	32,081
日賦貸金業者	3	-	-	-	-	-	-	363	0	143	363	0
非営利特例対象 法人	14	728	4	549	728	4	549	782	39	4,987	1,510	44
合計	1,852	23,450,896	62,287	266	23,215,820	46,965	202	479,148	167,082	34,871	23,930,044	229,371

- (注1) 貸金業者から提出された業務報告書に基づき作成。 出典：金融庁「貸金業関係資料集」
(注2) 業者数は、業務報告書提出業者（2,084）のうち、貸付残高のない業者（232）を除いたものである。
(注3) 「消費者向無担保貸金業者」の「大手」とは、貸付残高500億円超の業者である。
(注4) 「件数」は各業者分を単純合計したもの（延べ数）。件数の捉え方は各業者の契約形態や債権管理方法等によるため、1件当たり平均貸付残高等について、業態間の単純な比較はできない。

5. 消費者向無担保貸金業者の貸付残高(平成26年3月末)

(1)貸付金利別

消費者向無担保貸金業者の貸付残高(貸付金利別)

金利	該当業者数		消費者向無担保貸付残高				1件当たり 平均貸付 残高(千円)
		構成比(%)	残高(億円)	構成比(%)	件数(件)	構成比(%)	
28%超	4	0.8	0	0.0	571	0.0	82
26%超~28%以下	3	0.6	0	0.0	51	0.0	471
24%超~26%以下	8	1.6	26	0.1	11,979	0.2	217
22%超~24%以下	10	2.1	157	0.7	59,552	1.2	264
20%超~22%以下	25	5.1	42	0.2	21,202	0.4	198
18%超~20%以下	99	20.3	332	1.4	146,018	2.9	227
16%超~18%以下	228	46.8	17,909	76.7	3,961,608	77.6	452
14%超~16%以下	33	6.8	4,580	19.6	880,748	17.3	520
12%超~14%以下	17	3.5	16	0.1	5,909	0.1	271
10%超~12%以下	9	1.8	3	0.0	1,593	0.0	188
8%超~10%以下	8	1.6	7	0.0	1,443	0.0	485
6%超~8%以下	6	1.2	3	0.0	750	0.0	400
4%超~6%以下	10	2.1	4	0.0	466	0.0	858
2%超~4%以下	22	4.5	266	1.1	11,080	0.2	2,401
2%以下	5	1.0	1	0.0	34	0.0	2,941
合計	487	100.0	23,352	100.0	5,103,004	100.0	458

(注) 貸金業者から提出された業務報告書に基づき作成。

出典:金融庁「貸金業関係資料集」

(2)貸付残高規模別

消費者向無担保貸金業者の貸付残高(貸付残高規模別)

貸付残高規模	該当業者数		消費者向無担保貸付残高				1件当たり 平均貸付 残高(千円)
		構成比(%)	残高(億円)	構成比(%)	件数(件)	構成比(%)	
5,000億円超	2	0.4	13,901	59.5	2,687,559	52.7	517
1,000億円超~5,000億円以下	3	0.6	5,994	25.7	1,288,064	25.2	465
500億円超~1,000億円以下	—	—	—	—	—	—	—
100億円超~500億円以下	10	2.1	2,189	9.4	666,160	13.1	329
50億円超~100億円以下	3	0.6	236	1.0	64,120	1.3	368
10億円超~50億円以下	23	4.7	530	2.3	166,154	3.3	319
5億円超~10億円以下	25	5.1	183	0.8	78,413	1.5	233
1億円超~5億円以下	91	18.7	194	0.8	82,483	1.6	235
5,000万円超~1億円以下	97	19.9	70	0.3	39,706	0.8	176
1,000万円超~5,000万円以下	162	33.3	49	0.2	28,477	0.6	172
1,000万円以下	71	14.6	2	0.0	1,868	0.0	107
合計	487	100.0	23,352	100.0	5,103,004	100.0	458

(注) 貸金業者から提出された業務報告書に基づき作成。

出典:金融庁「貸金業関係資料集」

6. 事業者向貸金業者の貸付残高（平成26年3月末）

(1) 貸付金利別

事業者向貸金業者の貸付残高（貸付金利別）

金利	該当業者数		事業者向貸付残高				1件当たり 平均貸付残高 (百万円)
		構成比 (%)	残高 (億円)	構成比 (%)	件数 (件)	構成比 (%)	
28%超	4	0.6	1	0.0	41	0.1	2.4
26%超～28%以下	1	0.2	0	0.0	31	0.1	1.7
24%超～26%以下	2	0.3	4	0.0	301	0.5	1.3
22%超～24%以下	—	—	—	—	—	—	—
20%超～22%以下	4	0.6	12	0.0	241	0.4	5.0
18%超～20%以下	12	1.8	42	0.0	868	1.4	4.8
16%超～18%以下	39	5.9	35	0.0	3,427	5.5	1.0
14%超～16%以下	106	15.9	250	0.2	4,094	6.6	6.1
12%超～14%以下	64	9.6	797	0.7	29,124	47.1	2.7
10%超～12%以下	41	6.2	353	0.3	1,751	2.8	20.2
8%超～10%以下	43	6.5	332	0.3	1,659	2.7	20.0
6%超～8%以下	39	5.9	1,127	1.0	2,019	3.3	55.8
4%超～6%以下	43	6.5	515	0.5	917	1.5	56.2
2%超～4%以下	104	15.6	6,461	5.9	4,899	7.9	131.9
2%以下	163	24.5	100,098	91.0	12,504	20.2	800.5
合計	665	100.0	110,033	100.0	61,876	100.0	177.8

(注1) 貸金業者から提出された業務報告書に基づき作成。

出典：金融庁「貸金業関係資料集」

(注2) 事業者向貸金業者の貸付残高のうち、手形割引残高（約40億円）を除いている。

(2) 貸付残高規模別

事業者向貸金業者の貸付残高（貸付残高規模別）

貸付残高規模	該当業者数		事業者向貸付残高				1件当たり 平均貸付残高 (百万円)
		構成比 (%)	残高 (億円)	構成比 (%)	件数 (件)	構成比 (%)	
5,000億円超	5	0.8	47,899	43.5	1,826	3.0	2,623.2
1,000億円超～5,000億円以下	11	1.7	29,792	27.1	811	1.3	3,673.5
500億円超～1,000億円以下	23	3.5	15,707	14.3	729	1.2	2,154.6
100億円超～500億円以下	50	7.5	11,949	10.9	32,250	52.1	37.1
50億円超～100億円以下	19	2.9	1,252	1.1	3,291	5.3	38.0
10億円超～50億円以下	104	15.6	2,495	2.3	8,126	13.1	30.7
5億円超～10億円以下	67	10.1	474	0.4	3,660	5.9	13.0
1億円超～5億円以下	139	20.9	359	0.3	5,709	9.2	6.3
5,000万円超～1億円以下	90	13.5	66	0.1	2,950	4.8	2.2
1,000万円超～5,000万円以下	114	17.1	35	0.0	2,369	3.8	1.5
1,000万円以下	43	6.5	2	0.0	155	0.3	1.3
合計	665	100.0	110,033	100.0	61,876	100.0	177.8

(注1) 貸金業者から提出された業務報告書に基づき作成。

出典：金融庁「貸金業関係資料集」

(注2) 事業者向貸金業者の貸付残高のうち、手形割引残高（約40億円）を除いている。

7. 貸金業者の行政処分件数の推移

貸金業者の行政処分件数の推移

(単位:件)

		平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度				
						4～6月	7～9月	10～12月	1～3月	計
財務局登録貸金業者	処分事由									
	業務改善 (法第24条の6の3)	0	1	0	0	0	0	0	0	0
	業務停止 (旧規制法第36条、法第24条の6の4)	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	登録取消し (旧規制法第37条、法第24条の6の4、法第24条の6の5)	1	0	0	0	0	0	0	0	0
	所在不明者の登録取消し (旧規制法第38条、法第24条の6の6)	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	処分件数計	1	1	0	0	0	0	0	0	0
都道府県登録貸金業者	処分事由									
	業務改善 (法第24条の6の3)	9	4	4	6	1	2	0	1	4
	業務停止 (旧規制法第36条、法第24条の6の4)	27	16	10	12	0	1	2	1	4
	登録取消し (旧規制法第37条、法第24条の6の4、法第24条の6の5)	55	19	3	6	0	1	1	2	4
	所在不明者の登録取消し (旧規制法第38条、法第24条の6の6)	6	2	2	0	0	0	0	0	0
	処分件数計	97	41	19	24	1	4	3	4	12
計	処分事由									
	業務改善 (法第24条の6の3)	9	5	4	6	1	2	0	1	4
	業務停止 (旧規制法第36条、法第24条の6の4)	27	16	10	12	0	1	2	1	4
	登録取消し (旧規制法第37条、法第24条の6の4、法第24条の6の5)	56	19	3	6	0	1	1	2	4
	所在不明者の登録取消し (旧規制法第38条、法第24条の6の6)	6	2	2	0	0	0	0	0	0
	処分件数計	98	42	19	24	1	4	3	4	12

(注) 表中の「旧規制法」とは、貸金業の規制等に関する法律のことであり、「法」とは貸金業法のことである。 出典:金融庁「貸金業関係資料集」

8. 金融庁・財務局・都道府県に寄せられた貸金業者に係る苦情等（苦情、相談・照会）件数

(1) 内容別

貸金業者に係る苦情等件数（内容別）

（単位：件）

区分	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度				
	計	計	計	計	4～6月	7～9月	10～12月	1～3月	計
苦情等受付件数	29,843	21,495	17,675	15,227	4,081	3,993	3,237	3,496	14,807
うち無登録業者に係るもの	7,139	7,006	6,290	6,276	1,770	1,613	1,322	1,515	6,220
取立て行為	454	385	322	289	67	47	65	46	225
契約内容	183	178	142	95	29	33	21	22	105
金利	190	131	92	48	15	12	13	7	47
年金担保	6	9	3	2	2	1	1	1	5
帳簿の開示	905	421	220	169	37	35	27	19	118
過剰貸付け	12	15	6	3	1	1	4	1	7
行政当局詐称、登録業者詐称	75	58	154	153	143	53	35	26	257
保証契約	38	31	11	25	11	4	14	0	29
広告・勧誘（詐称以外）	66	33	49	51	19	16	33	32	100
その他	1,059	759	598	752	219	163	170	159	711
苦情計	2,988	2,020	1,597	1,587	543	365	383	313	1,604
債務整理等	2,238	1,779	1,275	1,008	203	256	176	216	851
金利	674	278	157	96	31	30	18	16	95
相談先	593	333	236	312	75	69	80	68	292
登録確認（無登録の疑いあり）	9,499	8,038	7,314	6,504	1,633	1,524	1,228	1,465	5,850
制度改正要望	115	58	35	40	19	60	21	6	106
法令等解釈	1,913	1,411	1,186	1,042	234	247	208	246	935
その他	11,823	7,578	5,875	4,638	1,343	1,442	1,123	1,166	5,074
相談・照会計	26,855	19,475	16,078	13,640	3,538	3,628	2,854	3,183	13,203

（注）件数については、その内容が複数にわたる場合でも延べで計上せず、主なものを1件として計上。 出典：金融庁「貸金業関係資料集」

(2) 受付先別

貸金業に係る苦情等件数（受付先別）

（単位：件）

区分	平成22年度				平成23年度				平成24年度				平成25年度				平成26年度			
	金融庁	財務局	都道府県	計	金融庁	財務局	都道府県	計	金融庁	財務局	都道府県	計	金融庁	財務局	都道府県	計	金融庁	財務局	都道府県	計
苦情等受付件数	4,465	10,548	14,830	29,843	1,637	7,390	12,468	21,495	1,158	5,933	10,584	17,675	1,320	4,605	9,302	15,227	1,550	4,536	8,721	14,807
うち無登録業者に係るもの	363	1,571	5,205	7,139	334	1,234	5,438	7,006	206	1,074	5,010	6,290	320	937	5,019	6,276	659	1,025	4,536	6,220
取立て行為	13	130	311	454	5	144	236	385	17	107	198	322	19	90	180	289	7	86	132	225
契約内容	2	30	151	183	0	48	130	178	1	22	119	142	4	13	78	95	3	21	81	105
金利	16	35	139	190	0	13	118	131	1	17	74	92	1	3	44	48	0	2	45	47
年金担保	0	0	6	6	0	0	9	9	1	0	2	3	0	0	2	2	0	0	5	5
帳簿の開示	7	548	350	905	3	207	211	421	2	111	107	220	0	79	90	169	0	52	66	118
過剰貸付け	0	4	8	12	0	9	6	15	0	1	5	6	0	2	1	3	0	0	7	7
行政当局詐称、登録業者詐称	0	52	23	75	0	14	44	58	0	14	140	154	0	9	144	153	0	6	251	257
保証契約	0	6	32	38	0	6	25	31	1	4	6	11	1	1	23	25	0	2	27	29
広告・勧誘（詐称以外）	0	4	62	66	0	6	27	33	4	7	38	49	17	12	22	51	42	26	32	100
その他	268	318	473	1,059	32	306	421	759	20	280	298	598	40	265	447	752	17	220	474	711
苦情計	306	1,127	1,555	2,988	40	753	1,227	2,020	47	563	987	1,597	82	474	1,031	1,587	69	415	1,120	1,604
債務整理等	38	176	2,024	2,238	27	34	1,718	1,779	43	54	1,178	1,275	18	67	923	1,008	4	46	801	851
金利	270	142	262	674	90	44	144	278	45	34	78	157	26	23	47	96	32	19	44	95
相談先	186	98	309	593	29	116	188	333	44	71	121	236	72	103	137	312	35	129	128	292
登録確認（無登録の疑いあり）	211	4,031	5,257	9,499	165	2,860	5,013	8,038	129	2,470	4,715	7,314	168	1,959	4,377	6,504	198	1,886	3,766	5,850
制度改正要望	52	20	43	115	19	36	3	58	32	2	1	35	32	6	2	40	105	0	1	106
法令等解釈	391	711	811	1,913	334	463	614	1,411	297	332	557	1,186	215	300	527	1,042	146	269	520	935
その他	3,011	4,243	4,569	11,823	933	3,084	3,561	7,578	521	2,407	2,947	5,875	707	1,673	2,258	4,638	961	1,772	2,341	5,074
相談・照会計	4,159	9,421	13,275	26,855	1,597	6,637	11,241	19,475	1,111	5,370	9,597	16,078	1,238	4,131	8,271	13,640	1,481	4,121	7,601	13,203

（注）件数については、その内容が複数にわたる場合でも延べで計上せず、主なものを1件として計上。 出典：金融庁「貸金業関係資料集」

日本貸金業協会 月次統計資料

1. 概要

(1)月次統計資料

月次統計資料として、以下の資料を公表している。

統計名	更新時期	概要
協会の状況	(前々月末実績を)毎月20日～25日頃	加盟協会員数の推移等
相談・苦情・紛争の状況	(前月末実績を)毎月20日～25日頃	日本貸金業協会設置の貸金業相談・紛争解決センターで受電した相談・苦情・紛争件数やその内容内訳
月次実態調査	(前々月末実績を)毎月20日～25日頃	特定の協会員の協力を得て作成している貸金市場の動向調査

(2)月次実態調査

月次実態調査とは、特定の協会員の協力を得て、その動向を月次で調査・分析した統計資料であり、全協会員の貸付残高の75%以上のカバレッジを確保している。

業態	協力社数	カバレッジ	対象事業者
消費者金融業態	16社	85.9%	・消費者向無担保貸金業者 ・消費者向有担保貸金業者 ・消費者向住宅向貸金業者 等
クレジット業態等	26社	90.2%	・クレジットカード会社 ・信販会社 ・流通・メーカー系会社
事業者金融業態	13社	34.1%	・事業者向貸金業者 ・リース会社 ・手形割引業者 等
全体	55社	75.9%	—

(注1) カバレッジとは、平成26年4月時点における各貸金業者の直近決算年度末の貸付残高に対し、調査に協力していただいている協会員の貸付残高の割合を示す。

(注2) 協力者数は、平成27年3月末時点での数値。

2. 協会員数

(1)協会員数と加入率

協会員数と加入率の推移

(単位:社)

	平成19年度		平成20年度		平成21年度		平成22年度		平成23年度		平成24年度		平成25年度		平成26年度	
	12月	3月	9月	3月												
月末協会員数	4,063	3,776	3,561	2,990	2,525	2,100	1,670	1,560	1,486	1,410	1,362	1,312	1,279	1,246	1,241	1,214
登録貸金業者数	10,108	9,115	7,564	6,178	4,909	4,057	2,828	2,589	2,455	2,350	2,280	2,217	2,160	2,113	2,076	2,011
協会加入率	40.2%	41.4%	47.1%	48.4%	51.4%	51.8%	59.1%	60.3%	60.5%	60.0%	59.7%	59.2%	59.2%	59.0%	59.8%	60.4%

(2)財務局・都道府県知事別の協会員数

財務局・都道府県知事別の協会員数と加入率（平成27年3月）

（単位：社）

	協会員数	登録業者数	加入率
関東財務局	126	144	87.5%
東京都	228	588	38.8%
神奈川県	30	48	62.5%
埼玉県	18	34	52.9%
千葉県	16	25	64.0%
山梨県	8	8	100.0%
栃木県	8	8	100.0%
茨城県	11	11	100.0%
群馬県	10	12	83.3%
新潟県	5	8	62.5%
長野県	3	6	50.0%
小計	337	748	45.1%
合計	463	892	51.9%
近畿財務局	39	39	100.0%
大阪府	92	174	52.9%
京都府	30	38	78.9%
兵庫県	29	61	47.5%
奈良県	6	9	66.7%
和歌山県	5	10	50.0%
滋賀県	4	5	80.0%
小計	166	297	55.9%
合計	205	336	61.0%
北海道財務局	5	6	83.3%
北海道	34	47	72.3%
小計	34	47	72.3%
合計	39	53	73.6%
東北財務局	21	22	95.5%
宮城県	24	35	68.6%
岩手県	4	6	66.7%
福島県	4	4	100.0%
秋田県	9	11	81.8%
青森県	5	10	50.0%
山形県	3	4	75.0%
小計	49	70	70.0%
合計	70	92	76.1%
東海財務局	20	21	95.2%
愛知県	40	70	57.1%
静岡県	32	38	84.2%
三重県	12	20	60.0%
岐阜県	7	11	63.6%
小計	91	139	65.5%
合計	111	160	69.4%
北陸財務局	7	7	100.0%
富山県	10	13	76.9%
石川県	4	10	40.0%
福井県	8	11	72.7%
小計	22	34	64.7%
合計	29	41	70.7%
中国財務局	17	17	100.0%
広島県	26	32	81.3%
山口県	18	22	81.8%
岡山県	14	28	50.0%
鳥取県	4	4	100.0%
島根県	2	2	100.0%
小計	64	88	72.7%
合計	81	105	77.1%
四国財務局	13	13	100.0%
香川県	5	5	100.0%
徳島県	6	7	85.7%
愛媛県	8	22	36.4%
高知県	12	15	80.0%
小計	31	49	63.3%
合計	44	62	71.0%
九州財務局	11	11	100.0%
熊本県	14	17	82.4%
大分県	3	6	50.0%
宮崎県	5	11	45.5%
鹿児島県	6	15	40.0%
小計	28	49	57.1%
合計	39	60	65.0%
福岡財務支局	14	16	87.5%
福岡県	49	97	50.5%
佐賀県	2	8	25.0%
長崎県	18	22	81.8%
小計	69	127	54.3%
合計	83	143	58.0%
沖縄総合事務局	3	3	100.0%
沖縄県	47	64	73.4%
小計	47	64	73.4%
合計	50	67	74.6%
財務局計	276	299	92.3%
都道府県計	938	1,712	54.8%
総合計	1,214	2,011	60.4%

（注1）計数は今後変動することがある。（注2）「登録業者数」は金融庁公表の数値。（注3）金融庁資料にある登録業者数は、協会データより1か月遅れで前月末時点の業者数となっているため差異が発生する可能性があるが、それぞれ集計時点の数値を正確に反映している。（注4）法10条1項により廃業届は、実際に廃業した日から30日以内に提出することになっている。

財務局・都道府県別協会員数の推移(平成25年~平成27年の各3月末)

(単位:社)

	平成25年	平成26年	平成27年
関東財務局	131	127	126
東京都	248	227	228
神奈川県	30	31	30
埼玉県	19	16	18
千葉県	22	19	16
山梨県	8	8	8
栃木県	8	8	8
茨城県	9	11	11
群馬県	8	8	10
新潟県	5	5	5
長野県	3	3	3
小計	360	336	337
合計	491	463	463
近畿財務局	38	37	39
大阪府	103	95	92
京都府	37	36	30
兵庫県	32	30	29
奈良県	7	7	6
和歌山県	6	5	5
滋賀県	6	5	4
小計	191	178	166
合計	229	215	205
北海道財務局	5	5	5
北海道	40	39	34
小計	40	39	34
合計	45	44	39
東北財務局	22	21	21
宮城県	31	27	24
岩手県	6	4	4
福島県	3	4	4
秋田県	12	10	9
青森県	7	4	5
山形県	4	4	3
小計	63	53	49
合計	85	74	70
東海財務局	21	21	20
愛知県	39	41	40
静岡県	33	33	32
三重県	12	12	12
岐阜県	7	7	7
小計	91	93	91
合計	112	114	111

	平成25年	平成26年	平成27年
北陸財務局	7	7	7
富山県	11	11	10
石川県	5	5	4
福井県	7	8	8
小計	23	24	22
合計	30	31	29
中国財務局	17	17	17
広島県	27	27	26
山口県	20	19	18
岡山県	19	14	14
鳥取県	3	3	4
島根県	2	2	2
小計	71	65	64
合計	88	82	81
四国財務局	13	13	13
香川県	5	5	5
徳島県	4	6	6
愛媛県	10	10	8
高知県	13	12	12
小計	32	33	31
合計	45	46	44
九州財務局	11	10	11
熊本県	18	14	14
大分県	6	5	3
宮崎県	5	5	5
鹿児島県	8	8	6
小計	37	32	28
合計	48	42	39
福岡財務支局	15	14	14
福岡県	55	52	49
佐賀県	3	2	2
長崎県	21	19	18
小計	79	73	69
合計	94	87	83
沖縄総合事務局	3	3	3
沖縄県	42	45	47
小計	42	45	47
合計	45	48	50
財務局計	283	275	276
都道府県計	1,029	971	938
総合計	1,312	1,246	1,214

3. 貸付残高・貸付件数

(1)業態別貸付残高・貸付件数の推移

業態別貸付残高とシェアの推移

(単位：百万円)

調査対象社数		4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	
		57社	57社	57社	57社	57社	56社	55社	55社	55社	55社	55社	55社	
業態 消費者金融	平成25年度	2,790,790	2,788,672	2,772,428	2,757,635	2,754,295	2,753,174	2,749,600	2,757,388	2,730,383	2,730,558	2,729,887	2,739,982	
	平成26年度	2,744,137	2,753,968	2,752,352	2,749,200	2,759,070	2,766,579	2,773,440	2,804,704	2,765,803	2,763,904	2,767,711	2,775,660	
	前年同月比	-1.7%	-1.2%	-0.7%	-0.3%	0.2%	0.5%	0.9%	1.7%	1.3%	1.2%	1.4%	1.3%	
業態 事業者金融	平成25年度	697,542	698,184	682,235	679,934	657,026	655,736	653,090	653,516	660,522	653,794	649,729	650,039	
	平成26年度	647,817	608,253	607,001	605,934	611,959	604,481	606,959	603,796	618,269	618,921	619,357	611,055	
	前年同月比	-7.1%	-12.9%	-11.0%	-10.9%	-6.9%	-7.8%	-7.1%	-7.6%	-6.4%	-5.3%	-4.7%	-6.0%	
業態等 クレジット	平成25年度	4,350,927	4,373,459	4,328,979	4,399,658	4,427,161	4,447,739	4,423,274	4,413,685	4,267,369	4,219,788	4,215,819	4,444,521	
	平成26年度	4,396,374	4,456,714	4,464,590	4,403,806	4,407,676	4,348,898	4,233,099	4,259,828	4,325,885	4,221,473	4,201,695	4,312,764	
	前年同月比	1.0%	1.9%	3.1%	0.1%	-0.4%	-2.2%	-4.3%	-3.5%	1.4%	0.0%	-0.3%	-3.0%	
全体	平成25年度	7,839,259	7,860,315	7,783,642	7,837,227	7,838,482	7,856,649	7,825,965	7,824,589	7,658,274	7,604,140	7,595,434	7,834,542	
	平成26年度	7,788,328	7,818,935	7,823,944	7,758,941	7,778,705	7,719,958	7,613,498	7,668,328	7,709,956	7,604,298	7,588,763	7,699,479	
	前年同月比	-0.6%	-0.5%	0.5%	-1.0%	-0.8%	-1.7%	-2.7%	-2.0%	0.7%	0.0%	-0.1%	-1.7%	
業態別シェア	平成25年度	消費者金融業態	35.6%	35.5%	35.6%	35.2%	35.1%	35.0%	35.1%	35.2%	35.7%	35.9%	35.9%	35.0%
		事業者金融業態	8.9%	8.9%	8.8%	8.7%	8.4%	8.3%	8.3%	8.4%	8.6%	8.6%	8.6%	8.3%
		クレジット業態等	55.5%	55.6%	55.6%	56.1%	56.5%	56.6%	56.5%	56.4%	55.7%	55.5%	55.5%	56.7%
		合計	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%
	平成26年度	消費者金融業態	35.2%	35.2%	35.2%	35.4%	35.5%	35.8%	36.4%	36.6%	35.9%	36.3%	36.5%	36.0%
		事業者金融業態	8.3%	7.8%	7.8%	7.8%	7.9%	7.8%	8.0%	7.9%	8.0%	8.1%	8.2%	7.9%
		クレジット業態等	56.4%	57.0%	57.1%	56.8%	56.7%	56.3%	55.6%	55.6%	56.1%	55.5%	55.4%	56.0%
		合計	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%

(注) 調査対象社数は、平成26年度時点での数値

業態別貸付件数の推移

(単位：件)

調査対象社数		4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
		57社	57社	57社	57社	57社	56社	55社	55社	55社	55社	55社	55社
業態 消費者金融	平成25年度	4,863,245	4,848,377	4,817,947	4,767,065	4,747,800	4,748,283	4,566,635	4,554,925	4,503,169	4,481,751	4,468,921	4,463,818
	平成26年度	4,445,382	4,452,525	4,439,222	4,419,242	4,419,634	4,431,640	4,428,158	4,438,120	4,401,122	4,396,757	4,394,991	4,401,815
	前年同月比	-8.6%	-8.2%	-7.9%	-7.3%	-6.9%	-6.7%	-3.0%	-2.6%	-2.3%	-1.9%	-1.7%	-1.4%
業態 事業者金融	平成25年度	139,444	151,529	149,444	147,232	142,917	141,112	139,194	137,618	135,670	133,305	128,457	120,085
	平成26年度	118,829	117,714	116,525	115,411	112,100	111,174	109,787	109,038	108,049	104,674	104,649	103,450
	前年同月比	-14.8%	-22.3%	-22.0%	-21.6%	-21.6%	-21.2%	-21.1%	-20.8%	-20.4%	-21.5%	-18.5%	-13.9%
業態等 クレジット	平成25年度	95,250,338	95,288,872	95,370,056	95,305,764	95,347,526	95,341,978	95,385,207	95,671,750	95,588,535	95,497,314	95,604,723	95,815,678
	平成26年度	95,543,730	95,589,718	95,732,602	95,681,065	95,718,708	95,795,460	95,718,400	95,911,024	95,859,191	95,866,503	96,017,664	96,260,765
	前年同月比	0.3%	0.3%	0.4%	0.4%	0.4%	0.5%	0.3%	0.3%	0.3%	0.4%	0.4%	0.5%
全体	平成25年度	100,253,027	100,288,778	100,337,447	100,220,061	100,238,243	100,231,373	100,091,036	100,364,293	100,227,374	100,112,369	100,202,101	100,399,580
	平成26年度	100,107,941	100,159,957	100,288,349	100,215,718	100,250,441	100,338,273	100,256,344	100,458,182	100,368,362	100,367,934	100,517,304	100,766,029
	前年同月比	-0.1%	-0.1%	0.0%	0.0%	0.0%	0.1%	0.2%	0.1%	0.1%	0.3%	0.3%	0.4%

(注1) 調査対象社数は、平成26年度時点での数値

(注2) クレジット業態等の貸付件数はキャッシング機能付クレジットカード、ローンカードの発行件数を含む。

(2)消費者向貸付

業態別貸付残高の推移

(単位:百万円)

調査対象社数		4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
		57社	57社	57社	57社	57社	56社	55社	55社	55社	55社	55社	55社
業態 消費者金融	平成25年度	2,701,076	2,700,202	2,686,236	2,671,606	2,668,369	2,668,604	2,665,238	2,670,839	2,647,222	2,646,707	2,645,717	2,652,818
	平成26年度	2,654,216	2,663,861	2,661,036	2,659,011	2,668,350	2,671,406	2,676,307	2,708,348	2,670,470	2,667,676	2,672,715	2,680,107
	前年同月比	-1.7%	-1.3%	-0.9%	-0.5%	0.0%	0.1%	0.4%	1.4%	0.9%	0.8%	1.0%	1.0%
業態 事業者金融	平成25年度	174,630	174,708	174,320	174,547	174,203	174,402	174,797	174,863	174,593	174,615	173,891	172,176
	平成26年度	171,772	172,239	172,690	172,519	172,017	172,191	172,067	171,995	173,375	174,130	174,813	176,041
	前年同月比	-1.6%	-1.4%	-0.9%	-1.2%	-1.3%	-1.3%	-1.6%	-1.6%	-0.7%	-0.3%	0.5%	2.2%
業態等 クレジット	平成25年度	2,604,773	2,601,018	2,558,238	2,516,092	2,493,723	2,478,550	2,462,320	2,458,531	2,399,543	2,380,710	2,363,425	2,361,985
	平成26年度	2,339,378	2,347,985	2,317,607	2,288,809	2,278,641	2,277,962	2,274,048	2,280,733	2,234,244	2,223,001	2,210,307	2,212,375
	前年同月比	-10.2%	-9.7%	-9.4%	-9.0%	-8.6%	-8.1%	-7.6%	-7.2%	-6.9%	-6.6%	-6.5%	-6.3%
全体	平成25年度	5,480,479	5,475,928	5,418,793	5,362,245	5,336,295	5,321,555	5,302,355	5,304,232	5,221,358	5,202,032	5,183,033	5,186,979
	平成26年度	5,165,365	5,184,085	5,151,333	5,120,339	5,119,008	5,121,559	5,122,422	5,161,075	5,078,089	5,064,807	5,057,835	5,068,523
	前年同月比	-5.7%	-5.3%	-4.9%	-4.5%	-4.1%	-3.8%	-3.4%	-2.7%	-2.7%	-2.6%	-2.4%	-2.3%

(注) 調査対象社数は、平成26年度時点での数値

業態別貸付件数の推移

(単位:件)

調査対象社数		4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
		57社	57社	57社	57社	57社	56社	55社	55社	55社	55社	55社	55社
業態 消費者金融	平成25年度	4,835,579	4,820,894	4,790,613	4,739,921	4,720,702	4,721,201	4,540,077	4,529,409	4,477,784	4,456,426	4,443,606	4,438,555
	平成26年度	4,419,724	4,426,848	4,413,579	4,393,609	4,395,030	4,406,936	4,403,537	4,413,402	4,376,404	4,372,064	4,370,389	4,377,211
	前年同月比	-8.6%	-8.2%	-7.9%	-7.3%	-6.9%	-6.7%	-3.0%	-2.6%	-2.3%	-1.9%	-1.6%	-1.4%
業態 事業者金融	平成25年度	83,416	81,513	79,680	77,663	73,678	72,136	70,428	69,089	67,294	65,716	61,023	53,408
	平成26年度	52,175	51,205	50,141	49,045	45,761	45,023	43,731	43,050	42,131	41,413	38,896	38,227
	前年同月比	-37.5%	-37.2%	-37.1%	-36.8%	-37.9%	-37.6%	-37.9%	-37.7%	-37.4%	-37.0%	-36.3%	-28.4%
業態等 クレジット	平成25年度	95,110,189	95,148,651	95,230,558	95,166,106	95,207,901	95,199,686	95,245,667	95,532,007	95,449,203	95,357,993	95,465,355	95,675,895
	平成26年度	95,404,862	95,450,449	95,593,490	95,540,962	95,578,976	95,655,409	95,578,566	95,770,448	95,718,675	95,725,723	95,876,814	96,119,608
	前年同月比	0.3%	0.3%	0.4%	0.4%	0.4%	0.5%	0.3%	0.2%	0.3%	0.4%	0.4%	0.5%
全体	平成25年度	100,029,185	100,051,058	100,100,851	99,983,690	100,002,281	99,993,023	99,856,172	100,130,505	99,994,281	99,880,135	99,969,984	100,167,858
	平成26年度	99,876,761	99,928,502	100,057,210	99,983,616	100,019,767	100,107,368	100,025,834	100,226,900	100,137,210	100,139,200	100,286,099	100,535,046
	前年同月比	-0.2%	-0.1%	0.0%	0.0%	0.0%	0.1%	0.2%	0.1%	0.1%	0.3%	0.3%	0.4%

(注1) 調査対象社数は、平成26年度時点での数値

(注2) クレジット業態等の貸付件数はキャッシング機能付クレジットカード、ローンカードの発行件数を含む。

貸付種別毎の貸付残高、貸付件数の推移

調査対象社数		4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	
		57社	57社	57社	57社	57社	56社	55社	55社	55社	55社	55社	55社	
貸付残高 (百万円)	無担保貸付 (住宅向を除く)	平成25年度	4,440,384	4,439,371	4,386,575	4,333,064	4,309,089	4,300,349	4,280,852	4,281,574	4,200,931	4,182,053	4,164,213	4,163,506
		平成26年度	4,142,170	4,159,696	4,125,723	4,093,722	4,087,954	4,097,384	4,097,320	4,114,967	4,048,950	4,039,108	4,027,195	4,033,649
		前年同月比	-6.7%	-6.3%	-5.9%	-5.5%	-5.1%	-4.7%	-4.3%	-3.9%	-3.6%	-3.4%	-3.3%	-3.1%
	有担保貸付 (住宅向を除く)	平成25年度	236,290	232,622	229,937	226,304	222,843	220,490	216,805	213,800	210,352	207,074	204,272	201,800
		平成26年度	199,951	197,611	195,237	192,558	190,518	188,685	185,546	181,659	180,453	178,426	176,629	173,539
		前年同月比	-15.4%	-15.1%	-15.1%	-14.9%	-14.5%	-14.4%	-14.4%	-15.0%	-14.2%	-13.8%	-13.5%	-14.0%
	住宅向貸付	平成25年度	803,805	803,936	802,282	802,876	804,363	800,716	804,697	808,859	810,075	812,904	814,548	821,673
		平成26年度	823,245	826,779	830,372	834,059	840,535	835,490	839,556	864,449	848,686	847,274	854,011	861,334
		前年同月比	2.4%	2.8%	3.5%	3.9%	4.5%	4.3%	4.3%	6.9%	4.8%	4.2%	4.8%	4.8%
有残件数 (件)	無担保貸付 (住宅向を除く)	平成25年度	99,900,767	99,923,238	99,974,090	99,857,452	99,875,569	99,867,741	99,731,813	100,005,628	99,869,509	99,756,617	99,845,022	100,043,089
		平成26年度	99,752,352	99,803,452	99,932,908	99,859,258	99,894,503	99,983,628	99,901,433	100,102,851	100,013,635	100,015,201	100,160,886	100,410,847
		前年同月比	-0.1%	-0.1%	0.0%	0.0%	0.0%	0.1%	0.2%	0.1%	0.1%	0.3%	0.3%	0.4%
	有担保貸付 (住宅向を除く)	平成25年度	58,723	57,446	56,930	55,590	55,241	54,908	53,534	53,220	52,806	50,452	51,153	50,858
		平成26年度	49,642	49,341	49,054	47,613	47,289	46,955	46,601	45,224	44,809	44,532	44,224	42,880
		前年同月比	-15.5%	-14.1%	-13.8%	-14.3%	-14.4%	-14.5%	-13.0%	-15.0%	-15.1%	-11.7%	-13.5%	-15.7%
	住宅向貸付	平成25年度	69,694	70,374	69,831	70,648	71,470	70,374	70,825	71,657	71,966	73,066	73,809	73,912
		平成26年度	74,767	75,709	75,248	76,746	77,975	76,785	77,800	78,825	78,765	79,467	80,989	81,319
		前年同月比	7.3%	7.6%	7.8%	8.6%	9.1%	9.1%	9.8%	10.0%	9.4%	8.8%	9.7%	10.0%

(注1) 調査対象社数は、平成26年度時点での数値

(注2) 「有残件数」には、クレジット業態等における、キャッシング機能付クレジットカード、ローンカードの発行件数も含む。

(3)事業者向貸付

業態別貸付残高の推移

(単位:百万円)

調査対象社数		4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
		57社	57社	57社	57社	57社	56社	55社	55社	55社	55社	55社	55社
業態 消費者金融	平成25年度	89,714	88,469	86,193	86,029	85,926	84,570	84,362	86,549	83,160	83,852	84,170	87,164
	平成26年度	89,922	90,107	91,316	90,189	90,719	95,172	97,133	96,357	95,333	96,228	94,996	95,554
	前年同月比	0.2%	1.9%	5.9%	4.8%	5.6%	12.5%	15.1%	11.3%	14.6%	14.8%	12.9%	9.6%
業態 事業者金融	平成25年度	522,912	523,477	507,915	505,387	482,823	481,334	478,293	478,653	485,929	479,179	475,838	477,863
	平成26年度	476,045	436,014	434,312	433,415	439,943	432,291	434,892	431,801	444,894	444,791	444,544	435,015
	前年同月比	-9.0%	-16.7%	-14.5%	-14.2%	-8.9%	-10.2%	-9.1%	-9.8%	-8.4%	-7.2%	-6.6%	-9.0%
業態等 クレジット	平成25年度	1,746,154	1,772,441	1,770,741	1,883,566	1,933,439	1,969,189	1,960,955	1,955,154	1,867,826	1,839,078	1,852,393	2,082,536
	平成26年度	2,056,996	2,108,729	2,146,983	2,114,997	2,129,035	2,070,936	1,959,051	1,979,095	2,091,641	1,998,472	1,991,388	2,100,388
	前年同月比	17.8%	19.0%	21.2%	12.3%	10.1%	5.2%	-0.1%	1.2%	12.0%	8.7%	7.5%	0.9%
全体	平成25年度	2,358,779	2,384,387	2,364,849	2,474,982	2,502,187	2,535,094	2,523,610	2,520,356	2,436,915	2,402,109	2,412,401	2,647,564
	平成26年度	2,622,963	2,634,850	2,672,611	2,638,602	2,659,697	2,598,399	2,491,075	2,507,253	2,631,868	2,539,492	2,530,928	2,630,957
	前年同月比	11.2%	10.5%	13.0%	6.6%	6.3%	2.5%	-1.3%	-0.5%	8.0%	5.7%	4.9%	-0.6%

(注) 調査対象社数は、平成26年度時点での数値

業態別貸付件数の推移

(単位:件)

調査対象社数		4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
		57社	57社	57社	57社	57社	56社	55社	55社	55社	55社	55社	55社
業態 消費者金融	平成25年度	27,666	27,483	27,334	27,144	27,098	27,082	26,558	25,516	25,385	25,325	25,315	25,263
	平成26年度	25,658	25,677	25,643	25,633	24,604	24,704	24,621	24,718	24,718	24,693	24,602	24,604
	前年同月比	-7.3%	-6.6%	-6.2%	-5.6%	-9.2%	-8.8%	-7.3%	-3.1%	-2.6%	-2.5%	-2.8%	-2.6%
業態 事業者金融	平成25年度	56,028	70,016	69,764	69,569	69,239	68,976	68,766	68,529	68,376	67,589	67,434	66,677
	平成26年度	66,654	66,509	66,384	66,366	66,339	66,151	66,056	65,988	65,918	63,261	65,753	65,223
	前年同月比	19.0%	-5.0%	-4.8%	-4.6%	-4.2%	-4.1%	-3.9%	-3.7%	-3.6%	-6.4%	-2.5%	-2.2%
業態等 クレジット	平成25年度	140,149	140,221	139,498	139,658	139,626	142,292	139,541	139,742	139,332	139,321	139,368	139,782
	平成26年度	138,868	139,269	139,112	140,103	139,732	140,051	139,834	140,576	140,517	140,780	140,850	141,157
	前年同月比	-0.9%	-0.7%	-0.3%	0.3%	0.1%	-1.6%	0.2%	0.6%	0.9%	1.0%	1.1%	1.0%
全体	平成25年度	223,843	237,720	236,596	236,371	235,963	238,350	234,865	233,787	233,093	232,235	232,117	231,722
	平成26年度	231,180	231,455	231,139	232,102	230,674	230,906	230,510	231,281	231,152	228,734	231,205	230,983
	前年同月比	3.3%	-2.6%	-2.3%	-1.8%	-2.2%	-3.1%	-1.9%	-1.1%	-0.8%	-1.5%	-0.4%	-0.3%

(注1) 調査対象社数は、平成26年度時点での数値

(注2) クレジット業態等の貸付件数はキャッシング機能付クレジットカード、ローンカードの発行件数を含む。

貸付種別毎の貸付残高、貸付件数の推移

調査対象社数		4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	
		57社	57社	57社	57社	57社	56社	55社	55社	55社	55社	55社	55社	
貸付残高 (百万円)	無担保貸付 (住宅向を除く)	平成25年度	204,752	203,683	206,010	208,432	211,370	244,607	246,049	245,913	250,731	250,405	250,535	247,783
		平成26年度	244,159	247,570	251,767	247,870	247,443	232,276	210,197	210,794	210,360	209,043	204,909	204,234
		前年同月比	19.2%	21.5%	22.2%	18.9%	17.1%	-5.0%	-14.6%	-14.3%	-16.1%	-16.5%	-18.2%	-17.6%
	有担保貸付 (住宅向を除く)	平成25年度	576,782	580,943	559,402	556,847	534,169	523,433	515,794	520,156	522,848	515,936	512,437	516,657
		平成26年度	514,239	479,039	471,529	470,297	475,838	485,236	517,194	513,719	529,760	529,638	528,678	523,836
		前年同月比	-10.8%	-17.5%	-15.7%	-15.5%	-10.9%	-7.3%	0.3%	-1.2%	1.3%	2.7%	3.2%	1.4%
	営業貸付 その他	平成25年度	1,577,245	1,599,761	1,599,437	1,709,703	1,756,648	1,767,054	1,761,767	1,754,288	1,663,336	1,635,767	1,649,429	1,883,124
		平成26年度	1,864,564	1,908,240	1,949,314	1,920,435	1,936,417	1,880,888	1,763,684	1,782,740	1,891,748	1,800,811	1,797,341	1,902,887
		前年同月比	18.2%	19.3%	21.9%	12.3%	10.2%	6.4%	0.1%	1.6%	13.7%	10.1%	9.0%	1.0%
有残件数 (件)	無担保貸付 (住宅向を除く)	平成25年度	207,477	221,618	220,681	220,481	220,087	219,690	219,347	218,235	217,700	217,624	217,435	216,871
		平成26年度	216,103	216,225	215,891	216,977	215,796	215,853	215,541	216,027	215,838	215,489	215,911	215,741
		前年同月比	4.2%	-2.4%	-2.2%	-1.6%	-1.9%	-1.7%	-1.7%	-1.0%	-0.9%	-1.0%	-0.7%	-0.5%
	有担保貸付 (住宅向を除く)	平成25年度	11,135	11,091	11,112	11,254	11,182	11,358	11,193	11,362	11,332	10,637	10,780	11,019
		平成26年度	11,302	11,448	11,507	11,411	11,181	11,405	11,383	11,677	11,743	9,730	11,871	11,923
		前年同月比	1.5%	3.2%	3.6%	1.4%	0.0%	0.4%	1.7%	2.8%	3.6%	-8.5%	10.1%	8.2%
	営業貸付 その他	平成25年度	5,231	5,011	4,803	4,636	4,694	7,302	4,325	4,190	4,061	3,974	3,902	3,832
		平成26年度	3,775	3,782	3,741	3,714	3,697	3,648	3,586	3,577	3,571	3,515	3,423	3,319
		前年同月比	-27.8%	-24.5%	-22.1%	-19.9%	-21.2%	-50.0%	-17.1%	-14.6%	-12.1%	-11.6%	-12.3%	-13.4%

- (注1) 「その他営業貸付」とは、貸金業法における“貸付”のうち、関係会社間貸付等、他の項目に含まれない貸付をいう。
- (注2) 「有残件数」には、クレジット業態等における、キャッシング機能付クレジットカード、ローンカードの発行件数も含む。
- (注3) 調査対象社数は、平成26年度時点での数値

4. 月間貸付金額・契約数

(1)消費者向貸付

業態別月間貸付金額の推移

(単位:百万円)

調査対象社数		4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
		57社	57社	57社	57社	57社	56社	55社	55社	55社	55社	55社	55社
業態 消費者金融	平成25年度	130,077	138,390	123,898	123,228	120,040	136,471	122,767	124,686	131,099	112,633	113,507	165,981
	平成26年度	117,393	123,850	130,272	120,518	121,071	138,078	128,757	124,151	125,507	112,529	145,454	177,257
	前年同月比	-9.8%	-10.5%	5.1%	-2.2%	0.9%	1.2%	4.9%	-0.4%	-4.3%	-0.1%	28.1%	6.8%
業態 事業者金融	平成25年度	2,709	2,629	2,100	2,303	2,010	2,041	2,425	1,874	2,182	1,801	1,941	2,579
	平成26年度	1,330	2,019	2,404	1,830	1,690	2,069	1,862	1,551	3,714	2,818	2,439	3,247
	前年同月比	-50.9%	-23.2%	14.5%	-20.5%	-15.9%	1.4%	-23.2%	-17.2%	70.2%	56.5%	25.7%	25.9%
業態等 クレジット	平成25年度	143,898	159,996	139,077	133,513	137,731	151,396	148,445	151,311	129,787	137,646	133,731	164,617
	平成26年度	140,455	159,852	142,787	135,545	140,356	155,849	151,694	151,099	129,712	132,421	129,495	157,995
	前年同月比	-2.4%	-0.1%	2.7%	1.5%	1.9%	2.9%	2.2%	-0.1%	-0.1%	-3.8%	-3.2%	-4.0%
全体	平成25年度	276,684	301,015	265,075	259,044	259,781	289,909	273,636	277,871	263,068	252,079	249,178	333,177
	平成26年度	259,177	285,721	275,464	257,893	263,118	295,996	282,312	276,802	258,933	247,769	277,388	338,499
	前年同月比	-6.3%	-5.1%	3.9%	-0.4%	1.3%	2.1%	3.2%	-0.4%	-1.6%	-1.7%	11.3%	1.6%

(注) 調査対象社数は、平成26年度時点での数値

業態別月間契約数の推移

(単位:件)

調査対象社数		4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
		57社	57社	57社	57社	57社	56社	55社	55社	55社	55社	55社	55社
業態 消費者金融	平成25年度	58,162	63,807	50,150	52,155	55,744	61,507	58,595	57,271	48,190	54,275	52,967	66,671
	平成26年度	60,583	67,734	57,751	53,375	60,559	68,774	64,748	62,122	51,686	56,517	61,201	76,056
	前年同月比	4.2%	6.2%	15.2%	2.3%	8.6%	11.8%	10.5%	8.5%	7.3%	4.1%	15.5%	14.1%
業態 事業者金融	平成25年度	256	318	264	283	270	236	272	308	268	243	268	331
	平成26年度	246	253	251	249	242	265	249	297	322	319	317	354
	前年同月比	-3.9%	-20.4%	-4.9%	-12.0%	-10.4%	12.3%	-8.5%	-3.6%	20.1%	31.3%	18.3%	6.9%
業態等 クレジット	平成25年度	822,990	881,109	813,866	824,095	760,412	794,765	830,952	920,703	781,955	800,583	720,996	971,023
	平成26年度	871,692	859,116	761,239	790,852	715,989	760,281	734,877	755,345	768,654	789,767	714,656	921,924
	前年同月比	5.9%	-2.5%	-6.5%	-4.0%	-5.8%	-4.3%	-11.6%	-18.0%	-1.7%	-1.4%	-0.9%	-5.1%
全体	平成25年度	881,408	945,234	864,280	876,533	816,426	856,508	889,819	978,282	830,413	855,101	774,231	1,038,025
	平成26年度	932,521	927,103	819,241	844,476	776,790	829,320	799,874	817,764	820,662	846,603	776,174	998,334
	前年同月比	5.8%	-1.9%	-5.2%	-3.7%	-4.9%	-3.2%	-10.1%	-16.4%	-1.2%	-1.0%	0.3%	-3.8%

(注1) 調査対象社数は、平成26年度時点での数値

(注2) クレジット業態等の契約数は、キャッシング機能付クレジットカード、ローンカードの発行件数を含む。

消費者金融業態における消費者向無担保貸付の成約率の推移

調査対象社数	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
平成25年度	35.1%	36.6%	36.4%	35.3%	36.1%	36.2%	36.2%	35.8%	36.0%	35.2%	36.3%	37.0%
平成26年度	36.6%	37.0%	37.8%	36.3%	37.6%	37.0%	38.6%	39.0%	38.4%	37.6%	38.0%	38.2%
前年同月差	1.5%	0.4%	1.4%	1.0%	1.5%	0.8%	2.4%	3.2%	2.4%	2.4%	1.7%	1.2%

(注1) 成約率は、消費者金融業態における消費者向無担保貸付の成約率(当月契約数/当月申込数)

(注2) 前年同月差は、平成26年度の成約率から平成25年度の成約率を単純減算したもの

(注3) 調査対象社数は、平成26年度時点での数値

(2) 事業者向貸付

業態別月間貸付金額の推移

(単位：百万円)

調査対象社数		4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
		57社	57社	57社	57社	57社	56社	55社	55社	55社	55社	55社	55社
業態 消費者金融	平成25年度	7,284	6,566	7,703	7,871	7,445	8,069	5,731	8,701	8,717	6,164	6,512	13,146
	平成26年度	6,007	7,430	9,740	7,884	7,792	12,183	10,729	7,210	9,493	7,557	7,581	13,230
	前年同月比	-17.5%	13.2%	26.5%	0.2%	4.7%	51.0%	87.2%	-17.1%	8.9%	22.6%	16.4%	0.6%
業態 事業者金融	平成25年度	23,255	29,681	34,022	34,595	59,721	22,226	23,797	22,566	25,587	21,816	18,486	46,151
	平成26年度	33,323	31,406	48,797	53,079	54,878	20,811	21,218	17,175	29,993	23,483	29,838	30,517
	前年同月比	43.3%	5.8%	43.4%	53.4%	-8.1%	-6.4%	-10.8%	-23.9%	17.2%	7.6%	61.4%	-33.9%
業態等 クレジット	平成25年度	147,852	151,763	141,087	206,449	172,537	193,861	636,578	145,169	250,932	158,235	184,692	444,350
	平成26年度	186,988	380,231	351,272	159,307	327,935	275,167	181,741	216,699	338,517	191,529	227,721	331,439
	前年同月比	26.5%	150.5%	149.0%	-22.8%	90.1%	41.9%	-71.5%	49.3%	34.9%	21.0%	23.3%	-25.4%
全体	平成25年度	178,392	188,010	182,811	248,914	239,702	224,156	666,106	176,437	285,236	186,215	209,690	503,648
	平成26年度	226,318	419,067	409,810	220,271	390,606	308,161	213,688	241,084	378,003	222,569	265,140	375,186
	前年同月比	26.9%	122.9%	124.2%	-11.5%	63.0%	37.5%	-67.9%	36.6%	32.5%	19.5%	26.4%	-25.5%

(注) 調査対象社数は、平成26年度時点での数値

業態別月間契約数の推移

(単位：件)

調査対象社数		4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
		57社	57社	57社	57社	57社	56社	55社	55社	55社	55社	55社	55社
業態 消費者金融	平成25年度	294	314	310	320	324	300	330	371	371	307	350	418
	平成26年度	296	381	368	343	313	408	398	335	365	313	327	439
	前年同月比	0.7%	21.3%	18.7%	7.2%	-3.4%	36.0%	20.6%	-9.7%	-1.6%	2.0%	-6.6%	5.0%
業態 事業者金融	平成25年度	628	560	539	659	534	591	585	580	1,215	539	607	774
	平成26年度	618	679	486	482	417	463	470	410	527	431	436	563
	前年同月比	-1.6%	21.3%	-9.8%	-26.9%	-21.9%	-21.7%	-19.7%	-29.3%	-56.6%	-20.0%	-28.2%	-27.3%
業態等 クレジット	平成25年度	823	1,095	935	1,088	975	941	996	1,018	1,112	829	928	1,351
	平成26年度	1,168	1,029	1,009	682	859	957	935	1,154	1,289	851	1,004	1,363
	前年同月比	42.0%	-6.1%	7.9%	-37.3%	-11.9%	1.7%	-6.1%	13.4%	15.9%	2.7%	8.2%	0.9%
全体	平成25年度	1,745	1,969	1,784	2,067	1,833	1,832	1,911	1,969	2,698	1,675	1,885	2,543
	平成26年度	2,082	2,089	1,863	1,507	1,589	1,828	1,803	1,899	2,181	1,595	1,767	2,365
	前年同月比	19.3%	6.1%	4.4%	-27.1%	-13.3%	-0.2%	-5.7%	-3.6%	-19.2%	-4.8%	-6.3%	-7.0%

(注1) 調査対象社数は、平成26年度時点での数値

(注2) クレジット業態等の契約数は、キャッシング機能付クレジットカード、ローンカードの発行件数を含む。

5. 平均約定金利

貸出種別毎の平均約定金利の長期推移

平成23年度(参考)												
調査対象社数	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
		60社	60社	60社	60社	60社	59社	59社	59社	59社	59社	58社
無担保貸付 (住宅向を除く)	16.53%	16.47%	16.43%	16.33%	16.25%	16.28%	16.22%	16.16%	16.14%	16.06%	16.04%	15.16%
有担保貸付 (住宅向を除く)	9.44%	9.45%	9.44%	9.36%	9.45%	9.45%	9.35%	9.30%	9.28%	9.29%	9.25%	7.04%
住宅向貸付	2.86%	2.87%	2.89%	2.89%	2.89%	2.89%	2.89%	2.89%	2.88%	2.88%	2.87%	2.86%
全体	15.20%	15.13%	15.08%	14.94%	14.86%	14.87%	14.79%	14.71%	14.65%	14.57%	14.52%	13.65%

平成24年度(参考)												
調査対象社数	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
		57社										
無担保貸付 (住宅向を除く)	15.99%	15.92%	15.93%	15.87%	15.84%	15.79%	15.78%	15.75%	15.76%	15.69%	15.71%	15.66%
有担保貸付 (住宅向を除く)	9.18%	9.20%	9.12%	9.10%	9.09%	8.98%	9.06%	8.93%	8.95%	8.96%	8.89%	8.79%
住宅向貸付	2.87%	2.87%	2.87%	2.87%	2.87%	2.87%	2.88%	2.89%	2.89%	2.90%	2.89%	2.89%
全体	14.42%	14.34%	14.33%	14.25%	14.19%	14.15%	14.13%	14.10%	14.07%	14.00%	13.99%	13.95%

平成25年度												
調査対象社数	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
		57社										
無担保貸付 (住宅向を除く)	15.69%	15.63%	15.68%	15.63%	15.59%	15.58%	15.58%	15.55%	15.57%	15.54%	15.52%	15.34%
有担保貸付 (住宅向を除く)	8.92%	8.85%	8.81%	8.79%	8.76%	8.75%	8.70%	8.60%	8.64%	8.62%	8.58%	8.47%
住宅向貸付	2.86%	2.87%	2.88%	2.88%	2.88%	2.88%	2.88%	2.89%	2.90%	2.90%	2.88%	2.90%
全体	13.95%	13.91%	13.93%	13.87%	13.83%	13.83%	13.81%	13.78%	13.77%	13.72%	13.70%	13.53%

平成26年度												
調査対象社数	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
		57社	57社	57社	57社	57社	56社	55社	55社	55社	55社	55社
無担保貸付 (住宅向を除く)	15.38%	15.33%	15.42%	15.36%	15.34%	15.33%	15.36%	15.33%	15.34%	15.34%	15.34%	15.22%
有担保貸付 (住宅向を除く)	8.54%	8.44%	8.50%	8.40%	8.37%	8.35%	8.25%	8.25%	8.27%	8.20%	8.16%	8.16%
住宅向貸付	2.87%	2.88%	2.86%	2.87%	2.88%	2.86%	2.86%	2.86%	2.86%	2.84%	2.80%	2.85%
全体	13.55%	13.51%	13.56%	13.49%	13.45%	13.46%	13.47%	13.40%	13.42%	13.41%	13.39%	13.27%

6. 店舗数

業態別店舗数の推移

(単位：店)

調査対象社数		4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	
		57社	57社	57社	57社	57社	56社	55社	55社	55社	55社	55社	55社	
消費者金融業態	有人店舗数	平成25年度	147	149	147	146	149	151	149	147	148	148	148	148
		平成26年度	148	147	147	147	147	146	146	144	144	145	146	146
		前年同月比	0.7%	-1.3%	0.0%	0.7%	-1.3%	-3.3%	-2.0%	-2.0%	-2.7%	-2.0%	-1.4%	-1.4%
	無人店舗数	平成25年度	3,853	3,855	3,862	3,866	3,872	3,877	3,900	3,921	3,945	3,952	3,960	3,985
		平成26年度	3,994	4,005	4,027	4,077	4,092	4,125	4,125	4,135	4,146	4,152	4,170	4,159
		前年同月比	3.7%	3.9%	4.3%	5.5%	5.7%	6.4%	5.8%	5.5%	5.1%	5.1%	5.3%	4.4%
	合計	平成25年度	4,000	4,004	4,009	4,012	4,021	4,028	4,049	4,068	4,093	4,100	4,108	4,133
		平成26年度	4,142	4,152	4,174	4,224	4,239	4,271	4,271	4,279	4,290	4,297	4,316	4,305
		前年同月比	3.6%	3.7%	4.1%	5.3%	5.4%	6.0%	5.5%	5.2%	4.8%	4.8%	5.1%	4.2%
事業者金融業態	有人店舗数	平成25年度	121	121	119	119	119	125	126	125	126	127	126	118
		平成26年度	115	115	116	112	115	114	110	112	112	112	111	111
		前年同月比	-5.0%	-5.0%	-2.5%	-5.9%	-3.4%	-8.8%	-12.7%	-10.4%	-11.1%	-11.8%	-11.9%	-5.9%
	無人店舗数	平成25年度	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
		平成26年度	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
		前年同月比	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	合計	平成25年度	121	121	119	119	119	125	126	125	126	127	126	118
		平成26年度	115	115	116	112	115	114	110	112	112	112	111	111
		前年同月比	-5.0%	-5.0%	-2.5%	-5.9%	-3.4%	-8.8%	-12.7%	-10.4%	-11.1%	-11.8%	-11.9%	-5.9%
クレジット業態等	有人店舗数	平成25年度	616	578	571	581	581	578	577	570	577	576	575	568
		平成26年度	566	566	569	569	569	570	568	573	566	567	566	548
		前年同月比	-8.1%	-2.1%	-0.4%	-2.1%	-2.1%	-1.4%	-1.6%	0.5%	-1.9%	-1.6%	-1.6%	-3.5%
	無人店舗数	平成25年度	307	309	309	315	320	321	321	322	323	323	323	325
		平成26年度	325	326	326	328	329	329	329	329	330	331	331	334
		前年同月比	5.9%	5.5%	5.5%	4.1%	2.8%	2.5%	2.5%	2.2%	2.2%	2.5%	2.5%	2.8%
	合計	平成25年度	923	887	880	896	901	899	898	892	900	899	898	893
		平成26年度	891	892	895	897	898	899	897	902	896	898	897	882
		前年同月比	-3.5%	0.6%	1.7%	0.1%	-0.3%	0.0%	-0.1%	1.1%	-0.4%	-0.1%	-0.1%	-1.2%
全体	有人店舗数	平成25年度	884	848	837	846	849	854	852	842	851	851	849	834
		平成26年度	829	828	832	828	831	830	824	829	822	824	823	805
		前年同月比	-6.2%	-2.4%	-0.6%	-2.1%	-2.1%	-2.8%	-3.3%	-1.5%	-3.4%	-3.2%	-3.1%	-3.5%
	無人店舗数	平成25年度	4,160	4,164	4,171	4,181	4,192	4,198	4,221	4,243	4,268	4,275	4,283	4,310
		平成26年度	4,319	4,331	4,353	4,405	4,421	4,454	4,454	4,464	4,476	4,483	4,501	4,493
		前年同月比	3.8%	4.0%	4.4%	5.4%	5.5%	6.1%	5.5%	5.2%	4.9%	4.9%	5.1%	4.2%
	合計	平成25年度	5,044	5,012	5,008	5,027	5,041	5,052	5,073	5,085	5,119	5,126	5,132	5,144
		平成26年度	5,148	5,159	5,185	5,233	5,252	5,284	5,278	5,293	5,298	5,307	5,324	5,298
		前年同月比	2.1%	2.9%	3.5%	4.1%	4.2%	4.6%	4.0%	4.1%	3.5%	3.5%	3.7%	3.0%

(注) 調査対象社数は、平成26年度時点での数値

7. 信用保証残高、件数

信用保証残高の推移

(単位:百万円)

調査対象社数		4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
		57社	57社	57社	57社	57社	56社	55社	55社	55社	55社	55社	55社
対する金融機関の貸付に信用保証	平成25年度	4,700,854	4,741,869	4,792,625	4,800,390	4,832,867	4,883,983	4,940,127	4,861,939	4,998,860	5,020,912	4,983,373	5,051,702
	平成26年度	5,120,805	5,171,224	5,199,340	5,221,962	5,258,419	5,324,412	5,396,825	5,456,323	5,474,835	5,507,326	5,546,842	5,630,603
	前年同月比	8.9%	9.1%	8.5%	8.8%	8.8%	9.0%	9.2%	12.2%	9.5%	9.7%	11.3%	11.5%

(注1) 「平成25年度2月」には、調査対象先における吸収分割による信用保証事業に関する権利義務の一部譲渡に伴う、残高の減少がある。

(注2) 調査対象社数は、平成26年度時点での数値

信用保証件数の推移

(単位:件)

調査対象社数		4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
		57社	57社	57社	57社	57社	56社	55社	55社	55社	55社	55社	55社
対する金融機関の貸付に信用保証	平成25年度	6,623,693	6,673,725	6,717,943	6,701,879	6,732,330	6,841,710	6,864,151	6,795,598	6,919,923	6,898,511	6,812,697	6,879,355
	平成26年度	7,113,793	7,167,069	7,210,090	7,208,814	7,243,802	7,303,791	7,377,100	7,428,447	7,444,284	7,428,702	7,468,535	7,543,712
	前年同月比	7.4%	7.4%	7.3%	7.6%	7.6%	6.8%	7.5%	9.3%	7.6%	7.7%	9.6%	9.7%

(注1) 「平成25年度2月」には、調査対象先における吸収分割による信用保証事業に関する権利義務の一部譲渡に伴う、残高の減少がある。

(注2) 調査対象社数は、平成26年度時点での数値

8. 利息返還金、利息返還に伴う元本毀損額

業態別の利息返還金、利息返還に伴う元本毀損額の推移

(単位：百万円)

調査対象社数		4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	
		57社	57社	57社	57社	57社	56社	55社	55社	55社	55社	55社	55社	
利息返還金	消費者金融業態	平成25年度	19,456	18,980	18,956	19,601	21,132	21,370	18,511	19,824	21,626	18,733	17,678	23,981
		平成26年度	16,728	17,154	19,145	16,991	16,578	18,704	15,394	16,506	19,506	15,535	16,867	20,561
		前年同月比	-14.0%	-9.6%	1.0%	-13.3%	-21.5%	-12.5%	-16.8%	-16.7%	-9.8%	-17.1%	-4.6%	-14.3%
	事業者金融業態	平成25年度	86	59	59	61	68	50	61	70	82	73	56	75
		平成26年度	66	67	77	73	78	58	53	53	70	61	48	55
		前年同月比	-23.7%	12.8%	30.5%	19.7%	14.7%	16.0%	-13.1%	-24.3%	-14.6%	-16.4%	-14.3%	-26.7%
	クレジット業態等	平成25年度	4,888	4,814	4,774	5,262	5,115	5,322	5,145	5,098	4,816	4,730	4,672	4,698
		平成26年度	4,765	4,743	4,994	5,590	5,741	5,373	5,788	5,267	5,558	5,725	5,996	5,734
		前年同月比	-2.5%	-1.5%	4.6%	6.2%	12.2%	1.0%	12.5%	3.3%	15.4%	21.0%	28.3%	22.0%
	合計	平成25年度	24,431	23,854	23,790	24,924	26,315	26,742	23,717	24,992	26,524	23,535	22,406	28,754
		平成26年度	21,559	21,964	24,217	22,653	22,398	24,135	21,235	21,826	25,134	21,321	22,911	26,349
		前年同月比	-11.8%	-7.9%	1.8%	-9.1%	-14.9%	-9.7%	-10.5%	-12.7%	-5.2%	-9.4%	2.3%	-8.4%
利息返還に伴う元本毀損額	消費者金融業態	平成25年度	3,696	3,100	3,179	3,118	3,496	3,618	3,307	2,941	3,595	3,264	2,943	3,668
		平成26年度	2,708	2,776	2,927	2,550	2,579	2,965	2,494	2,509	2,864	2,710	3,101	3,474
		前年同月比	-26.7%	-10.5%	-7.9%	-18.2%	-26.2%	-18.1%	-24.6%	-14.7%	-20.3%	-17.0%	5.4%	-5.3%
	事業者金融業態	平成25年度	46	32	25	27	33	44	23	18	19	14	13	21
		平成26年度	12	12	9	8	11	31	14	14	14	10	5	28
		前年同月比	-73.7%	-62.3%	-64.0%	-70.4%	-66.7%	-29.5%	-39.1%	-22.2%	-26.3%	-28.6%	-61.5%	33.3%
	クレジット業態等	平成25年度	1,969	1,849	1,730	1,713	1,664	1,598	1,591	1,470	1,382	1,415	1,272	1,297
		平成26年度	1,390	1,368	1,367	1,396	1,498	1,254	1,352	1,207	1,210	1,248	1,376	1,394
		前年同月比	-29.4%	-26.0%	-21.0%	-18.5%	-10.0%	-21.5%	-15.0%	-17.9%	-12.4%	-11.8%	8.1%	7.5%
	合計	平成25年度	5,711	4,981	4,934	4,859	5,193	5,260	4,921	4,430	4,996	4,694	4,229	4,986
		平成26年度	4,110	4,156	4,303	3,954	4,088	4,250	3,860	3,730	4,088	3,968	4,482	4,896
		前年同月比	-28.0%	-16.6%	-12.8%	-18.6%	-21.3%	-19.2%	-21.6%	-15.8%	-18.2%	-15.5%	6.0%	-1.8%
全体	平成25年度	30,142	28,835	28,724	29,783	31,508	32,002	28,638	29,421	31,520	28,229	26,635	33,740	
	平成26年度	25,669	26,121	28,519	26,608	26,486	28,385	25,095	25,556	29,222	25,289	27,393	31,245	
	前年同月比	-14.8%	-9.4%	-0.7%	-10.7%	-15.9%	-11.3%	-12.4%	-13.1%	-7.3%	-10.4%	2.8%	-7.4%	

(注) 調査対象社数は、平成26年度時点での数値

公知情報等・その他統計データ

1. 指定信用情報機関への情報登録状況

日本信用情報機構(JICC)への登録状況

		登録人数 (万人)	5件以上の 借入利用者 (万人)		登録件数 (万件)	5件以上の 借入利用者 (万件)		登録残高 合計額 (億円)	5件以上の 借入利用者 (億円)
				全体人数に 対する割合					
平成24年	1月	1,402	51	3.6%	2,487	286	96,903	10,732	
	2月	1,390	49	3.5%	2,451	277	95,117	10,303	
	3月	1,384	47	3.4%	2,426	266	94,025	9,849	
	4月	1,381	45	3.3%	2,404	251	93,141	9,275	
	5月	1,383	43	3.1%	2,389	240	92,229	8,825	
	6月	1,383	42	3.0%	2,381	236	91,476	8,596	
	7月	1,377	41	3.0%	2,361	228	90,708	8,312	
	8月	1,367	39	2.9%	2,333	219	89,702	7,982	
	9月	1,375	39	2.8%	2,341	216	89,774	7,820	
	10月	1,368	36	2.6%	2,312	201	88,627	7,186	
	11月	1,365	35	2.6%	2,298	195	88,120	6,963	
	12月	1,347	34	2.5%	2,260	188	86,783	6,684	
平成25年	1月	1,341	33	2.5%	2,244	183	86,356	6,517	
	2月	1,339	32	2.4%	2,233	178	86,137	6,352	
	3月	1,333	31	2.3%	2,212	171	85,304	6,081	
	4月	1,291	29	2.2%	2,126	158	82,961	5,657	
	5月	1,282	28	2.2%	2,102	152	82,109	5,457	
	6月	1,279	27	2.1%	2,092	149	81,658	5,330	
	7月	1,248	23	1.8%	1,997	124	77,239	4,393	
	8月	1,233	22	1.8%	1,967	120	76,328	4,258	
	9月	1,241	22	1.8%	1,976	119	76,693	4,216	
	10月	1,231	21	1.7%	1,954	115	76,104	4,071	
	11月	1,232	21	1.7%	1,951	113	76,134	4,007	
	12月	1,209	20	1.7%	1,914	109	74,646	3,883	
平成26年	1月	1,196	19	1.6%	1,893	107	74,213	3,785	
	2月	1,197	19	1.6%	1,889	105	74,290	3,723	
	3月	1,194	19	1.6%	1,879	102	74,168	3,639	
	4月	1,197	18	1.5%	1,878	101	74,182	3,579	
	5月	1,192	18	1.5%	1,867	98	73,848	3,499	
	6月	1,199	18	1.5%	1,872	97	75,985	3,480	
	7月	1,185	17	1.4%	1,847	94	75,437	3,386	
	8月	1,181	17	1.4%	1,837	93	75,346	3,330	
	9月	1,188	17	1.4%	1,845	92	75,861	3,317	
	10月	1,182	16	1.4%	1,832	90	75,653	3,252	
	11月	1,186	16	1.3%	1,837	90	75,951	3,237	
	12月	1,179	16	1.4%	1,821	88	75,541	3,161	
平成27年	1月	1,156	16	1.4%	1,783	84	74,793	3,061	
	2月	1,159	15	1.3%	1,787	84	75,127	3,057	
	3月	1,153	15	1.3%	1,771	81	74,491	2,925	

(注1) 各月の数値は、月末時点における「残高あり」の数値。

出典：株式会社日本信用情報機構

(注2) 登録人数は、名寄せベース。

シー・アイ・シー（CIC）への登録状況

		登録人数 (万人)	5件以上の 借入利用者 (万人)		登録件数 (万件)	5件以上の 借入利用者 (万件)		登録残高 合計額 (億円)	5件以上の 借入利用者 (億円)
				全体人数に 対する割合					
平成24年	1月	1,485	41	2.8%	2,403	235	99,046	8,601	
	2月	1,471	39	2.7%	2,369	226	97,329	8,234	
	3月	1,468	38	2.6%	2,353	218	96,405	7,893	
	4月	1,459	36	2.5%	2,320	204	94,978	7,342	
	5月	1,457	34	2.3%	2,301	193	93,820	6,928	
	6月	1,455	33	2.3%	2,288	186	93,256	6,645	
	7月	1,442	31	2.1%	2,254	176	92,074	6,287	
	8月	1,435	30	2.1%	2,235	169	91,423	6,022	
	9月	1,436	29	2.0%	2,225	164	91,061	5,809	
	10月	1,425	27	1.9%	2,193	152	89,873	5,317	
	11月	1,425	26	1.8%	2,185	147	89,528	5,162	
	12月	1,415	25	1.8%	2,162	141	88,820	4,930	
平成25年	1月	1,402	24	1.7%	2,133	135	87,852	4,714	
	2月	1,399	23	1.6%	2,123	131	87,487	4,579	
	3月	1,395	22	1.6%	2,110	126	86,960	4,430	
	4月	1,332	19	1.4%	1,984	106	83,970	3,867	
	5月	1,332	19	1.4%	1,978	103	83,644	3,756	
	6月	1,332	18	1.4%	1,972	101	83,411	3,655	
	7月	1,315	17	1.3%	1,938	95	82,281	3,463	
	8月	1,311	17	1.3%	1,928	93	81,983	3,381	
	9月	1,310	16	1.2%	1,920	90	81,774	3,288	
	10月	1,307	16	1.2%	1,911	88	81,485	3,194	
	11月	1,306	15	1.1%	1,907	86	81,433	3,130	
	12月	1,282	15	1.2%	1,871	82	79,995	3,009	
平成26年	1月	1,206	20	1.7%	1,849	110	79,400	4,040	
	2月	1,203	19	1.6%	1,842	109	79,332	3,977	
	3月	1,201	19	1.6%	1,835	106	79,212	3,911	
	4月	1,203	19	1.6%	1,832	104	79,031	3,817	
	5月	1,204	18	1.5%	1,831	102	78,932	3,759	
	6月	1,205	18	1.5%	1,828	100	78,841	3,688	
	7月	1,194	17	1.4%	1,805	96	78,186	3,549	
	8月	1,192	17	1.4%	1,798	94	78,177	3,509	
	9月	1,193	17	1.4%	1,797	93	78,313	3,457	
	10月	1,196	17	1.4%	1,800	92	78,513	3,426	
	11月	1,194	16	1.3%	1,795	91	78,608	3,373	
	12月	1,187	16	1.3%	1,780	88	78,263	3,272	
平成27年	1月	1,176	15	1.3%	1,759	85	77,894	3,191	
	2月	1,173	15	1.3%	1,755	85	78,022	3,164	
	3月	1,165	15	1.3%	1,738	82	77,475	3,066	

(注1) 各月の数値は、毎月20日時点における「残高あり」の数値。

出典：株式会社シー・アイ・シー

(注2) 平成26年1月に新信用情報データベースが稼働したことから、名寄せが精緻化され、一時的に5件以上の借入利用者の登録人数及び登録件数、登録残高合計額が増加している。

2. 金融機関の貸出残高

預金取扱金融機関・公的金融機関の貸出残高の推移

(単位: 億円)

	預金取扱金融機関の貸出残高				公的金融機関の貸出残高			全体
	住宅貸付	消費者信用	企業・政府等向け	合計	住宅貸付	消費者信用・企業・政府等向け	合計	
平成22年度	1,508,533	107,086	4,448,163	6,063,782	286,413	2,556,779	2,843,192	8,906,974
平成23年度	1,539,055	101,219	4,481,646	6,121,920	273,336	2,459,517	2,732,853	8,857,773
平成24年度	1,573,678	106,674	4,673,626	6,353,978	259,882	2,418,287	2,678,169	9,032,147
平成25年度	1,611,740	114,141	4,890,822	6,616,703	247,441	2,388,072	2,635,513	9,252,546
平成26年度	1,639,590	121,700	5,102,144	6,863,434	238,731	2,332,319	2,571,050	9,434,484

(注) 資金循環統計については、新たに入手した基礎資料や制度変更を反映した遡及改定値を毎年3月に公表しています。 出典: 日本銀行今般、2001年1~3月期以降の四半期計数、ならびに2000年度以降の年度計数の遡及改定を行った。

3. 生命保険協会加盟会社の貸付状況

(単位: 百万円・%)

		保険約款貸付			一般貸付							合計	
		契約約款貸付	保険料振替貸付		企業貸付	国・国際機関・政府関係機関貸付	公共団体・公企業貸付	住宅ローン	消費者ローン	その他		うち非居者貸付	
平成22年3月末 (全46社合計)	金額	3,577,109	3,215,407	361,686	43,314,352	38,504,056	493,390	1,427,070	1,803,287	962,860	123,659	46,891,475	2,438,057
	構成比	7.6%	6.9%	0.8%	92.4%	82.1%	1.1%	3.0%	3.8%	2.1%	0.3%	100.0%	5.2%
平成23年3月末 (全47社合計)	金額	3,453,300	3,112,371	340,912	40,423,861	35,613,853	418,704	1,622,220	1,746,301	910,836	111,915	43,877,168	2,279,029
	構成比	7.9%	7.1%	0.8%	92.1%	81.2%	1.0%	3.7%	4.0%	2.1%	0.3%	100.0%	5.2%
平成24年3月末 (全43社合計)	金額	3,315,156	2,992,263	322,880	38,858,714	34,380,577	325,718	1,712,356	1,570,250	777,372	92,417	42,173,879	2,024,933
	構成比	7.9%	7.1%	0.8%	92.1%	81.5%	0.8%	4.1%	3.7%	1.8%	0.2%	100.0%	4.8%
平成25年3月末 (全43社合計)	金額	3,205,144	2,895,357	309,768	37,039,464	32,489,086	311,210	1,892,394	1,451,595	794,173	100,977	40,244,614	1,989,369
	構成比	8.0%	7.2%	0.8%	92.0%	80.7%	0.8%	4.7%	3.6%	2.0%	0.3%	100.0%	4.9%
平成26年3月末 (全43社合計)	金額	3,134,269	2,833,187	301,072	34,964,966	30,443,458	258,259	1,934,752	1,400,258	808,046	120,162	38,099,244	2,098,536
	構成比	8.2%	7.4%	0.8%	91.8%	79.9%	0.7%	5.1%	3.7%	2.1%	0.3%	100.0%	5.5%

出典: 一般社団法人生命保険協会

4. 信用供与額の状況（総括）

信用供与額総括時系列表

（単位：億円）

取引形態		平成21年	平成22年	平成23年	平成24年		
消費者信用	販売信用	クレジット方式	割賦販売	2,068	1,966	1,984	1,926
			割賦購入あっせん	26,455	27,946	30,482	33,043
			割賦方式計	28,523	29,912	32,466	34,969
		非割賦方式	非割賦販売	50,843	56,773	61,199	65,159
			非割賦購入あっせん	255,525	273,115	284,021	306,735
			非割賦方式計	306,368	329,888	345,220	371,894
	クレジットカードショッピング計		334,891	359,800	377,686	406,863	
	個品	割賦方式	割賦販売	7,146	6,430	6,337	6,152
			割賦購入あっせん	24,060	21,505	21,510	22,339
			ローン提携販売	-	-	-	-
提携ローン			18,560	16,840	17,682	17,923	
割賦方式計			49,766	44,775	45,529	46,414	
非割賦方式		非割賦販売	13,937	12,539	11,362	11,457	
		非割賦購入あっせん	8,158	7,637	7,461	7,443	
		非割賦方式計	22,095	20,176	18,823	18,900	
個品計		71,861	64,951	64,352	65,314		
販売信用計		406,752	424,751	442,038	472,177		
割賦方式計		78,289	74,687	77,995	81,383		
非割賦方式計		328,463	350,064	364,043	390,794		
消費者金融	消費者ローン	クレジットカードキャッシング	47,514	31,071	23,515	23,513	
		その他消費者ローン	13,388	9,717	9,010	9,786	
		小計	60,902	40,788	32,525	33,299	
	民間金融機関		23,406	22,202	25,631	26,837	
	消費者金融会社		41,670	28,723	23,793	27,209	
	消費者ローン計		125,978	91,713	81,949	87,345	
	定期預金担保貸付		51,785	45,319	37,549	35,627	
	動産担保貸付		653	645	635	624	
	消費者金融計		178,416	137,677	120,133	123,596	
	消費者信用合計		585,168	562,428	562,171	595,773	

(注1) 信用供与額は推計値（推計 日本クレジット協会）

出典：一般社団法人日本クレジット協会

(注2) 平成21年以降の消費者信用供与額は遡って修正している。

(注3) 平成25年度は未公表

5. リース取扱高の状況

(1) 企業規模別リース取扱高の推移

(単位: 億円、%)

企業規模分類	平成22年度		平成23年度		平成24年度		平成25年度		平成26年度		前年度比			
	取 扱 高 ス	構 成 比	H23/ H22	H24/ H23	H25/ H24	H26/ H25								
1 大企業(資本金1億円超の法人)	20,301	44.6	19,935	43.3	21,921	45.0	21,366	40.8	19,795	41.0	98.2	110.0	97.5	92.6
上場企業等	9,870	21.7	10,269	22.3	10,852	22.3	9,545	18.2	8,417	17.4	104.0	105.7	88.0	88.2
2 中小企業(資本金1億円以下の法人、個人事業者)	21,388	47.0	22,307	48.5	22,841	46.8	26,448	50.5	23,627	49.0	104.3	102.4	115.8	89.3
3 官公庁・その他	3,864	8.5	3,756	8.2	3,993	8.2	4,575	8.7	4,829	10.0	97.2	106.3	114.6	105.6
合計	45,553	100.0	45,997	100.0	48,754	100.0	52,390	100.0	48,252	100.0	101.0	106.0	107.5	92.1

出典: 公益社団法人リース事業協会

(2) 業種別リース取扱高の推移

(単位: 億円、%)

業種分類	平成22年度		平成23年度		平成24年度		平成25年度		平成26年度		前年度比			
	取 扱 高 ス	構 成 比	H23/ H22	H24/ H23	H25/ H24	H26/ H25								
1 農業・林業・漁業・鉱業	328	0.7	276	0.6	313	0.6	707	1.3	528	1.1	84.0	113.7	225.7	74.8
2 建設業	1,968	4.3	2,003	4.4	2,229	4.6	2,728	5.2	2,600	5.4	101.8	111.3	122.4	95.3
3 製造業	9,218	20.2	9,345	20.3	9,311	19.1	9,664	18.4	8,809	18.3	101.4	99.6	103.8	91.2
食品等製造業	1,413	3.1	1,425	3.1	1,668	3.4	1,679	3.2	1,427	3.0	100.8	117.1	100.7	85.0
繊維・木材・パルプ等製造業	927	2.0	810	1.8	801	1.6	845	1.6	698	1.4	87.4	99.0	105.5	82.6
化学・石油・プラスチック製品等製造業	1,008	2.2	940	2.0	980	2.0	914	1.7	932	1.9	93.2	104.3	93.3	102.1
鉄鋼・非鉄・金属製品等製造業	1,134	2.5	1,122	2.4	1,056	2.2	1,106	2.1	1,080	2.2	98.9	94.2	104.8	97.7
生産用・電気・情報通信・輸送等機械器具製造業	3,396	7.5	3,771	8.2	3,424	7.0	3,534	6.7	3,435	7.1	111.0	90.8	103.2	97.2
その他の製造業	1,340	2.9	1,279	2.8	1,382	2.8	1,585	3.0	1,234	2.6	95.4	108.1	114.6	77.9
4 非製造業	30,692	67.4	30,864	67.1	32,987	67.7	35,272	67.3	31,734	65.8	100.6	106.9	106.9	90.0
電気・ガス・熱供給・水道業	447	1.0	310	0.7	589	1.2	770	1.5	583	1.2	69.5	189.9	130.7	75.8
情報通信業	2,361	5.2	2,823	6.1	2,578	5.3	2,279	4.4	2,528	5.2	119.6	91.3	88.4	110.9
運輸業・郵便業	2,789	6.1	2,743	6.0	3,032	6.2	3,152	6.0	2,783	5.8	98.4	110.5	103.9	88.3
卸売業・小売業	7,906	17.4	8,420	18.3	8,877	18.2	10,199	19.5	9,169	19.0	106.5	105.4	114.9	89.9
金融業・保険業	1,519	3.3	1,118	2.4	1,341	2.7	1,361	2.6	1,173	2.4	73.6	119.9	101.5	86.2
不動産業・物品賃貸業	2,811	6.2	2,554	5.6	3,532	7.2	3,308	6.3	3,586	7.4	90.9	138.3	93.7	108.4
宿泊業・飲食サービス業	985	2.2	1,031	2.2	1,079	2.2	1,123	2.1	967	2.0	104.7	104.7	104.1	86.2
医療・福祉	3,142	6.9	3,389	7.4	3,477	7.1	4,001	7.6	3,248	6.7	107.9	102.6	115.1	81.2
その他サービス	8,732	19.2	8,476	18.4	8,483	17.4	9,078	17.3	7,691	15.9	97.1	100.1	107.0	84.7
5 公務・その他	3,347	7.3	3,509	7.6	3,914	8.0	4,019	7.7	4,579	9.5	104.9	111.5	102.7	114.0
合計	45,553	100.0	45,997	100.0	48,754	100.0	52,390	100.0	48,252	100.0	101.0	106.0	107.5	92.1

出典: 公益社団法人リース事業協会

6. 多重債務に関する相談の状況

(1)国民生活センター（PIO-NET）に寄せられた多重債務に関する相談件数 (単位：件)

平成22年	平成23年	平成24年	平成25年	平成26年
72,404	45,566	38,623	32,166	28,184

出典：独立行政法人国民生活センター

(2)国民生活センター（PIO-NET）に寄せられたクレジットカードの現金化に関する相談件数 (単位：件)

平成22年	平成23年	平成24年	平成25年	平成26年
747	616	440	369	224

出典：独立行政法人国民生活センター

(3)日本司法支援センター（法テラス）における法律相談援助件数の推移 【民事法律扶助】代理援助事件の事件別内訳 (単位：件)

	家事事件	多重債務事件	その他事件	合計	多重債務事件が占める割合
平成22年度	20,431	74,283	15,503	110,217	67.4%
平成23年度	24,664	60,094	18,993	103,751	57.9%
平成24年度	28,768	55,366	20,885	105,019	52.7%
平成25年度	31,975	50,827	21,687	104,489	48.6%
平成26年度	32,795	48,681	21,761	103,237	47.2%

出典：日本司法支援センター

7. 多重債務に関するカウンセリングの実施状況

(1)内容別のカウンセリング実施状況

	電話相談件数	カウンセリング（面接相談）									
		他機関案内		電話回答・助言		カウンセリング受付		新規カウンセリング件数	紹介	弁護士会等紹介	その他
		件数（件）	割合	件数（件）	割合	件数（件）	割合				
平成24年度	4,137	1,302	31.5%	2,835	68.5%	1,245	30.1%	1,072	548	269	255
平成25年度	3,841	1,255	32.7%	2,586	67.3%	1,095	28.5%	974	446	229	299
平成26年度	4,381	1,694	38.7%	1,553	35.4%	1,134	25.9%	939	414	254	271

(注1) 「割合」は、電話相談件数に対する数値

出典：公益財団法人日本クレジットカウンセリング協会

(注2) 協会では、電話相談に応じた時点で明らかに自己破産・個人再生相当と認められる案件については、速やかにその解決を図るため、弁護士会等に相談するよう勧めている。このため、実際に協会のカウンセリングに至った案件は、任意整理の可能性の高いものに偏っている。

(注3) 平成24年度分について、前回の資料とりまとめ時点以降に判明した事実に応じ、データに修正を加えている。

(注4) 他機関案内には、相談内容に応じて最寄りの弁護士会や法テラス、消費生活センターなどを案内したものの他、他機関の電話番号等の案内などの件数も含んでいる。

(注5) カウンセリング受付件数と新規カウンセリング件数の差は、申し込みのキャンセルや受付年度と実施年度のタイムラグによって生じている。

(2)地域別のカウンセリングの受付とその処理結果(平成27年3月末日現在)

		平成24年度		平成25年度		平成26年度		
		件数(件)	割合	件数(件)	割合	件数(件)	割合	
東京	電話相談件数	1,714	-	1,549	-	1,785	-	
	面談相談	新規カウンセリング件数	399	100.0%	371	100.0%	376	100.0%
		介入	156	39.1%	138	37.2%	166	44.1%
		弁護士会等紹介	162	40.6%	140	37.7%	126	33.5%
		助言で完結等	81	20.3%	93	25.1%	84	22.3%
福岡	電話相談件数	413	-	411	-	512	-	
	面談相談	新規カウンセリング件数	109	100.0%	102	100.0%	103	100.0%
		介入	56	51.4%	53	52.0%	39	37.9%
		弁護士会等紹介	19	17.4%	5	4.9%	19	18.4%
		助言で完結等	34	31.2%	44	43.1%	45	43.7%
名古屋	電話相談件数	447	-	406	-	554	-	
	面談相談	新規カウンセリング件数	94	100.0%	86	100.0%	78	100.0%
		介入	71	75.5%	44	51.2%	47	60.3%
		弁護士会等紹介	4	4.3%	8	9.3%	9	11.5%
		助言で完結等	19	20.2%	34	39.5%	22	28.2%
仙台	電話相談件数	429	-	331	-	307	-	
	面談相談	新規カウンセリング件数	153	100.0%	112	100.0%	94	100.0%
		介入	77	50.3%	68	60.7%	39	41.5%
		弁護士会等紹介	39	25.5%	19	17.0%	24	25.5%
		助言で完結等	37	24.2%	25	22.3%	31	33.0%
広島	電話相談件数	294	-	317	-	281	-	
	面談相談	新規カウンセリング件数	69	100.0%	70	100.0%	54	100.0%
		介入	46	66.7%	31	44.3%	25	46.3%
		弁護士会等紹介	6	8.7%	8	11.4%	9	16.7%
		助言で完結等	17	24.6%	31	44.3%	20	37.0%
新潟	電話相談件数	235	-	239	-	229	-	
	面談相談	新規カウンセリング件数	122	100.0%	107	100.0%	93	100.0%
		介入	70	57.4%	56	52.3%	40	43.0%
		弁護士会等紹介	22	18.0%	30	28.0%	31	33.3%
		助言で完結等	30	24.6%	21	19.6%	22	23.7%
静岡	電話相談件数	356	-	295	-	311	-	
	面談相談	新規カウンセリング件数	65	100.0%	59	100.0%	66	100.0%
		介入	42	64.6%	29	49.2%	30	45.5%
		弁護士会等紹介	4	6.2%	5	8.5%	9	13.6%
		助言で完結等	19	29.2%	25	42.4%	27	40.9%
熊本	電話相談件数	36	-	64	-	87	-	
	面談相談	新規カウンセリング件数	11	100.0%	12	100.0%	16	100.0%
		介入	6	54.5%	5	41.7%	1	6.3%
		弁護士会等紹介	0	0.0%	1	8.3%	8	50.0%
		助言で完結等	5	45.5%	6	50.0%	7	43.8%
福島・他	電話相談件数	213	-	229	-	315	-	
	面談相談	新規カウンセリング件数	50	100.0%	55	100.0%	59	100.0%
		介入	24	48.0%	22	40.0%	27	45.8%
		弁護士会等紹介	13	26.0%	13	23.6%	19	32.2%
		助言で完結等	13	26.0%	20	36.4%	13	22.0%
全体	電話相談件数	4,137	-	3,841	-	4,381	-	
	面談相談	新規カウンセリング件数	1,072	100.0%	974	100.0%	939	100.0%
		介入	548	51.1%	446	45.8%	414	44.1%
		弁護士会等紹介	269	25.1%	229	23.5%	254	27.1%
		助言で完結等	255	23.8%	299	30.7%	271	28.9%

(注1) 「福島・他」には、福島(平成24年度)及び高松(平成24年9月～)、金沢(平成24年10月～)、沖縄(平成25年1月～)、横浜(平成27年1月～)を含む

出典:公益財団法人日本クレジットカウンセリング協会

(注2) カウンセリング受付件数と新規カウンセリング件数の差は、申込のキャンセルや受付年度と実施年度のタイムラグによって生じている。

(3)性別の内訳

	平成 22 年度		平成 23 年度		平成 24 年度		平成 25 年度	
	件数 (件)	割合						
男性	812	52.8%	569	55.9%	600	56.0%	584	60.0%
女性	727	47.2%	448	44.1%	472	44.0%	390	40.0%
合計	1,539	100.0%	1,017	100.0%	1,072	100.0%	974	100.0%

(注) 平成 26 年度は未公表

出典：公益財団法人日本クレジットカウンセリング協会

(4)年齢層別の内訳

	平成 22 年度		平成 23 年度		平成 24 年度		平成 25 年度	
	件数 (件)	割合						
20 歳代	193	12.5%	159	15.6%	152	14.2%	168	17.2%
30 歳代	361	23.5%	298	29.3%	273	25.5%	257	26.4%
40 歳代	397	25.8%	225	22.1%	243	22.7%	238	24.4%
50 歳代	285	18.5%	179	17.6%	184	17.2%	133	13.7%
60 歳以上	303	19.7%	156	15.4%	220	20.5%	178	18.3%
合計	1,539	100.0%	1,017	100.0%	1,072	100.0%	974	100.0%
(参考) 40 歳以上	985	64.0%	560	55.1%	647	60.4%	549	56.4%

(注1) 平成 23 年度の男性 20 歳代には、20 歳未満の 1 名が含まれる。

出典：公益財団法人日本クレジットカウンセリング協会

(注2) 平成 26 年度は未公表

(5)相談者 1 人当たりの債務件数、債務額（年齢層別）

	平成 22 年度		平成 23 年度		平成 24 年度		平成 25 年度	
	一人あたりの 債務件数 (件)	一人あたりの 平均債務額 (万円)	一人あたりの 債務件数 (件)	一人あたりの 平均債務額 (万円)	一人あたりの 債務件数 (件)	一人あたりの 平均債務額 (万円)	一人あたりの 債務件数 (件)	一人あたりの 平均債務額 (万円)
20 歳代	5.2	207	5.6	223	5.0	251	4.9	227
30 歳代	6.0	392	5.8	344	5.4	360	5.2	432
40 歳代	7.1	638	6.8	757	5.9	692	5.7	682
50 歳代	6.7	726	6.5	814	6.3	731	6.2	814
60 歳以上	5.7	418	5.1	426	5.0	419	4.5	412
全体	6.2	499	6.0	512	5.5	496	5.3	506

(注1) 平成 23 年度の 20 歳代には、20 歳未満の 1 名の債務件数・債務額が含まれる。

出典：公益財団法人日本クレジットカウンセリング協会

(注2) 平成 26 年度は未公表

(6)借入の目的(相談者の申告による)

		平成 22 年度		平成 23 年度		平成 24 年度		平成 25 年度	
		件数(件)	構成比	件数(件)	構成比	件数(件)	構成比	件数(件)	構成比
男性	生活費補填	472	58.1%	326	57.3%	357	59.5%	339	58.0%
	失業・転職・収入減	411	50.6%	269	47.3%	279	46.5%	273	46.7%
	遊興・飲食・交際	257	31.7%	162	28.5%	164	27.3%	181	31.0%
	贅沢品・収入以上の買物	87	10.7%	63	11.1%	57	9.5%	67	11.5%
	医療・冠婚葬祭	110	13.5%	59	10.4%	82	13.7%	75	12.8%
	ギャンブル	170	20.9%	116	20.4%	103	17.2%	118	20.2%
	自動車・オートバイ	110	13.5%	82	14.4%	73	12.2%	77	13.2%
	教育・資格取得	90	11.1%	51	9.0%	45	7.5%	50	8.6%
	保証人・名義貸し・肩代わり	83	10.2%	38	6.7%	45	7.5%	36	6.2%
	引越し	56	6.9%	26	4.6%	42	7.0%	26	4.5%
	回答総数	2,056	-	1,387	-	1,412	-	1,424	-
	相談者総数	812	-	569	-	600	-	584	-
	女性	生活費補填	469	64.5%	307	68.5%	294	62.3%	240
失業・転職・収入減		382	52.5%	223	49.8%	249	52.8%	199	51.0%
遊興・飲食・交際		110	15.1%	72	16.1%	82	17.4%	64	16.4%
贅沢品・収入以上の買物		128	17.6%	122	27.2%	124	26.3%	97	24.9%
医療・冠婚葬祭		156	21.5%	56	12.5%	83	17.6%	62	15.9%
ギャンブル		37	5.1%	11	2.5%	11	2.3%	10	2.6%
自動車・オートバイ		47	6.5%	28	6.3%	34	7.2%	35	9.0%
教育・資格取得		156	21.5%	65	14.5%	81	17.2%	55	14.1%
保証人・名義貸し・肩代わり		95	13.1%	44	9.8%	39	8.3%	43	11.0%
引越し		59	8.1%	44	9.8%	29	6.1%	26	6.7%
回答総数		1,835	-	1,094	-	1,144	-	946	-
相談者総数		727	-	448	-	472	-	390	-
全体		生活費補填	941	61.1%	633	62.2%	651	60.7%	579
	失業・転職・収入減	793	51.5%	492	48.4%	528	49.3%	472	48.5%
	遊興・飲食・交際	367	23.8%	234	23.0%	246	22.9%	245	25.2%
	贅沢品・収入以上の買物	215	14.0%	185	18.2%	181	16.9%	164	16.8%
	医療・冠婚葬祭	266	17.3%	115	11.3%	165	15.4%	137	14.1%
	ギャンブル	207	13.5%	127	12.5%	114	10.6%	128	13.1%
	自動車・オートバイ	157	10.2%	110	10.8%	107	10.0%	112	11.5%
	教育・資格取得	246	16.0%	116	11.4%	126	11.8%	105	10.8%
	保証人・名義貸し・肩代わり	178	11.6%	82	8.1%	84	7.8%	79	8.1%
	引越し	115	7.5%	70	6.9%	71	6.6%	52	5.3%
	回答総数	3,891	-	2,481	-	2,556	-	2,370	-
	相談者総数	1,539	-	1,017	-	1,072	-	974	-

(注1) カウンセリングを受けた相談者が、クレジットやローンの目的として申告した事由(複数回答により、係わりが深いと回答した上位3つを集計)のうち、上位10位の事由について示した。借入金の返済のための借入は集計から除外している。

出典:公益財団法人日本クレジットカウンセリング協会

(注2)「構成比」は、相談者総数に対する数値。

(注3)平成26年度は未公表

8. 自己破産の状況

自己破産申請件数の推移

(単位：件)

	自然人の自己破産 申請件数	法人・その他の自己破産 申請件数	合計
平成20年度	129,508	10,627	140,135
平成21年度	126,265	10,990	137,255
平成22年度	120,930	9,840	130,770
平成23年度	100,510	9,398	109,908
平成24年度	82,668	9,343	92,011
平成25年度	72,287	8,849	81,136

出典：最高裁判所

9. 自殺者の動向

(1)男女別の自殺者数の推移

	平成20年		平成21年		平成22年		平成23年		平成24年		平成25年		平成26年	
	人数 (人)	割合												
男性	22,831	70.8%	23,472	71.5%	22,283	70.3%	20,955	68.4%	19,273	69.2%	18,787	68.9%	17,386	68.4%
女性	9,418	29.2%	9,373	28.5%	9,407	29.7%	9,696	31.6%	8,585	30.8%	8,496	31.1%	8,041	31.6%
合計	32,249	100.0%	32,845	100.0%	31,690	100.0%	30,651	100.0%	27,858	100.0%	27,283	100.0%	25,427	100.0%

出典：内閣府 警察庁

(2)年齢別自殺者数の推移

	平成20年		平成21年		平成22年		平成23年		平成24年		平成25年		平成26年	
	人数 (人)	割合	人数 (人)	割合	人数 (人)	割合	人数 (人)	割合	人数 (人)	割合	人数 (人)	割合	人数 (人)	割合
～19歳	611	1.9%	565	1.7%	552	1.7%	622	2.0%	587	2.1%	547	2.0%	483	1.9%
20～29歳	3,438	10.7%	3,470	10.6%	3,240	10.2%	3,304	10.8%	3,000	10.8%	2,801	10.3%	2,679	10.5%
30～39歳	4,850	15.0%	4,794	14.6%	4,596	14.5%	4,455	14.5%	3,781	13.6%	3,705	13.6%	3,513	13.8%
40～49歳	4,970	15.4%	5,261	16.0%	5,165	16.3%	5,053	16.5%	4,616	16.6%	4,589	16.8%	4,471	17.5%
50～59歳	6,363	19.7%	6,491	19.8%	5,959	18.8%	5,375	17.5%	4,668	16.8%	4,484	16.4%	4,436	17.4%
60歳以上	11,793	36.6%	12,034	36.6%	11,982	37.8%	11,661	38.0%	11,048	39.7%	11,034	40.4%	9,949	39.0%
不詳	224	0.7%	230	0.7%	196	0.6%	181	0.6%	158	0.6%	123	0.5%	2	0.0%
合計	32,249	100.0%	32,845	100.0%	31,690	100%	30,651	100.0%	27,858	100.0%	27,283	100.0%	25,533	100.0%

出典：内閣府 警察庁

(3)原因・動機別の自殺者数

	平成20年		平成21年		平成22年		平成23年		平成24年		平成25年		平成26年	
	人数(人)	割合												
遺書有り	23,490	72.8%	24,434	74.4%	23,572	74.4%	22,581	73.7%	20,615	74.0%	20,256	74.2%	19,025	74.8%
家庭問題	3,912	12.1%	4,117	12.5%	4,497	14.2%	4,547	14.8%	4,089	14.7%	3,930	14.4%	3,644	14.3%
健康問題	15,153	47.0%	15,867	48.3%	15,802	49.9%	14,621	47.7%	13,629	48.9%	13,680	50.1%	12,920	50.8%
経済生活問題	7,404	23.0%	8,377	25.5%	7,438	23.5%	6,406	20.9%	5,219	18.7%	4,636	17.0%	4,144	16.3%
勤務問題	2,412	7.5%	2,528	7.7%	2,590	8.2%	2,689	8.8%	2,472	8.9%	2,323	8.5%	2,227	8.8%
男女問題	1,115	3.5%	1,121	3.4%	1,103	3.5%	1,138	3.7%	1,035	3.7%	912	3.3%	875	3.4%
学校問題	387	1.2%	364	1.1%	371	1.2%	429	1.4%	417	1.5%	375	1.4%	372	1.5%
その他	1,538	4.8%	1,613	4.9%	1,533	4.8%	1,621	5.3%	1,535	5.5%	1,462	5.4%	1,351	5.3%
不詳	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
遺書無し	8,759	27.2%	8,411	25.6%	8,118	25.6%	8,070	26.3%	7,243	26.0%	7,027	25.8%	6,402	25.2%
自殺者総数	32,249	100.0%	32,845	100.0%	31,690	100.0%	30,651	100.0%	27,858	100.0%	27,283	100.0%	25,427	100.0%

(注)遺書等の自殺を裏付ける資料により明らかにできる原因・動機を自殺者一人につき3つまで計上可能 出典:内閣府 警察庁
 としているため、原因・動機特定者の原因・動機別の和と原因・動機特定者数とは一致しない。

10. 被保護世帯数及び被保護実人員の状況

生活保護受給者数の推移(各年度末)

	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度
被保護世帯数(千世帯)	1,149	1,274	1,409	1,528	1,578	1,601	1,622
被保護実人員(千人)	1,593	1,764	1,952	2,108	2,161	2,170	2,174

(注)平成25年度までは確定数 出典:厚生労働省

11. 正規・非正規の職員・従業員の雇用状況

(1)正規・非正規の職員・従業員の雇用者数の推移 — 全体

	平成20年*		平成21年*		平成22年*		平成23年		平成24年		平成25年		平成26年	
	人数(万人)	割合												
正規の職員・従業員	3,410	65.9%	3,395	66.3%	3,374	65.7%	3,352	64.9%	3,340	64.8%	3,294	63.3%	3,278	62.6%
非正規の職員・従業員	1,765	34.1%	1,727	33.7%	1,763	34.3%	1,811	35.1%	1,813	35.2%	1,906	36.6%	1,962	37.4%
全体	5,175	100.0%	5,124	100.0%	5,138	100.0%	5,163	100.0%	5,154	100.0%	5,201	100.0%	5,240	100.0%

出典:総務省統計局

(2) 正規・非正規の職員・従業員の雇用者数の推移 — 男女別

		平成20年*		平成21年*		平成22年*		平成23年		平成24年		平成25年		平成26年	
		人数 (万人)	割合												
正規の 職員・従業員	男子	2,367	69.4%	2,345	69.1%	2,324	68.9%	2,313	69.0%	2,300	68.9%	2,267	68.8%	2,259	68.9%
	女子	1,043	30.6%	1,050	30.9%	1,051	31.1%	1,039	31.0%	1,041	31.2%	1,027	31.2%	1,019	31.1%
	合計	3,410	100.0%	3,395	100.0%	3,374	100.0%	3,352	100.0%	3,340	100.0%	3,294	100.0%	3,278	100.0%
非正規の 職員・従業員	男子	560	31.7%	527	30.5%	540	30.6%	571	31.5%	566	31.2%	610	32.0%	630	32.1%
	女子	1,205	68.3%	1,200	69.5%	1,223	69.4%	1,241	68.5%	1,247	68.8%	1,296	68.0%	1,332	67.9%
	合計	1,765	100.0%	1,727	100.0%	1,763	100.0%	1,811	100.0%	1,813	100.0%	1,906	100.0%	1,962	100.0%
全体	男子	2,928	56.6%	2,874	56.1%	2,865	55.8%	2,885	55.9%	2,865	55.6%	2,878	55.3%	2,889	55.1%
	女子	2,248	43.4%	2,250	43.9%	2,273	44.2%	2,279	44.1%	2,288	44.4%	2,323	44.7%	2,351	44.9%
	合計	5,175	100.0%	5,124	100.0%	5,138	100.0%	5,163	100.0%	5,154	100.0%	5,201	100.0%	5,240	100.0%

出典：総務省統計局

(3) 正規・非正規の職員・従業員の雇用者数の推移 — 年齢別

		平成20年*		平成21年*		平成22年*		平成23年		平成24年		平成25年		平成26年	
		人数 (万人)	割合												
正規の職員・従業員	15～24歳	284	8.3%	275	8.1%	259	7.7%	247	7.4%	243	7.3%	240	7.3%	244	7.4%
	25～34歳	917	26.9%	885	26.1%	864	25.6%	845	25.2%	825	24.7%	797	24.2%	779	23.8%
	35～44歳	905	26.5%	930	27.4%	942	27.9%	961	28.7%	968	29.0%	954	29.0%	943	28.8%
	45～54歳	734	21.5%	736	21.7%	746	22.1%	747	22.3%	750	22.5%	765	23.2%	774	23.6%
	55～64歳	500	14.7%	493	14.5%	492	14.6%	479	14.3%	473	14.2%	456	13.8%	450	13.7%
	65歳以上	70	2.1%	77	2.3%	74	2.2%	74	2.2%	81	2.4%	81	2.5%	86	2.6%
	合計	3,410	100.0%	3,395	100.0%	3,374	100.0%	3,352	100.0%	3,340	100.0%	3,294	100.0%	3,278	100.0%
非正規の職員・従業員	15～24歳	247	14.0%	225	13.0%	223	12.6%	223	12.3%	218	12.0%	232	12.2%	231	11.8%
	25～34歳	316	17.9%	306	17.7%	302	17.1%	304	16.8%	297	16.4%	301	15.8%	303	15.4%
	35～44歳	350	19.8%	344	19.9%	355	20.1%	372	20.5%	369	20.4%	389	20.4%	397	20.2%
	45～54歳	322	18.2%	324	18.8%	330	18.7%	333	18.4%	344	19.0%	363	19.0%	376	19.2%
	55～64歳	377	21.4%	370	21.4%	391	22.2%	414	22.9%	406	22.4%	417	21.9%	421	21.5%
	65歳以上	154	8.7%	158	9.1%	163	9.2%	168	9.3%	179	9.9%	203	10.7%	234	11.9%
	合計	1,765	100.0%	1,727	100.0%	1,763	100.0%	1,811	100.0%	1,813	100.0%	1,906	100.0%	1,962	100.0%
全体	15～24歳	531	10.3%	499	9.7%	481	9.4%	469	9.1%	461	8.9%	472	9.1%	475	9.1%
	25～34歳	1,233	23.8%	1,192	23.3%	1,166	22.7%	1,148	22.2%	1,122	21.8%	1,099	21.1%	1,082	20.6%
	35～44歳	1,255	24.3%	1,274	24.9%	1,298	25.3%	1,333	25.8%	1,337	25.9%	1,343	25.8%	1,341	25.6%
	45～54歳	1,056	20.4%	1,060	20.7%	1,075	20.9%	1,079	20.9%	1,094	21.2%	1,129	21.7%	1,150	21.9%
	55～64歳	876	16.9%	862	16.8%	881	17.1%	890	17.2%	879	17.1%	873	16.8%	872	16.6%
	65歳以上	224	4.3%	235	4.6%	237	4.6%	242	4.7%	259	5.0%	285	5.5%	320	6.1%
	合計	5,175	100.0%	5,124	100.0%	5,138	100.0%	5,163	100.0%	5,154	100.0%	5,201	100.0%	5,240	100.0%

(注1) 「非正規の職員・従業員」について平成20年以前の数値は「パート・アルバイト」「労働者派遣事業所の派遣社員」「契約社員・嘱託」及び「その他」の合計21年以降は新たにこの項目を設けて集計した数値を掲載している。なお平成21年及び22年分の結果については平成23年5月17日に置き換えたため過去に公表した数値と一部異なる。またこれに伴い平成21年及び22年の「正規の職員・従業員」と「非正規の職員・従業員」の割合についても、再計算した結果に置き換えている。 出典：総務省統計局

(注2) 2012年平均から算出の基礎となる人口を2010年国勢調査の確定人口に基づく推計人口（新基準）に切り替えた。ここでは、この切替えに伴う変動（全国の15歳以上人口で約69万人の増加）を考慮し2005年平均から2010年平均までの数値（「年次」欄に「*」を付してある数値）について2012年平均以降の結果と接続させるため時系列接続用数値（2010年国勢調査の確定人口による補正を行ったもの）に置き換えて掲載した（比率は除く。）。このため当該期間の数値は各年の報告書の数値及び統計表やe-Stat上のデータベースの数値とは異なる。

【参考】 <http://www.stat.go.jp/data/roudou/120220/index.htm>
また1982年から2007年まで5年ごとに基準人口を切り替えておりそれぞれ切替えに伴う変動がある。

【参考】 <http://www.stat.go.jp/data/roudou/pdf/10.pdf>

(注3) 地方公共団体の職員による不正事務の発生に伴い平成22年12月～23年2月を含む結果（平成22年平均）の差し替えを行った。

12. 規模別企業倒産状況

(1) 中小企業・小規模企業の倒産件数

(単位:件)

		平成26年 4月	平成26年 5月	平成26年 6月	平成26年 7月	平成26年 8月	平成26年 9月	平成26年 10月	平成26年 11月	平成26年 12月	平成27年 1月	平成27年 2月	平成27年 3月	合計
小規模企業	件数	759	639	771	761	599	693	705	589	569	621	533	729	7,968
	構成比	88.5%	87.2%	91.0%	90.2%	87.7%	88.3%	88.8%	87.8%	87.9%	87.7%	85.0%	86.1%	88.1%
中小企業	件数	858	732	846	843	682	785	794	669	646	707	626	845	9,033
	構成比	100.0%	99.9%	99.9%	99.9%	99.9%	100.0%	100.0%	99.7%	99.8%	99.9%	99.8%	99.8%	99.9%
全倒産 件数	件数	858	733	847	844	683	785	794	671	647	708	627	847	9,044

(注1) 中小企業の定義

業種	従業員数	資本金
製造業・その他	300人以下 または	3億円以下
卸売業	100人以下 または	1億円以下
小売業	50人以下 または	5,000万円以下
サービス業	100人以下 または	5,000万円以下

(注2) 小規模企業の定義

業種	従業員数
製造業・その他	20人以下
商業・サービス業	5人以下

出典: 株式会社帝国データバンク

(2) 負債件数額の倒産件数と構成比

(単位:件%)

		平成26年 4月	平成26年 5月	平成26年 6月	平成26年 7月	平成26年 8月	平成26年 9月	平成26年 10月	平成26年 11月	平成26年 12月	平成27年 1月	平成27年 2月	平成27年 3月	合計
5,000万円未満	件数	470	367	476	475	367	453	433	376	366	415	340	443	4,981
	構成比	54.8%	50.1%	56.2%	56.3%	53.7%	57.7%	54.5%	56.0%	56.6%	58.6%	54.2%	52.3%	55.1%
5,000万円以上 1億円未満	件数	122	113	137	137	116	106	135	113	86	123	97	158	1,443
	構成比	14.2%	15.4%	16.2%	16.2%	17.0%	13.5%	17.0%	16.8%	13.3%	17.4%	15.5%	18.7%	16.0%
1億円以上 5億円未満	件数	195	191	177	193	155	164	176	138	146	136	130	173	1,974
	構成比	22.7%	26.1%	20.9%	22.9%	22.7%	20.9%	22.2%	20.6%	22.6%	19.2%	20.7%	20.4%	21.8%
5億円以上 10億円未満	件数	42	32	22	23	25	39	24	24	19	21	29	30	330
	構成比	4.9%	4.4%	2.6%	2.7%	3.7%	5.0%	3.0%	3.6%	2.9%	3.0%	4.6%	3.5%	3.6%
10億円以上 50億円未満	件数	28	26	28	15	16	22	23	19	26	11	27	36	277
	構成比	3.3%	3.5%	3.3%	1.8%	2.3%	2.8%	2.9%	2.8%	4.0%	1.6%	4.3%	4.3%	3.1%
50億円以上 100億円未満	件数	1	3	5	0	3	1	3	1	3	1	2	3	26
	構成比	0.1%	0.4%	0.6%	0.0%	0.4%	0.1%	0.4%	0.1%	0.5%	0.1%	0.3%	0.4%	0.3%
100億円以上	件数	0	1	2	1	1	0	0	0	1	1	2	4	13
	構成比	0.0%	0.1%	0.2%	0.1%	0.1%	0.0%	0.0%	0.0%	0.2%	0.1%	0.3%	0.5%	0.1%
合計	件数	858	733	847	844	683	785	794	671	647	708	627	847	9,044
	構成比	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%

出典: 株式会社帝国データバンク

(3) 資本金別の倒産件数と構成比

(単位:件%)

		平成26年 4月	平成26年 5月	平成26年 6月	平成26年 7月	平成26年 8月	平成26年 9月	平成26年 10月	平成26年 11月	平成26年 12月	平成27年 1月	平成27年 2月	平成27年 3月	合計
個人経営	件数	124	73	133	116	92	133	117	98	102	106	104	134	1,332
	構成比	14.5%	10.0%	15.7%	13.7%	13.5%	16.9%	14.7%	14.6%	15.8%	15.0%	16.6%	15.8%	14.7%
100万円未満	件数	22	28	30	30	17	24	24	24	16	26	24	23	288
	構成比	2.6%	3.8%	3.5%	3.6%	2.5%	3.1%	3.0%	3.6%	2.5%	3.7%	3.8%	2.7%	3.2%
100万円以上 1,000万円未満	件数	357	296	330	358	290	296	309	258	260	291	242	334	3,621
	構成比	41.6%	40.4%	39.0%	42.4%	42.5%	37.7%	38.9%	38.5%	40.2%	41.1%	38.6%	39.4%	40.0%
1,000万円以上 5,000万円未満	件数	312	290	309	307	254	293	311	258	241	260	228	307	3,370
	構成比	36.4%	39.6%	36.5%	36.4%	37.2%	37.3%	39.2%	38.5%	37.2%	36.7%	36.4%	36.2%	37.3%
5,000万円以上 1億円未満	件数	33	28	31	26	23	27	26	16	17	20	21	37	305
	構成比	3.8%	3.8%	3.7%	3.1%	3.4%	3.4%	3.3%	2.4%	2.6%	2.8%	3.3%	4.4%	3.4%
1億円以上	件数	10	18	14	7	7	12	7	17	11	5	8	12	128
	構成比	1.2%	2.5%	1.7%	0.8%	1.0%	1.5%	0.9%	2.5%	1.7%	0.7%	1.3%	1.4%	1.4%
合計	件数	858	733	847	844	683	785	794	671	647	708	627	847	9,044
	構成比	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%

出典: 株式会社帝国データバンク

付録

貸金業が担う資金供給機能等の 現状と動向に関する調査結果報告

日本貸金業協会は、改正貸金業法の完全施行から4年が経過し、資金需要者等に対して貸金業が担う社会的役割及び健全な資金供給機能が的確に発揮されているのか等、当協会がこれまで継続して検証してきた業界動向等の実態把握を目的として、「資金需要者」と「貸金業者」を対象にしたアンケート調査を実施しました。

本アンケート調査結果及びその他の統計データ等から得られた情報を基に、貸金業が担う資金供給機能の現状と動向等を、次のとおり、取りまとめました。

調査概要

1. 資金需要者向け調査

- (1)調査方法：インターネット調査法
- (2)調査対象：調査会社が保有する全国20歳以上のインターネットモニター会員（学生以外）
- (3)調査期間：平成26年11月26日から12月5日
- (4)調査設計：

<個人向け調査>

【プレ調査】

回収目標サンプル数：100,000名

【本調査（個人の借入利用者）】

回収目標サンプル数：3,000名 [借入経験のある専業主婦（主夫）を含まない]

<借入残高あり> 消費者金融会社やクレジットカード会社・信販会社、事業者金融会社から、現時点において借入残高がある個人1,500名

<借入残高なし> 消費者金融会社やクレジットカード会社・信販会社、事業者金融会社から、2010年以前に借入残高があり、かつ現時点において借入残高がない個人1,500名

【本調査（借入経験のある専業主婦（主夫））】

回収目標サンプル数：600名

消費者金融会社やクレジットカード会社・信販会社、事業者金融会社から借入経験があり、パート収入含む一切の収入がない専業主婦（主夫）

<事業者向け調査>

【プレ調査】

回収目標サンプル数：40,000名

【本調査（借入経験のある事業者）】

回収目標サンプル数：1,000名

貸金業者から事業性資金（運転資金・設備資金等）の借入れをしたことがある個人事業主の借入利用者と、本人が経営する会社または所属する会社に貸金業者から事業性資金の借入れをしたことがある小規模企業経営者の借入利用者

(5)回答者数：

<個人向け調査>

<p>【プレ調査】 回収サンプル数：99,821名</p>
<p>【本調査（個人の借入利用者）】 回収サンプル数：3,111名 [借入経験のある専業主婦（主夫）を含まない] <借入残高あり> 1,550名 <借入残高なし> 1,561名</p>
<p>【本調査（借入経験のある専業主婦（主夫））】 回収サンプル数：633名</p>

<事業者向け調査>

<p>【プレ調査】 回収サンプル数：49,944名</p>
<p>【本調査（借入経験のある事業者）】 回収サンプル数：1,041名（個人事業主：866名 小規模企業経営者：175名）</p>

2. 貸金業者向け調査

- (1)調査方法：郵送調査法および電子メールによる調査
- (2)調査対象：日本貸金業協会の協会員と、日本貸金業協会と金融ADR手続実施基本契約を締結している貸金業者
- (3)調査期間：平成26年11月29日から平成27年1月9日
- (4)調査票発送数：貸金業者 2,047業者（協会員：1,236業者 / 金融ADR手続実施基本契約締結貸金業者：811業者）
- (5)回答者数：貸金業者 1,042業者（協会員：789業者 / 金融ADR手続実施基本契約締結貸金業者：253業者）

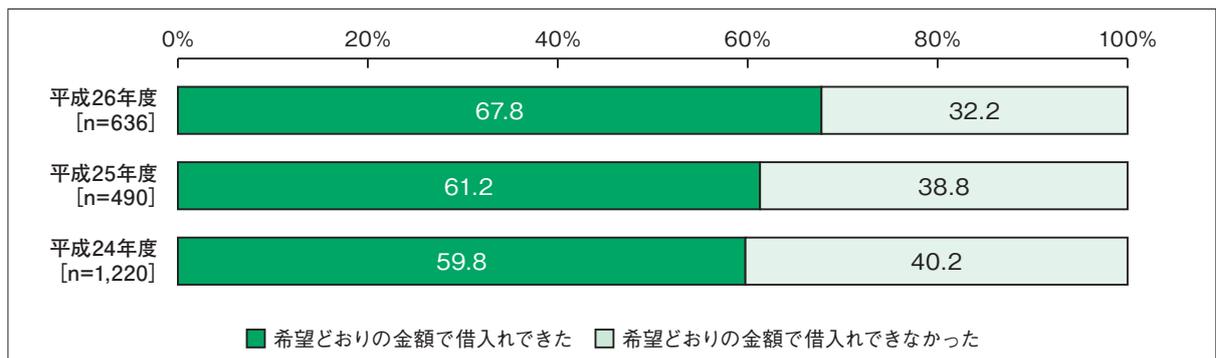
調査結果

1. 資金需要者の現状

1-1 個人の借入利用者の借入状況

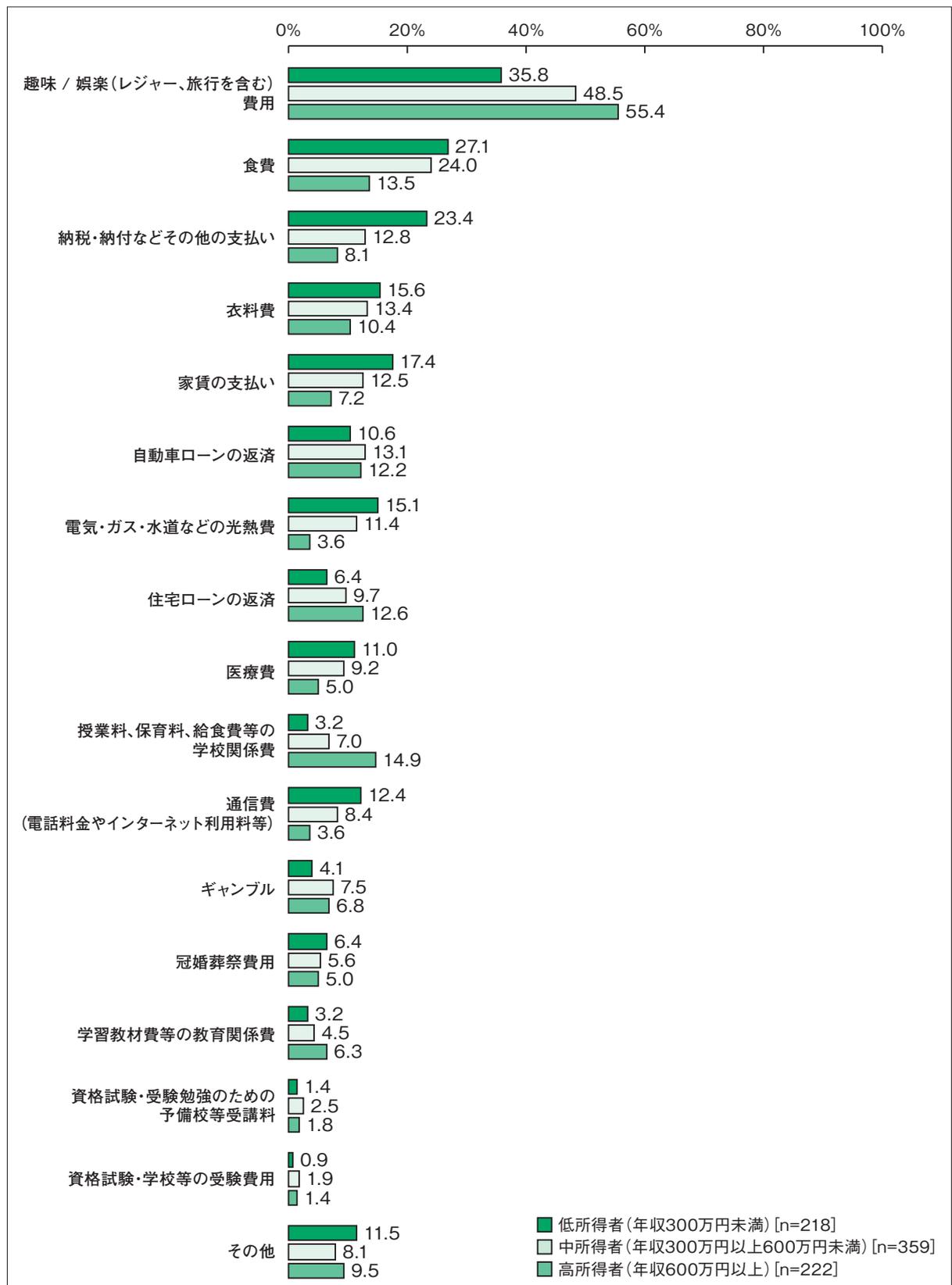
現在、貸金業者に残高のある個人の借入利用者の42.7%が改正貸金業法の完全施行日以降に借入を申込み、そのうち67.8%が「希望通りの借入れができた」と回答しました。この「希望通り借入れができた」と回答した割合は、一昨年度が59.8%、昨年度が61.2%でしたので、2年連続での増加となっています **図1**。

図1 個人の借入利用者（借入残高あり）における借入申込み結果



借入申込みを行った資金使途を年収別で見ると、「趣味／娯楽（レジャー、旅行含む）費用」は、低所得者層 35.8%・中所得者層 48.5%・高所得者層 55.4%と年収が上がるほど割合が高くなる一方、「食費」は、27.1%・24.0%・13.5%と、逆に、年収が下がるほど割合が高くなりました **図2**。

図2 個人の借入利用者における借入を申込んだ際の資金使途



また、申込みに際して検討した借入先を、同じく年収別で見ると、低所得者層と中所得者層は「クレジットカード・信販会社」が72.4%・58.1%、高所得者層は「銀行等の預金取扱金融機関」が56.9%で最も高く
図3、それぞれの選定理由は、クレジットカード・信販会社が「借入手続きが簡単だったから」が46.8%。銀行等の預金取扱金融機関は「金利が低かったから」が56.2%で最も高くなりました **図4**。

図3 個人の借入利用者における新たな借入先として検討した先

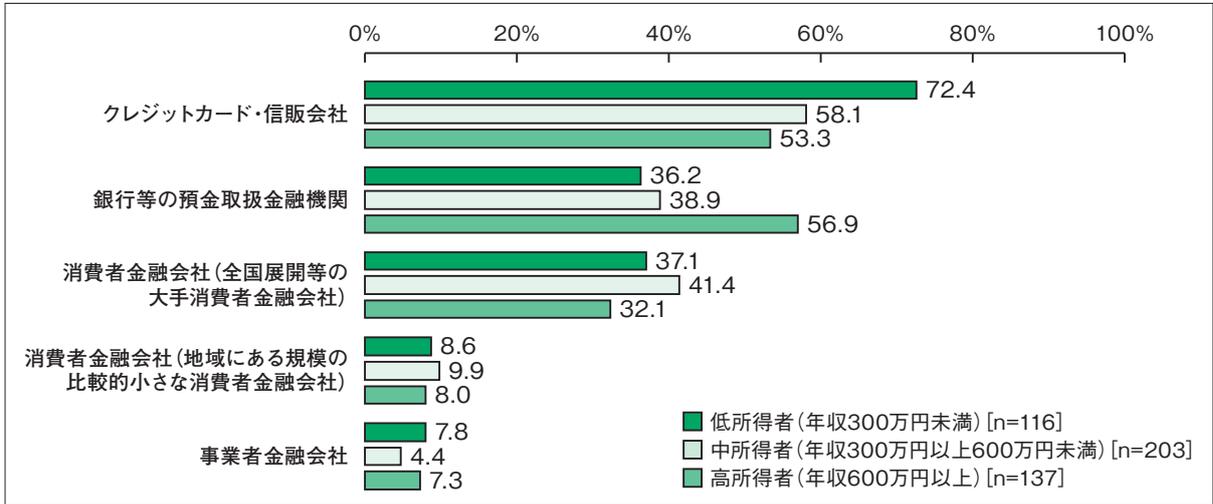
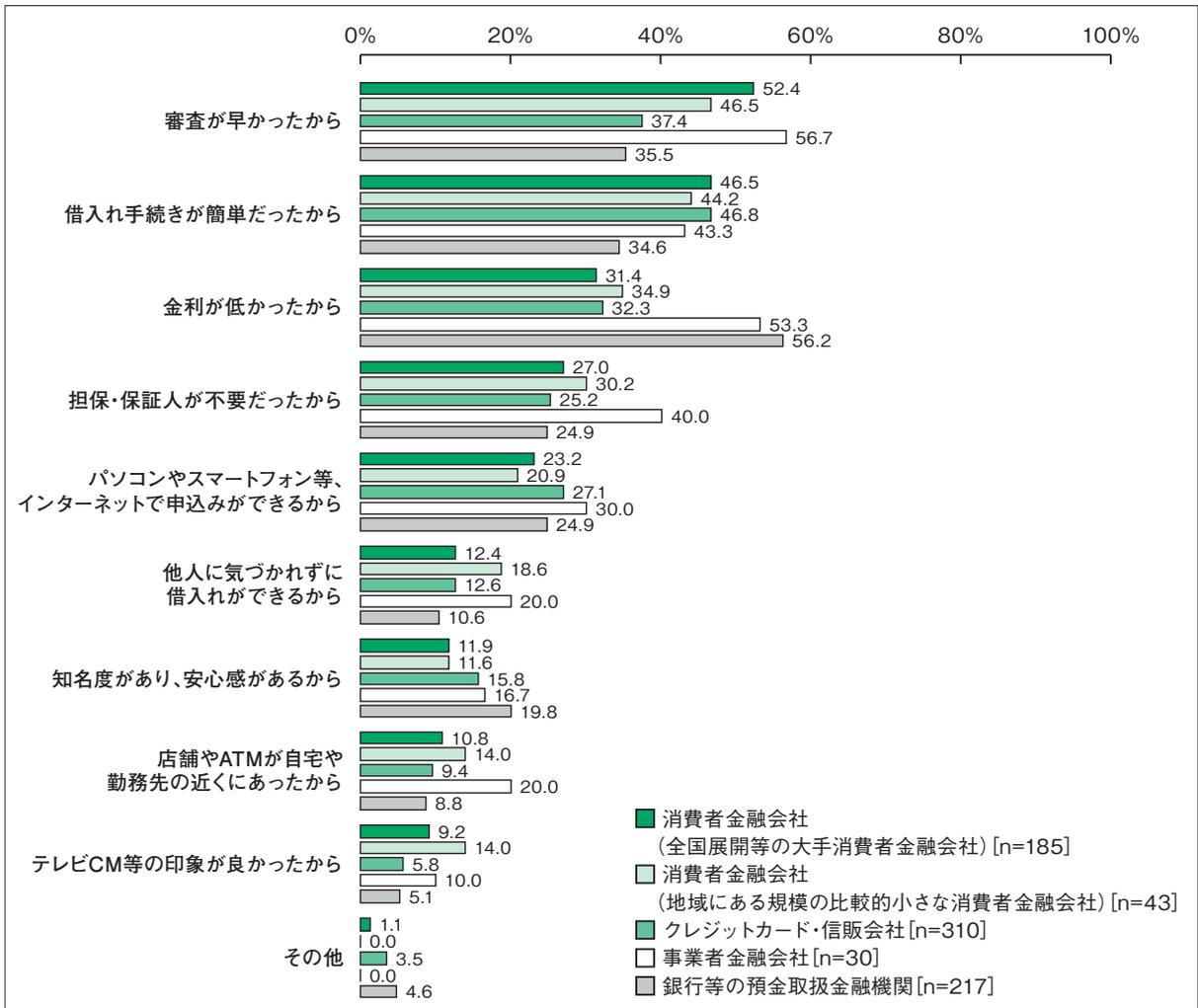
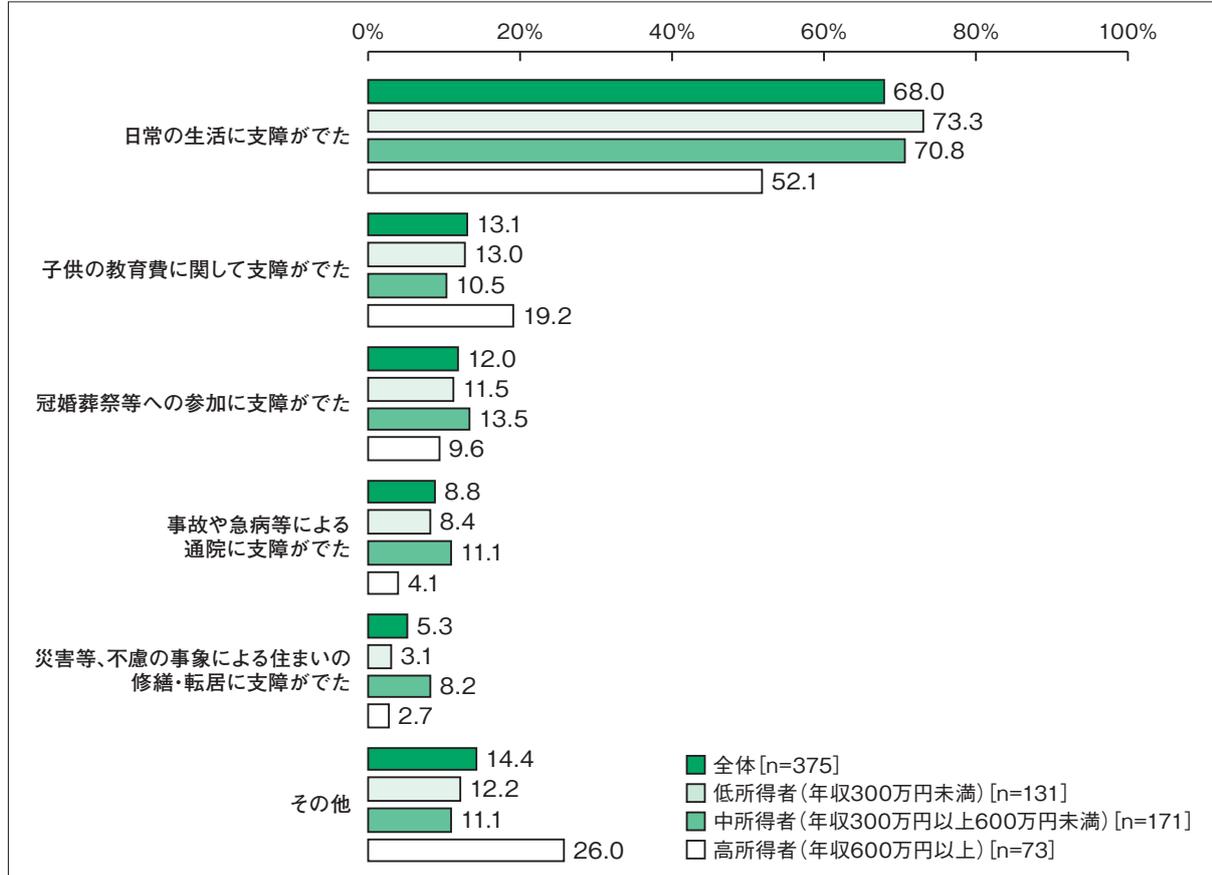


図4 個人の借入利用者における新たな借入検討先として選んだ理由



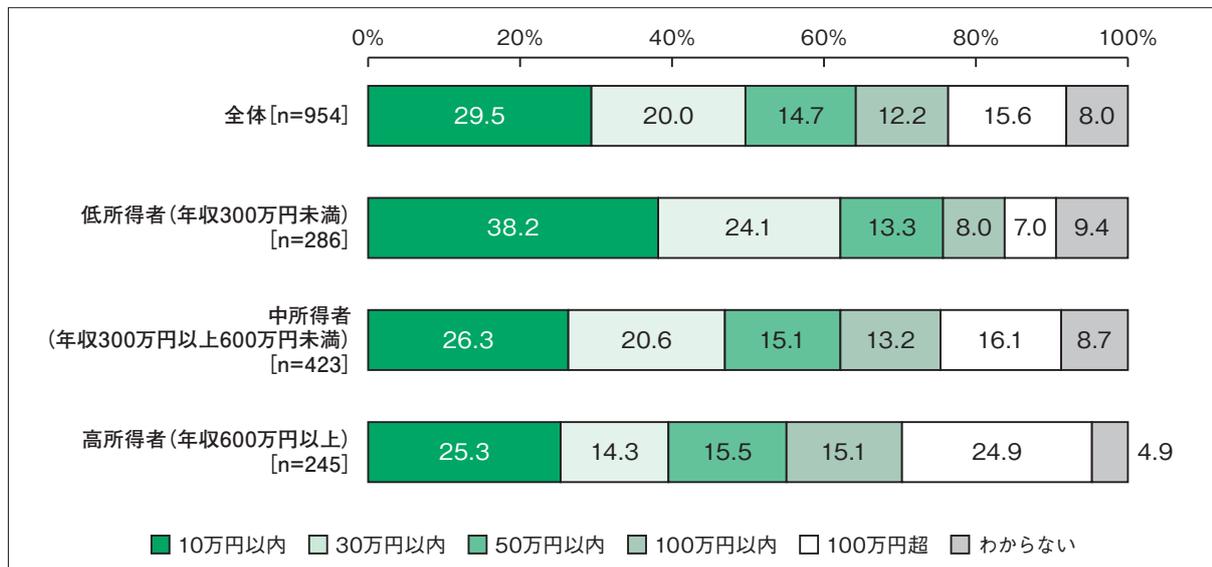
次に、「希望通りの借入れができなかった」と回答した個人の借入利用者に、その影響を聞いたところ、68.0%が「日常生活に支障がでた」と回答しており、年収が低いほどその割合が高い傾向（低所得者層73.3%、中所得者層70.8%、高所得者層52.1%）であることが分かりました（図5）。

図5 個人の借入利用者における改正貸金業法施行後に借入できなくなったことによる影響



また、個人の借入利用者が貸金業者から借入れを行う際の借入金額は「10万円以内」と回答した割合が29.5%と高く、なかでも、低所得者層が38.2%で最も高くなりました（図6）。

図6 個人の借入利用者における新たな借入として必要だった金額



1-2 事業者の借入状況

貸金業者から借入経験のある事業者に対して、改正貸金業法の完全施行日以降の借入申込状況について調査したところ、借入経験のある事業者の30.5%が新たに借入れを申込み、そのうち59.6%が希望通りの借入れができたと回答しており、個人の借入利用者と同様に、一昨年度46.7%、昨年度47.6%から2年連続での増加となっています（図7）。

図7 借入経験のある事業者における改正貸金業法の完全施行日以降の借入申込み状況 [n=1,041]

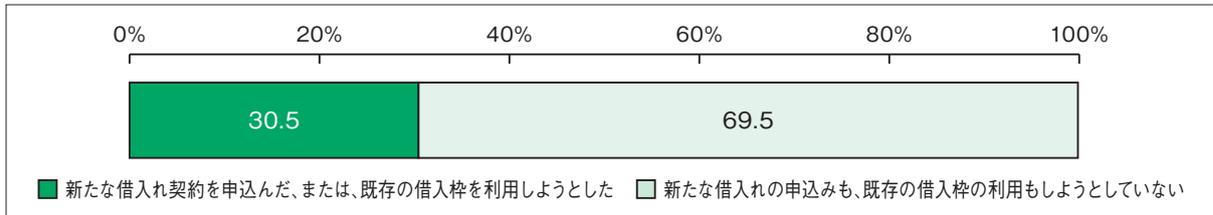
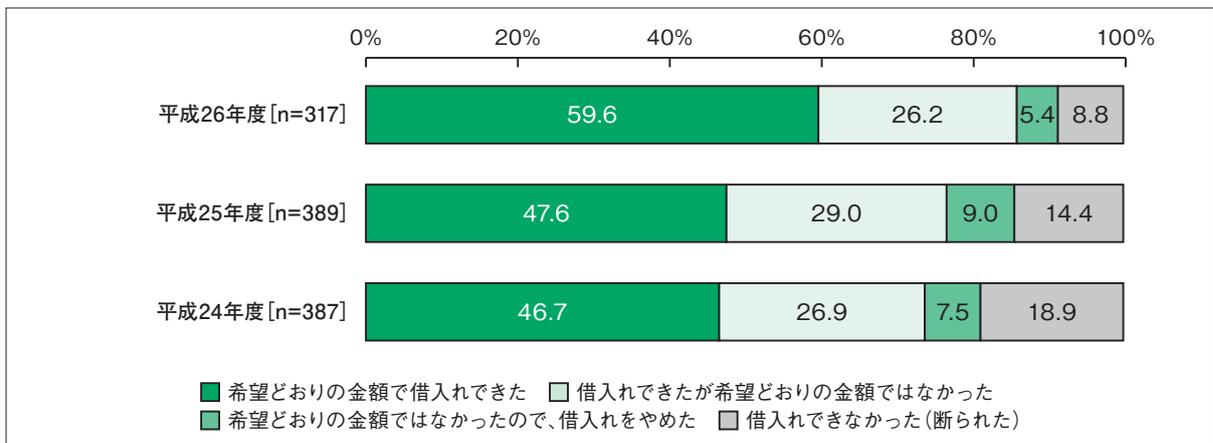
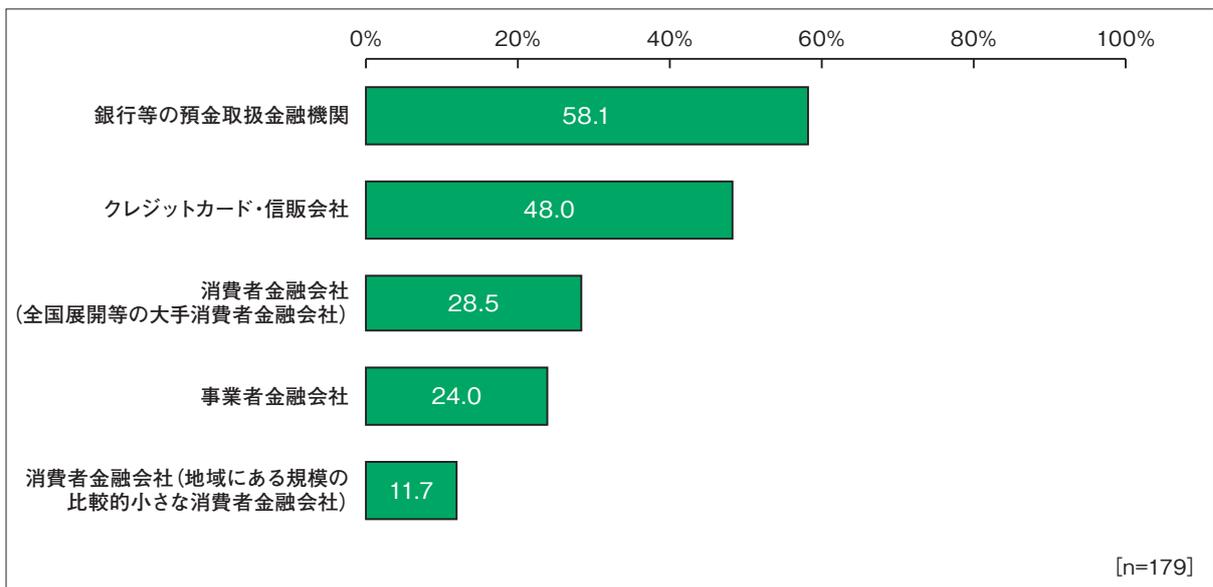


図7 借入経験のある事業者における借入申込結果



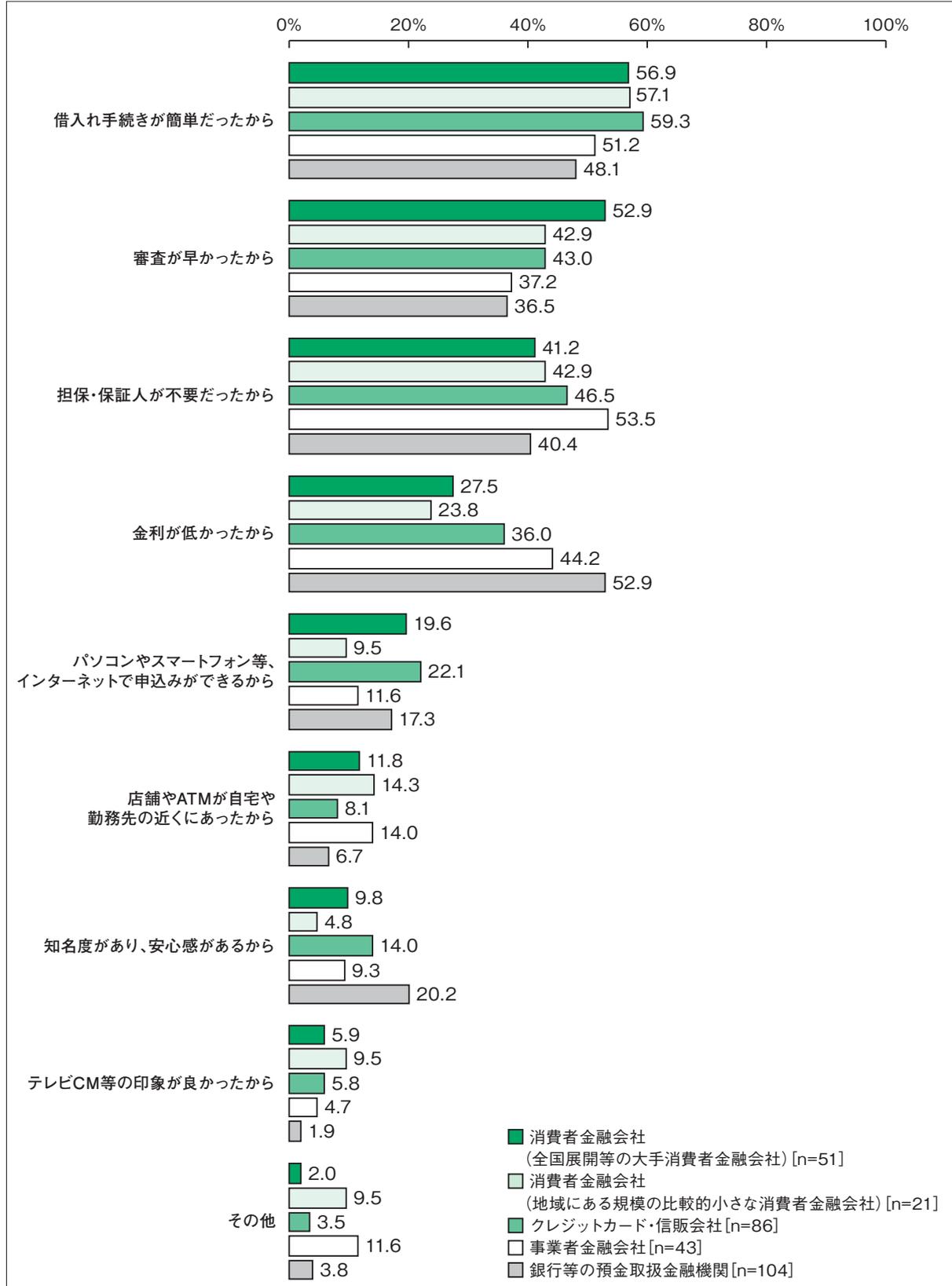
申込みに際して検討した借入先は、「銀行等の預金取扱金融機関」が58.1%と最も高く、「クレジットカード・信販会社」が48.0%、「消費者金融会社（全国展開等の大手消費者金融会社）」が28.5%、「事業者金融会社」が24.0%となりました（図8）。

図8 借入経験のある事業者における新たな借入先として検討した先



「大手消費者金融会社」「クレジットカード・信販会社」を選定した理由では、「借入れ手続きが簡単だったから」がそれぞれ56.9%・59.3%と最も高く、事業者金融会社は「担保・保証人が不要だったから」が53.5%、銀行等の預金取扱金融機関は「金利が低かったから」が52.9%で最も高くなっています **図9**。

図9 借入経験のある事業者における新たな借入検討先として選んだ理由



また、新たな借入れが必要だった金額と期間については、金額は「100万円以内」と回答した割合が60.7%、借入期間は「1週間以内」から「1年以内」が55.8%となりました **図10**。

図10 借入経験のある事業者における新たな借入れとして必要だった金額

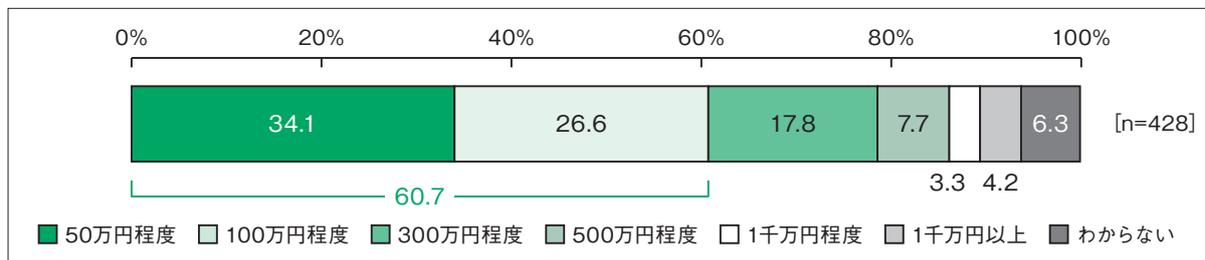
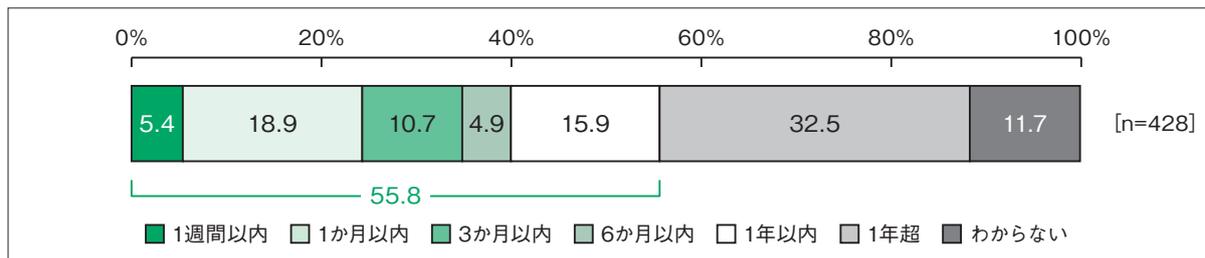


図10 借入経験のある事業者における新たな借入れとして必要だった期間



1-3 ヤミ金融等非正規業者との接触状況

現在、貸金業者に借入残高のある個人の借入利用者のうち、ヤミ金融等非正規業者との接触経験がある割合は16.1%で昨年度より4.6%低下 **図11**、クレジットカードショッピング枠の現金化業者との接触経験がある割合は21.5%で昨年度より5.2%低下となりました **図12**。

図11 個人の借入利用者（借入残高あり）におけるヤミ金融等非正規業者との接触・利用状況

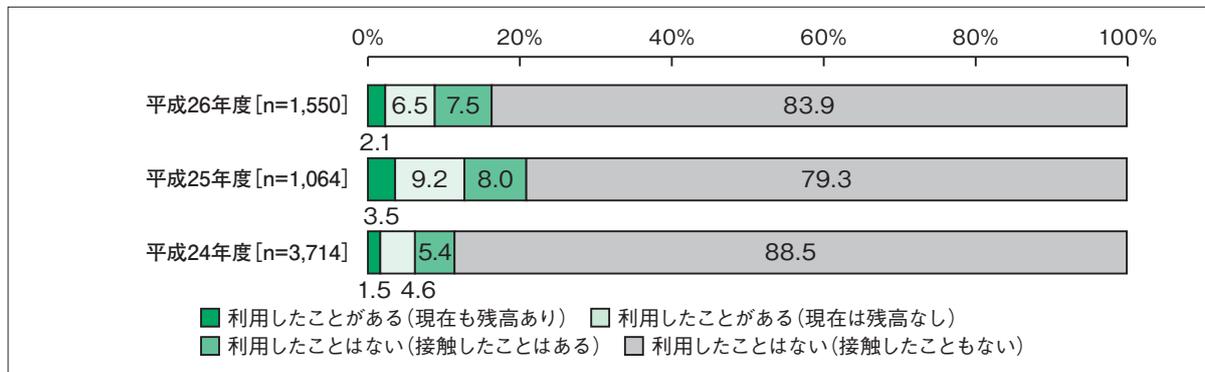
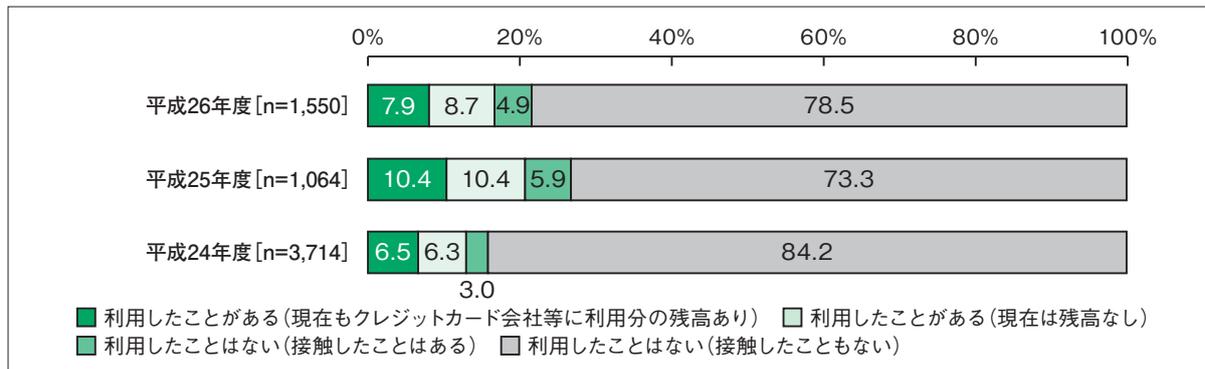


図12 個人の借入利用者（借入残高あり）におけるクレジットカードショッピング枠の現金化業者との接触・利用状況



同じく、借入経験のある事業者のうち、ヤミ金融等非正規業者との接触経験がある割合は9.9%で昨年度より12.5%低下 **図13**、クレジットカードショッピング枠の現金化業者との接触経験がある割合は14.7%で12.4%低下となっています **図14**。

図13 借入経験のある事業者におけるヤミ金融等非正規業者との接触・利用状況

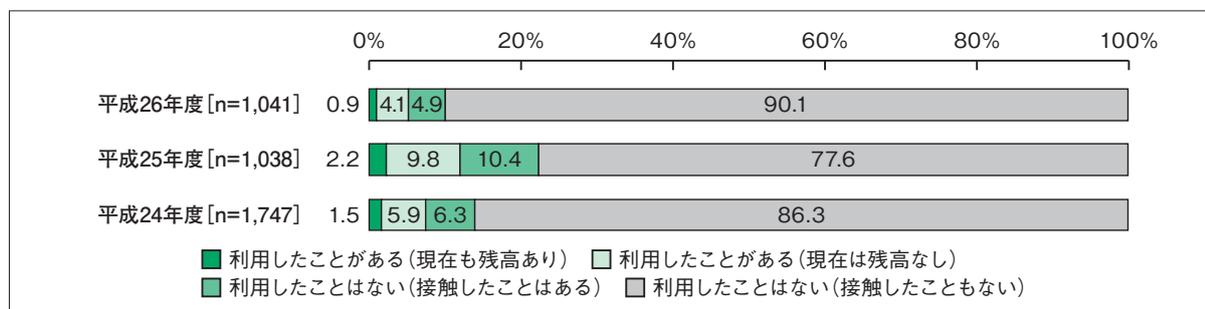
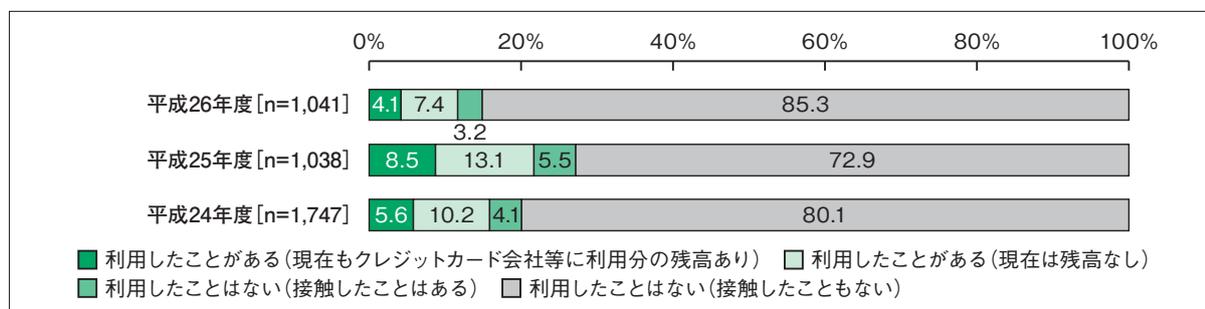


図14 借入経験のある事業者におけるクレジットカードショッピング枠の現金化業者との接触・利用状況



2. 貸金業者の現状

2-1 貸金市場の状況(金融庁「貸金業関係資料集」より)

図15 は、過去8年間の登録貸金業者数の推移ですが、平成18年3月末時点で14,236業者であったところ、直近の平成26年3月末時点では2,113業者、この間、85.2%の減少となっており、貸付残高についても、消費者向けが20.9兆円から6.2兆円へと70.3%、事業者向けが20.5兆円から16.7兆円へと18.5%の減少となっています **図16**。

なお、事業者向け貸付残高には、グループ会社間での貸付残高も相当数含まれると予想されるため、グループ会社間以外での貸付残高の傾向を示すものではありません。

図15 登録貸金業者数の推移

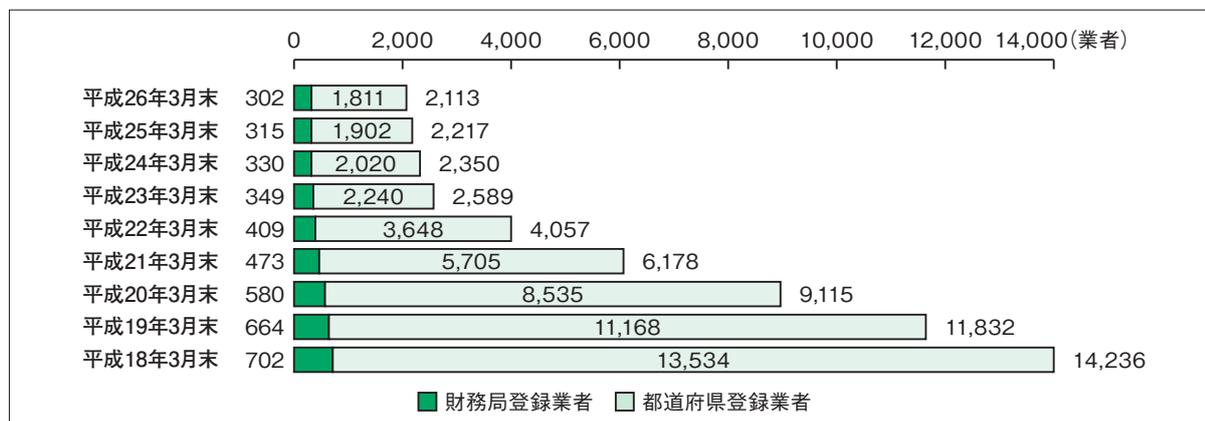
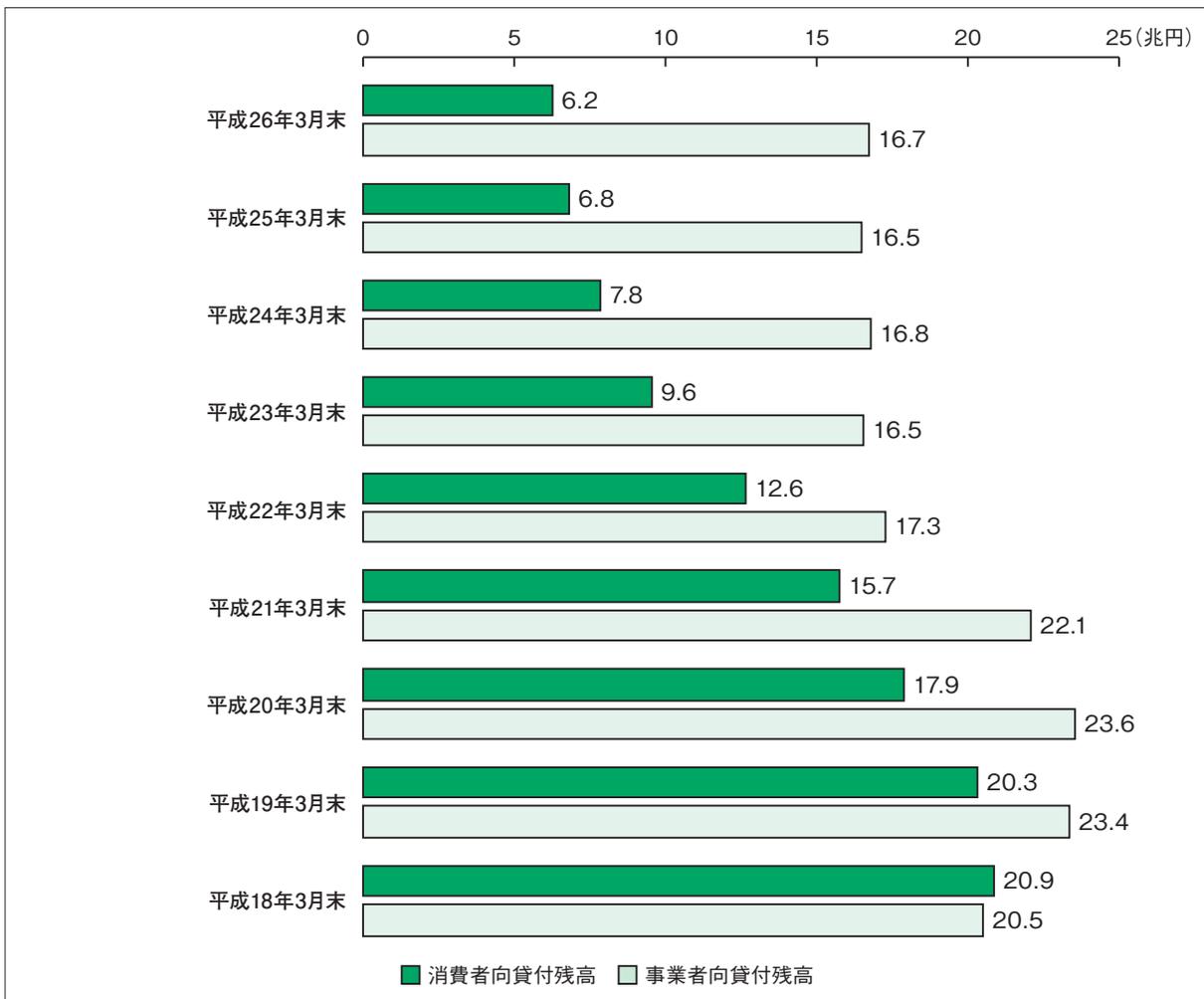


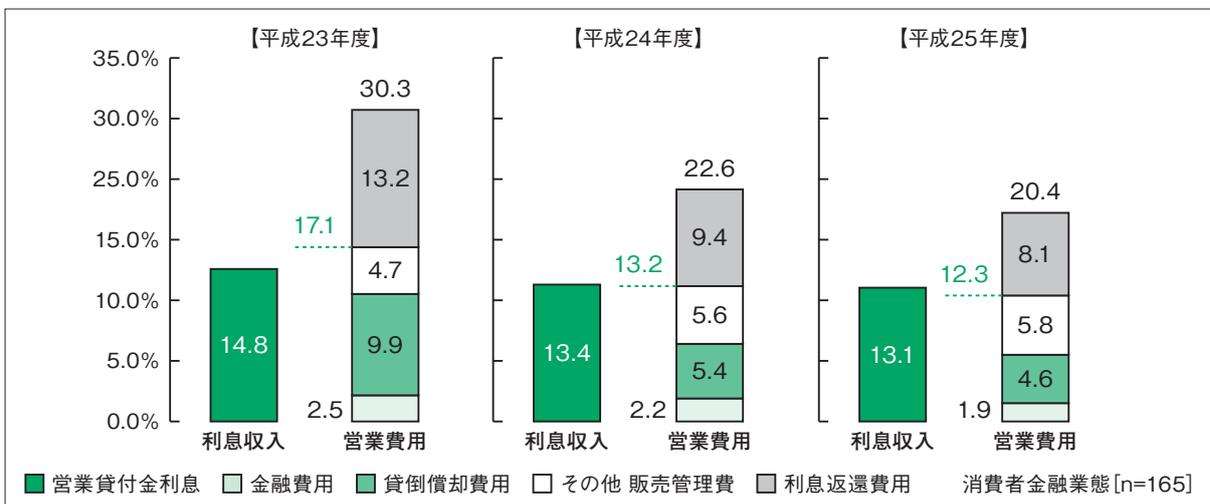
図16 貸付残高の推移



2-2 事業収支の状況

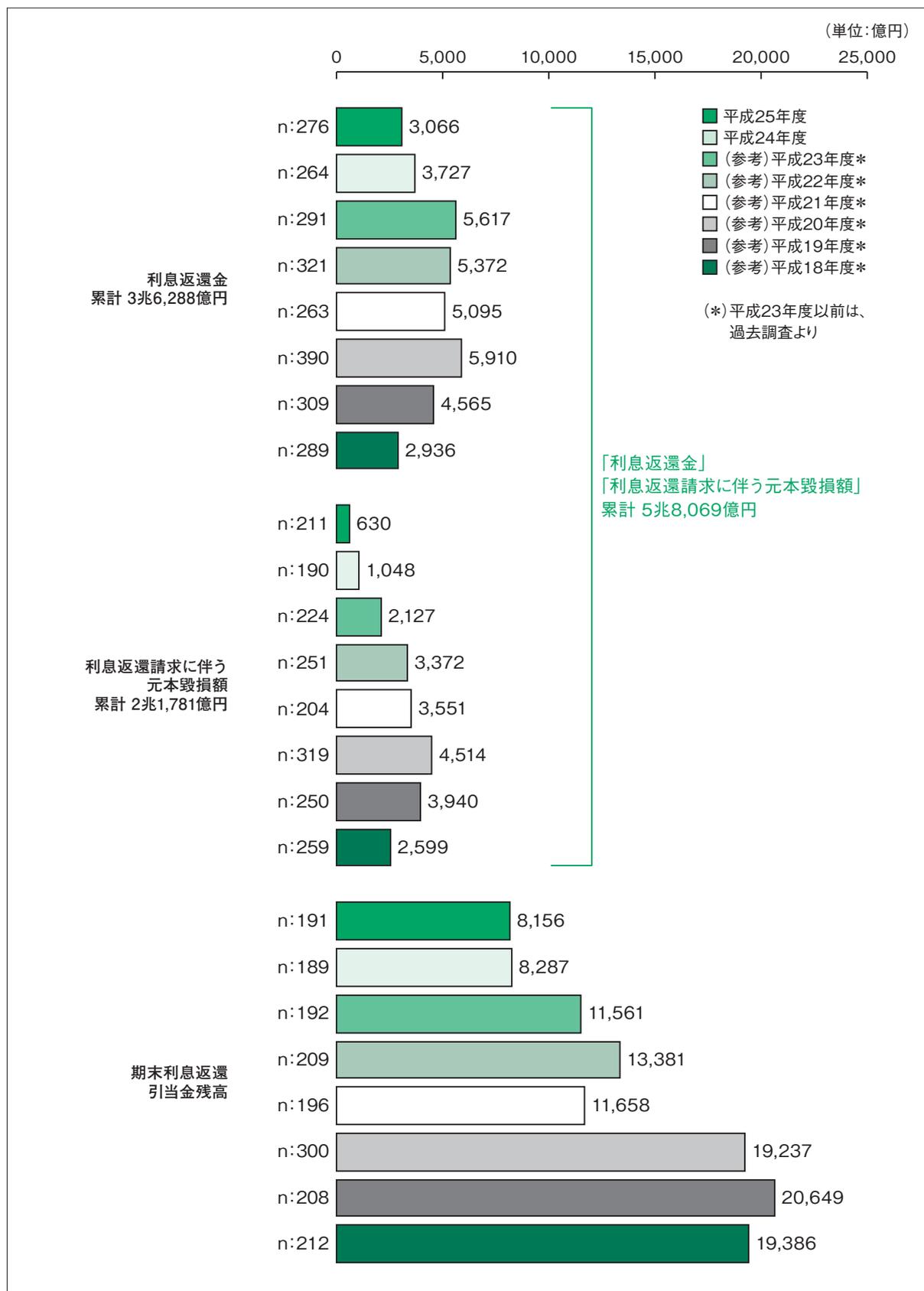
図17 は、貸金業者（消費者金融業態）における、営業貸付金残高に対する各収支項目の比率ですが、直近3期の期末時点における営業貸付金利息が常に営業費用を下回っており、貸金業者の経営努力等により、その差は年々縮小傾向にあります。依然として、貸金業者の収支構造は赤字体質が続いています。

図17 各収支項目の営業貸付金残高比率の推移



利息返還費用についても、平成25年度の利息返還金と元本毀損額の合計は3,696億円となっており、昨年度より1,079億円減少したものの、高止まりの状況にあります 図18。

図18 利息返還金、利息返還請求に伴う元本毀損額及び引当金の推移



2-3 貸金業者によるカウンセリングの実施状況について

貸金業者に対し、カウンセリングの実施状況について調査したところ、「貸付可能な顧客から、新たな借入れの申込みを受けた場合」については、60.7%が「借入金返済の負担軽減に繋がる返済条件の変更に関する提案」を行っており 図19、「貸付できない(断りとなる)顧客から、新たな借入れの申込みを受けた場合」は、48.0%が「日本貸金業協会への生活再建支援カウンセリングへの誘導」を行っていると回答しています 図20。

図19 貸付可能な顧客から、新たな借入れの申込みを受けた場合

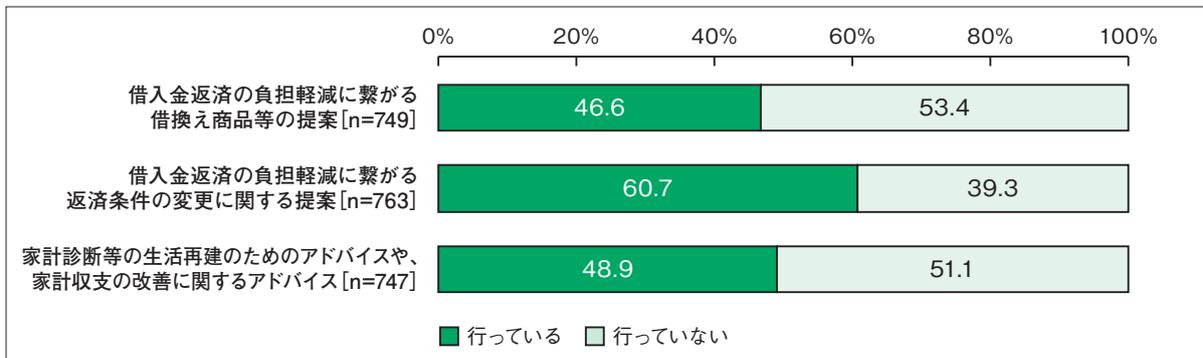
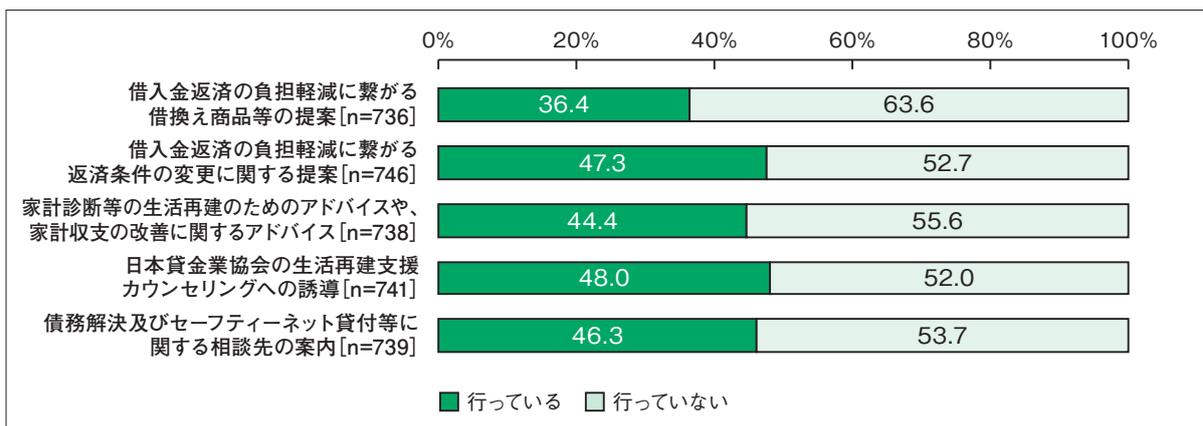


図20 貸付できない(断りとなる)顧客から、新たな借入れの申込みを受けた場合



また「既存顧客から返済に関する問合せや、相談を受けた場合」については、79.5%が「借入金返済の負担軽減に繋がる返済条件の変更に関する提案」を行っており 図21、「延滞中や、支払不能となった既存顧客から、債務整理等の相談を受けた場合」は、79.3%が「借入金返済の負担軽減に繋がる返済条件の変更に関する提案」を行っている と回答しています 図22。

図21 既存顧客から返済に関する問合せや、相談を受けた場合

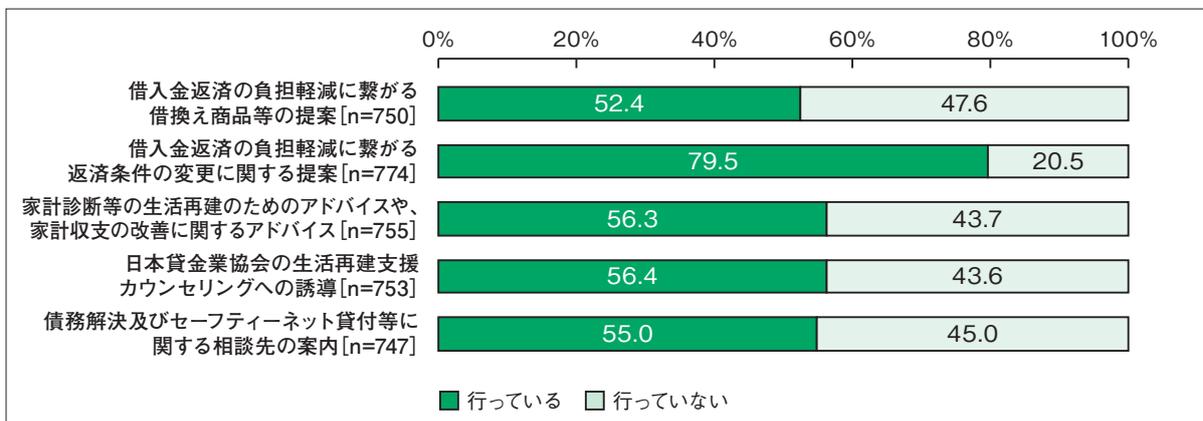
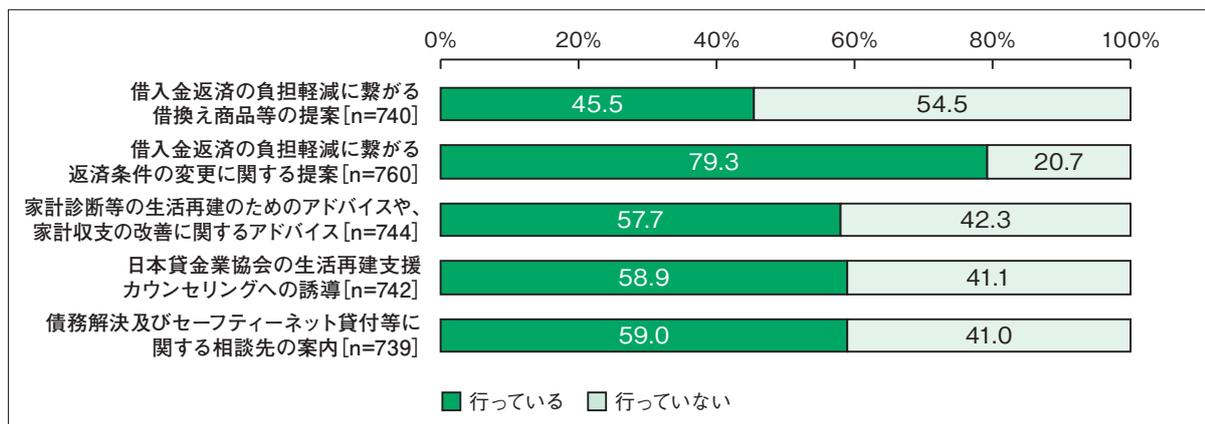


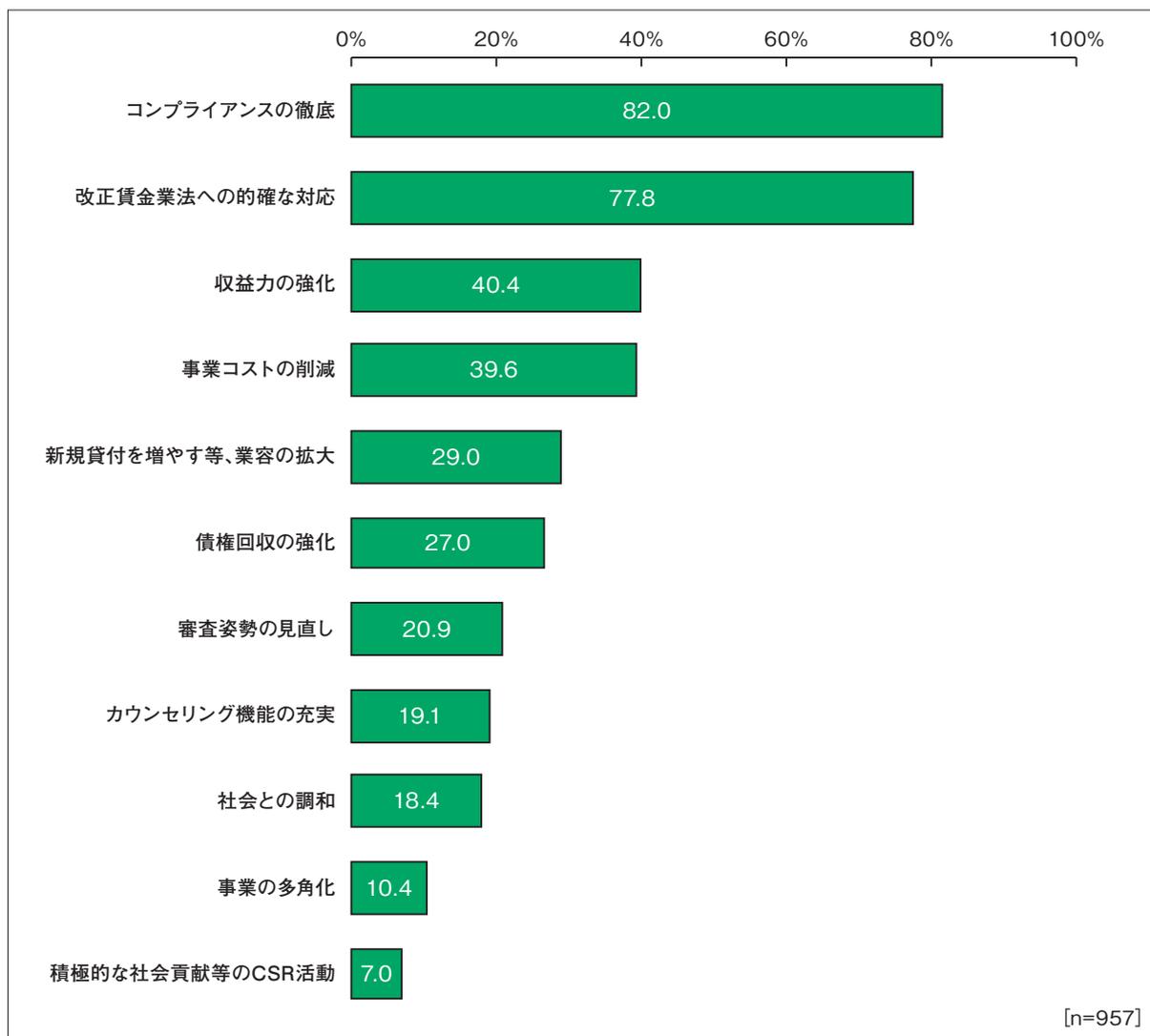
図22 延滞中や、支払い不能となった既存顧客から、債務整理等の相談を受けた場合



2-4 最重要経営課題

貸金業者に対し、最重要経営課題について調査したところ、「コンプライアンスの徹底」と回答した割合が82.0%と最も高く、次いで、「改正貸金業法への的確な対応」が77.8%、「収益力の強化」が40.4%と続いています 図23。

図23 最重要経営課題



2-5 貸金業の今後の見通し

貸金業の今後の見通しについて調査したところ、「現状維持」と回答した割合が65.2%と最も高く、「事業縮小」が16.7%、「事業拡大」が13.8%となりました。これを事業規模別にみると、「事業拡大」と回答した割合は、法人事業主（資本金5億円以上）、法人事業主（資本金5億円未満）、個人事業主でそれぞれ26.6%・12.2%・8.1%と、規模が大きいほどその割合が高い傾向となっています（図24）。

一方、「事業縮小」とした割合は、それぞれ10.1%・16.3%・25.7%と、事業規模が小さいほどその割合が高く、事業を継続する上での課題について「収益性」と回答した割合も、22.2%・57.4%・80.4%と、規模が小さいほど割合が高い結果となりました（図25）。

図24 貸金業の今後の見通し

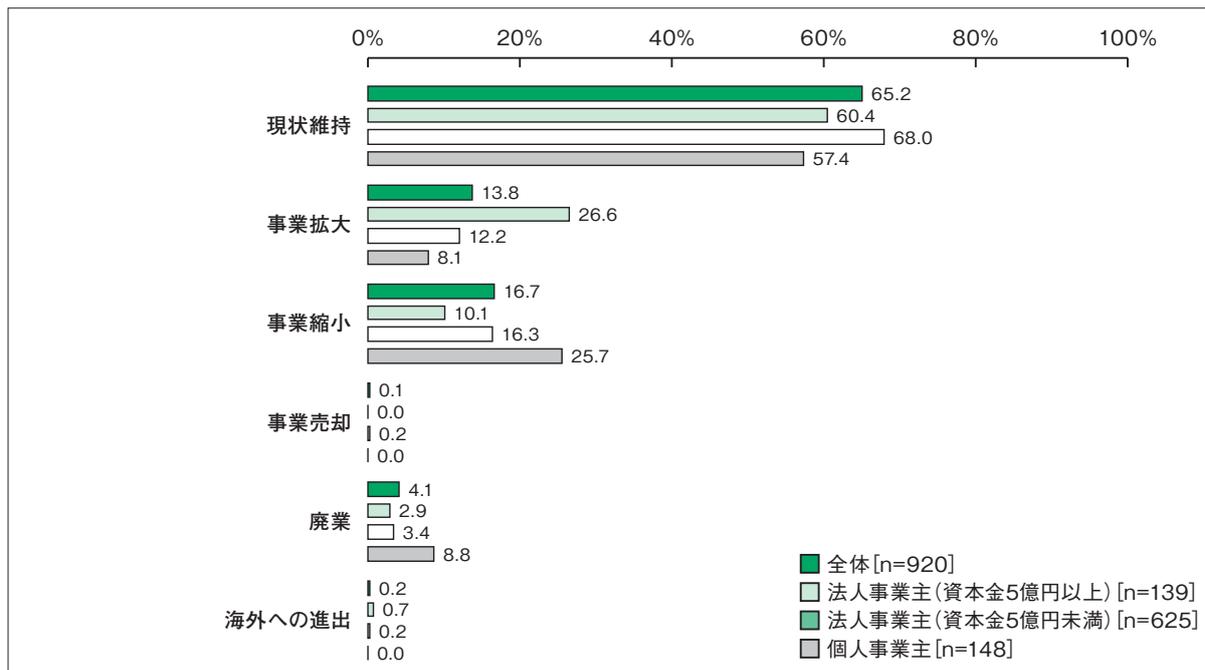
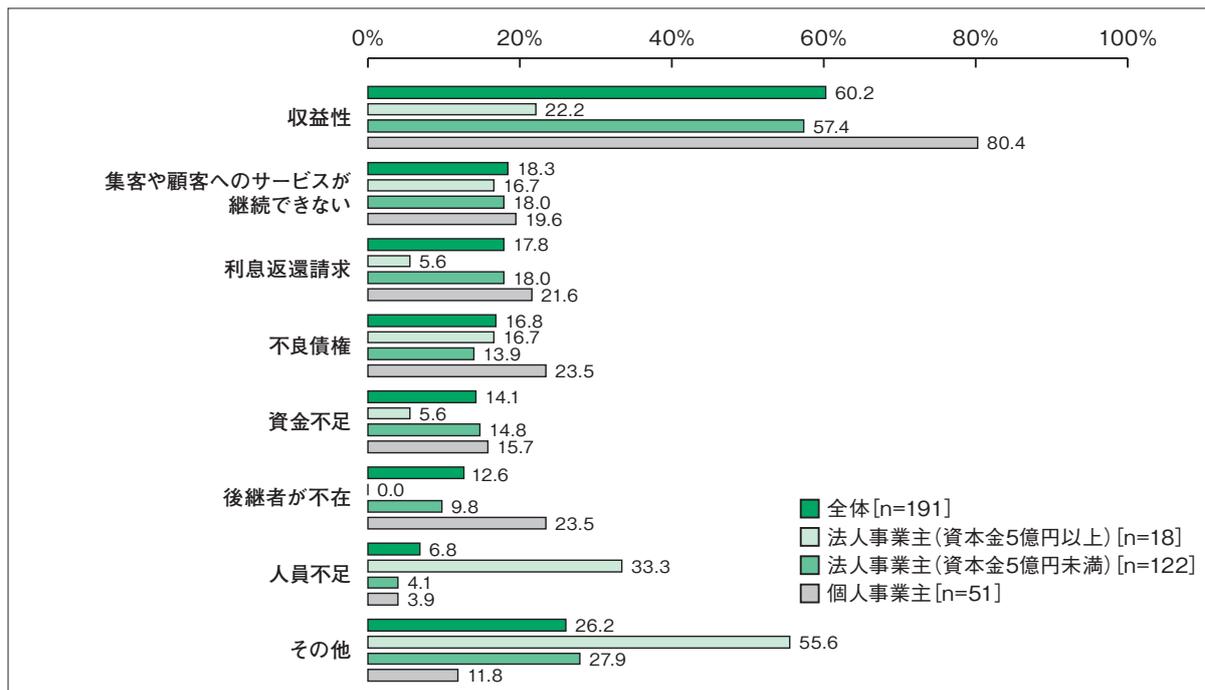


図25 事業を継続する上での課題



年表 (平成18年12月～平成27年3月)

- 平成18年** 12月 ・ 貸金業の規制等に関する法律等の一部を改正する法律が国会で成立、同時に公布
- 平成19年** 1月 ・ 20日、改正法の第1条施行。ヤミ金融対策として罰則強化がなされる
- 3月 ・ 改正法に定められた貸金業協会の設立を目指した新貸金業協会設立協議会が発足
- 4月 ・ 政府の多重債務対策本部が「多重債務改善プログラム」を決定
- 5月 ・ 従前の貸金業協会（各都道府県に設置）が最後の定時総会で解散を決定
- 7月 ・ 金融庁が新貸金業法の政省令案を公表しパブリックコメントを募集
- 8月 ・ 金融庁が「貸金業者向けの総合的な監督指針（案）」をまとめパブリックコメントを募集
- ・ 新貸金業協会設立協議会が自主規制基本規則（案）等をまとめパブリックコメントを募集
- 9月 ・ 新貸金業協会設立協議会が新協会概要を策定、全国9カ所で新協会説明会を実施
- 10月 ・ 自民党が新貸金業法の政省令案について、金融庁の当初案を一部修正のうえ了承
- 11月 ・ 新貸金業法に準じた改正政令および内閣府令公布
- 12月 ・ 19日、新貸金業法として第2条施行。貸金業者の登録要件の強化や行為規制の強化、監督の強化がなされる
- ・ 内閣総理大臣の認可を受け、日本貸金業協会（JFSA）設立
- ・ 株式会社日本情報センター、株式会社アイネット、株式会社テラネットの3社が合併し、新たに「株式会社テラネット」が発足
- 平成20年** 3月 ・ アエル株式会社が東京地方裁判所に民事再生法の適用を申請
- 7月 ・ 株式会社オックスが那覇地方裁判所に民事再生法の適用を申請
- 9月 ・ サンライズファイナンス株式会社とリーマンブラザーズコマーシャルモーゲージ株式会社が東京地方裁判所へ民事再生法の適用を申請
- ・ かざかファイナンス株式会社が三和ファイナンス株式会社の全株式を取得し、子会社化
- 10月 ・ アコム株式会社が株式会社三菱UFJフィナンシャルグループによるTOB(株式公開買付)により、持分法適用会社から連結子会社となる
- 12月 ・ 株式会社レタスカードが大阪地方裁判所に破産手続き開始の申立
- 平成21年** 1月 ・ 最高裁判所が過払金返還請求における請求権の消滅時効の起算点について初の判断を下す
- 2月 ・ 株式会社SFCGが東京地方裁判所に民事再生法の適用を申請（民事再生手続廃止、破産手続へ移行）
- 4月 ・ 株式会社オーエムシーカード、株式会社セントラルファイナンス、株式会社クオークの3社が合併した「株式会社セディナ」が発足
- ・ 株式会社テラネットが、全国信用情報センター連合会加盟33情報センターから信用情報事業を継承し、社名を「株式会社日本信用情報機構」に変更
- ・ 改正割賦販売法で明記されたクレジット業界の自主規制団体、「社団法人日本クレジット協会」が発足
- 6月 ・ 18日、改正貸金業法として第3条施行。財産的基礎要件の引上げや指定信用情報機関制度、貸金業務取扱主任者資格試験制度が施行される
- 7月 ・ 株式会社三井住友銀行がオリックスクレジット株式会社の株式の過半数を取得し、子会社化
- 8月 ・ 株式会社日本信用情報機構が株式会社シーシービーを合併し、会社略称を「JIC」から「JICC」に変更
- ・ 日本貸金業協会が「平成21年度 第1回貸金業務取扱主任者資格試験」を実施
- 9月 ・ アイフル株式会社が私的整理の一種である事業再生ADR(裁判外紛争解決手続)を申込み

年表

(平成18年12月～平成27年3月)

- ・貸金業登録業者数が財務局都道府県登録をあわせて5,000社を割る
- 11月
 - ・株式会社プロロが東京地方裁判所に会社更生法の適用を申請
 - ・日本事業者金融協会が臨時総会で、解散を決定
 - ・金融庁は改正貸金業法附則第67条に定める検討を行うため、「貸金業制度に関するプロジェクトチーム」を設置
 - ・日本貸金業協会が「平成21年度 第2回貸金業務取扱主任者資格試験」を実施
 - ・日本貸金業協会が「貸金業制度に関するプロジェクトチーム」第1回事務局会議に召集され、「貸金業界の現状について」を説明
- 12月
 - ・社団法人日本クレジット協会が経済産業大臣より「認定割賦販売協会」の認定を受ける
 - ・「貸金業制度に関するプロジェクトチーム」第2回～第7回事務局会議の開催
 - ・日本貸金業協会が「平成21年度 第3回貸金業務取扱主任者資格試験」を実施
 - ・日本貸金業協会が「貸金業制度に関するプロジェクトチーム」の座長（金融担当副大臣）宛に意見書「改正貸金業法の完全施行に向けて」を提出
- 平成22年
 - 1月
 - ・「貸金業制度に関するプロジェクトチーム」第8回～第10回事務局会議の開催
 - ・金融庁が指定信用情報機関として指定するにあたって、貸金業者が債務者からの過払金返還請求に応じた場合に、債務者の信用情報に登録される情報（サービス情報71「契約見直し情報」）の登録、利用を認めないことを決定
 - 2月
 - ・日本貸金業協会が「平成21年度 第4回貸金業務取扱主任者資格試験」を実施
 - ・「貸金業制度に関するプロジェクトチーム」第12回～第13回事務局会議の開催
 - 4月
 - ・日本貸金業協会が金融庁長官から「認定個人情報保護団体」認定を受ける
 - ・「貸金業制度に関するプロジェクトチーム」が「借り手の目線に立った10の方策」を取りまとめ、公表
 - ・貸金業登録業者数が財務局都道府県登録をあわせて4,000社を割る
 - 6月
 - ・18日、上限金利の引下げ、総量規制の導入を含む改正貸金業法が完全施行される
 - ・金融庁は改正貸金業法の周知徹底や完全施行による影響を把握、フォローするため、「改正貸金業法フォローアップチーム」を設置
 - 7月
 - ・金融庁が指定した第三者機関が仲介役となり金融商品にかかわる紛争を解決する「金融ADR」制度が10月よりスタートするのを前に、日本貸金業協会は「金融ADR」についての説明会を実施
 - ・大阪府が改正貸金業法の規制の一部を緩和する「貸金特区」構想を内閣府に提案
 - 8月
 - ・貸金業登録業者数が財務局都道府県登録をあわせて3,000社を割る
 - 9月
 - ・金融庁は日本貸金業協会など7団体を「金融ADR」の紛争解決機関に指定
 - ・株式会社武富士が東京地方裁判所に会社更生法の適用を申請
 - ・「改正貸金業法フォローアップチーム」関係者ヒアリングの開催
 - ・金融庁は日本貸金業協会を貸金業法に基づく登録講習機関として登録
 - 10月
 - ・「金融ADR」制度がスタート
 - ・「改正貸金業法フォローアップチーム」関係者ヒアリングの開催
 - 11月
 - ・日本貸金業協会が「平成22年度 第5回貸金業務取扱主任者資格試験」を実施
 - ・「改正貸金業法フォローアップチーム」関係者ヒアリングの開催
 - 12月
 - ・改正割賦販売法が完全施行。クレジット会社に「支払可能額」の調査を義務付け

平成23年

- ・「改正貸金業法フォローアップチーム」関係者ヒアリングの開催
- 1月 ・ 中小企業信用機構株式会社が東京地方裁判所に民事再生手続の適用を申請
- 4月 ・ **日本貸金業協会は金融庁へ「『東北地方太平洋沖地震』への対応に係る要望書」を提出**
 - ・ 金融庁は、3月に生じた震災の被災者を対象に、総量規制の例外貸付についての手続きの弾力化を図る「貸金業法施行規則の一部を改正する内閣府令」を改正、公布施行
 - ・ 丸和商事株式会社（ニコニコクレジット）が東京地方裁判所に民事再生手続の適用を申請
- 6月 ・ 「改正貸金業法フォローアップチーム」関係者ヒアリングの開催
 - ・ 個人信用情報機関の株式会社シー・アイ・シーにおいて、貸金登録残高合計が10兆円を初めて割り込む
- 7月 ・ 「個人債務者の私的整理に関するガイドライン研究会」が、東日本大震災の影響を受けた個人債務者の私的整理指針「個人債務者の私的整理に関するガイドライン」を発表、運用開始
- 8月 ・ 楽天株式会社が楽天KC株式会社のカード事業を楽天クレジット株式会社に承継、個人向けローン事業等をJトラスト株式会社に譲渡。社名を「楽天カード株式会社」
 - ・ 金融庁が「多重債務者相談マニュアル」を改訂し、「多重債務者相談の手引き」を作成公表
- 9月 ・ 株式会社三井住友フィナンシャルグループ（SMFG）、株式会社三井住友銀行、プロミス株式会社は、SMFGによるプロミス株式会社の完全子会社化に向けた基本契約を締結
- 10月 ・ 株式会社新生銀行は、連結子会社の新生フィナンシャル株式会社が行っている個人向け無担保ローン事業の一部を譲り受け、銀行本体で「カードローンレイク」の取り扱いを開始
 - ・ 東日本大震災の発生を受けて定められた「貸金業法施行規則の一部を改正する内閣府令」が、平成24年3月31日まで延長
- 11月 ・ **日本貸金業協会が「平成23年度 第6回貸金業務取扱主任者資格試験」を実施**

平成24年

- 1月 ・ 株式会社ロプロが、会社分割（吸収分割）契約に基づき、株式会社武富士の消費者金融事業を承継
- 3月 ・ スルガ銀行株式会社は、平成23年4月に経営破綻した丸和商事株式会社（ニコニコクレジット）の全株式を取得し、完全子会社化（商号をダイレクトワン株式会社に変更）すると発表
 - ・ 東日本大震災の発生を受けて定められた「貸金業法施行規則の一部を改正する内閣府令」が、平成24年3月31日をもって終了
- 4月 ・ 住信カード株式会社は、中央三井カード株式会社との吸収合併により、商号を三井住友トラスト・カード株式会社に変更
- 5月 ・ 自民党の「小口金融市場に関する小委員会」が、上限金利を現行の20%から30%に引き上げる利息制限法の改正案を提示
- 7月 ・ 株式会社クラヴィスが、大阪地裁に自己破産を申請
 - ・ 金融庁が「貸金業法施行規則の一部を改正する内閣府令（案）」を公表
 - ・ 「住民基本台帳法の一部を改正する法律等の施行に伴う金融庁関係内閣府令の整備に関する内閣府令」により、貸金業法施行規則の一部が改正
- 8月 ・ **日本貸金業協会が法務省に「民法（債権関係）の改正に関する中間的な論点整理」に関する意見を提出**
- 9月 ・ **日本貸金業協会が消費者庁に「集団的消費者被害回復に係る訴訟制度案」に対する意見を提出**
 - ・ SMBCコンシューマーファイナンス株式会社と株式会社三菱東京UFJ銀行が、株式会社モビットへの共同出資の解消と事業分割で基本合意したと発表
 - ・ 多重債務者対策本部、日本弁護士連合会、日本司法書士会連合会及び日本司法支援センター（法テラス）の共催で、「第1回多重債務問題及び消費者向け金融等に関する懇談会」を開催
- 11月 ・ 金融庁が、「金融ADR」制度のフォローアップに関する有識者会議を設置

年表

(平成18年12月～平成27年3月)

平成25年

- 12月
 - ・日本貸金業協会が「平成24年度 第7回貸金業務取扱主任者資格試験」を実施
 - ・日本貸金業協会が消費者庁に「集団的消費者被害回復に係る訴訟制度の骨子」に関する意見を提出
 - ・多重債務者対策本部、日本弁護士連合会、日本司法書士会連合会及び日本司法支援センター(法テラス)の共催で、「第2回多重債務問題及び消費者向け金融等に関する懇談会」を開催
- 1月
 - ・日本貸金業協会が警察庁に「犯罪による収益の移転防止に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係法令の整備等及び経過措置に関する政令案(仮称)」等に対する意見を提出
 - ・日本貸金業協会が法務省に「会社法制の見直しに関する中間試案」に関する意見を提出
- 3月
 - ・金融庁が「金融ADR制度のフォローアップに関する有識者会議」における議論の取りまとめを公表
 - ・日本貸金業協会が「金融ADR」制度のフォローアップに関する有識者会議における議論の取りまとめを踏まえた対応について公表
 - ・日本貸金業協会が「貸金業の業務運営に関する自主規制基本規則」の一部を改正
 - ・日本貸金業協会が「業務の適正な運営に関する社内規則策定にあたっての細則」の一部を改正
 - ・中小企業金融円滑化法が終了
- 4月
 - ・イオンクレジットサービス株式会社は、株式会社イオン銀行との経営統合により、銀行持株会社へ移行し、商号をイオンフィナンシャルサービス株式会社に変更
 - ・「社団法人日本クレジット協会」が、一般社団法人に移行し「一般社団法人日本クレジット協会」に名称変更
- 5月
 - ・金融庁が「貸金業者向けの総合的な監督指針」及び「事務ガイドライン(第三分冊:金融会社関係)」の一部改正(案)についてのパブリックコメントを募集
 - ・金融庁が「指定紛争解決機関向けの総合的な監督指針(案)」等に対するパブリックコメントを募集
- 6月
 - ・日本貸金業協会が法務省に「民法(債権関係)の改正に関する中間試案」に関する意見を提出
 - ・日本貸金業協会が金融庁に「貸金業者向けの総合的な監督指針」及び「事務ガイドライン(第三分冊:金融会社関係)」の一部改正(案)に関する意見を提出
- 7月
 - ・金融庁が「貸金業者向けの総合的な監督指針」及び「事務ガイドライン(第三分冊:金融会社関係)」を一部改正
- 8月
 - ・金融庁が「指定紛争解決機関向けの総合的な監督指針」を一部改正
- 10月
 - ・日本貸金業協会が「貸金業の業務運営に関する自主規制基本規則」の一部を改正
 - ・株式会社ほくせん(札幌市)が、株式会社NCむろらん(室蘭市)のクレジットカード事業を引き継ぐと発表
- 11月
 - ・日本貸金業協会が「平成25年度 第8回貸金業務取扱主任者資格試験」を実施
 - ・関東財務局が、ヤミ金融対応などの情報を交換するため、「貸金業監督者合同会議」をさいたま新都心合同庁舎で開催
- 12月
 - ・金融庁が「利息制限法施行令等の一部を改正する政令(案)」を公表しパブリックコメントを募集
- 平成26年
 - 1月
 - ・金融庁が「貸金業法施行規則の一部を改正する内閣府令(案)」を公表しパブリックコメントを募集
 - ・金融庁が「貸金業法施行令等の一部を改正する政令(案)」を公表しパブリックコメントを募集
 - ・Jトラスト株式会社が、西京カード株式会社の全ての保有株式を株式会社西京銀行に譲渡
 - 3月
 - ・平成26年4月の消費税率の引上げに伴い、「利息制限法施行令等の一部を改正する政令」が公布

- ・株式会社モビットが、吸収分割によりエム・ユー信用保証株式会社に対して信用保証事業に関する権利義務の一部を譲渡
- ・企業グループ内での資金の貸付け及び共同出資会社から合弁会社への貸付けを貸金業規制の適用除外とすることとした「貸金業法施行令の一部を改正する政令」が、「貸金業法施行規則の一部を改正する内閣府令」等を含め公布
- ・日本貸金業協会が金融庁に「主要行等向けの総合的な監督指針」等及び「金融検査マニュアル」等の一部改正(案)に関する意見を提出
- 4月
 - ・金融庁が「新規融資や経営改善・事業再生支援等における参考事例集(追加版Part1)」を公表
 - ・日本貸金業協会が「貸金業の業務運営に関する自主規制基本規則」及び「業務の適正な運営に関する社内規則策定にあたっての細則」一部改正(案)の意見を募集
- 6月
 - ・株式会社三井住友フィナンシャル・グループは、さくらカード株式会社と株式会社セディナのクレジットカード事業の統合を進め、平成28年4月を目処に両社の合併を実施することにより、クレジットカード事業の再編を行うことを発表
 - ・金融庁が「貸金業法施行令の一部を改正する政令(案)」を公表
 - ・日本貸金業協会が「社内規則策定ガイドライン(「個別ガイドライン」及び「規則記載例)」の一部改正について公表
 - ・日本貸金業協会が特定情報を提供するにあたり「特定情報照会サービス運営規則」を制定
 - ・日本貸金業協会が東京都・神奈川県・千葉県・埼玉県の一都三県が合同で実施する「一都三県 ヤミ金融被害防止合同キャンペーン」に参加
 - ・日本貸金業協会がシステムリスク管理態勢関係や、経営者保証ガイドライン関係、反社会的勢力による被害防止関係等の「貸金業の業務運営に関する自主規制基本規則」及び「業務の適正な運営に関する社内規則策定にあたっての細則」の一部を改正
 - ・金融庁が金融・資本市場活性化に向けた提言書を発表
 - ・経営再建中のアイフル株式会社が金融支援の継続で銀行団と合意したと発表
 - ・改正会社法が成立。監査等委員会設置会社制度や、多重代表訴訟制度の新設、社外取締役の要件厳格化がなされる。(平成27年5月1日施行)
 - ・ヤフー株式会社が、Jトラスト株式会社の連結子会社であるKCカード株式会社が新たに設立する予定のクレジットカード事業を核とする子会社、ケーシー株式会社の株式を取得し、連結子会社化することについて発表
 - ・金融庁が登録等に関する警察庁長官への意見聴取等に係る権限を財務局長に委任する等の「貸金業法施行令の一部を改正する政令(案)」を公表
- 7月
 - ・日本貸金業協会が協会員を対象に、「特定情報照会サービス」の提供を開始
 - ・最高裁が貸金業法4条1項2号により定義されている同法6条1項9号の「役員」に監査役は含まれないと判決
 - ・金融庁が金融検査において認められた個別の指摘事例等を取りまとめ、「金融検査結果事例集(平成25事務年度版)」を公表
- 8月
 - ・日本貸金業協会が社内規則策定ガイドライン(「規定記載例」及び個別ガイドライン)の改正に伴い、全協会員を対象に平成26年度社内規則の点検を実施
 - ・金融庁が「貸金業法施行令の一部を改正する政令(案)」に対するパブリックコメントの結果等について公表
 - ・日本貸金業協会が「平成27年度税制改正要望」を取りまとめ、関係機関へ提出
- 9月
 - ・金融庁が顧客ニーズに応える経営や、人口減少への備え、企業統治等の重点課題等を含む金融機関向けの新検査方針を公表
- 10月
 - ・株式会社エポスカードが、存続会社として株式会社ゼロファーストを吸収合併したことを発表
- 11月
 - ・日本貸金業協会が「平成26年度 第9回貸金業務取扱主任者資格試験」を実施

年表

(平成18年12月～平成27年3月)

平成27年

- ・日本貸金業協会が、一般社団法人全国銀行協会、一般社団法人日本クレジット協会、日本クレジットカード協会と合同で、「消費者信用関係団体共同キャンペーン」を実施
- ・改正犯罪収益移転防止法が成立
- 12月
 - ・金融庁が「経営者保証に関するガイドライン」の活用に係る参考事例集（平成26年12月改訂版）を公表
- 1月
 - ・株式会社NUCSはNUCSブランドをKCカード株式会社（現Jトラストカード株式会社）へ譲渡
 - ・ケーシー株式会社（現ワイジェイカード株式会社）が、KCカード株式会社（現Jトラストカード株式会社）のクレジット事業を承継
 - ・東京商工リサーチが昨年に倒産した企業の負債総額が1兆8,740億円（前年比32.6%減）、1990年以来、24年ぶりに負債総額2兆円を割れ込んだと公表
- 2月
 - ・全国銀行協会が反社会的勢力との取引を排除するため、預金保険機構を通じて警察庁のデータを取得する仕組みを導入すると公表
 - ・法務省が「民法（債権分野）改正に関する要綱案」を決定。法定利率の引き下げ（5%→3%）等
- 3月
 - ・新生フィナンシャル株式会社の子会社である新生カード株式会社が、新生銀行グループ内の組織再編として、株式会社アプラスへ吸収合併
 - ・日本貸金業協会が「貸金業が担う資金供給機能等の現状と動向に関する調査結果報告」を公表